

広島平和研究 第12号 Hiroshima Peace Research Journal Vol. 12



Hiroshima Peace Institute



広島平和研究

Hiroshima Peace Research Journal

2025年 3月
March 2025

第12号 Vol.12



広島市立大学広島平和研究所

Hiroshima Peace Institute
Hiroshima City University

広島市立大学広島平和研究所



広島平和研究

Hiroshima Peace Research Journal

第12号 Vol.12



広島平和研究

第12号

佐藤哲夫特任教授、ロバート・ジェイコブズ教授 退職記念号
目次

平和研究の窓

「戦争の時代」に平和を考える …………… (坂元茂樹) …… 7

特別寄稿

- 佐藤哲夫特任教授への献辞…………… (太田育子) …… 15
- 国際法の研究者と広島平和研究所
——7年間の在職を振り返って…………… (佐藤哲夫) …… 19
- 佐藤哲夫特任教授 略歴および研究業績…………… 30
- Dedication to Professor Robert Jacobs…………… (Hitoshi Nagai) …… 43
- The Global Hibakusha Project: Made in Hiroshima …………… (Robert Jacobs) …… 47
- Curriculum Vitae of Prof. Robert A. Jacobs …………… 52

独立論文

- ユーラシアにおける非欧米諸国の秩序再編
——上海協力機構の役割に注目して…………… (加藤美保子) …… 69
- 民族自決権へ変容した人民の自決権
——民族マイノリティ保護の平和論復活の軌跡…………… (吉川元) …… 87

研究ノート

- 民主主義の後退と民主化研究の射程
——1990年代以降の中東欧・旧ソ連の民主化研究を中心に
…………… (中條絃大) …… 109

文献・資料解説

- 小林直樹「武力と平和」…………… (河上暁弘) …… 125
- 日本で出版された「戦争を描いた絵本」
——1946～2024年…………… (竹迫祐子) …… 149

| | |
|-----------------------------|-----|
| 第13号（2025年度）の投稿の募集について..... | 192 |
| 投稿規程..... | 194 |
| 審査規程..... | 196 |
| 編集後記 | |

Hiroshima Peace Research Journal

Volume 12

Special Tribute Volume for Specially Appointed
Prof. Tetsuo Sato and Prof. Robert Jacobs
Table of Contents

A Window into Peace Studies

Reflections on Peace in the Age of Wars (Shigeki Sakamoto) ... 7

Special Contribution

Dedication to Specially Appointed Professor Tetsuo Sato (Ikuko Ota) ... 15

An International Law Scholar and the Hiroshima Peace Institute:

My Seven Years at the HPI in Retrospect (Tetsuo Sato) ... 19

Curriculum Vitae of Specially Appointed Prof. Tetsuo Sato 30

Dedication to Professor Robert Jacobs (Hitoshi Nagai) ... 43

The Global Hibakusha Project: Made in Hiroshima (Robert Jacobs) ... 47

Curriculum Vitae of Prof. Robert A. Jacobs 52

Research Article

Restructuring of Regional Order by Non-Western Countries in Eurasia:

Focusing on the Role of the Shanghai Cooperation Organization

..... (Mihoko Kato) ... 69

People's Self-determination Transformed into National Self-determination:

Trajectory of the Resurgence of Pacifism in the Protection of National Minorities

..... (Gen Kikkawa) ... 87

Research Note

The Democratic Backsliding and the Scope of Research into Democratization:

Focusing on Research into Democratization in Central and Eastern Europe and

the Former Soviet Union from the 1990s Onwards (Hiroto Nakajo) ... 109

Reference Commentary

Naoki Kobayashi, *Streitmacht und Frieden (Force and Peace)*

..... (Akihiro Kawakami) ... 125

Picture Books Depicting War: Published in Japan 1946–2024

..... (Yuko Takesako) ... 149

| | |
|--|-----|
| Call for Papers: Hiroshima Peace Research Journal, Vol.13 | 192 |
| Submission Guidelines | 194 |
| Regulations for the Evaluation of Manuscripts | 196 |
| Editorial Note | |

平和研究の窓

「戦争の時代」に平和を考える

坂元 茂樹
神戸大学名誉教授

「戦争の時代」の到来？

第一次世界大戦や第二次世界大戦が起きた20世紀は、「戦争の世紀」と呼ばれました。第二次世界大戦後に国連が設立され、国連憲章の前文では、「われら連合国の人民は、われらの一生のうちに二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救い、基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念をあらためて確認し、正義と条約その他の国際法の源泉から生ずる義務の尊重とを維持することができる条件を確立」することを誓いました。国連は、「寛容を実行し、且つ、善良な隣人として互に平和に生活し、国際の平和及び安全を維持するためにわれらの力を合わせ、共同の利益を除く外は武力を用いないことを原則の受諾と方法の設定によって確保」する機関として出発しましたが、今やその理念を失いつつあります。

「人権の世紀」になるという期待のあった21世紀は、残念ながら世界中の各地で無辜の市民に「戦争の惨害」を与える事態になっています。2022年2月のロシアのウクライナ侵略によって始まったウクライナ戦争は終結の兆しは見えませんが、2023年10月のガザでのイスラエルとハマスの戦闘も未だ継続しています〔本稿執筆12月時点〕。2024年9月にはイスラエルとヒズボラとの戦闘も激しさを増しています。また、2023年4月の民政移管に関する意見対立により、スーダンでは政府軍と民兵組織の間で内戦が続いています。今まさに世界は、「戦争の時代」に突入しているかに見えます。

毎年6月20日は世界難民デーですが、世界で紛争や迫害、自然災害などから逃れた難民や国内避難民の数は、2024年にはついに1億2千万人を超えました。つまり、日本の人口と同じ数の人たちが自分たちの暮らしている場所からの避難生活を余儀なくされています。2024年6月に来日したキティ・ファン・デル・ハイデン国連児童基金（UNICEF）事務局次長の話では、ウクライナやガザ、あるいはスーダンなどの武力紛争で死傷した子どもたちの数は、過去18年で12万人、一日平均20人の子どもが死傷しているとのこと。『ガザ日記——ジェノサイドの記録』を書いたパレスチナの作家アーティフ・アブー・サイフが指摘するように、人間は数ではありません。先に挙げた死傷した子どもの数の背後には、それぞれ

の子どもたちの夢や希望があったわけで、その数が意味しているのは、子どもたちのそれぞれ果たされなかった夢や希望の数と言えます。本来、国際人道法や国際人権法によって保護されるべき市民の命がいつも簡単に奪われている現状は、法の支配に基づく国際秩序がいたるところで破られていることをわれわれに伝えていきます。

谷川俊太郎さんの詩の一節に、「人間は戦争する動物」というのがありますが、この人間の中に「子ども」は入りません。なぜなら、戦争を始めるのは大人であり、子どもではないからです。戦争は大人の責任です。

世界人権宣言が教えること

世界人権宣言は、第3回国連総会（1948年）で採択されました。第二次世界大戦中、ナチス・ドイツがユダヤ人を強制収容所に入れ、かれらをガス室で集団殺害するという人種優越主義的な事件が二度と繰り返されないようにという反省のもと、この宣言は採択されました。宣言の第1条が、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とにおいて平等である」と述べているのは、そのためです。しかし、宣言が「すべての人間は」という時に、当時、視野に入っていなかった人びとがいます。アジア・アフリカの植民地支配下にあった人びととパレスチナの人びとです。奇しくも1948年は、イスラエルが建国宣言をし、パレスチナの人びとが暮らす村落を破壊し、住民を追放したナクバ（アラビア語で大厄災）が生じた年です。

クレイグ・モキーパー国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）ニューヨーク事務所長は、2023年10月28日、ヴォルカー・ターク国連人権高等弁務官に宛てた30年間の職務を終える退任の書簡の中で、「今年、世界人権宣言75周年にあたって、私たちは、世界人権宣言がそれに先立つナチスによるユダヤ人迫害・虐殺などの残虐行為から生まれたという古い決まり文句を捨てて、世界人権宣言が最も残虐な大量虐殺のひとつ、すなわちパレスチナの破壊とともに生まれたことを認めるのがよいだろう」と述べています。ともに大虐殺を経験したユダヤ人とパレスチナ人が今また自らの生存をかけて戦っているのは、歴史の皮肉としか言いようがありません。

世界人権宣言第6条は、「すべての人は、いかなる場所においても、法の下において人として認められる権利を有する」と規定し、すべての人間は、あらゆる場所において人間らしく扱われなければならないと述べています。はたしてウクライナやガザでそれは実現されているでしょうか。

全30カ条からなる世界人権宣言は、人間が人間らしく幸せに生きていくための権利である人権の国際的な基準を示した大切な文書であると同時に、世界中のす

べての人、すべての国が尊重すべき共通の人権とは何かを示しています。特徴的なのは、その前文で「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利を認めることが、世界における自由、正義及び平和の基礎である」と述べていることです。ここでは、人権が守れないところに平和はないという考えが採用されています。その意味で、人権を語ることは平和を語ることもいえます。ウクライナ戦争が始まったとき、ロシア国民の多くが戦争に反対し、60以上の都市で抗議デモを行ないましたが、プーチンはこれを弾圧し、デモに参加した5900名を超えるロシア国民を拘束しました。戦争を始めたロシアのプーチン政権下では、世界人権宣言第19条がいう表現の自由も第20条の集会結社の自由も保障されていません。

多くの日本人はすでに忘れ去っていますが、日本は、第二次世界大戦に敗れ、国際社会に復帰したサンフランシスコ平和条約（1951年）の前文で、「日本国としては、国際連合への加盟を申請し且つあらゆる場合に国際連合憲章の原則を遵守し、世界人権宣言の目的を実現するために努力」することを誓った国です。そして、世界人権宣言が採択された前年の1947年に施行された日本国憲法第98条第2項は、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」と規定し、国際法を遵守することを憲法上の要請としている国です。

現在、われわれが目撃しているように、戦争で人間の命がいつも簡単に奪われていく事態こそ、人権の重大な危機と言わなければなりません。このような時にこそ、われわれは、世界人権宣言にいう「すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する」（第3条）との規定を思い起こす必要があります。われわれ一人ひとりが、人間を中心に置き、人間一人ひとりを大切にする世界人権宣言に体现されている国際法の意義を改めて確認し、平和の実現を目指して努力する必要があります。

国連平和に対する権利宣言

みなさんは「国連平和に対する権利宣言」という言葉を聞いたことがあるでしょうか。2003年から2011年にかけて行なわれたイラク戦争に対する世界的な反戦運動の盛り上がりによっても戦争を防ぐことができなかった現状の中で、「平和に対する権利」の問題に積極的に取り組んできたのが、スペインのNGOであるスペイン国際人権法協会（AEDIDH）でした。同協会は、2005年から2006年に平和に対する権利世界キャンペーンを始めました。2006年10月にルアルカ宣言を採択し、国連人権理事会、同諮問委員会、国連教育科学文化機関（UNESCO）その他の国際会議に提案を行ないました。こうした活動が、2008年に国連人権高等弁務官事

務所に「平和に対する人民の権利」に関する専門家ワークショップを開催させ、その成果を人権理事会へ報告するようとの理事会決議8/9に結実しました。同協会は、その後も、ビルバオ宣言（2010年2月）、バルセロナ宣言（2010年6月）、サンティアゴ宣言（2010年12月）を採択し、これに賛同する世界のNGOの数は1795に達しました。

国連人権理事会の場に、初めて「平和に対する人民の権利の促進」に関する決議案が提出されたのは、2010年6月14日です。ところが、この決議案の共同提案国は、キューバを中心とした途上国で、北朝鮮、スーダン、アルジェリア、シリアなど人権侵害国とみられる国が多く名を連ねていました。これを受けて、人権理事会はそのシンクタンクである諮問委員会に「平和に対する人民の権利」宣言の起草を求める決議14/3を賛成31（中国、ロシアを加えた途上国）、反対14（EU諸国、米国及び日本など先進国）、棄権1（インド）で採択しました。

先進国は、人権は個人の権利なのに、人民の権利という集団の権利を取り上げていること、さらに、国連総会はすでに1984年11月12日に「平和に対する人民の権利宣言」（決議39/11）を採択しており、この問題は国連人権理事会ではなく、安全保障理事会など他のフォーラムで議論するのがふさわしい、という理由によって反対しました。

2012年2月に諮問委員会が採択した全14カ条からなる宣言案は、その第1条で、「個人及び人民は、平和に対する権利を有する」（1項）とし、「国家は、個別に又は共同で、もしくは国際機関の一部として、平和に対する権利の主要な義務保持者である」（2項）と規定しました。このように諮問委員会の宣言案は、個人及び人民を平和に対する権利保持者とし、国を義務保持者としています。しかし、第1条には、「平和」それ自体の定義が存在しません。また、国が国民を守るために自衛権を行使した場合、個人や人民が有する平和に対する権利を侵害したことになるのかについても、必ずしも明確ではありません。つまり、宣言案自体が絶対平和主義の立場をとっているのか、集団安全保障に基づくプラクティカルな平和主義の立場をとっているのか判然としません。宣言案では、平和に対する脅威や平和の破壊を認定し、時に強制措置を命ずる国連安保理との関係が明確ではなく、どのような場合に平和に対する権利の違反が生ずるのかがはっきりしないという問題点がありました。

他方で、第2条「人間の安全保障」では、「すべての者は、脅威及び欠乏からの自由、及び国際人権法に従って思想、良心、意見、表現、信念及び宗教の自由を含む、すべての積極的な平和の構成要素たる人間の安全保障に対する権利を有する。欠乏からの自由は持続的な発展の権利及び経済的、社会的、文化的権利の享受を含む。平和に対する権利は、市民的、政治的、経済的、社会的及び文化的権利を含む、すべての人権に関連する」（1項）と規定するとともに、「すべて

の個人は、あらゆる種類の暴力の対象とはならず、身体的、知的、道徳的及び精神的すべての能力を全面的に発展させることができるように、平和に生きる権利を有する」(2項)と規定しました。これは国際法上の「平和的生存権」の考えを明記したもので注目に値します。この規定の背後にあるのは、平和を単に戦争のない状態(消極的平和)と考えるのではなく、平和学者のヨハン・ガルトゥングのいう「構造的暴力」のない状態、あるいは「人間の安全保障」が確保されている、公正かつ持続可能な平和の条件の存在を明らかにする(積極的平和)との考えが基本にあります。

挫折したとはいえ、スペインのNGOが提起した平和に対する権利は市民レベルで考え続けていく価値のある主題です。なぜなら、この主題には少なくとも国際法の「市民化」の実現という未来への期待を見て取ることができるからです。「平和に対する権利宣言案」という発想は、平和の「法化」と国際法の「市民化」という二つのキーワードで捉えることができる重要な考え方のように思われます。平和は単に国家に委ねられる問題ではなく、国家を構成する市民こそが平和の担い手であることを考えれば、なおさら平和に対する権利という発想は重要です。

第二次世界大戦で唯一の地上戦を経験した沖縄には、「命どう宝」という言葉があります。「命こそ宝だよ」というこの言葉を、「生命権」と言い換えると、世界人権宣言第3条の生命に対する権利の考え方につながります。しかし、個人や人民が自己の生命を戦争の惨禍から守ってもらう権利を持つことを認めよと国家に迫ると、国家の権利との抵触が生じます。なぜかといえば、国家は戦争に訴える権利を自衛権として国際法上保持しているからです。容易に答えの出ない問題です。

いずれにしても、「平和に対する権利宣言案」は、平和に対する権利を人権として国家によっても犯しえない権利にしようとの動きであり、国と個人との関係に緊張関係をもたらしています。この宣言案は、21世紀を「人権の世紀」とするために、国家主権と個人の人権はどのように折り合えるのかという壮大かつ長期的な課題をわれわれに示しています。

ハンセン病問題と戦争

「ハンセン病問題と戦争」という表題を見ると違和感を持つ人がいるかもしれませんが。しかし、日本におけるハンセン病対策は、戦争中の「健民健兵」政策の一環として行なわれました。

ハンセン病患者に対する偏見差別は、法律が作り出したものです。1907(明治40)年の「癩予防ニ関スル件」という法律によって、まず「療養ヲ有セス且救護者ナキ」患者を療養所に隔離しました。その後、戦前の1931(昭和6)年「癩予

防法」(旧法)と戦後の1953(昭和28)年「らい予防法」(新法)によって全てのハンセン病患者の強制隔離が行なわれました。こうした強制隔離政策は、ハンセン病が強烈な伝染病で、隔離が必要なほどの特別な病気という誤った認識とハンセン病患者への恐怖感と差別意識を形成させました。同時に、その家族も同じような扱いを受けてもやむを得ないという認識の形成につながりました。

「癩予防法」は日本がアジア・太平洋戦争に突入する直前に成立し、15年間の戦争のなかで実施されていきました。内田博文九州大学名誉教授が指摘するように、長期化する戦争のなかで、ハンセン病対策も、戦争で必要とされる心身ともに健康で優秀な国民の創出により強い軍隊の形成を目指す「健民健兵」政策の一環として、社会から排除する形で推し進められました。

医師の光田健輔氏は、1899(明治32)年、「らいは、恐ろしい伝染病、民族浄化をめざす文明国の恥」との国辱論を展開し、優生思想に基づくハンセン病患者の隔離を主張しました。これが、ハンセン病患者への偏見・差別の根源となりました。戦前の国民総動員的な絶対隔離の推進運動である第1次「無らい県運動」を支えたのは、光田健輔氏によるこの「民族浄化論」でした。光田氏は、国家・民族を「浄化」という考えを持っていました。「無らい県運動」はこうした「民族浄化」論が基調となり、隔離する側にも、隔離される側にも、国家・民族の繁栄のためという国家的使命感を要求しました。国家のため、民族のため、絶対隔離を推進するという使命感こそが第1次「無らい県運動」の原動力でした。

これに対して、戦後の第2次「無らい県運動」の原動力は、文化国家日本の再建でした。1947年(昭和22年)11月6日、厚生省予防局長(当時)から都道府県知事宛てに通知された「無癩方策実施要項」では、その趣旨を「文化国としての日本再建の基本たるべき疾病予防施策中癩予防を徹底し無癩国たらしめるものである」と定め、「形式的に流れぬ様強力且徹底的に実施し真に無癩国たらしめる様留意する」との方針が示されました。このことは、戦後のハンセン病政策が戦前のそれを単に引き継いだというだけでなく、新たな日本国憲法が成立した状況の下で、国が新しい認識に基づいてハンセン病患者の終生隔離と断種・墮胎を目指す新しい政策を打ち出したことを意味しています。

戦後の1948(昭和23)年に公布された旧優生保護法でもハンセン病患者とその配偶者が断種、墮胎の対象とされたのは、伝染病ではあるものの、先天的にハンセン病に対する抵抗力が弱いとの体質遺伝説がその根拠とされました。ハンセン病を理由とする優生手術は1400件以上、人工妊娠中絶は3000件以上行なわれました。

国立療養所菊池恵楓園歴史資料館運営委員会は、2023年度に行なった『虹波に関する調査報告書第1報』を、2024年に公表しました。同調査により、第二次世界大戦中の1942(昭和17)年12月から戦後の1947(昭和22)年6月にかけてハン

セン病治療薬として開発中の薬「虹波（こうは）」の臨床試験が療養所でハンセン病患者に行なわれていた事実が判明しました。現在、判明している被験者として参加した入所者の数は472名、この他、参加した可能性がある入所者の数は現状370名存在すると言われています。投与中に9人が死亡し、うち2人は虹波による死亡が疑われています。

同報告書によれば、虹波は感光色素を成分とした薬剤で凍傷ややけどの治療など寒冷地での作戦の応用に旧陸軍が着目し、熊本医科大学（現在の熊本大学医学部）に研究を委託しました。この研究で、結核患者で回復例があったため、結核菌と近縁の「らい菌」に治療への効果が期待されました。菊池恵楓園の園長であった医師の宮崎松記氏（当時）が研究に加わり、入所者は園長への遠慮から臨床試験への参加を拒否できず、薬剤の効果についても正直な感想を述べるのができなかつたとされます。虹波の投与により、倦怠感、知覚異常、発疹、吐き気などさまざまな副作用がありました。1943（昭和18）年以降臨床試験への抵抗を示す入所者が出てきましたが、投与は1947（昭和22）年ごろまで続けられました。

世界医師会（WMA）が1964年に採択し2013年の第64回総会で第9次改訂が行なわれた「人間を対象とする医学研究の倫理的原則」（WMAヘルシンキ宣言）は、一般原則9で「被験者の生命、健康、尊厳、統合性、自己決定権、プライバシー及び個人情報の秘密保持は医学研究に関与する医師の責務である。被験者の保護責任は常に医師またはその他の医療専門職にあり、たとえ被験者が同意していたとしても、決してその被験者にあるわけではない」と規定しています。現代の医学研究の倫理的原則から見た場合、明らかにハンセン病患者の生命、健康、尊厳を損なうような臨床試験が行なわれていたようです。なぜにハンセン病患者に対してこうしたことが平気で行なわれたのでしょうか。

優生思想の克服を目指して

石川准静岡県立大学名誉教授によれば、優生思想は、「優生学的思想」と「エイブリズム（障害者差別主義）」という二つの側面から成り立っており、これらはともに人間の価値を一部の基準に基づいて評価し、差別を正当化する考え方だとされます。石川教授によれば、「優生学的思想は、19世紀末から20世紀初頭にかけて発展したもので、人類の遺伝的『改善』を目指し、特定の遺伝的特徴を持つ人びとを選別することを正当化する考え方です。これは、社会全体の遺伝的『質』を向上させることを目的としており、特に『劣った』と見なされた遺伝的特徴を排除しようとする点で、極めて差別的で危険な思想です。この思想は、ナチス・ドイツの優生政策や、日本の旧優生保護法のように、強制不妊手術や人種差別を正当化するために利用」されたとのこと。「エイブリズム」とは耳慣れない言葉

ですが、石川教授によれば、「健常（障害のないこと）」を基準とし、障害を持つことを「劣っている」と見なす態度や行動を指すと言われます。こうしたエイブリズムは、障害者に対する社会的障壁を生み出し、かれらの能力や価値を不当に低く見積もる考え方です。これにより、障害を持つ人びとがまるで「欠陥」のある人のように扱われ、社会的に排除され、かれらの権利が侵害されてきたと言われています。まさしくハンセン病患者に対して、このような考えに基づき、療養所において臨床試験という名の不可視の人権侵害が行なわれていたことがわかります。

平和の尊さを学ぶ

こうしたことを考えてきますと、改めてわれわれは、世界人権宣言第1条が掲げる「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利において平等である。人間は、理性及び良心を授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない」という原点に立ち戻る必要があります。こうした人権を尊重する姿勢を不断に堅持した社会は、戦争を政策の手段として選択することはないと考えます。

みなさんは傷痕軍人を見たことはあるでしょうか。朝鮮戦争（1950年）の年に生まれた私は、お祭りの時に、物乞いをする傷痕軍人の格好をした人たちを見た記憶があります。戦争を知らない子どもである私にも、戦争の悲惨さを伝える光景でした。今、ウクライナやガザで戦争の傷跡を負った軍人や市民の方々を多く見かけます。戦地に赴いた夫の無事の帰還を願って、不安な毎日を暮らす妻や家族がその背後にいます。われわれは平和の尊さをかみしめると同時に、どうしたら戦争で傷ついた人たちを支援できるか、どうしたら戦争を終わらせることができるかを考える必要があります。また、戦争で障害を負ったからといって、排除することなく、分け隔てなく個人として尊重し、社会に参加する共生社会を作り上げていくという人権の考え方が戦争中にも戦争後にも必要です。このように、戦争と人権は分かちがたく結びついています。

特別寄稿

佐藤哲夫特任教授への献辞

太田 育子
広島市立大学国際学部教授

佐藤哲夫先生は静岡県浜松市のご出身で、1978年3月に一橋大学法学部を卒業後、同大学院法学研究科修士課程及び博士後期課程において、皆川洸教授の下で国際法学の研鑽を積まれました。国際社会・国際法に特徴的な分権的構造の変容を的確に把握するためには、国際組織の存在と活動に基づく国際社会の組織化の視点が大切ではないか、とお考えになった先生は、1949年ICJ「損害賠償」事件勧告的意見で示された黙示的権限の法理を研究すべく、フルブライト奨学生として1981年9月に米国フレッチャー法律外交大学院に留学なさり、レオ・グロス教授の下で法律外交修士の学位を取得されます。

1984年3月に一橋大学法学部助手に就任された佐藤先生が、修士論文に基づき1986年から1990年にかけて三部作として纏められた「国際組織設立文書の解釈プロセス——法創造的解釈をめぐる」（一橋大学研究年報『法学研究』掲載）は、1991年に第24回安達峰一郎記念賞を受賞することになります。独立した国際法研究者としての第一作となるこの公刊論文のタイトルに先生は注を付して、薫陶を受けた上述の二人の恩師のお名前を論文冒頭に掲げ、献辞としておられます。今日に至るまで精緻な国際法研究に真摯に取り組まれる先生の academic integrity の源泉が、そこに顕れているようにも思われます。

1993年に刊行された『国際組織の創造的展開——設立文書の解釈理論に関する一考察』で、佐藤先生は一橋大学博士（法学）の学位を取得され、同書の英訳として、1996年に *Evolving Constitutions of International Organizations: A Critical Analysis of the Interpretative Framework of the Constituent Instruments of International Organizations* を出版されています。両著作は、国際組織の任務・機能の概念に着目することにより、形式的には条約である国際組織の設立文書を実質的には組織法（Constitution）と捉え、通常の条約解釈枠組みとは異なる法創造的な解釈枠組みの下でのダイナミックな設立文書解釈プロセスを論じたもので、学会誌（『国際法外交雑誌』、*American Journal of International Law*）の書評でも高く評価され、先生は国際組織法の理論的發展を担う第一人者となられます。

この理論的考察と約20年にわたる国際組織法講義の蓄積を統合して、2005年に佐藤先生は、単著での基本書『国際組織法』を刊行されました。同書では、国連を中心とする国際組織の存在と活動が国際法秩序に与える構造的変容と国際社会

の組織化について、具体的かつ体系的な提示がなされ、大変説得力のある論述が展開されています。この体系性は、2015年に出版された先生の論文集『国連安全保障理事会と憲章第7章 集団安全保障制度の創造的展開とその課題』でも顕著です。安保理機能の創造的展開を理論から考察する第1部、安保理の具体的な活動を実証的に検討する第2部、課題としての安保理の正当性の向上を指摘する第3部、正当性の問題を扱う際の「国際社会の公権力」（として安保理が規制対象となる）という視点の重要性を指摘する第4部という構成に、1990年から2015年までにご執筆の10本の論文が見事に配置されています。先生がお若い頃から長期的視野に立ち、体系的を意識して題材を慎重に選び、継続的に緻密な研究を積み重ねてこられた証左といえるでしょう。

佐藤先生は、2018年3月に34年間勤められた一橋大学大学院法学研究科を定年退職され、一橋大学名誉教授とられた2018年4月に広島市立大学広島平和研究所教授として赴任されました。着任後も、3つのテーマ——「国際社会の組織化に由来する現代国際法の発展や特徴」、「国際連合等の国際組織の活動」、「国連安保理による集団安全保障制度」——を柱とした先生のご研究は有機的な発展を続け、学界へ多大な貢献をなしていることは言うに及びません。

同時に、広島で先生が新境地を拓かれたのではないかと拝察しますのは、平和研究所での職務の一環として担われた国際シンポジウムや連続市民講座などでの、一般市民／国際法未修者を聴衆とする国際法解説です。学究肌で正確な用語定義に基づく網羅的な著述を旨とされる先生にとって、国際法上の数多くの論点・争点を、体系的にわかりやすくかつ不正確さや誤解の余地を排除しながら一般市民へ伝えることは、私たちが想像する以上に挑戦的な取り組みであられたのではないのでしょうか。

しかしながら、進行中の人道的危機など深刻な国際問題を扱うどの講演の場でも、佐藤先生は簡潔ながら問題全体への目配りの効いた国際法解説を明快にお届けになり、毎回「わかりやすかった」と多くの聴衆に好評です。先生ご自身も、聴衆から寄せられる質問や感想から、国際法への期待の高さや国連など国際組織への失望をお感じになったためか、近年、精力的に、国際法未修の一般市民への国際法入門を意図した著述を重ねておられます。

そして、国際法や国際組織という仕組みは、主権国家が併存する国際社会の分権的な構造がもたらす制約の下で当然にさまざまな欠陥や限界を抱えているがゆえに、国際社会の究極の構成単位である私たち個人が、法至上主義や機構万能主義に陥ることなく、ましてや世界政府的な理念型を統治システムの基準にすることなく、常に対立が存続し多様な性格の国際社会を共同体へと変革し、国際法などの仕組みによる統治可能性を高めていくという視点を持つことが大切であると、繰り返し説いておられます。

広島の地が醸す平和希求のエートスの中で、佐藤先生は、国際組織法研究の第一人者としての学識と長年にわたる教育経験を余すところなく提供され、私たち一人ひとりのあり方の創造的展開を促してくださいました。

この献辞におきまして佐藤先生への心からの感謝の気持ちを述べさせていただきますとともに、末筆ながら先生の末永いご健康とご活躍をお祈り申し上げます。

特別寄稿

国際法の研究者と広島平和研究所 ——7年間の在職を振り返って

佐藤 哲夫
広島市立大学広島平和研究所特任教授

はじめに

本稿は、私が広島市立大学広島平和研究所（以下、平和研）に在職した7年間の振り返って、どのような貢献ができたのかを総括することを目的とする。私は現在、特任教授という例外的な地位にあり、そのような地位にある者として、在職期間にどの程度の貢献ができたのかについて十分な説明責任を果たす必要があると認識しているゆえである。

私は、前任校である一橋大学大学院法学研究科を国際法の教授として2018年3月に63歳で定年退職した後に、広島平和研究所が広島市立大学大学院平和学研究科を開設するのを支援し、国際法関連科目を担当するために、同年4月に広島市立大学教授として着任した。その後、2020年4月以降は特任教授となっている。

大学院平和学研究科修士課程（博士前期課程）が2019年4月に開設され、同博士課程が2021年4月に開設され、大学院での教育や運営に関わってきた。

以下、まず2018年4月の着任時における私の国際法の研究者としての業績を話し、7年間の在職の出発点を確認する。その後に、社会貢献活動と教育活動について感想を含めて簡潔に紹介する。最後に研究活動として公表できた成果を中心にまとめる。

1. 出発点

研究者の研究業績には多様なものが含まれるが、私の場合には、次の4冊の著書が中心となる。1冊目は法学博士の学位請求論文、2冊目はその翻訳として刊行した英文書物、3冊目は体系的に執筆した教科書、4冊目は体系的にまとめた論文集である。

・1993年（38歳）

- ・『国際組織の創造的展開——設立文書の解釈理論に関する一考察——』（勁草書房、xiv + 502頁、1993年）（法学博士の学位請求論文）

- ・ 1996年 (41歳)
 - ・ *Evolving Constitutions of International Organizations: A Critical Analysis of the Interpretative Framework of the Constituent Instruments of International Organizations* (The Hague, Kluwer Law International, International Law in Japanese Perspective, Volume 3, 1996. Pp. xviii + 301) (上記書物の翻訳)
- ・ 2005年 (50歳)
 - ・ 『国際組織法』 (有斐閣、xxiv + 393頁、2005年) (体系的教科書)
- ・ 2015年 (60歳)
 - ・ 『国連安全保障理事会と憲章第7章 集団安全保障制度の創造的展開とその課題』 (有斐閣、xvi + 396頁、2015年) (体系的論文集)

このような4冊の特徴からは、後知恵的ではあるが、私の研究は次のようにまとめることができる。まず博士論文では、原理的・原則的な基本的な問題を扱う。それを英文書物として刊行する。それから、先ほどの原理的・原則的な視点・立場を踏まえて、この分野の体系的教科書をまとめる。そして最後に、原理的・原則的な視点・立場を踏まえた上で、現代国際社会の実践的な諸問題を分析するとともに、諸論文を体系的に編集した論文集として刊行する。とりあえず、最初に私の研究のあり方と業績は、このように総括できる。

2. 社会貢献活動

社会貢献活動としては、国際法学会や世界法学会など所属学会での様々な役員としての貢献があるが、ここでは平和研での主な貢献として、2019年に企画・実施した連続市民講座と国際シンポジウムを取り上げたい。

(1) 連続市民講座

着任年である2018年の連続市民講座と国際シンポジウムの内容と開催経緯を間近で見れていたが、企画委員長から(孫賢鎮准教授と一緒に)2019年に連続市民講座と国際シンポジウムの企画と実施を一任された。当時、孫さんは韓国の世宗研究所とのシンポジウムの企画・実施を担当しており多忙であったために、孫さんに相談し助言・了解を得ながらも、私の考えで以下のように進めた。

連続市民講座については、冷戦の終結後のアジアでは軍事的緊張が続いていることを踏まえて、「アジアの平和とガヴァナンス」と題したものを2019年10月～11月に実施し、約100名の登録参加者があった (https://www.peace.hiroshima-cu.ac.jp/public_lecture/pls2019/)。ともすれば、「核兵器の廃絶」という問題にしか目が向かない傾向のある広島の地で、このようなテーマの講座を開催するに際しては、次のような説明を加えた。

広島平和研究所は、「学術研究活動を通じて、核兵器の廃絶に向けての役割を担う」ものですが、「核兵器の廃絶」には2つの道があると言われます。第1は、核兵器そのものを削減・廃止する直接的なアプローチであり、第2は、戦争が起これないような仕組みを作ることをめざす間接的なアプローチです。核廃絶には、これら2つの両方が必要だと言われます。¹

その意味で、「アジアの平和とガバナンス」と題した今回の市民講座は、平和学、国際政治学、国際法学などの、様々な社会科学の専門的な観点から、アジアに戦争が起これないような仕組みを作ることをめざすものといえます。

このような幅広い観点からの市民講座を提供することが可能となった理由ですが、広島平和研究所は、今年の4月から新しく大学院に平和学研究科修士課程を発足させました。それに伴って関連のスタッフも充実させ、今回の市民講座の担当教員5名中3名は、新たに着任した者です。

(2) 国際シンポジウム

国際シンポジウムは「核兵器と反人道罪のない世界へ」と題して、2019年12月15日（日）に広島国際会議場において約280名に及ぶ参加者を得て実施した (<https://www.peace.hiroshima-cu.ac.jp/symposium/20191215/>)。国際社会・国際法にとって画期的ともいえる国際刑事裁判所に焦点を当てたシンポジウムであり、ロシアによるウクライナ侵攻とイスラエル・ハマス紛争の展開する現在から見れば、極めて先見の明のあったテーマと自負している。

2018年のシンポジウムは「平和への扉を開く——核兵器禁止条約と、これから」と題したものであったが、これは2017年に核兵器禁止条約が採択され、条約採択への「革新的努力」が評価された核兵器廃絶国際キャンペーン (ICAN) がノーベル平和賞を受賞したことを踏まえて企画され、ICANの関係者を基調報告者としていた。

2018年のノーベル平和賞は、戦争や武力紛争での女性に対する性的暴力の根絶に焦点を当て、コンゴ民主共和国の医師のデニ・ムクウェゲ氏とイラクの少数民族派ヤジディ教徒で女性人権活動家のナディア・ムラド氏が受賞した。2018年が、国連の安全保障理事会で戦争や武力紛争における性的暴力が戦争犯罪であり平和と安全を脅かすとした決議が採択されてから10年にあたるとともに、戦争や武力紛争での女性の基本的な権利と安全が守られなければ、より平和な世界は実現できないとの観点からであった (https://www3.nhk.or.jp/news/special/nobelprize/2018/nobel2018_01.html)。

これを受けて、当初、「人道に対する犯罪の根絶に向けて——国際社会の取り組みの現状と課題」と題したシンポジウムを企画した。国際刑事裁判所と国連の人権理事会という、この問題に取り組む国際社会の二つの主要機関の活動を紹介します

ることにより、広島市民の啓発を目指したものである。しかしながら、共催機関である中国新聞社との協議において、同社からは核兵器廃絶という柱が不可欠という話が出た。企画の修正を交渉しながらも、基調報告者などの依頼・確保の手続を並行して進めざるを得ず、かなり大変な作業となった。最終的には、人道に対する犯罪と国際刑事裁判所を支柱としながらも、核兵器使用の規制や処罰を副柱としたが、これら両者を調和させるという難問には最後まで苦心した。

国際刑事裁判所の処罰対象犯罪には人道に対する犯罪と戦争犯罪の両者が含まれてはいるが、人道に対する犯罪の背景には第二次世界大戦中におけるナチス政権による主に自国民であったユダヤ人への迫害があり、ノーベル平和賞が対象とした女性に対する性的暴力は1990年代の内戦状況における犯罪であったことに示されるように、人道に対する犯罪は主に一国内において起きた事態に対して適用されてきた。

他方、核兵器使用は核兵器を所有する国家と他の国家との間の戦争状況において起きるものと想定され、核兵器使用の処罰は国家間の戦争状況を規律する武力紛争法における戦争犯罪との関連で議論されてきた。その意味で、人道に対する犯罪と核兵器使用の処罰とはあまり親和的ではない。実際、「核兵器使用と人道に対する犯罪との関連性は、……ほとんど見いだせない²」とも指摘される。このような次第で、シンポジウムにおいては、国際刑事裁判所を大柱とし、人道に対する犯罪の処罰を支柱、核兵器使用の処罰を副柱として区別して立てることにした。学術的なシンポジウムと市民向けの異なる関係者が関与するシンポジウムとの相異を実体験したものであった。

2019年度に実施した連続市民講座と国際シンポジウムという、二つの統一テーマに基づく諸原稿をまとめたコンパクトかつ素敵なブックレットが刊行され、オンラインにて無料で入手可能となっている (<https://www.peace.hiroshima-cu.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2020/03/HPI-Booklet-Vol.7.pdf>)。シンポジウムの構成についても、「はじめに」において若干の説明を残しておいた。

3. 教育活動

(1) 担当科目と実施方法

平和研は本来研究所であり、教育活動は、大学院の平和学研究科を設置したことによって新たに導入された大学院の科目が中心となる。私の場合には、以下の科目を担当した。

○ 学部においては、

- ・「国際化時代の平和」（10月～1月の15回オムニバス：1回あるいは2回）
- ・「平和研究 I」（4月～7月の15回オムニバス：1回あるいは2回）

・「平和研究Ⅱ」（10月～1月の15回オムニバス：1回あるいは2回）

○ 平和学研究科においては、

・「現代国際法と平和」（4月～7月：15回）

・「国際組織と国際制度」（10月～1月：15回）

これらの大学院科目については、受講生が極めて少ない（2～5名程度）こと、国際法の既修者と未修者が混在していることもありうることに鑑みて、可能な限り双方向的に質疑応答や議論形式を取り入れることとした。具体的には、毎回の授業の進め方については、授業を前半（50分）と後半（40分）に分けて、次のように進めた。

前半（50分）では、適当な体系的教科書を使用して、毎回の授業の該当範囲を学習していく。事前に予習して内容に関する質問事項を提出してもらった上で、最初に10分程度、教員から特に重要なポイントのみ簡潔に説明・確認し、その後の40分程度は質問に対する回答を説明し、可能であればさらに双方向的な質疑応答や議論を行う。

後半（40分）では、前半での体系的理論的な学習を補完することを目指して、具体的な事例などを扱う文献（森川幸一他編『国際法で世界がわかる』岩波書店、2016年）を読み、15分～20分程度で、受講者に担当部分の内容をレジюмеにまとめて簡潔に紹介してもらい、その後の20分～25分程度においては、同様に事前に提出された質問への回答も試みてもらい、必要に応じて教員から補足説明を加える。

(2) 実績と感想

6年間の授業開講期間を通して、常に複数の履修者（多くは4～6名）がおり、いずれの科目でも、様々な質問が出されたことや、（特に留学生については）レジюмеの添削をしたことなどにより、毎週5日の勤務時間の内、2日半は授業の準備と実施に充てることになった。その意味で、丁寧な授業を心がけたわけであり、授業期間中は勤務時間の半分を教育に充てたといえる。その結果、概ね、院生からも高い評価を得てきた。

特に様々な質問に的確にかつ最新の情報で回答するという点では、研究室の書籍や資料よりもネット上で入手できる電子情報が豊富かつ充実してきており、それらを広範に入手し、モニター画面上で、サクサクと切替えながら説明できるという経験を積むと、今や少人数での双方向教育でも、対面よりもオンラインの方がより良く実施できるのではないかと思われる。実際、優秀な院生は、毎週の授業という短時間の準備にもかかわらず、私も気がついていないような資料を見つけてきて理解を深めてくれることもあり、時代の変化を感じる次第である。

4. 研究活動

(1) 「青年期の学問」と「老年期の学問」あるいは「各論」と「総論」

2018年4月の着任時における私の国際法の研究者としての業績、7年間の在職の出発点は、「1. 出発点」にまとめた通りである。それを前提として、平和研での研究活動への取り組み方としては、少なくとも二通りの姿勢がありうるだろう。第1は、従来の国際法の研究者としての関心の発展であり、基本的には国際法の研究者を读者として想定することが多い、専門的な研究である。

第2は、平和研における平和学という、より広い、より実践的な性格の強いアプローチにおいて、国際法という、国際社会を規律すると理解・期待される法が、どのように貢献できるのか、に焦点を置くものである。もちろん、これら二つは理念型であって、実際には、この間にさまざまなバリエーションがありうるし、さらにはまったく別の関心もありうるだろう。

結果的に評価すれば、私の研究は、これら二つを同時並行的に進めながらも、種々の事情により、第2の研究活動に重点を置くものになったと結論できる。このような結果を側面から正当化する事情として、次のような点にも触れておく価値があるだろう。すなわち、研究を継続してきた60歳代の研究者は、そのような蓄積のある研究者にして初めてできるような取り組みを優先すべきだということである。

このような考え方をより明確に「青年期の学問」と「老年期の学問」の対比という視点から深めた、三谷太一郎氏の次のような説明を紹介しておきたい。(以下、要旨)

「老年期の学問」といっても、業績主義を本位とする「青年期の学問」がもっていた可能性を限界にまで追求することによってしか、「老年期の学問」は成り立たない。その意味で、「青年期の学問」のあり方が「老年期の学問」のあり方を決定する。「青年期の学問」がなしえなかったことを「老年期の学問」に求めようとするのは、幻想にすぎない。

そのように確認した上ではあるが、「老年期の学問」は、どちらかといえば、特殊なテーマに焦点を絞る各論的なレベルの発展よりも、より一般的なテーマに傾斜した総論的なレベルの発展に力点を置くべきではないかと考える。いわば「総論」(general theory)に相当するものの形成を目指すべきではないか。これが欠けていると、異なる学問分野との間の学際的なコミュニケーションが成立しない。今の学問は各論的なレベルの発展は顕著であるが、総論的なレベルの発展には関心が薄い。そこには今の学問を支配する業績主義的価値観が影響している。³

三谷氏の説明を踏まえて、平和研に在職中の7年間の私の研究活動・成果を前

置きのにまとめておくならば、確かに一方では、採択された科研費研究に示される、国際法の研究者を読者として想定した専門的各論的な研究を、限られた時間の下ではあるが継続した。しかし他方で、多くの時間を傾けたものは、着任時における私の国際法の研究者としての業績を踏まえたテーマに基づくとともに、平和学における国際法の貢献という問題意識に触発された総論的なものを目指した研究活動であったと評価できるように思う。

それでは、以下に、このような問題意識に基づく総論的なものという視点に留意しながら、7年間の研究活動の内容を研究成果に焦点を置いて紹介しよう。

(2) 7年間の私の研究活動・成果

(a) 2018年

当時の吉川所長から、今年は平和学研究科発足前でもあり、研究に専念してください、との有り難いお言葉を頂戴した。既に複数の仕事の依頼を受けていたこともあり、2019年から発足する平和学研究科での担当授業の準備を進めるとともに、それらの仕事に取り組むことになった。

第1は、2018年1月に前任校にて行った最終講義の講義録を刊行のために完成させることであった。これは、佐藤哲夫（2018年）「最終講義録 国際法研究の40年と国連安全保障理事会」として『一橋法学』第17巻3号、199-235頁に掲載され、オンラインアクセスが可能となっている（<https://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/hermes/ir/re/29726/hogaku0170301990.pdf>）。

第2は、故・大沼保昭東京大学名誉教授が、国際法研究者としての集大成として執筆した600頁を超える英文体系書の合評会（2018年6月16日開催）での報告であった。大沼教授は世界的に著名で、この著書についても数多くの書評が出されていた他、2017年に開催された「文際的世界の国際法」シンポジウムにおいて広範な検討対象とされていたが、改めて執筆者と評価者との間の議論の対象として合評会が開催されることになり、その評価者としての依頼を受けたものである。この背景には、「日本の国際法学界の状況は、……異説の激しいぶつかり合い、そこから生まれる学問的緊張感とそうした厳しい論争を梃子にした学問の向上への真摯な姿勢にどこか欠けている」との大沼教授の理解があり、そのような趣旨を踏まえて、内容の点では何ら控えることなく、疑問や質問を提起した。これも、佐藤哲夫（2019年）「ONUMA Yasuaki, International Law in a Transcivilizational World (Cambridge University Press, 2017) をどのように読むか」として『国際法研究』第7号、159-179頁に掲載された。

第3は、2014年に日本の敗訴に終わった国際司法裁判所での捕鯨事件判決を受けて開催された国際シンポジウムでの報告原稿などをまとめた400頁を超える英文書籍の書評である。この判決については私自身も関心を持ち、論文をまとめてい

たので、それを踏まえての依頼であった。大沼書評とも重なり、かなり大変な日々であったが、*Japanese Yearbook of International Law* (2018, Vol. 61, pp. 333-339) に掲載された。

(b) 2019年

平和学研究科が発足し、授業が開始された一方で、以下に触れるように多忙な日々となった。

第1に、上記の「3. 社会貢献活動」の欄で触れた「アジアの平和とガバナンス」と題した連続市民講座において、佐藤哲夫(2020年)「国際連合による集団安全保障制度の理論と実際——アジアの事例を主な素材として」という報告を行い、その原稿をまとめて、広島市立大学広島平和研究所編『核兵器と反人道罪のない世界へ』(広島平和研究所ブックレット第7巻、211-243頁)(<https://www.peace.hiroshima-cu.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2020/03/HPI-Booklet-Vol.7.pdf>)内の1章として刊行した。これは平和研に着任以降初めて、平和研における活動として、平和学における国際法の貢献という視点を意識して、市民向けに国際法の全体的な機能への啓発的入門としてまとめたものである。

第2に、刊行は2021年となったが、小和田恆国際司法裁判所裁判官退任記念論文集への寄稿を依頼され、締め切りの関係で、主にこの年にまとめたものが佐藤哲夫(2021年)「グローバル化する国際社会における国際法秩序と非国家アクター——国際法協会での取組経験を主な素材として——」岩沢雄司・岡野正敬編集代表『国際関係と法の支配 小和田恆国際司法裁判所裁判官退任記念』信山社、779-815頁であった。極めて多忙で不十分な内容となり、やむを得ず、次のような「お断り」を入れることになった。

なお、本論文の執筆に充てた1年間は、新任校2年目にあたり、大学院開設初年度の入試委員長として数回の大学院入試の実施と入試制度の改革、国際シンポジウムの企画と実施、連続市民講座の企画と実施など、学内業務が集中し、残念ながら十分な研究時間が取れなかった。分析と考察をさらに深めて、他日を期したい。

(c) 2020年

応募していた科学研究費「基盤(c)」が採択され、当該研究を本格化させていった。この研究については、2018年と2019年の2年にわたり不採択であったが、上位であったために、市大の科研費獲得支援研究費の支援を受けており、研究の継続に有益であった。

平和研において入試委員長を外れる一方で、コロナ禍が始まり、オンライン授業への対応などに明け暮れるなかで、研究所としての論文集刊行の企画が決まり、

次の論文執筆などに取り組んだ。

- ・佐藤哲夫（2021年）「国際法秩序の変容と『武力行使禁止原則』の課題——戦争をなくすための根本原則の機能と限界」広島市立大学広島平和研究所編『広島発の平和学——戦争と平和を考える13講』法律文化社、212-231頁

この論文は「武力行使禁止原則」という国際法秩序の根本原則を、国際社会と国際法秩序の構造や背景を踏まえて総合的に捉えたものであり、平和学の読者にも是非理解していただきたい根本原則を、国際法への導入の役割も目指してまとめたものである。ロシアによるウクライナ侵攻というこの根本原則への挑戦が勃発する半年前という絶妙なタイミングであった。

(d) 2021年

コロナ禍が継続する中で、この年も研究所としての企画に参加し、次の論文執筆に取り組んだ。これは安全保障の分野における国連の制度と活動の現状と課題を国際法の観点から踏まえて総括したものであり、平和学や国際政治学の読者を想定して、法的側面の理解を踏まえた総合的な把握の一助となることを目指してまとめたものである。ロシアによるウクライナ侵攻前に脱稿したものであり、安保理を中心とした本来の仕組みを扱ったものである。

- ・佐藤哲夫（2022）「国連連合と平和——安全保障の分野を中心に」広島市立大学広島平和研究所編『アジアの平和とガバナンス』有信堂高文社、164-175頁
- また、短い解説にもかかわらず、意外に大変な作業でもあった成果としては、次のものがある。専門とする国際組織法における重要論点についての最新の知見をまとめた。
- ・佐藤哲夫（2021）判例解説「国際組織加盟国の地位——国際すず理事会事件」森川幸一・兼原敦子・酒井啓亘・西村弓編『国際法判例百選 [第3版]』有斐閣、88-89頁

(e) 2022年

2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻を受けて、平和研による緊急対応として3月に研究フォーラム「ウクライナ侵攻——ロシア、人道危機、国際法」が開催され、そこで報告するとともに、原稿をまとめ、以下の論文として刊行した。侵攻とともに、国際法のさまざまな用語や概念が飛び交い、事態の正確な理解が容易ではないという状況に鑑みて、ウクライナ侵攻に関わる主要な国際法上の論点・争点の解説を体系的かつ簡潔に、そして分かりやすく行ったものである。また、その際に、国際法を未修の一般市民の方への国際法入門を意図して、必要に応じて国際法の基本的事項の説明も加えた。研究フォーラムの開催は、侵攻開始から1ヶ月ほどであり、年度末の時間をすべて投入した必死の作業であった。

- ・佐藤哲夫（2022年）「国際法から見たロシアによるウクライナ侵攻——市民向けの国際法入門」広島市立大学広島平和研究所編『広島から戦争と平和を考える』（広島平和研究所ブックレット第8巻）125-155頁
(<https://www.peace.hiroshima-cu.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2022/08/HPI-Booklet-Vol.8.pdf>)

(f) 2023年

第1に、ロシアによるウクライナ侵攻の継続に鑑みて、国際法学会は「安全保障と国際法」と題した「市民講座」（全5名の講師）を開催することになったが、その基調講演を依頼された。「国際連合と安全保障——集団安全保障制度の理論、実際と課題」と題した報告を11月にオンラインにて行った。約90名が参加したもので、盛況で有意義な貢献と評価された。先に刊行した「国連連合と平和——安全保障の分野を中心に」は、安保理を中心とした本来の制度・手続を説明したものであったが、ロシアによるウクライナ侵攻ではロシアによる拒否権行使のために安保理が機能不全となり、代わって総会が一定の役割を果たしている。このような観点からまとめた報告を行った。

第2に、国際組織法の研究者が最前線の問題を議論し研究書の刊行をめざす国際シンポジウム「Accountability and Power in the Law of International Organizations」が11月に開催されることになり、そこでの最初の挨拶を依頼された。このタイトルに含まれる3つのキーワード、International Organizations、Power、Accountabilityを取り上げ、このシンポジウムの意義と課題を指摘して、参加者を鼓舞した。いずれ刊行される論文集にも掲載される予定である。中心的参加者の1人であるJan Klabbers教授は国際組織法の英文体系書を執筆し版を重ねている世界的権威であるが、二十数年前に出版された論文集にて共に参加した友人として、旧交を温め楽しいひとときを過ごした。

(g) 2024年

現在取り組んでいるものとして、次の2つがある。（いずれも、2025年3月刊行予定である。）

第1は、研究所の企画としての『アジアの平和とガバナンス II』への寄稿であり、「グローバル危機と国連の役割」と題した論文にて、現在のロシアによるウクライナ侵攻とイスラエル・ハマス紛争では、安保理が十分に機能できないことを踏まえて、国連総会の補完機能の可能性を検討するものである。国際法学会の「安全保障と国際法」と題した「市民講座」での基調講演を深めたものでもある。

第2は、前任校で院生時代に指導した研究者とともに行った、『18歳からはじめよう国際法』（法律文化社）と題した入門的教科書の執筆・編集である。編者とし

て、執筆参加者すべての原稿に目を通し、入門的教科書としての分かりやすさや使い勝手の良さの視点から可能な限りでコメントを提供して、類書に負けない、より良いものになろうと力を尽くしている。

おわりに

以上が、この7年間の総括である。まず2018年4月の着任時における私の国際法の研究者としての出発点を確認し、その後の社会貢献活動、教育活動そして研究活動として公表できた成果を中心にまとめた。

Tempus Fugit (時は逃げ去る)。過ぎ去ってみれば、早いものである。もっと深みのあるものが書けたのではないかとの思いがある一方で、良く頑張っただけやったものだとの感慨がないわけでもない。

このような7年間の活動が、2年間の教授および5年間の特任教授としての活動と貢献として、どのように評価されるものであるのか。私としては、活動内容を記録に残し、その評価は皆さん1人ひとりに委ねるのが適切な対応だと判断する次第である。

さあ～って、私も70歳になり、特任教授の任期満了で、広島平和研究所と広島市立大学のお世話になった人たちに感謝しながらも、おさらばします。皆さん、お元気で。

明日からは、フフフ、だね。

注

¹ 遠藤誠治「『核廃絶への二つの道』を考える」広島市立大学広島平和研究所編『平和への扉を開く』（広島平和研究所ブックレット第6巻）2019年、129-133頁（<https://www.peace.hiroshima-cu.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2019/03/bl06.pdf>）。

² 真山 全「人道に対する犯罪・戦争犯罪と核兵器——国際法から読み解く」広島市立大学広島平和研究所編『核兵器と反人道罪のない世界へ』（広島平和研究所ブックレット第7巻）2020年、73頁。もっとも、人道に対する犯罪の一つである「殺人」や「絶滅させる行為」は核兵器によるか否かを問わず成立するので、核兵器使用に伴う人道に対する犯罪が、戦争犯罪と同時に成立する可能性はある、とも指摘している（同、72頁）。同様に、「広島・長崎への原爆投下は、史上まれにみる人道破壊行為であり、……人道に対する罪、とりわけ殺人、せん滅、非人道的行為に当たる」とする研究者もいる（前田朗『人道に対する罪』（青木書店、2009年）93-94頁）。

³ 三谷太一郎『日本の近代とは何であったか——問題史的考察』（岩波書店、2017年）268-269頁。同「青春期の学問と老年期の学問——『あとがき』の『まえがき』として——」（同『近代日本の戦争と政治』岩波書店、1997年）387-391頁（同部分の初出は1988年）。

佐藤哲夫特任教授 略歴および研究業績

I 略歴（学歴、職歴等）

- ・ 1955年1月 静岡県浜松市に生まれる

- ・ 学歴
 - 1973年3月 静岡県立浜松北高等学校卒業
 - 1973年4月 一橋大学法学部入学
 - 1978年3月 一橋大学法学部卒業
 - 1978年4月 一橋大学大学院法学研究科修士課程入学
 - 1980年3月 一橋大学大学院法学研究科修士課程修了
 - 1980年4月 一橋大学大学院法学研究科博士課程入学
 - 1981年9月 米国フレッチャー法律外交大学院法律外交修士課程入学
(フルブライト奨学生)
 - 1984年2月 一橋大学大学院法学研究科博士課程退学
 - 1984年5月 米国フレッチャー法律外交大学院法律外交修士課程修了

- ・ 取得学位、取得大学名及び年月
 - 法学士：一橋大学、1978年3月
 - 法学修士：一橋大学、1980年3月
 - 法律外交修士：米国フレッチャー法律外交大学院、1984年5月
 - 法学博士：一橋大学、1994年5月

- ・ 受賞歴
 - 安達峰一郎記念賞：平成3年度（1991年度）

- ・ 職歴
 - 【専任】
 - 1984年3月 一橋大学法学部 助手
 - 1986年4月 一橋大学法学部 専任講師
 - 1990年3月 一橋大学法学部 助教授
 - 1995年5月 一橋大学法学部 教授
 - 1999年4月 一橋大学大学院法学研究科 教授
 - 2018年3月 一橋大学退職 一橋大学名誉教授
 - 2018年4月 広島市立大学広島平和研究所 教授

2020年4月 広島市立大学広島平和研究所 特任教授

【非常勤】

1997年10月～1998年3月 東京大学法学部
2002年4月～9月 早稲田大学大学院法学研究科
2003年12月 福岡大学大学院にて集中講義
2003年12月～2004年2月 国際基督教大学大学院
2008年8月 福岡大学大学院にて集中講義
2008年10月～2009年3月 早稲田大学法学部、同大学院法学研究科
2012年9月、2013年9月、2015年9月
西南学院大学法科大学院にて集中講義

・在外研究

1989年4月～1991年3月 パリ第2大学 (Université Paris-II) にて
1998年4月～1999年3月 ロンドン大学 (London School of Economics and Political Science) にて

・所属学会

国際法学会：評議員 (2012年～2024年)、雑誌編集委員会主任 (2009年～2012年)
世界法学会：理事 (2008年～2023年)、会計主任 (2008年～2011年)、監事 (2023年～現在)
アジア国際法学会 (Asian Society of International Law) 日本協会：理事 (2007年～現在)
日本国際連合学会：理事 (2016年～2020年)
国際法協会 (International Law Association) 日本支部 (日本国際法協会)
米国国際法学会 (American Society of International Law)

II 研究業績

* 以下の論文等のなかには、一橋大学機関リポジトリにて入手可能なものがある (○印)。

(<https://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/ir/index.html> にアクセスして、「Sato, Tetsuo」「佐藤哲夫」で検索する。)

1. 著書 (単著書)

1993年

- ・『国際組織の創造的展開——設立文書の解釈理論に関する一考察——』(勁草書房、xiv + 502頁、1993年) (法学博士の学位請求論文)

1996年

- ・ *Evolving Constitutions of International Organizations: A Critical Analysis of the Interpretative Framework of the Constituent Instruments of International Organizations* (The Hague, Kluwer Law International, International Law in Japanese Perspective, Volume 3, 1996. Pp. xviii + 301) (上記書物の翻訳)

2005年

- ・『国際組織法』(有斐閣、xxiv + 393頁、2005年)

2015年

- ・『国連安全保障理事会と憲章第7章 集団安全保障制度の創造的展開とその課題』(有斐閣、xvi + 396頁、2015年)

2. 論文 (単著論文)

1981年

- 「国際組織と黙示的権限の法理——解釈プロセスをめぐって——(I)」『一橋研究』第6巻第3号、1981年、38-53頁

1986年

- 「国際組織設立文書の解釈プロセス——法創造的解釈をめぐって——(一)」一橋大学研究年報『法学研究』第16号、1986年、45-186頁
〔→『国際組織の創造的展開』に所収〕

- “Constituent Instruments of International Organizations and Their Interpretative Framework —Introduction to the Principal Doctrines and Bibliography—,” *Hitotsubashi Journal of Law and Politics*, Vol. 14, 1986, pp. 1-22

1987年

- ・「国際組織の存在意義——『国際組織』概念の理解と機能の態様を中心として——」『ジュリスト』No. 875、1987年1月1日-15日、219-225頁

1988年

- “Status of Constituent Instruments of International Organizations in the Law of Treaties —With Particular Reference to the Notion ‘relevant rules of the organization—’,” *Hitotsubashi Journal of Law and Politics*, Vol. 16, 1988, pp. 25-47

1989年

- 「国際組織設立文書の解釈プロセス——法創造的解釈をめぐって——(二)」
一橋大学研究年報『法学研究』第19号、1989年、3-180頁
〔→『国際組織の創造的展開』に所収〕

1990年

- 「国際組織設立文書の解釈プロセス——法創造的解釈をめぐって——(三・完)」一橋大学研究年報『法学研究』第21号、1990年、71-336頁
〔→『国際組織の創造的展開』に所収〕
(※ 同論文(一、二、三・完)は、第24回安達峰一郎記念賞(平成3年度)を受賞した)
- 「国際組織設立文書の解釈プロセスと国際組織のダイナミズム」『一橋論叢』第104巻第1号、1990年、17-40頁
〔→『国連安全保障理事会と憲章第7章』に所収〕

1993年

- “An Emerging Doctrine of the Interpretative Framework of Constituent Instruments as the Constitutions of International Organizations,” *Hitotsubashi Journal of Law and Politics*, Vol. 21, 1993, pp. 1-63
〔→ *Evolving Constitutions of International Organizations* に所収〕
- ・「国際社会の共通利益と国際機構——国際共同体の代表機関としての国際連合について」(大谷良雄編著『共通利益概念と国際法』国際書院、1993年) 69-111頁

1994年

- 「冷戦後の国際連合憲章第七章に基づく安全保障理事会の活動——武力の行使に関わる二つの事例をめぐって——」一橋大学研究年報『法学研究』第26号、1994年、53-167頁
〔→『国連安全保障理事会と憲章第7章』に所収〕

1995年

- 「国際組織による国々の義務に対する国際的コントロール——国際人権法から国際環境法へ——」『一橋論叢』第114巻第1号、1995年、99-115頁

1997年

- 「国際環境法とは何か」『一橋論叢』第117巻第1号、1997年、189-197頁
- 「国際法とスポーツ選手の人権問題——」一橋大学スポーツ科学研究室『研究年報1997 スポーツとグローバリゼーション』1997年、20-35頁
- ・「冷戦解消後における国連平和維持活動」(杉原高嶺編『紛争解決の国際法』三省堂、1997年) 323-353頁
〔→『国連安全保障理事会と憲章第7章』に所収〕

2000年

- 「国際連合憲章第七章に基づく安全保障理事会の活動の正当性」一橋大学研究年報『法学研究』第34号、2000年、175-242頁
〔→『国連安全保障理事会と憲章第7章』に所収〕

2001年

- ・「国際社会の組織化の理論的検討——国際社会の組織化と国際法秩序の変容——」（国際法学会編『日本と国際法の100年 第8巻 国際組織と国際協力』三省堂、2001年）1-27頁
- ・「国際社会における“Constitution”の概念——国際連合憲章は国際社会の憲法か？——」（一橋大学法学部創立50周年記念論文集刊行会『変動期における法と国際関係』有斐閣、2001年）501-522頁
- “The Legitimacy of Security Council Activities under Chapter VII of the UN Charter since the End of the Cold War,” in *The Legitimacy of International Organizations* (UNU Press, Jean-Marc Coicaud and Veijo Heiskanen eds., 2001) pp. 309-352

2002年

- ・「国連安全保障理事会機能の創造的展開——湾岸戦争から9・11テロまでを中心として——」『国際法外交雑誌』第101巻第3号、2002年、21-45頁
〔→『国連安全保障理事会と憲章第7章』に所収〕

2005年

- ・「国際紛争と公権力：国連安全保障理事会」（山内進他編『暴力：比較文明的考察』東京大学出版会、2005年）235-264、308-310、314-317頁
〔→『国連安全保障理事会と憲章第7章』に所収〕
- ・「人道援助活動の中立性と国連の軍事的活動——UNHCRとICRCのアプローチの比較の視点から——」（島田征夫編著『国内避難民と国際法』信山社、2005年）121-174頁

2006年

- ・「国際法から見た『正しい戦争』とは何か——戦争規制の効力と限界——」（山内進編『「正しい戦争」という思想』勁草書房、2006年）233-261頁

2007年

- ・「国際組織およびその決定の正当性——21世紀における国際組織の課題——」『思想』2007.1、No.993、184-202頁
- ・「第1章 国連安全保障理事会決議による経済制裁の概略と課題」（財団法人平和・安全保障研究所『国連安保理決議による経済制裁』（平成18年度外務省委嘱調査）、2007年）5-20頁
〔→『国連安全保障理事会と憲章第7章』に所収〕

2008年

- “The U.N. Security Council and the Rule of Law in International Society: With Particular Reference to Chapter VII Activities,” *Soochow Law Journal*, Vol. V, No. 1, 2008, pp.1-40

2009年

- “Legitimacy of International Organizations and their Decisions — Challenges that International Organizations Face in the 21st Century,” *Hitotsubashi Journal of Law and Politics*, Vol. 37, 2009, pp. 11-30
- ・「国連安全保障理事会の創造的展開とその正当性——憲章第7章の機能の多様な展開と立憲化（constitutionalization）の視点をめぐって——」日本国際連合学会編『国連研究の課題と展望』（『国連研究』第10号、国際書院、2009年）77-103頁
〔→『国連安全保障理事会と憲章第7章』に所収〕

2011年

- ・「見果てぬ夢、国連常設軍——国際公共目的に向けた軍事的強制の現代的諸相——」『世界法年報』第30号、2011年、1-51頁（https://www.jstage.jst.go.jp/article/yearbookofworldlaw/30/0/30_1/_pdf）
〔→『国連安全保障理事会と憲章第7章』に所収〕

2012年

- ・「Transitional Justice, Peacebuilding, and International Law: What Role is Played by the UN in Post-conflict Peacebuilding?」『国際法外交雑誌』第110巻第4号、2012年、26-58頁

2015年

- ・「捕鯨事件にみる国際組織の創造的展開——『加盟国の誠実協力義務』の立証責任転換機能に注目して——」（柳井俊二・村瀬信也編『国際法の実践 小松一郎大使追悼』信山社、2015年）149-180頁
- ・「国連による安全保障の70年と日本の対応」『法律時報』87巻12号、2015年11月、21-26頁

2016年

- ・「国際連合の70年と国際法秩序：国際社会と国際連合における法の支配の発展」日本国際連合学会編『国連：戦後70年の歩み、課題、展望』（『国連研究』第17号、国際書院、2016年）45-76頁

2017年

- ・「国連安全保障理事会は「国際立法」権限を篡奪したのか？——国際テロリズムと大量破壊兵器の不拡散をめぐる」『法律時報』89巻10号（2017年9月）21-26頁
〔→寺谷広司・編、伊藤一頼・編集補助『国際法の現在——変転する現代世界で法の可能性を問い直す』（日本評論社、2020年）に所収〕

2018年

- ・「講演 国際公益と国連安全保障理事会」『法政論叢（山形大学）』第68・69合併号（2018年2月）109-148頁
(<https://yamagata.repo.nii.ac.jp/records/4456>)

【以下、広島市立大学着任以降】

2018年

- 「最終講義録 国際法研究の40年と国連安全保障理事会」『一橋法学』第17巻第3号、2018年、199-235頁

2020年

- ・「国際連合による集団安全保障制度の理論と実際——アジアの事例を主な素材として」広島市立大学広島平和研究所編『核兵器と反人道罪のない世界へ』（広島平和研究所ブックレット第7巻）2020年、211-243頁
(<https://www.peace.hiroshima-cu.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2020/03/HPI-Booklet-Vol.7.pdf>)

2021年

- ・「グローバル化する国際社会における国際法秩序と非国家アクター——国際法協会での取組経験を主な素材として——」（岩沢雄司・岡野正敬編集代表『国際関係と法の支配 小和田恆国際司法裁判所裁判官退任記念』信山社、2021年）779-815頁
- ・「国際法秩序の変容と『武力行使禁止原則』の課題——戦争をなくすための根本原則の機能と限界」（広島市立大学広島平和研究所編『広島発の平和学——戦争と平和を考える13講』法律文化社、2021年）212-231頁

2022年

- ・「国連連合と平和——安全保障の分野を中心に」（広島市立大学広島平和研究所編『アジアの平和とガバナンス』有信堂高文社、2022年）164-175頁
- ・「国際法から見たロシアによるウクライナ侵攻——市民向けの国際法入門」広島市立大学広島平和研究所編『広島から戦争と平和を考える』（広島平和研究所ブックレット第8巻）2022年、125-155頁
(<https://www.peace.hiroshima-cu.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2022/08/HPI->

Booklet-Vol.8.pdf)

2025年

- ・「グローバル危機と国連の役割」（広島市立大学広島平和研究所編『アジアの平和とガバナンスⅡ』有信堂高文社、2025年3月刊行予定）

3. 書評

1984年

- ・「Denys Simon, “L’interprétation judiciaire des traités d’organisations internationales—Morphologie des conventions et fonction juridictionnelle; avant-propos de Pierre Pescatore, préface de Jean Charpentier” (Publications de la Revue générale de droit international public, nouvelle série-n° 37, Paris: Editions A. Pedone, 1981. xv + 936pp.)」『国際法外交雑誌』第83巻第5号、1984年、610-615頁

1986年

- ・“*Kokusaiho Kenkyu* (Studies in International Law). By Takeshi Minagawa. Tokyo: Yuhikaku Publishing Co., Ltd., 1985. Pp. 331, iii,” *The Japanese Annual of International Law*, Vol. 29, 1986, pp. 289-295

1987年

- “Review of Professor Takeshi Minagawa’s *Kokusaiho Kenkyu* with Some General Observations on his Contribution to the Science of International Law,” *Hitotsubashi Journal of Law and Politics*, Vol. 15, 1987, pp. 13-27
- ・「最上敏樹著『ユネスコの危機と世界秩序——非暴力革命としての国際機構——』1987年212頁」『国際問題』No. 327、1987年、71-73頁

1994年

- ・「松井芳郎著『湾岸戦争と国際連合』（日本評論社、1993年、250頁）」『国際法外交雑誌』第92巻第6号、1994年、767-773頁

1996年

- ・「United Nations Legal Order (2 vols.). Edited by Oscar Schachter and Christopher G. Joyner. Co-published with the American Society of International Law. Cambridge University Press, 1995. Pp. xxiv, 1119, Index.」『国際法外交雑誌』第94巻第5・6合併号、1996年、809-815頁

1997年

- ・“*Kokusai-shakai no Soshikika to Ho* (The Organization of International Society and the Law): edited by Masaharu Yanagihara. Tokyo: Shinzansha, 1996. Pp. xii, 453, with *Curriculum Vitae* and List of Publications of Professor Hisaji Uchida,” *The Japanese Annual of International Law*, Vol. 40, 1997, pp. 105-107

2001年

- ・ “*Kokusai Kontororu no Riron to Jikko* (International Supervision in Theory and Practice), by Akio Morita. Tokyo: University of Tokyo Press, 2000. Pp. xiii, 201, Indices,” *The Japanese Annual of International Law*, Vol. 44, 2001, pp. 160–163

2002年

- ・ 「森田章夫著『国際コントロールの理論と実行』』『国際法外交雑誌』第100巻第6号、2002年、104-107頁

2004年

- ・ “*21-seiki no Kokusai Kiko: Kadai to Tenbō* (International Organizations in the 21st Century — Problems and Prospects: Essays in Honor of Professor Shigeru Kozai on His Seventieth Birthday). Edited by Nisuke Ando, Osamu Nakamura and Ryuichi Ida. Tokyo: Toshindo, 2004. Pp. xvii, 578,” *The Japanese Annual of International Law*, Vol. 47, 2004, pp. 168–171

2005年

- ・ 「安藤仁介・中村道・位田隆一編『21世紀の国際機構：課題と展望』（東信堂、2004年、578頁）」日本国際連合学会編『市民社会と国連』（『国連研究』第6号、国際書院、2005年）249-256頁

2007年

- ・ 「黒神直純著『国際公務員法の研究』』『国際法外交雑誌』第106巻第1号、2007年、101-108頁

2009年

- ・ 「中村 道著『国際機構法の研究』』『国際法外交雑誌』第108巻第2号、2009年、120-125頁
- ・ “Commentary: General Analysis of accountability in the UN context,” in *Envisioning reform: Enhancing UN accountability in the twenty-first century* (UNU Press, Sumihiro Kuyama and Michael Ross Fowler eds., 2009), pp. 343–348

【以下、広島市立大学着任以降】

2019年

- ・ “Malgosia Fitzmaurice and Dai Tamada (eds.), *Whaling in the Antarctic: Significance and Implications of the ICJ Judgment*, Leiden/Boston, Brill/Nijhoff, 2016. Pp. ix, 423” *Japanese Yearbook of International Law*, Vol. 61, 2018, pp. 333–339
- ・ 「ONUMA Yasuaki, *International Law in a Transcivilizational World* (Cambridge University Press, 2017) をどのように読むか』『国際法研究』第7号、2019年、159-179頁

4. 判例解説

1997年

- ・「国際法1 難民の出国と難民認定」『ジュリスト平成8年度重要判例解説』1113号、1997年6月10日、261-263頁

2001年

- ・「平和維持活動の法的性質と展開——国連経費事件」(山本草二他編『国際法判例百選(別冊ジュリスト156号)』有斐閣、2001年)208-209頁
- ・「国際法2 戦後補償における在日韓国人元軍属の法的地位と国際人権規約」『ジュリスト平成12年度重要判例解説』1202号、2001年6月10日、284-285頁

2011年

- ・「国際組織の法人格——国連損害賠償事件」(小寺彰他編『国際法判例百選[第2版](別冊ジュリスト204号)』有斐閣、2011年)80-81頁

【以下、広島市立大学着任以降】

2021年

- ・判例解説「国際組織加盟国の地位——国際すず理事会事件」(森川幸一・兼原敦子・酒井啓亘・西村弓編『国際法判例百選[第3版]』有斐閣、2021年)88-89頁

5. 学会報告等

1989年

- ・国際法学会 1989年度春季大会(1989年5月14日、明治大学)「国際組織設立文書の解釈プロセス——国際組織のダイナミズムに関する問題提起——」の題にて研究報告(研究報告・質疑討論の要旨は『国際法外交雑誌』第88巻第3号、1989年、366-368頁に掲載)

1997年

- ・「平和維持活動と強制活動に対する国際人道法の適用可能性」の題にて研究報告(『報告書：国際人道法専門家会議、国際人道法とわが国の課題』日本赤十字社、1997年、65-71、111-113頁に掲載)

2001年

- ・国際法学会 2001年度秋季大会(2001年10月13日、同志社大学)「国連安全保障理事会機能の創造的展開——冷戦後における憲章第七章の深化と進化——」の題にて研究報告(研究報告・質疑討論の要旨は、『国際法外交雑誌』第100巻第6号、2002年、906-907頁に掲載)

2007年

- ・国際シンポジウム（2007 International Conference on the Development of International Law held by the School of Law, Soochow University, Friday 28 December 2007）にて、「The U.N. Security Council and the Rule of Law in International Society — with particular reference to Chapter VII activities —」の題にて研究報告

2008年

- ・日本国際連合学会研究大会（2008年6月1日、広島修道大学）にて「国連安全保障理事会の創造的展開とその正当性——憲章第七章の機能の多様な展開をめぐって——」の題にて研究報告

2010年

- ・世界法学会研究大会（2010年5月9日、大阪大学）にて「見果てぬ夢、国連常設軍——国際公共目的に向けた軍事的強制の現代的諸相——」の題にて研究報告

2011年

- ・国際法学会 2011年度秋季大会（2011年10月8日、関西学院大学）「Transitional Justice and International Law: What Role is Played by the UN in Post-conflict Peacebuilding?」の題にて英語での研究報告（研究報告・質疑討論の要旨は『国際法外交雑誌』第110巻第3号、2011年、184-185頁に掲載）

2017年

- ・山形大学人文社会科学部講演会「国際公益と国連安全保障理事会」の題にて講演（講演録は『法政論叢（山形大学）』第68・69号（2018年2月）109-148頁に掲載）

6. その他

(1) 教科書分担執筆

1999年

- ・「第6章 国際組織の設立、創造的展開および解散」、「第7章 国際組織における加盟国の地位」（横田洋三編『国際組織法』有斐閣、1999年）57-69、70-82頁

2011年

- ・「第13章 国際組織」、「第15章 安全保障」（森川俊孝・佐藤文夫編著『新国際法講義』北樹出版、2011年）197-216、233-252頁

【以下、広島市立大学着任以降】

2025年

- ・「第1章 国際社会・国際法の特徴と国際法の歴史的展開」（佐藤哲夫・中西優美子・渡辺豊編『18歳からはじめる 国際法』法律文化社、2025年刊行予定）

(2) 対談

2007年

- ・対談（大沼保昭東京大学教授と）「国際法の生きた姿をどう認識するか」（連続対談、21世紀の国際社会と法——国際法の生きた姿を考える——第2回）『法学セミナー』2007年11月号（第52巻11号通巻635号）56-61頁

2011年

- ・対談（大沼保昭東京大学教授と）の収録（大沼保昭編『21世紀の国際法——多極化する世界の法と力』（日本評論社、2011年）の「第5章 国際法の生きた姿」80-96頁に掲載）

(3) 辞典の項目執筆

1991年

- ・『現代政治学事典』（株式会社大学教育社編集、1991年）に「国連総会」、「国連安全保障理事会」、「拒否権」、「国連事務総長」等の10項目を執筆

1995年

- ・国際法学会編『国際関係法辞典』（三省堂、1995年）に「国連総会」、「国連行政裁判所」、「黙示的権能」等7項目を執筆

2005年

- ・国際法学会編『国際関係法辞典 第2版』（三省堂、2005年）に「国連総会」、「国連安全保障理事会」、「強制措置」、「国際機構設立文書」、「黙示的権能」、「多国籍軍」、「緊急特別総会」、「原加盟国」の8項目を執筆

(4) 資料解題

2002年

- 「資料『国際法先例彙輯（10）同盟』解題（1）」『一橋法学』第1巻第1号、2002年、281-301頁
- 「資料『国際法先例彙輯（10）同盟』解題（2・完）」『一橋法学』第1巻第2号、2002年、536-552頁

(5) 翻訳

2001年

- ・大沼保昭・藤田久一編集代表『国際条約集2001年版』（有斐閣、2001年）における翻訳見直しを依頼され、「友好関係原則宣言」の翻訳見直しを行った

2008年

- ・奥脇直也編集代表『国際条約集2008年版』（有斐閣、2008年）所収の「安全保障理事会決議1386」の翻訳を行った

(6) 一般向けの解説など

【以下、広島市立大学着任以降】

2018年

- ・「わたしの一冊：『外交とは何か』小和田恒著；山室英男聞き手 日本放送出版協会 1996年」『知恵の樹（growing in OZUKA）：広島市立大学附属図書館報』第76号、2018年10月、6頁

2020年

- ・「国際シンポジウム『核兵器と反人道罪のない世界へ』」*Hiroshima Research News*, Vol.22 No.2, March 2020, 1-3頁
(<https://www.peace.hiroshima-cu.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2020/07/news58.pdf>)
- ・“International Symposium ‘Towards a World Without Nuclear Weapons and Crimes Against Humanity’,” *Hiroshima Research News*, Vol.22 No.2, March 2020, pp.1-3
(https://www.peace.hiroshima-cu.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2020/07/news58_E.pdf)

Dedication

Dedication to Professor Robert Jacobs

Hitoshi Nagai

Professor, Hiroshima Peace Institute, Hiroshima City University

Professor Robert A. Jacobs received his M.A. in 1995 and Ph.D. in 2004, both from the University of Illinois at Urbana-Champaign in the USA. The title of his Ph.D. dissertation, completed under the supervision of Dr. Lillian Hoddeson, was “Ground Zero: Nuclear Weapons and Social Transformation,” which focused on how Americans learned to think about nuclear weapons, nuclear war, radiation and survival during the early Cold War period. In October 2005, soon after receiving his Ph.D., Professor Jacobs joined the Hiroshima Peace Institute (HPI) at Hiroshima City University as an assistant professor. That was the first time he visited Asia and lived abroad. It was also his first overseas assignment. He brought with him the origami paper cranes (a symbol of Sadako Sasaki) which his children had folded and given to him during their elementary school studies. These cranes have been displayed in his office in Hiroshima ever since. Professor Jacobs was promoted to associate professor in 2010 and full professor in 2016. In April 2019, the Graduate School of Peace Studies (GSPS) was established at the Hiroshima City University and he held dual positions, since then, including at the GSPS as a professor.

Professor Jacobs is a distinguished scholar. He specializes in the history of science and technology, history and culture of nuclear weapons and the “global hibakusha” (the millions of people exposed to radiation since 1945 through nuclear testing, production and accidents). Growing up in the United States during the Cold War, he became aware of, and very concerned about nuclear weapons. He first became deeply aware of nuclear weapons while undergoing training on how to survive a nuclear attack in 3rd grade at the age of eight years old. He was trained to always be on the lookout for the flash of a nuclear explosion, and drop to the ground when it happens. When he was 12 years old, he first read John Hersey’s *Hiroshima*. He attended his first anti-nuclear weaponry protests in his late teens. These personal experiences led him to focus on the Cold War as a professional and led him to study issues related to nuclear weapons. Professor Jacobs is the author of *The Dragon’s Tail: Americans Face the Atomic Age* (Amherst, MA: University of Massachusetts Press, 2010) and *Nuclear Bodies: The Global Hibakusha* (New Haven: Yale University Press, 2022). He is also the editor of *Filling the Hole in the Nuclear Future: Art and Popular*

Culture Respond to the Bomb (Lanham, MD: Lexington Books, 2010). In addition, he has a number of co-authored and peer-reviewed articles and also delivered multiple keynote lectures at numerous conferences (for details, please refer to his CV in this journal). The fact that two of his single authored books have been translated into Japanese through strong support of his Japanese colleagues at the HPI attests to their confidence in his scholarship and personalities.

Professor Jacobs developed and deepened his research in Hiroshima, as described in his essay, “The Global Hibakusha Project: Made in Hiroshima,” which is also published in this issue of the journal. Soon after joining the HPI, Professor Jacobs initiated the “Global Hibakusha Project” in collaboration with Dr. Mick Broderick from Murdoch University in Australia (whose book *Hibakusha Cinema: Hiroshima, Nagasaki and the Nuclear Image in Japanese Film* was translated and published in Japan). This was a multi-archival research and fieldwork project from the perspective of the “global” aspects of the collective hibakusha experiences. Their survey covered nuclear weapon states such as the United States, the United Kingdom, France, Russia and India, as well as the Marshall Islands, Kazakhstan, Australia, French Polynesia, Algeria, Republic of Kiribati, Ukraine, Czech Republic, Sweden, Finland and Spain where nuclear test sites, nuclear waste storage sites, and nuclear power plants are located, and especially those where accidents have occurred. As a result of the multinational research, Professor Jacobs has developed an analytical perspective on the people exposed to radiation from nuclear tests, nuclear accidents and nuclear production as “global hibakusha,” the Cold War as a “limited nuclear war,” and also has integrated the concept of “nuclear colonialism” into his analysis of these issues.

Professor Jacobs is an outstanding educator too. During his days at Hiroshima City University, he supervised two Ph.D. students and three Master’s degree students. He taught courses titled “Global Hibakusha,” “Atomic Culture,” and “Hiroshima and the Nuclear Age” at the graduate level (GSPS), as well as omnibus courses for the undergraduate “Peace Studies I & II” and “Peace and Human Rights A: Hiroshima and International Peace.” In the latter, “Peace and Human Rights A,” for which I served as coordinator, Professor Jacobs presented a lecture titled, “American Hibakusha,” which gave students who in general tended to view nuclear issues from the perspective of Hiroshima and Nagasaki a great surprise, new knowledge and insights. During his research in the Marshall Islands, Professor Jacobs informed the local younger generation about the importance of passing on experiences and memories of radiation exposure experienced by their predecessors, and gave them advice on how to preserve the testimonies and records of their parents and

grandparents. Here too, we can see the professor's practice as an educator encouraging younger people.

Professor Jacobs had also been proactively engaged in the university's administration work and social (local) contributions. He checked English translations of various documents for Hiroshima City University and the HPI, and also provided advice on exhibitions at the Hiroshima Peace Memorial Museum. Additionally, he was appointed as facilitator for the Hiroshima G7 youth summit in April 2023. He has served as executive editor of the *Asian Journal of Peacebuilding* and associate editor of the *Asia-Pacific Journal*, and has also given more than 100 media interviews. These activities demonstrate that he is a well-regarded scholar. Since 2016, Professor Jacobs had organized and managed the HPI public lecture series in English, and also served as keynote speaker and moderator at the HPI international symposium. Personally, I was particularly impressed by the HPI international symposium "Transmitting the Experiences of Hiroshima & Nagasaki to Future Generations" that Professor Jacobs and I moderated in December 2013. A record-breaking 430 people attended the event, filling the second floor of the Hiroshima International Conference Center, and we still fondly remember that day.

Lastly, I would like to mention the personal side of Professor Robert "Bo" Jacobs (Bo is his nickname). He is a man of many talents. His sense of humor is immediately apparent to anyone who interacts with him. The exchanges with his colleague, Professor emeritus Narayanan Ganesan, resemble comedy. Professor Jacobs is an excellent disc jockey (and is always responsible for putting on music at home), and also a huge baseball fan. Some may know him as an avid fan of the Chicago Cubs, the local team in Chicago where he spent his childhood. As a boy, he would take the train to Wrigley Field with his friends since the gates opened at 10:30 a.m., three hours before the game. At Wrigley Field, the stands are close to the field, so if you arrived early, you could talk directly with the players as they practice. He was actually able to converse with Ernie Banks of the Cubs and Hank Aaron of the Atlanta Braves, and these memories remain fresh and treasured, Professor Jacobs says. When the Cubs finally won the World Series in 2016 for the first time in 108 years, he was extremely excited and elated.

Professor Jacobs has also worked as a professional chef. He became interested in cooking at an early age and worked as a chef in restaurants since his twenties. As a single parent, he worked very hard from morning to night to raise his four children. In Miami, he prepared breakfast for 300 to 400 guests, and as head chef at *Café Brenda* in Minneapolis,

he ran the restaurant. One of his children who grew up watching his father's back is his eldest son who now works as a chef. Professor Jacobs is also a poet. When he was a teenager, he was inspired by the poet Allen Ginsberg, and hoped to one day write poems of his own. He then published his first piece in a magazine at the age of 21 years old. He has recently published 20 poems under the title "Inheritance: Radiant Reflections from Hiroshima, Nagasaki, and Fukushima" in Livia Monnet ed., *Toxic Immanence: Decolonizing Nuclear Legacies and Future* (Montreal & Kingston: McGill-Queen's University Press, 2022). The poetic overtones in the titles of his books and articles may be a reflection of his poetic nature.

Professor Jacobs is a loving and altruistic person. His words and behavior show how much he loves his wife and four children. He talks about his "mago" (grandchildren) with a twinkle in his eye and a mischievous look on his face, like Genie in the Disney movie *Aladdin*. Professor Jacobs' way of life, striving to reach out to those in need, serves as my role model.

Thank you Bo-san! I wish you and your family good health and happiness going forward.

Special Contribution

The Global Hibakusha Project: Made in Hiroshima

Robert Jacobs

Professor, Hiroshima Peace Institute, Hiroshima City University

As a doctoral student at the University of Illinois, a significant part of my doctoral dissertation, and then my first book (published while an assistant professor at HPI) was focused on the history and legacies of American nuclear testing at the Nevada Test Site during the Cold War. The United States began testing nuclear weapons after the two nuclear attacks on Hiroshima and Nagasaki in the Marshall Islands, but once the former Soviet Union developed nuclear weapons (1949) the U.S. established a second nuclear test site inside of the United States north of Las Vegas. The Nevada Test Site is the location with the most nuclear detonations of any place on Earth—928 in total.¹

My doctoral work partly focused on the cohorts of Americans who either participated in, or were harmed by these nuclear tests. This included downwinders—those who lived where the fallout clouds drifted after the tests, and “atomic soldiers”—American service personnel who were compelled to take part in military maneuvers during nuclear detonations at the test site. These two communities number in the millions, just inside the United States. Thus, when I arrived in Hiroshima to begin my duties at the Hiroshima Peace Institute in 2005, I had already been immersed in the history of “global hibakusha” inside of my own country.

Upon completion of my first book, *The Dragon’s Tail: Americans Face the Atomic Age*, and my first edited book, *Filling the Hole in the Nuclear Future: Art and Popular Culture Respond to the Bomb*, both in 2010, I began to consider my next research project.² In dialogue with Dr. Mick Broderick from Murdoch University in Australia, one of the contributors to my edited book, we decided to collaborate on the topic of the global hibakusha. The concept of the global hibakusha was first articulated here in Hiroshima in the 1980s, spearheaded by hibakusha organizations and a landmark series of articles published in the *Chugoku Shimbun* newspaper in 1991-1992.³

Broderick and I designed a research project called the Global Hibakusha Project. This project lasted for ten years, funded by grants from Murdoch University, the Hiroshima Peace Institute, Hiroshima City University, Grants-in-Aid for Scientific Research (Kakenhi) from

JSPS, and the Australian Arts Council (now Creative Australia). During these ten years, we engaged in field research at multiple nuclear test sites, nuclear productions, and nuclear accident sites, conducting oral history interviews with global hibakusha during each field research trip. We also visited numerous countries and interviewed “atomic soldiers” from seven different nations (troops from non-nuclear weapon states often participated in nuclear test maneuvers).

A key strategy from the start was not to approach these histories as individual national histories. While each community experience was distinct, and had to be appreciated on its own terms, the scholarly emphasis on the acts of the nuclear weapon states (NWS) had relegated those affected by testing and fallout to being “victims” of British nuclear testing, or French nuclear testing, or Soviet nuclear testing. Siloing off these communities had the effect of reducing the apparent damage from nuclear tests. When seen collectively, as a *global* community, the millions of people affected by radiation from nuclear testing came into view as a massive number of people, not the hundreds of residents of this atoll, or the thousands of members of that indigenous community. Rather, it was millions of human beings, and their exposures, health problems, and legacies of contamination were similar. Thus, our focus was primarily on the “global” aspects of the global hibakusha experience.

There has long been understood to be a colonial aspect to the siting of nuclear test sites and other nuclear production facilities by NWS. There are no nuclear test sites nearby to national political or financial capitals. Several NWS did not conduct any nuclear tests inside of their own national borders. Nuclear facilities have often been sited in colonial or postcolonial territories, and when sited domestically, they are invariably placed near ethnic or religious minority communities. Colonialism is structured into the nuclear weapon enterprise as a whole. During our fieldwork, we became sensitive to the colonial overtones of our own work. A later wave of colonialism, we too were there to extract resources, in this case histories, stories of personal loss and trauma. We were seen as white guys with microphones from someplace else who came to gather stories and then return to our privileged academic homes where we could publish and make careers out of their stories. People were hopeful that the publication of their stories might help their communities, but scholars and journalists had come before us, and little had ever changed.

Recognizing this dynamic, we strategized methods to bring resources to communities, and not to simply extract them. We had limited grant funds, and certainly nothing that could make a material difference in irradiated communities. In dialogue with elders and commu-

nity leaders in many test site locations, one concern we often heard was that it was difficult to get younger people to engage with the history of the nuclear testing years, which often was the lived experience of their grandparents. We were also aware that the siloing off of these histories reinforced the isolation of nuclear test site communities.⁴

We slowly evolved a plan to hold workshops for youth from global hibakusha communities to train individuals on how to conduct and archive oral histories. Whereas we were dependent on community leaders to introduce us to people to interview on our fieldwork trips, and on translators to help us conduct the interviews, young people from these communities would be able to gather oral history testimonies that we could never obtain. They could operate through networks of family and friends to interview people we would never find and conduct interviews in indigenous languages, documenting a history we could not. Plus, the workshops would achieve two other goals for our project: engaging youth with community history, and also bringing young people from different communities together to establish links among this generation who could keep in touch with each other via online tools.

We held our first workshop in Majuro, the capital atoll of the Republic of the Marshall Islands, during the 60th anniversary of the Bravo nuclear test in 1954, which had devastated the northern atolls of the nation. We brought college students from Kazakhstan, Hiroshima and the affected northern atolls of the Marshall Islands together in Majuro, gave each participant an iPad mini, and conducted three days of training with experts on how to prepare for oral history interviews, how to conduct them, how to film and then edit them, and how to digitally deposit them. We also gave an elder in each community a hard drive to collect the histories when completed. These were not gathered for the benefit of our work, but rather were generated and archived inside the various communities. The second workshop, held in Hiroshima, also included college students from aboriginal communities in South Australia and Nagasaki.

While nuclear testing has had the largest role in distributing radioactive particles worldwide, especially thermonuclear testing the atmosphere in the 1950s and 1960s, the global hibakusha also includes those exposed to radiation from nuclear production and accidents. It is widely accepted among experts that the most radiologically contaminated site in North America is the Hanford plutonium production site in eastern Washington State. Plutonium is produced by burning nuclear fuel in reactors, a process invented in the Manhattan Project before nuclear weapons. Hanford is where the first large scale nuclear reactors were built,

which manufactured the plutonium used in the Fat Man weapon used in the nuclear attack on Nagasaki, and also the plutonium for the majority of the tens of thousands of nuclear weapons built by the United States during the Cold War. I became involved with a group of frontline individuals who grew up in the towns nearby Hanford as well as several academics. I was on the board of directors of the Consequences of Radiation Exposure Hanford NGO (CORE), eventually becoming the President of CORE. One of our projects was to sponsor a visit by Mitsugi Moriguchi, a hibakusha from Nagasaki, to the region to tour the B Reactor (which produced the plutonium used in Nagasaki) and to speak with high school students at Richland High School, whose sports teams are named the Bombers and logo is the letter R (for Richland) superimposed on an image of a mushroom cloud.⁵

I also began to conduct field research trips to nuclear reactor accident sites, including Fukushima, Sellafield (which experienced a fire inside one of its reactors in 1957), and after the first invasion, but before the current invasion, to Chernobyl in 2019. I was able to visit the Ukrainian town of Slavutich, which was built to house the operators and laborers who kept working at the three functional Chernobyl reactors after the nearby workers' town of Pripyat became uninhabitable. There, I was able to gather oral histories from many of those who were working at Chernobyl during the disaster at reactor #4.

In 2016, I began to outline and draft chapters for a book on the global hibakusha. While initially planning to focus on the fieldwork of the Global Hibakusha Project, as I worked deeper into the manuscript, I realized that I had to expand and contextualize those research findings. I began to expand the book project to include discussion of how the global hibakusha had been made effectively invisible in histories of the Cold War. I began additional chapters on how our medical models of harm from radiation were built on the experience of those who were within 3km of the hypocenters of Hiroshima and Nagasaki, while the majority of those exposed to radiation since 1945 resembled more the experiences of people who endured the Black Rain in Hiroshima, and similar fallout exposures in Nagasaki. At the time these two communities were, and still are, fighting for recognition of the linkages between their exposures and subsequent disease load, and for their formal status as hibakusha. For the millions living downwind from nuclear test sites, production sites and accident sites, this model of harm from radiation was routinely cited to dismiss their assertions of harm from radioactive fallout.

I also began to work on a chapter focused on how NWS selected their production and testing sites fully aware of the impending harm to those living nearby, and this particular form

of *nuclear colonialism* was identical for the testing nations, no matter what their ideology or political configuration. From this perspective, I argued that the Cold War was, in part, a limited nuclear war by the technologically advanced against colonial, postcolonial and marginal populations. I also had begun to focus on the issues of sites for “permanent” storage of spent nuclear fuel, which became my final chapter. This book was published in the spring of 2022 by Yale University Press as *Nuclear Bodies: The Global Hibakusha*. A Japanese translation will be published by the University of Nagoya Press in the spring of 2025, and a documentary film based on the book will be released in the summer of 2025.

While this work is about the “global” hibakusha, it was born in, written in, and deeply connected to Hiroshima, and my life and work here.

Notes

- ¹ National Nuclear Security Administration Nevada Field Office, *United States Nuclear Tests: July 1945 through September 1992* (Las Vegas, NV: United States Department of Energy, 2015): xv.
- ² Robert Jacobs, *The Dragon’s Tail: Americans Face the Atomic Age* (Amherst, MA: University of Massachusetts Press, 2010); Robert Jacobs, ed., *Filling the Hole in the Nuclear Future: Art and Popular Culture Respond to the Bomb* (Lanham, MD: Lexington Books, 2010).
- ³ I have detailed the early history of this work in the introduction to the forthcoming Japanese translation of my book, *Nuclear Bodies: The Global Hibakusha*, to be published by the University of Nagoya Press in 2025.
- ⁴ An essential step to push back against this dynamic was the Nevada-Semipalatinsk Movement that linked downwinders of the Nevada Test Site and those of Semipalatinsk-21, the primary nuclear test site of the former Soviet Union in Kazakhstan. For the best work on this history see, Togzhan Kassenova, *Atomic Steppe: How Kazakhstan Gave Up the Bomb* (Stanford, CA: Stanford University Press, 2022): 76-117.
- ⁵ Hal Bernton, “Nagasaki Survivor Visits Hanford, Finds Some of the Story Still Untold,” *Seattle Times* (March 11, 2018).

Curriculum Vitae of ROBERT A. JACOBS

Research Areas

Science & Technology Studies, Nuclear Humanities, Environmental Justice, Environmental Humanities, Peace Studies, Anthropocene Studies, Global Cold War

Education

| | | |
|-------------------------------|--|------|
| Ph.D. (History) | University of Illinois at Urbana-Champaign | 2004 |
| M.A. (History) | University of Illinois at Urbana-Champaign | 1995 |
| B.A. (Independently Designed) | University of Minnesota at Minneapolis | 1993 |

Professional Positions

Visiting Professorial Fellow: University of New South Wales, 2025 - 2028

Professor: Graduate School of Peace Studies / Hiroshima City University, 2019- present

Research Professor: Hiroshima Peace Institute / Hiroshima City University, 2016- present

Visiting lecturer: Whitman College, Spring 2020

Graduate Faculty of International Studies: Hiroshima City University, 2010 - 2020

Research Associate Professor: Hiroshima Peace Institute / Hiroshima City University, 2010 - 2016

Research Assistant Professor: Hiroshima Peace Institute / Hiroshima City University, 2005 - 2009

Books

Jacobs, Robert. *Nuclear bodies: the global hibakusha* (New Haven: Yale University Press, 2022) (竹本真希子・川口悠子・梅原季哉・佐藤温子訳『グローバル・ヒバクシャ』名古屋大学出版会, 近刊予定.)

Jacobs, Robert and N.A.J. Taylor, eds., *Reimagining Hiroshima and Nagasaki: nuclear humanities in the post-Cold War* (London: Routledge Press, 2017)

Jacobs, Robert and Urs Heftrich, Bettina Kaibach and Karoline Thaidigsmann, eds. *Images of rupture in civilization between East and West: the iconography of Auschwitz and*

Hiroshima in Eastern European arts and media (Heidelberg: Universitätsverlag Winter, 2016)

Jacobs, Robert, ed. *Filling the hole in the nuclear future: art and popular culture respond to the bomb* (Lanham, MD: Lexington Books, 2010)

Jacobs, Robert. *The dragon's tail: Americans face the atomic age* (Amherst, MA: University of Massachusetts Press, 2010). Translated into Japanese and published: Jacobs, Robert. *Dragon Tail: Kaku no anzenshinwa to America no taishubunka* (Tokyo: Gaifusha, 2013) (高橋博子監訳, 新田準訳『ドラゴン・テール—核の安全神話とアメリカの大衆文化』凱風社, 2013年.)

Peer Reviewed Articles

*Asterisks indicate online articles.

“Four legs good, two legs bad: animals return to the Chernobyl Exclusion Zone,” *Arcadia* 21 (Autumn 2023) *

“Managing *The Days*: personal responsibility and the Fukushima nuclear disaster,” with Mick Broderick, *The Asia-Pacific Journal* Volume 21, Issue 10, No. 4 (October 2023) *

“Not seeing the contaminated forest for the decontaminated trees in Fukushima,” *The Asia-Pacific Journal* Volume 19, Issue 17, No. 4 (1 September 2021) *

“Born violent: the birth of nuclear power,” *Asian Journal of Peacebuilding* Volume 7, Issue 1 (July 2019): 9-29

“The Global Hibakusha Project: nuclear post-colonialism and its intergenerational legacy,” with Mick Broderick, *Unlikely: Journal for the Creative Arts* 5 (2018, special issue) *

“Imagining a nuclear World War Two in Europe: preparing U.S. troops for the battlefield use of nuclear weapons,” *Estonian Yearbook of Military History* 7:13 (2018): 166-186

“The visible and the invisible when considering Northern European spent permanent spent nuclear fuel storage,” *Hiroshima Peace Research Journal* Vol. 5 (2018): 13-33

“Anthropogenic Fallout: the Bravo Test and the death and life of the global ecosystem,” *Hiroshima Peace Research Journal* Vol. 2 (2015): 77-96, expanded version published, “The Bravo Test and the death and life of the global ecosystem in the early Anthropocene,” *The Asia Pacific Journal* Volume 13, Issue 29, No. 1 (July 20, 2015) *

“Nuclear conquistadors: military colonialism in nuclear test site selection during the Cold War,” *Asian Journal of Peacebuilding* Vol. 1, Issue 2 (2013): 157-177

“Radiation as a cultural talisman: nuclear weapon testing and American popular culture in the early Cold War,” *The Culture and Conflict Review* 6:2 (Summer 2012)

“Nuke York, New York: nuclear holocaust in the American imagination from Hiroshima to 9/11,” *The Asia - Pacific Journal* Vol. 10, Issue 11 No. 6 (March 12, 2012) *

“Whole Earth or no Earth: the origin of the Whole Earth icon in the ashes of Hiroshima and Nagasaki,” *The Asia - Pacific Journal* Volume 9, Issue 13 No. 5 (March 2011) *

“The psychological bomb: the relationship of American social scientists to nuclear weapons in the early Cold War,” *Peace & Change* 35:3 (July 2010): 434-63

“Atomic kid: *Duck and Cover* and *Atomic Alert* teach American children how to survive atomic attack,” *Film & History* 40:1, Visions of Science and Technology in Film Special Issue (Spring 2010): 25-44

“Reconstructing the perpetrator’s soul by reconstructing the victim’s body: the portrayal of the ‘Hiroshima Maidens’ by the mainstream American media,” *Intersections: Gender and Sexuality in Asia and the Pacific* 24 (June 2010) *

“‘There are no civilians, we are all at war’: nuclear war shelter and survival narratives during the early Cold War,” *The Journal of American Culture* 30:4 (December 2007) : 401-416

“Good bomb/bad bomb: talking about atomic tests in Nevada,” *Interdisciplinary Humanities* 24:1 (Spring 2007): 65-82

“Strategic fallout: dirty and clean weapons in the Cold War,” *Thematica* 2 (1995) : 25-56

Co-Edited Special Issues, Peer Reviewed Journals

Jacobs, Robert and Soonjung Kwon. Special Issue, “Transforming violence into peace through education,” *Asian Journal of Peacebuilding* 6:1 (2018): <http://tongil.snu.ac.kr/xe/ajp>

Jacobs, Robert and N.A.J. Taylor. Special Issue, “Re-imagining Hiroshima,” *Critical Military Studies* 1:2 (2015)

Peer Reviewed Book Chapters (selected)

“Nuclear marae wars: the battles over the sacred site memorializing nuclear testing victims in French Polynesia,” in, Kyoko Matsunaga, ed., *Nuclear colonialisms and transPacific imaginations*: forthcoming

“Reductivism: Hiroshima as a unit of measure,” in, Ran Zwigenberg, ed., *Inheritance: the legacy of Hiroshima & Nagasaki at 80* (New York: Palgrave Macmillan, 2025), forthcoming

“The unique historical records of the Nuclear Claims Tribunal of the Republic of the Marshall Islands,” in, Christopher Hill, Raminder Kaur and Jonathan Hogg, eds., *Fallout: radioactive reckonings in the Nuclearocene* (Liverpool: University of Liverpool Press, 2024), forthcoming

“The impact of the Hiroshima nuclear attack on U.S. policy, culture and ecology,” in, Hiroshima Peace Institute, ed., *Hiroshima-hatsu no Heiwagaku: Senso to Heiwa wo kangaueru 13 kou (Hiroshima approaches to Peace Studies: 13 lectures on war and peace)* (Kyoto: Horitsu Bunka Sha, 2021): 45-60

“Fukushima radiation inside/out,” in, Kyle Cleveland and Scott Knowles, *After Fukushima: Legacies of 3.11* (Philadelphia: University of Pennsylvania Press, 2021): 50-62

“Post-nuclear/post-colonial challenges to democratization in the Pacific,” in, Narayanan Ganesan, ed., *International perspectives on democratization and peace* (London: Emerald Publishing, 2020): 27-42

“Seeing children hidden behind the clouds of Hiroshima and Nagasaki,” in, Mischa Honeck and James Marten, eds., *War and childhood in the age of the World Wars* (Cambridge: Cambridge University Press, 2019): 267-282

“Introduction: on Hiroshima becoming history,” with N.A.J. Taylor, in, Jacobs, Robert and N.A.J. Taylor, eds., *Reimagining Hiroshima and Nagasaki: Nuclear humanities in the post-Cold War* (London: Routledge Press, 2018): 1-11

“Hi-Roshimon: what we see when we look at Hiroshima,” in, David Lowe, Cassandra Atherton, and Alyson Miller, eds., *The unfinished bomb: Shadows and reflections* (Lanham, MD: Lexington Books, 2017): 185-197

“Domesticating Hiroshima: American depictions of the victims of the Hiroshima bombings in the early Cold War,” in, Urs Heftrich, Bettina Kaibach, Robert Jacobs and Karoline Thaidigsmann, eds., *Images of rupture in civilization between East and West: The iconography of Auschwitz and Hiroshima in Eastern European arts and media* (Heidelberg: Universitätsverlag Winter, 2016): 83-98

“Military nationalism and nuclear internationalism in Asia,” in Jeff Kingston, ed., *Asian nationalisms* (New York: Routledge Press, 2016): 58-69

“American fantasies about nuclear weapons remain trapped in a fictional Hiroshima,” in, Gen Kikkawa and Kazumi Mizumoto, eds., *Why nuclear weapons haven't been abolished* (Kyoto: Horitsu Bunka, 2016): 151-167

“Fukushima and the shifting conventions of documentary—from mainstream broadcast to social media netizenship,” with Mick Broderick, in, Judith Pernin and Camille Deprez, eds., *Defining independent documentaries? Case studies in the post-1990 context* (Edinburgh: University of Edinburgh Press, 2015): 217-232

“Boys wonder: male teenage assistants in 1950s sci-fi serials and Cold War masculinity,” in Cynthia J. Miller and Bowdoin Van Riper, eds., *1950s “Rocketman” TV series and their fans: Cadets, rangers, and junior space men* (New York: Palgrave-McMillan, 2012): 53-66

“Dodging dystopia: the role of nuclear narratives in averting global thermonuclear warfare,” in, Antony Adolf, ed., *Nonkilling history: Shaping policy with lessons from the past*

(Honolulu: The Center for Global Nonviolence, 2010): 219-236

“Target Earth: the origins of the image of the Whole Earth in the ashes of Hiroshima and Nagasaki,” in, Robert Jacobs, ed., *Filling the hole in the nuclear future: Art and popular culture respond to the bomb* (Lanham, MD: Lexington Books, 2010): 187-205

Poetry

“Radiant reflections from Hiroshima, Nagasaki and Fukushima - 20 poems by Bo Jacobs for 20 photographs by elin O’Hara slavick,” with elin o’Hara slavick, in, Livia Monnet, ed., *Toxic immanence: decolonizing nuclear legacies and futures* (Montreal: McGill-Queens University Press, 2022): 383-423

Invited Conference and Webinar Activities (selected)

Keynote Speaker, “Nuclear Weapon Development and Possession as Violence: the global hibakusha,” Hiroshima Peace Institute International Symposium, “Victims of Nuclear Weapons in Global Contexts: Appealing — ‘No More Hibakusha’ Now,” 30 November 2024, Hiroshima, Japan

Invited Speaker, “Is Hiroshima still radioactive?: nuclear explosions and the environment” Inaugural Hiroshima Seminar at the Museum of Literature Ireland, University College Dublin, 20 February 2024, Dublin, Ireland

Invited Speaker, “Global hibakusha in history,” ICAN Academy, 26 November 2023, Hiroshima, Japan

Keynote Speaker, “Nuclear issues and the environment,” 2023 Peace Forum, Hiroshima Jogakuin Senior High School, 7 August 2023, Hiroshima, Japan

Invited Speaker, “Nuclear colonialism – testing and mining,” University of Hamburg, 12 June 2023, Hamburg, Germany

Invited Speaker, “The global hibakusha – a discussion with Prof. Robert Jacobs,” International Student / Young Pugwash, 25 April 2023, Berlin, Germany

Invited Speaker, “Book talk, nuclear bodies: the global hibakusha,” Department of Political Science, University of Oslo, 19 April 2023, Oslo, Norway

Invited Speaker, “Nuclear bodies,” Seminar, Eindhoven University of Technology, 16 March 2023, Eindhoven, Netherlands

Invited Speaker, “Learning to see the global hibakusha hidden in the Cold War’s shadows,” SciencesPo (part of the Nuclear Knowledges Seminar Series), 15 March 2023, Paris, France

Invited Speaker, “Nuclear bodies: the global hibakusha,” Southern Denmark University Political History Group, 2 March 2023, Odense, Denmark

Invited Speaker, “Nuclear war in the Cold War: the global legacies of nuclear testing on colonial and indigenous populations,” Seminar, Danish Institute of International Studies (DIIS), 1 March 2023, Copenhagen, Denmark

Invited Speaker, “Nuclear Bodies,” Higher Seminar, Royal Institute of Technology (KTH), 20 February 2023, Stockholm, Sweden

Book talk, “Nuclear bodies: the global hibakusha,” presented to the Center for East Asian Studies, University of Chicago, 19 October 2022, Chicago, USA

Book talk, “Nuclear bodies: the global hibakusha,” presented to the Pacific Basin Institute, Pomona College, 22 September 2022, Claremont, CA, USA

Book talk, “Nuclear bodies: the global hibakusha,” presented to the School of Public Policy and Global Affairs, University of British Columbia, 16 September 2022, Vancouver, Canada

Invited Speaker, “The global hibakusha,” presented to the “Hearing voices from Hiroshima: nuclear weapons, war and peace” symposium at International Christian University, 26 May 2022, Tokyo, Japan

Invited Speaker, “The passive-aggressive atom: can nuclear reactors be “peaceful”?” presented to the Hiroshima-Nagasaki-Fukushima: Articulations of the Nuclear. The Case of

Japan” conference at the University of Cologne, 21 May 2022, Cologne, Germany

Invited Speaker, “Nuclear bodies: the global hibakusha,” Science and Global Security Seminar, 5 May 2022, Princeton University, USA

Invited Speaker, “Cities of peace,” as part of Global Media Festival 2022, 16 March 2022, Georgia Institute of Technology, Atlanta, USA

Keynote Speaker, “Nuclear fieldwork in the Global Hibakusha Project,” presented as part of the Ethics & Ethnography in Nuclear History workshop, 16 February 2022, University of South Wales, UK

In dialogue with Grit Ruhland in, “Nuclear heritage: a conversation in art and science,” presented as part of the Redraw Tragedy exhibition, 4 December 2022, Köln, Germany.

Invited Speaker, “After Hiroshima and Nagasaki: the global hibakusha and Cold War nuclear testing,” presented as part of the Virtual Briefing Program for UN Tour Guides 2021, 3 December 2022, Geneva, Switzerland and Vienna, Austria

Invited Speaker, “Greenwashing plutonium: transforming US nuclear weapon legacy sites into nature preserves,” as part of the “Hiroshima, America, and Nuclear Legacies” symposium presented to the 49th annual conference of the Chugoku-Shikoku Association of American Studies, 27 November 2022, Hiroshima, Japan

Keynote Speaker, “Nuclear memory effects: remembering Hiroshima and forgetting Fukushima,” presented to the Troubling Anniversaries conference, 22 October 2021, Belfast, UK

Invited Speaker, “The history of military thought about radioactive fallout as an intentional weapon effect in warfare,” presented to the annual conference of the British Nuclear Test Veterans Association, 11 August 2021, Ironbridge, UK

Invited Speaker, “Being present with the past and the future at nuclear weapon test sites: a challenge for TPNW effectiveness,” seminar presented to Soka University, 24 July 2021, Tokyo, Japan

Invited Speaker, “The global hibakusha and Cold War nuclear humanities,” presented as part of Parley 2021 at the University of Gour Banga, 5 July 2021, Malda, India

Invited Speaker, on the topic of the global hibakusha with graduate students at the University of Pennsylvania, 28 April 2021, Philadelphia, USA

Invited Speaker, on the topic of nuclear colonialism in the Pacific, presented to students at the University of the South Pacific, 15 April 2021

Invited Speaker, “Night with the experts,” presented to the Nuclear Information Service in Chicago, 25 March 2021, USA

Invited Speaker, in discussion with Ran Zwigenberg, “Hiroshima histories & stories,” webinar series hosted by Schreyer Honors College of Pennsylvania State University, 8 March 2021 & 18 November 2020, USA

Invited Speaker, “History and implications of nuclear energy,” lecture to Strathmore University Law School in Nairobi, 29 January 2020, Kenya

Invited Speaker, “Nuclear colonialism: selecting the irradiated,” webinar hosted by the Race, Violence, and Health program at Whitman College, 28 October 2020, USA

Keynote Speaker, “Seeing the unseeable,” Hanes Visiting Artist Lecture Series, presented at the “Nuclear visions: the Atomic Photographers Guild” exhibition at the John and June Allcott Gallery, University of North Carolina, 29 October 2019, Chapel Hill, NC, USA

Invited speaker, “The problems of long-term storage of spent nuclear fuel worldwide,” presented (by Skype) to the Fourth International Conference on Nuclear Decommissioning and Environmental Recovery, INUDECO 2019, 26 April 2019, Slavutych, Ukraine

Invited Speaker, “Colonialism and its impact on democratic peace: the nuclear Pacific,” presented to the “Processes of Peace and Democratization” workshop at the Catholic University of Portugal, 10 December 2018, Lisbon, Portugal

Invited Seminar Speaker, “The invisible nuclear war hidden inside of the Cold War,” presented to the University of Bradford, 8 March 2018, Bradford, UK

Keynote Speaker: “Hiroshima in America, America in Hiroshima,” presented to the Chugoku Association of Elementary School Principals, 5 December 2017, Hiroshima International Conference Center, Hiroshima, Japan

Invited Panel Member for the Atomic Age IV Symposium held at the University of Chicago, 29 October 2017, Chicago, Illinois USA

Keynote Speaker: “The fallout of Chicago Pile-1,” presented in the Physics Colloquia commemorating the 75th anniversary of CP-1 experiment, the University of Chicago, 26 October 2017, Chicago, IL, USA:

Plenary Speaker: “The social construction of nuclear competence and disaster,” The Twelfth International Conference on Interdisciplinary Social Sciences, 27 July 2017, Hiroshima, Japan

Invited Speaker: “Radiation and the decay of the community body,” presented to Adam Mickiewicz University, 22 November 2016, Poznan, Poland

Invited Speaker: “Global hibakusha: understanding the victims of nuclear testing as a scattered, global community,” presented at Eastern Mediterranean University, 17 November 2016, Famagusta, North Cyprus, Turkey

Invited Speaker: “Nuclear conquistadors: military colonialism in the nuclear test site selection,” presented to the University of Cyprus, 16 November 2016, Nicosia, Cyprus

Invited Speaker: “Radiation, families and communities: Fukushima and the significance of the March 2011 disasters,” presented to the Japan Studies Association, 30 June 2015, Hiroshima, Japan

Keynote Speaker: “Ways of seeing Hiroshima, and ways of seeing from Hiroshima,” presented to the “70th Anniversary Atomic Bomb Symposium,” presented at the University of Indianapolis, 27 April 2015, Indianapolis, IN, USA

Keynote Speaker: “The Global Hibakusha Project and the Fukushima disaster,” presented to the “Journeys Along the Atomic Highway: History, Politics, Performance and Memoir” Symposium at Sophia University, 20 April 2015, Tokyo, Japan

Invited Speaker: “Pretending Fukushima is new: how studying sites of radiological contamination around the world can help us to understand the present and future in Fukushima,” presented at the “4.11 International Symposium: From Hiroshima and Bikini to Fukushima and the World,” 11 April 2015, Fukushima City, Japan

Invited Speaker: “Global hibakusha: the social effects of nuclear incidents,” presented at the Truman Institute for the Advancement of Peace at Hebrew University, 23 February 2015, Jerusalem, Israel

Invited Speaker: “Radiation, hibakusha and Fukushima,” presented at the Burke Museum of Natural History and Culture at the University of Washington, 1 October 2014, Seattle, Washington, USA

Invited Speaker: “Global fallout and radiation exposure,” presented during the Lucky Dragon Exhibition Hall Lecture Series at Meiji Gakuin University, 19 July 2014, Tokyo, Japan

Keynote Speaker: “Responding to the nuclear present,” *Shelter* Opera-Special Events, 14 June 2014, Toronto, Canada

Invited Speaker: “Nuclear culture: how it shaped the United States in the early Cold War,” presented at Seoul National University, 3 September 2013, Seoul, South Korea

Invited Speaker: “The Global Hibakusha Project,” presented to the Transnational Nuclear Perspectives Colloquium at the 24th International Congress of History of Science, Technology and Medicine, 27 July 2013, Manchester, United Kingdom

Invited Speaker: “The history and effects of nuclear weapon testing on communities near to nuclear test and nuclear weapon production sites around the world,” presented at the International Catalan Institute for Peace, 11 July 2013, Barcelona, Spain

Invited Speaker: “Environmental, social, and economic consequences of the Fukushima disaster,” presented via Skype to the One Year After Fukushima: Present Challenges and the Energy Future of Kazakhstan,” October 2012, Astana, Kazakhstan

Invited Speaker: “Networking hibakusha: connecting radiation affected communities cross-

generationally through cultural exchange and media,” presented to the Semipalatinsk Test Site: Radiation Legacy and Development Prospects Conference, September 2012, Kurchatov, Kazakhstan

Invited Speaker: “Social mobilization in Japan after Fukushima,” presented to the Coalition for Nuclear Peace and Disarmament, July 2012, New Delhi, India

Invited Speaker: “Relocating Hiroshima to America: images of nuclear attacks on New York City,” presented to Cornell University, September 2011, Ithaca, New York

Invited Speaker: “U.S. nuclear testing in the Pacific in global perspective,” presented to the Nuclear Institute of the College of the Marshall Islands, 31 January 2011, Majuro, Marshall Islands

Invited Speaker: “Project Ichiban: completing the ABCC dose reconstruction at the Nevada Test Site,” presented to Tokyo Institute of Technology, 19 January 2011, Tokyo, Japan

Invited Speaker: “Survival in ten easy graphics: an iconographic analysis of Civil Defense pamphlet art,” presented to the Faculty in Art at Ritsumeikan University, December 2007, Kyoto, Japan

Peer Reviewed Conference Contributions (selected)

“The global hibakusha during the Cold War,” presented to the Asian Environmental History Conference, 29 June 2023, Daejeon, South Korea

“When is a nuclear test actually an attack? Cold War thermonuclear testing and downwind fallout clouds,” presented to the Society for the History of Technology, 11 November 2022, New Orleans, Louisiana, USA

“The Pacific Ocean as a radioactive fallout sink during the Cold War,” presented to the American Society of Environmental History, 26 March 2022, Eugene, Oregon, USA

“Locating authority in envisioning nuclear markers,” presented to the Nordic Summer University Summer Session 2021: Culture and the Impending Ecocatastrophe via Zoom, 20 October 2021, Turku, Finland

“Still violent: the ambiguous legacies of nuclear power plants,” presented to the Atomic Heritages Conference via Zoom, 18 June 2021, Vilnius, Lithuania

“Rising oceans and disappearing nuclear test sites: the Marshall Islands, French Polynesia and Kiribati,” presented to the International Convention of Asian Scholars 11, 16 July 2019, Leiden, Netherlands

“Nuclear technologies and the discourse of disaster,” presented to the Legacies of the Manhattan Project conference, 17 March 2017, Richland, Washington, USA

“Imaging a nuclear World War Two in Europe: preparing US troops for the battlefield use of nuclear weapons,” presented to the Visions of War: Experience, Imagination and Predictions of War in the Past and the Present Conference in Tallinn, April 2016, Estonia

“Half-lives and nuclear inheritance: legacies of trauma at nuclear test site locations,” presented to the Soul Wounds: Trauma and Healing Across Generations Conference at Stanford University, June 2015, Palo Alto, CA, USA

“Seeing children hidden behind the clouds of Hiroshima & Nagasaki,” presented to the War and Childhood in the Age of the World Wars: Local and Global Perspectives Conference at the German Historical Institute, June 2014, Washington DC, USA

“Networking Pacific hibakusha: connecting radiation-affected communities cross-generationally through new social media,” presented to the Pacific History Association Conference at Wellington, December 2012, New Zealand

“Finding America hidden behind Hiroshima,” presented to the Society for Social Studies of Science Conference in Copenhagen, October 2012, Denmark

“Nuclear zenith: 1962 at the apex of nuclear colonialism,” presented to the 1962, A World Conference, October 2012, Oren, Algeria

“The Big Apple and the giant mushroom: depictions of a nuclear attack on New York City, 1945 - 2012,” presented to the International Committee for the History of Technology Conference, July 2012, Barcelona, Spain

“Ignoring a research cohort: American atomic soldiers and radiation exposure,” presented to the Society for Social Studies of Science Conference in Cleveland, November 2011, Ohio

“Radioactive fallout—eraser of national boundaries: how fallout from nuclear testing (and imagined nuclear war) shaped awareness of the global ecosystem,” presented to the “Legacies of the Cold War” Conference at the Hamburg Institute for Social Research in Hamburg, August 2011, Germany

“Domesticating Hiroshima in America: from military target to childlike victims in need of help, American depictions of the victims of the Hiroshima bombings in the early Cold War,” presented to the “Images of Rupture Between Civilization East and West: The Iconography of Auschwitz and Hiroshima in Eastern European Arts and Media” Conference at Heidelberg University, May 2011, Heidelberg, Germany

“Irradiated zombie soldiers: strategic options for American battle commanders whose troops have been exposed to lethal radiation,” presented to the War and Peace / Probing the Boundaries Conference in Warsaw, May 2011, Poland

“Atomic pawns: preparing American troops for the nuclear war in the 1950s,” presented to the joint Popular Culture Association / American Culture Association Conference in San Antonio, April 2011, Texas

“Architectures of annihilation: the logic of building “Japanese houses” at the Nevada Test Site,” presented to the Cold War Cultures Conference at the University of Texas, September 2010, Austin, Texas

“Nuclear doomsday and the origins of the Whole Earth,” presented to the Society for Social Studies of Science Conference at Tokyo University, August 2010, Tokyo, Japan

“Neighbors as enemies: narratives of community violence in fallout shelters and during nuclear war in early Cold War America,” presented to the Nordic Association of American Studies Conference at the University of Copenhagen, May 2009, Copenhagen, Denmark

“Target Earth: cartoon images of globalism in the ashes of Hiroshima,” presented to the British Association of American Studies Conference at the University of Nottingham, April

2009, Nottingham, United Kingdom

“Atomic familiars: animal guides to the radioactive landscape in early Cold War America,” presented to the Cultural Studies Association of Australasia Conference, Western Australia School of Mines, 8 December 2008, Kalgoorlie, Australia

“Reconstructing the perpetrator’s soul by reconstructing the victim’s body: the “Hiroshima Maidens” in the American mind,” presented to the Interrogating Trauma: Arts & Media Responses to Collective Suffering Conference, Murdoch University, 3 December 2008, Perth, Australia

“Alone in the flash: *Duck and Cover* and *Atomic Alert*,” presented to the Film and History Conference, October 2008, Chicago, Illinois

“Radiation as a cultural talisman in Cold War popular culture,” presented to the Popular Culture Association/American Culture Association Joint National Conference, April 2007, Boston, Massachusetts

“Good bomb/bad bomb: American nuclear narratives during the atmospheric testing era,” presented to the International Committee for the History of Technology Conference, Leicester, August 2006, United Kingdom

“Narratives of survival under atomic attack,” presented to the Southwest Popular Culture Association Conference, February 2006, Albuquerque, New Mexico

“Sharing the horizon with the atomic bomb,” presented to the History of Science Society Conference, November 1997, San Diego, California

“The atomic egg: nuclear tests and the radioactive generation of monsters and aliens in fifties sci-fi,” presented to the Atomic Age Opens Conference, July 1995, Bowling Green, Ohio

“Presenting the past: *The Atomic Cafe* as activist art and politics,” presented to the Atomic Age Opens Conference, July 1995, Bowling Green, Ohio

Exhibitions

Nuke York, New York: co-curator

-Macaulay Honors College, City University of New York, 20-29 November 2012

-Hartell Gallery of Cornell University, 5-17 September 2011

Distinctions

Hiroshima City University, Faculty Award for Peace Research, 2022

Hiroshima City University List of University Professors with Significant Accomplishments, 2012

Hiroshima City University, Inaugural List of University Professors with Significant Accomplishments, 2011

University of Illinois List of Teachers Ranked as Excellent by Their Students, 1994 and 1995

University of Minnesota Buchta Merit Award, 1991

Media Interviews

More than 100 interviews on international news programs, documentaries, podcasts and newspapers, including BBC, Al Jazeera, NBC, TRT, NDTV, RT and many others. List and links available on request.

Editorial Boards

Executive Editor, *Asian Journal of Peacebuilding*, 2012 - present

Associate Editor, *Asia-Pacific Journal*, 2011 - present

独立論文

ユーラシアにおける非欧米諸国の秩序再編 ——上海協力機構の役割に注目して

加藤 美保子

広島市立大学広島平和研究所講師

はじめに

ロシア・ウクライナ戦争が長期化するなかで、ヨーロッパではロシアの脅威に対抗してフィンランドとスウェーデンが北大西洋条約機構（NATO）に加盟し、アジアではロシアが北朝鮮と軍事同盟を締結するなど、東西のロシア隣接地域で安全保障秩序の再編が進んでいる。一方、南に目を向けると、ヨーロッパ連合（EU）やNATOに加盟しておらず、日本や韓国のようにアメリカと二国間同盟も結んでいない、ユーラシア大陸部の諸国が上海協力機構（SCO）に参加申請するケースが増加している。正加盟国10か国にはロシア、中国、インドという非欧米の主要国・核保有国が含まれており、2020年代にはイラン（2023年）、ベラルーシ（2024年）が正加盟国となった。ウクライナ侵攻が開始された2022年以降は、エジプト、カタール、サウジアラビア（2022年）、バーレーン、クウェート、アラブ首長国連



図1：2024年現在の上海協力機構

出典：筆者作成

邦、モルディヴ、ミャンマー（2023年）など、中東諸国を中心に SCO の対話国が増えている。図 1 の通り SCO はユーラシア大陸の大部分を包摂し、10か国の総人口は35億人超、世界の GDP の約 4 分の 1、世界貿易の約15%を占める組織となり、拡大を続けている¹。

このように世界の政治経済において無視できないプレゼンスを持つ国家グループであるにも関わらず、SCO が目指す地域秩序の特徴や協力のメカニズム、それらの変化については十分に議論されてきたとは言えない。エコノミスト・インテリジェンス・ユニット（EIU）が2006年から毎年発表している民主主義指数によると、SCO に何らかの形で参加する諸国は、「欠陥民主主義（flawed democracies）」とされるインドとモンゴルを除くと、すべて「権威主義体制（authoritarian regimes）」に分類される²。非欧米、非民主主義体制の国家で形成される SCO はどのような地域秩序を追求しているのか。また、その秩序は、アメリカ主導の既存の国際秩序とどのような関係にあると言えるのだろうか。SCO がメンバーを拡大し、地域秩序を確立する際の求心力となるものは何なのだろうか。

SCO の地域協力の目的に関して、機構を主導してきたロシアと中国の間に不一致があったことは多くの先行研究で指摘されてきた。つまり、ロシアが安全保障分野の協力を重視しているのに対し、中国はロシアが SCO を軍事同盟に変えようとするのを阻止してきた。一方、中国が経済協力の強化を目指したのに対し、ロシアは中国が貿易ブロックを作ろうとすることを阻止してきた³。このような中口の競合は、機構の発展の方向性を曖昧にした一方、習近平政権が一带一路構想を打ち出したり、ウラジーミル・プーチン大統領がユーラシア経済連合（EAEU）と一带一路の連携（大ユーラシア・パートナーシップ構想）を提唱したりするなど、両国が SCO の枠外で経済分野に重心を置く広域地域構想を立ち上げるにつながった⁴。

以上の背景を踏まえて、本稿は SCO 域内－広義にはオブザーバーや対話国を含み、狭義には正加盟国10か国を指す－で形成されつつある地域秩序とは何かを考察するにあたって、SCO 憲章で全加盟国の共通の関心として掲げられたテロリズム、分離主義、過激主義（三悪）との戦いという非伝統的安全保障分野の取り組みと、関連する原則や規範に注目する。分析方法としては、SCO の憲章や首脳宣言など、正加盟国の代表によって調印され、対外的に公表される公式文書に盛り込まれた価値や原則、秩序観を抽出し、その変化や意味について分析する。そうすることによって、SCO という国際機構を通じてどのような国際規範（international norm）が適切な行動の基準として域内諸国に支持されてきたのか、また実際にそれらの規範がどのように機能しているのかについて検討したい。これらの作業を通じて、SCO 域内で形成されつつある地域秩序の特徴を明らかにしたい。

本稿における「地域秩序」と「国際規範」の定義と関係性については、ヘド

リー・ブルの国際秩序の定義「主権国家から成る国際社会の主要な基本目標を維持する活動様式」を参照し⁵、以下のように考える。主権国家から成る一定の地理的範囲の諸国が、国家の生存、発展、平和を確保するための行動基準となる価値やルール、つまり国際規範を共有することによって、域内の対立を深刻な紛争にエスカレートさせないための国家間の対話や関係性が成立している状態を、地域秩序が成立している状態とみなす。

本論の第一節では、テロリズムとの戦いにおけるアメリカ／NATOとロシア／SCOの協力と路線変更について検討するため、アフガニスタン問題に焦点を当てる。また、ロシアと中央アジア諸国が、治安と体制維持の手段としてSCOを利用していることにも言及する。第二節では、SCOの求心力について考察するために、主に正加盟国の間でどのような国際規範や秩序観が共有され、機能してきたのかについて分析する。そして最後に、2022年2月から続いているロシア・ウクライナ戦争がSCO域内に及ぼす影響について考察する。

1. アフガニスタン問題をめぐるアメリカとSCO

(1) テロリズムとの戦いにおける協調

本節では、冷戦を勝ち抜き、1990年代以降のアメリカ極支配を安全保障面で支えてきたNATOと、冷戦終結後の中央アジアの国境地域協力から発展したSCOとの関係性の変化について考察する。SCOの前身は、ソ連崩壊後に中国との国境画定交渉に直面したカザフスタン、クルグズスタン（キルギス）、タジキスタン、ロシアの5か国による「上海ファイヴ」である。この5か国は1996年に国境地域の軍事分野の信頼醸成に関する協定を締結し、1997年には相互兵力削減に関する協定を締結して一定の成果を上げ、2000年代初頭までに、中国と中央アジア諸国の国境画定問題をほぼ解決した。

この枠組みをより広範な協力に活用するためにウズベキスタンを加えた6か国で国際機構に格上げしたのがSCOである。SCOは設立宣言で地域安全保障にプライオリティを置くとしており、共通の課題としてテロリズム、分離主義、過激主義との戦いを掲げた⁶。これら6か国は、1990年代から分離主義運動や、国際的な原理主義組織とつながりのあるイスラーム過激主義とテロリズムの脅威に直面していた。ロシアはチェチェン共和国の分離独立派との紛争を抱えていた一方、中国では新疆ウイグル自治区の分離を主張する過激派によるテロリズムが、治安と領土保全にとって深刻な脅威であった⁷。

2001年6月に発足したSCOの設立宣言では、機構が他の諸国や地域に敵対する同盟ではなく、公開（openness）の原則を支持することが明記された（第7項）⁸。2001年の設立宣言にも2002年に首脳会議で調印された「SCO憲章」にも、加盟国

間の相互防衛義務に関する条項は含まれていない⁹。SCOは当初、軍事分野ではなく「三悪」という非伝統的安全保障分野の地域協力に重心を置いていたのである。注意したいのは、北大西洋条約第5条でその権利を規定しているNATOと異なり、SCOは集団的自衛権を行使し得る法的根拠を持たない組織だという点である。

発足当初、SCOはアメリカが掲げる「グローバルなテロとの戦い」に積極的に協力する立場を取っていた。SCO発足から3か月後にアメリカで同時多発テロ事件（9.11事件）が起きると、SCO加盟国は「三悪との戦い」に正当性を持たせるために、グローバルなテロリズムとの戦いという旗を掲げるジョージ・W・ブッシュ政権と連携する方針を取った。2001年10月、アメリカ主導の有志連合は、9.11事件の首謀者であるウサーマ・ビン・ラーディンが指導する組織アル・カーイダを支援していたターリバーン政権を打倒するためにアフガニスタン侵攻を開始した。この際、ウズベキスタンとクルグズスタンはそれぞれカルシ・ハナバード空軍基地とマナス空軍基地に兵站補給のために米軍が駐留することを受け入れた。これは対テロ作戦への貢献ということで中口にも容認された一方で、中央アジアを伝統的な勢力圏とみなすロシアにとっては、アメリカが自国の政治的目的のために軍事プレゼンスを継続させるのではないかという疑念をもたらした。このため、SCO外相会議は、2002年1月に採択した共同声明で、カブールに本部を置くアメリカ主導の国際治安支援部隊（ISAF）に対し、アフガニスタンの正統政府の合意の下、国連安保理のマンデートに従って作戦を実施するよう呼びかけた¹⁰。

(2) アメリカの軍事プレゼンスの制限

アフガニスタン作戦で協力関係にあったSCOが対米関係の見直しに傾斜し始めたのは2005年頃からである。これと前後して、SCOは西側への対抗措置、あるいはアメリカの一極支配を拒否するための手段として分析の対象となっていく。この背景には何があったのだろうか。アメリカと有志連合が2003年3月にイラクに侵攻した際、ロシアと中国は反対したにもかかわらず、2003年5月に出されたSCO首脳宣言ではイラク侵攻への言及はなかった。これはアメリカを支持していたウズベキスタンの反対によるものだったと指摘されている¹¹。しかし2003年以降、旧ソ連地域では親ロシア政権が市民の抵抗運動によって倒される「カラー革命」が相次いで起きた。2005年3月にはクルグズスタンでチューリップ革命が起きてアスカル・アカエフ大統領がロシアに亡命する事件があった。隣国ウズベキスタンのイスラム・カリモフ大統領はクルグズスタンの暴動が自国に拡大することを警戒していたが、7週間後の2005年5月、国境に近いアンディジャンで反政府デモが始まると、治安部隊を投入し市民に発砲するなどして多数の死者を出した¹²。これらの事件の背景には西側から資金提供を受けたNGOの関与があると見られたことから、権威主義体制の存続を重視する中央アジア諸国は、領域からア

アメリカの軍事プレゼンスを排除する方向へ舵を切った。

2005年7月にアスタナで行われたSCO首脳会議の宣言では、アフガニスタンにおける対テロ作戦に従事する有志連合の努力を支援することを確認した上で、対テロ作戦の活発な軍事的フェーズが完了したことを踏まえて、SCO加盟国の領土における軍事部隊の駐留やインフラの一時使用に期限を設ける必要があるとされた¹³。これは米軍に中央アジア諸国からの撤退を求めることを意味していた。アメリカとの距離の取り方が不明確であったSCOが、反米色を鮮明に打ち出したという意味でSCOの転換点であった。ここで注目したいのは、米軍駐留を受け入れていたウズベキスタンやクルグズスタンが国際機構を通じてアメリカの軍事的プレゼンスを制限しようとしたことである。権威主義諸国の指導者は民主主義的規範を拒否することによって民主化を阻害し、権威主義の存続を助けていると指摘するトーマス・アンブロシオは、権威主義政権が国際機構を通じて非民主的な相手と協力し、それぞれの政治システムを維持しようとするを「調整政策」(policy of coordination)と呼んでいる¹⁴。この場合も、カラー革命から現政権を守るための国際機構を通じた調整政策と言えるだろう。

この時期、SCOは「現代のワルシャワ条約機構」になり得るのかという議論が出始めた。これらの議論には幅があり、中口の主要な関心は国内問題や国境地域などSCO域内の安全保障問題にあるため、SCOがNATOやアメリカの対抗勢力になる見込みは低いというものから¹⁵、SCOは「友好、平和、安全保障」の名の下に、中国、ロシア、イランが集団的パワーを拡大するためのメカニズムなのだという見解までみられた¹⁶。

(3) アフガニスタン問題における国際機構の活用

その後米軍は、2005年11月までにカルシ・ハナバード基地から撤退した。マナス基地への駐留は継続していたが、2014年までに撤退している。この間、アメリカとSCOの間でずっと緊張が続いていたわけではない。バラク・オバマ政権期にはアフガニスタン問題に関してSCOと西側が協調する機運も見られた。オバマ政権はテロとの戦いの重点をイラクからアフガニスタンに移すことを公約し、2009年3月27日にアフガニスタンとパキスタンに関する新戦略を発表した。当時、アフガニスタン侵攻開始以降の米軍の戦死者数が最大となっており、新戦略ではアル・カーイダとターリバーンを抑え込むために4千人の増派と、国家建設など民生部門の復興支援に力を入れることが決まった¹⁷。アフガニスタン情勢が泥沼化するなかで、この国に隣接するSCO諸国は、テロリストの潜在的な標的でもあり、アフガニスタンから生じる違法麻薬取引への対処にも大きな関心を持っていた。

オバマ政権の新戦略発表と同日に、モスクワではSCOのイニシアティブでアフ

ガニスタンに関する特別会合が開催された。これには当時の潘基文国連事務総長をはじめ、欧州安全保障協力機構（OSCE）事務総長、NATO 事務総長補佐、SCO オブザーバーからの代表、G8の他、集団安全保障条約機構（CSTO）、EU、独立国家共同体（CIS）、アジア相互協力信頼醸成措置会議（CICA）、イスラーム協力機構などの代表も参加した。この会議で、SCO とアフガニスタンはテロリズム、違法麻薬取引及び組織犯罪との戦いに関する行動計画と共同声明を発表した。行動計画では、例えばテロリズムの資金源を断つための「反麻薬・金融安全保障ベルト」を構築するために、多国間協力の重要性が指摘された¹⁸。共同声明では、今後は国連安保理が ISAF（2003年に NATO に指揮権を移管）の任務を検討する際に多国間の取り組みへの参加を検討することを提案している¹⁹。そして特に麻薬とテロ対策の分野における SCO、CSTO、CIS 間の協力拡大を支持した。

2009年6月15日から16日にかけて、ドミトリー・メドヴェージェフ大統領はエカテリンブルグでアフガニスタン、パキスタンとの3か国首脳会議（個別会談も実施）、イラン大統領との首脳会議、第一回 BRIC 首脳会議、SCO 首脳会議を立て続けに開催した。この時のロシア、アフガニスタン、パキスタンの首脳会議の内容は公表されていないが、同月に開催された3か国外相会合の共同声明によると、3か国は国境管理、テロリスト及びテロ組織の活動に関する情報交換、テロ、麻薬対策における警察官の訓練、異文化間対話の促進、三国間の文化、人的交流などで協力を進めようとしている²⁰。上述の3月の特別会合がオバマ政権の新戦略発表と日程が被っていることなどを総合して考えると、アフガニスタン問題の泥沼化やリーマン・ショックでプレゼンスに翳りが見え始めたアメリカに対し、メドヴェージェフ政権が独自のリソースを活用した多国間枠組みを通じて、国境を越える問題群を扱う新たなメカニズムを確立しようとする構図が見えてくる。

それでは SCO を中心とした多国間協力の強化がアメリカのアフガニスタン戦略に敵対的だったかということ、決してそうではない。2009年12月にオバマ政権は駐留米軍を3万人増強することを発表した。この決定に対しロシア外務省は理解を示す声明を発表している。この声明によると、テロ組織との戦いにおいてアフガニスタンとパキスタンを包括的に扱うという見解を米ロは共有しており、特にパキスタンとアフガニスタンの国境地帯におけるテロリストのインフラを早期に根絶しなければならないという点で一致している²¹。これらの課題の解決において、ロシアは国連の支援の下で、可能な限り広範な国際協力が必要だと考えており、特に SCO と CSTO の役割を重視していた。アメリカの見解と異なるのは、たとえばアメリカがこの地域から撤退しても、地続きの周辺諸国にとって「三悪」の脅威は残り続けるため、アフガニスタンの自立と安定に向けた地域的メカニズムが必要だという認識であろう。アメリカのプレゼンス低下に加え、ロシアは独自の地域安全保障の文脈で、アメリカのアフガニスタン戦略と並行した、別の多国

間方式を模索し始めたと言えよう。

このように、2009年頃からロシアを中心に、SCOを含む多様なアクターをアフガニスタン問題に関与させる試みが展開された。この時点ではアメリカとの相互理解が成立していたが、2014年のクリミア併合による対ロシア経済制裁のせいで、アフガニスタン問題をめぐるロシアと西側の協力も縮小していった²²。2021年8月にジョー・バイデン政権がアフガニスタンから米軍を撤退させた際、プーチンはテログループが隣接諸国に紛争を拡大しようとすることはロシアへの直接的な脅威だという認識を示した。その上で、ソ連のアフガニスタン侵攻の経験から、アフガニスタンに内政干渉するつもりも、ロシア軍を引き込むこともないと述べ、CSTOの同盟国との積極的協力を言及した²³。メドヴェージェフ、プーチン政権ともに、隣接地域の治安や友好関係の維持を模索する際に、一国で対処するのではなく権威主義諸国による国際機構を活用する傾向は一貫している。

このような国際機構に参加してきた／しようとする諸国を結びつける求心力は何だろうか。次節では、SCO内部で提案、共有されてきた国際規範と地域構想を手がかりに、この点を考えてみたい。

2. SCOで共有される国際規範と地域秩序

(1) 権威主義諸国による国際規範のレトリックと実践

SCOは2001年から2015年にインドとパキスタンの正式加盟が決定するまで、中東と中央アジア4か国で首脳宣言に署名してきた。ここではこの6か国の間で合意され共有されてきた規範や原則について考察したい。2001年6月に発表されたSCOの設立宣言では、上海ファイヴの発展過程で形成された、「相互信頼」、「互恵」、「対等性」、「共同協議」、「文化的多様性の尊重」、「集団的發展のための大志」という6項目の「上海スピリット」が加盟国間の関係の規範となるだろうと述べられている²⁴。また、翌年に発表されたSCO憲章の第1条では、SCOの目的として表1の10項目が挙げられた²⁵。

さらに、第2条ではSCOの原則として、「主権の相互尊重」、「独立」、「国家の領土保全」、「国境不可侵」、「不侵略」、「内政不干渉」、「国際関係における武力または威嚇の不行使」、「隣接地域での一方的な軍事力の優位を追求しないこと」など8項目が定められている。また、具体的な協力分野については第3条で以下のように述べられている（表2参照）。

SCO憲章の方では上海スピリットという言葉は使用されていないが、加盟国間関係を律する6つの規範は、憲章の10項目の目的と協力分野の中に散りばめられており、毎年出される首脳宣言でも繰り返し用いられてきた。SCO憲章は全26条で構成され、第4条以降は機構の組織構成と協力実施の手続きに関する条文であ

表1 : SCO 憲章第1条「目的と課題」(抄訳)

| 記載順 | |
|-----|---|
| 1 | 加盟国間の相互信頼、友好、善隣の強化 |
| 2 | 地域における平和、安全保障、安定の維持と強化における多角的な協力を発展させ、新しい民主的で公平かつ合理的な政治経済の国際秩序を促進する |
| 3 | テロリズム、分離主義、過激主義に対する共闘 |
| 4 | 政治、貿易、経済、防衛、法の強化、環境保護、文化、科学技術、教育、エネルギー輸送、クレジットと金融、その他の共通の関心分野で効率的な地域協力を推進する |
| 5 | 対等なパートナーシップに基づく共同行動を通じて、包括的でバランスの取れた経済成長、社会文化の発展を促進する |
| 6 | 世界経済への統合のためにアプローチを調整する |
| 7 | 人権と基本的自由の享受を促進する |
| 8 | 他の諸国及び国際機構との関係発展を維持する |
| 9 | 国際紛争を予防しそれらの平和的解決のために協力する |
| 10 | 21世紀に生じる諸問題の解決を共に模索する |

出典：筆者作成

表2 : SCO 憲章第3条「協力分野」(抄訳)

| 記載順 | |
|-----|--|
| 1 | 地域における平和の維持及び安全保障と信頼の強化 |
| 2 | 国際機構や国際的な場で生じる問題を含む、相互利益の外交問題に関する共通の立場の模索 |
| 3 | テロ、分離主義、過激主義、違法麻薬、武器密売、その他の国境を越える犯罪行為、不法移民との共闘を目的とした措置の実施と発展 |
| 4 | 軍縮と軍備管理分野の努力の調整 |
| 5 | 漸次的にモノ、資本、サービス、技術の自由な流れを実現することを視野に入れ、貿易と投資に適した環境を醸成する、様々な形態の地域経済協力を支援し促進する |
| 6 | 利用可能な輸送、通信インフラの効果的利用、加盟諸国の輸送能力の改善、エネルギーシステムの発展 |
| 7 | 地域における水資源の管理を含む健全な環境管理の提供、具体的な共同環境プログラムやプロジェクトの実施 |
| 8 | 自然災害、人災の予防と、それらの影響を緩和するための相互支援 |
| 9 | SCO 内の協力関係発展のための法的情報の交換 |
| 10 | 科学技術、教育、健康、文化、スポーツ、観光などの分野における交流の拡大 |

出典：筆者作成

り、行動基準や価値に関わるものは上に挙げた第1条から第3条までに盛り込まれている。これらを概観して気づくのは、基本的にSCOの協力の主体は国家だということである。

この特徴は、同時期に公布されたEU基本権憲章（2000年）と比較してみるとより鮮明になる。EU基本権憲章は7編54条から成るうち、第1編「尊厳」、第2編「自由」、第3編「平等」、第4編「連帯」、第5編「市民の権利」、第6編「司法」、というように人間の権利と自由に関わる条項が大部分を占めている。焦点が人間に当てられているのである。これに対してSCO憲章は、人権や民主主義の価値への言及があるものの、その頻度は非常に少なく、一方で国家に焦点を当てた「主権の尊重」を重視し、対外的な自立性を確保するために加盟国の内政への不干渉を原則として掲げている。この「内政不干渉の原則」は、体制の維持を優先課題とする権威主義諸国にとっては、例えば外部からの民主化要求や民主的な価値の流入を拒否するための非常に都合の良い盾となる規範である。

設立宣言とSCO憲章の中で唯一民主主義に言及しているのは、SCO憲章の第1条の二番目に挙げられた「新しい民主的で公平かつ合理的な政治経済の国際秩序を促進する」という目的である。これは一見、自由民主主義的な秩序の普及に言及しているようにも見えるが、同時期中の口首脳声明でも同じような表現がアメリカ批判の文脈で使用されていることに留意したい。ここでは2001年7月のプーチンと江沢民による中ロ共同声明を参照してみたい。

ロシアと中国の国家元首は、多極世界の形成プロセスの促進が、安定し、民主的、非対立的で、公正かつ合理的な新しい国際秩序の創造に寄与すると考える。この傾向は客観的にみて、すべての国家の基本的利益に合致するものである。

ロシアと中国の首脳は、公正かつ合理的な新しい国際秩序の形成が多くの課題に直面していることに留意する。ロシアと中国は、世界情勢における国連とその安全保障理事会の主導的役割を強化し、「人道的介入」や「制限主権」といった概念を通じて国際法の基本的規範を損なおうとする試みに対抗するため、共同で努力する。

（モスクワ共同声明、2001年7月16日）²⁶

中ロ共同声明には、「安定」「民主的」「公正」「合理的」「新しい国際秩序」など、約1年後に発表されるSCO憲章と同様の表現がある。この声明における「新しい国際秩序」は、1999年に行われたNATOによるコソボ空爆など、「人道的介入」という理由で一方的な武力行使を実施し、国家主権を侵害するアメリカ一強の国際秩序に対置されるレトリックである。アメリカの単独行動の反対概念が「民主的」国際秩序であり、より多くの国々の国益が反映される「多極世界秩序」なのである。これは、「多極システム」、「国際関係の民主化」などという表現で2002

年のSCO首脳宣言にも盛り込まれ、以降、繰り返しSCO公式文書に使用されている²⁷。中口首脳会議で提唱され二国間で共有されてきた世界観が、SCOの規範や価値と密接なつながりがあることについて、トーマス・アンブロシオはアメリカの一極世界秩序に対する、モスクワと北京による反対の制度化（institutionalization of the opposition）であると指摘している²⁸。

また、テロ対策の分野では、SCOで合意された法的措置を通じて権威主義体制を強化している事例が報告されている。パリに本部を置く国際人権連盟（FIDH）は、2012年に公表した報告書「上海協力機構——人権侵害の手段」で、SCO6か国が国際人権保護措置を無視する口実としてSCOの法的措置を利用していると指摘する²⁹。SCO憲章の目的の7つ目には、人権と基本的自由の促進が挙げられているが、実践においては「相互承認」の原則によって人権規範は骨抜きとなる。上記の報告書によると、SCOは、各加盟国の国内法で「三悪」が同じ犯罪カテゴリーに含まれるのか、同じ用語で説明されているのかどうかに関わらず、加盟国に「三悪」の相互承認を求めている。つまり、ある加盟国が過激派とみなした組織や文献は、他のすべての加盟国の領域で禁止となり得るのである³⁰。

SCOはテロリズムの定義に「国家に対する損害」も含めている³¹。そのため加盟国は、他のSCO加盟国に逃亡した反体制派をテロ容疑で告発し、国際人道法や難民に関する国際条約に違反して彼らの身柄を引き渡させることができる。FIDHが事例として挙げているように、2011年5月、カザフスタンは、難民のウイグル人ジャーナリストを移民警察によって拘束した後、中国当局に引き渡した³²。このようにSCOの法的措置を加盟国の国内法より優位に扱うことは、中国やロシアの支配を地域のテロ対策だけでなく、SCO域内の人権問題にまで拡大することを意味し、結果的にSCO域内の権威主義体制の強化に貢献してしまっている。

(2) 中口による広域地域構想と保護主義批判

次に、2015年以降のメンバー拡大の求心力について考察したい。SCOの安全保障協力について論じた先行研究では、2001年から2015年までのSCOの活動は、地域安全保障レジームやメンバー諸国間の善隣友好を促進する新しい中心を確立するプロセスとして位置付けられ、NATOや東南アジア諸国連合（ASEAN）のような安全保障共同体と比べると政治的な要素が欠けていたことが指摘されている³³。2013年に習近平が一带一路構想を発表した後、ロシアではEAEUとの関わりが議論されてきた。これについてプーチンは、2015年のSCO首脳会議で、ロシアが主導してきたEAEUと中国によるシルクロード経済ベルト（一带一路の陸の部分）の2つの統合プロジェクトを結びつけるために緊密に協力する用意があることに言及した。この構想は、2016年6月に開催された「サンクトペテルブルグ経済フォーラム」で公式に発表され、「大ユーラシア・パートナーシップ」あるいはは

「大ユーラシアプロジェクト」と呼ばれるようになった。プーチンによると、この地域構想には、中国だけでなくインド、パキスタン、イランも含まれる³⁴。

2015年のSCO首脳会議には、2017年に正加盟国になることが決定したインドのナレンドラ・モディ首相とパキスタンのナワーズ・シャリーフ首相も参加した。モディ首相は、SCOへのインドの加盟を「歴史の自然な流れを反映したものだ」と述べ、ユーラシア地域を統合することを「我々の共通のビジョン」と位置付けた³⁵。モディ首相は中央アジア諸国との友好関係の再構築、南北輸送回廊など地域のインフラ整備と貿易投資の環境整備に関心を示した。また、アフガニスタンの安定と平和は地域全体の平和と繁栄を促進するとし、テロリズムと過激主義との戦いにおいてSCOと協力する用意があると述べた。一方、シャリーフ首相はシルクロード経済ベルトとEAEUの統合に賛同し、パキスタンは陸路と海路でSCO地域内外の相互連結を促進しうることをアピールした³⁶。また、テロリズム、過激主義、麻薬密売の脅威への対処にも言及した。

インドのSCO加盟の直接的な動機としては、地政学的要因が指摘されてきた。つまり日米豪印の協力が進展するなかで、どの勢力圏に属することも嫌うインドは、国際関係のバランスを取るためにSCO加盟を希望したという見方である。世界最大の民主主義国であるインドの加盟は、反米イメージの強いSCOに国際的な正当性を与えることにも寄与した³⁷。インドは中国と領土問題を抱えており、中国の影響力拡大への警戒から一帯一路には参加していない。しかし、インド、パキスタンの首脳の発言からは、SCO加盟後の展望として中央アジアやイランを含めた地域との統合や、輸送インフラの整備への関心が高いことがわかる。その意味で、ロシアの大ユーラシア・パートナーシップ構想やイランの存在は、経済分野の地域統合に強い関心を持つインド、パキスタンにとって求心力として機能していると言えるだろう。

2018年のSCO首脳会議で出された「青島宣言」には、国際情勢の現状への不満が色濃く反映された。国際貿易における一方的な保護主義の増大や挑戦に直面している現状への不満や、より公正で均衡ある世界秩序を求める文言が盛り込まれた。また、2015年頃から中国政府が使用し始めた「新型国際関係」の確立にも言及されている³⁸。2017-18年頃から、中国の人権抑圧に対する批判が強まり、またアメリカが対中追加関税措置を導入するなど米中対立が先鋭化していった。こうした背景から、「青島宣言」にはアメリカへの対立姿勢が鮮明に反映されたと考えられる。

2019年から2021年までの首脳宣言には、ロシアが主張し始めた「多中心世界秩序」と、アメリカ極支配への対抗の文脈で使用されてきた「多極世界秩序」のどちらも見られる。共通しているのは、一方的な保護主義措置が経済のグローバル化のプロセスを阻害しているという不満と、「相互尊重、公正、公平、互惠的協力、

人類共通の運命共同体を創るというビジョンに基づいた新型国際関係の構築」という表現が継続して使用されていることである。2020年代に加盟したイランの動機について論じた先行研究では、欧米によるイランの孤立政策を無力化するためという理由の他に、SCO 諸国の市場へのアクセスを拡大すること、特にロシア、中央アジア、インドをつなぐ橋としての役割を高めたいという経済的動機が挙げられていた³⁹。また、ベラルーシについても、経済的動機として、最大の貿易相手国であるロシアと、それに続く中国との協力を拡大し、一帯一路や EAEU、SCO の輸送・物流の統合に参加することがベラルーシの機会を拡大すると指摘されている⁴⁰。核開発問題や国内の人権弾圧を理由に欧米諸国から経済制裁を課されている国にとっては、国際機構を通じてアメリカの経済政策を批判し、さらには非民主主義諸国による経済圏を確保するという点で、SCO が重視されていると見られる。

3. ロシア・ウクライナ戦争のインパクト

(1) ウクライナ侵攻に関する SCO の立場

最後に、ロシア・ウクライナ戦争によって浮き彫りにされた SCO のあり方について述べたい。ロシアによるウクライナ侵攻後、国連では総会のウクライナ侵攻関連決議でロシアによるウクライナの主権侵害を非難してきた。現在の SCO 正加盟国10か国のうち、これらの国連総会決議に一貫して反対してきたのはベラルーシのみであり、中国、インド、パキスタン、中央アジア諸国はロシアに対する直接的な非難を避けつつ、相互の主権と領土保全の尊重や国連憲章の原則、国際法の遵守について言及してきた。

一方で、SCO がロシアのウクライナ侵攻にどう対処してきたのかというと、2022年から2024年にかけての首脳宣言を見る限り、ロシアの立場を支持することも非難することもなく、従来通り多極世界秩序と新型国際関係の確立に向けた協力を掲げ、紛争の平和的解決を訴えてきた。2022年9月に出された SCO 首脳宣言では、「国連安保理決議によらない経済制裁の発動は、国際法違反であり、第三国や国際経済関係にネガティブな影響を及ぼす」として反発する姿勢を示している⁴¹。この表現が、制裁を課されたロシアとそれ以外の加盟国が一致し得る最低ラインであったと見られる。

SCO の意思決定は、加盟国から異議が出たものは決定に含めないタイプのコンセンサス方式である。そのため、正加盟国に困難な選択を強いることを避ける傾向が見られる。第一節、第二節の議論では、アフガニスタン問題に関する国際機構の活用についても、価値や規範、秩序構想の提唱についても、ロシアと中国が強い影響力を発揮してきたことが分かる。しかし、ロシアの軍事介入に懸念を持

つ中小国のメンバーは、SCOとしてロシアのウクライナ侵攻に支持を表明することはなかった。過去の例を見ると、2008年8月にロシアがジョージアに侵攻し、最終的に南オセチア、アブハジアを独立承認した際も、SCOはロシアの立場を支持したり、モスクワの論理に従って戦争の責任をトビリシに押し付けたりすることはなかった⁴²。これはロシアが南オセチア、アブハジアの分離主義を支援した事例でもあり、台湾問題を抱える中国にとっては理解を示すのが困難な問題であった。また、2014年3月のクリミア併合に際しても、SCOの指導者たちは「ウクライナの平和の早期回復と、同国の危機の包括的解決を達成するための交渉プロセスの継続」を表明していた⁴³。SCOはロシアと中国の発言権が強いとはいえ、領土保全や主権規範に関わる問題は、各国の体制に影響を及ぼす可能性があるため、あえて意思統一を図らないケースが多いようである。現時点では、ウクライナ侵攻についてもこの方針が踏襲されていると言えよう。

(2) 旧ソ連地域で頻発する紛争

旧ソ連圏の地域秩序をロシアの国家観に依拠して論じた湯浅剛は、これをソ連という帝国を継承したロシア＝旧宗主国が主導する階層的な地域秩序であると述べている。しかし湯浅によると、ウクライナ侵攻後、この地域秩序は瓦解しつつある⁴⁴。その要因の一つとして挙げられているのは、ロシアが主導してきた軍事同盟であるCSTOが、域内（ロシア、ベラルーシ、カザフスタン、クルグズスタン、タジキスタン、アルメニア）の武力紛争で調停能力を発揮できなくなっていることである。

2020年代に入り、CSTO域内ではナゴルノ・カラバフでの軍事衝突やカザフスタンの反体制暴動など紛争が頻発している。2020年9-10月に、アルメニア系住民が実効支配する未承認国家ナゴルノ・カラバフ（アルツァフ共和国）の帰属をめぐる、アルメニアとアゼルバイジャンの紛争が再燃した。この時プーチンはロシア国営テレビのインタビューで、「アルメニアはCSTOのメンバーであり、我々はこの条約の枠内でアルメニアに責任を負っている。しかし、遺憾ながら現在も続いている戦闘行為は、アルメニアの領土で起きているのではない」と述べ、ナゴルノ・カラバフはCSTOの責任範囲に含まれないことを示唆した⁴⁵。この後、ロシアはアルメニアとの合意によりナゴルノ・カラバフに約2000人の平和維持部隊を派遣したが、この紛争では最後まで中立を維持した。ウクライナ侵攻後の2022年9月に起きた軍事衝突では、アルメニアのニコル・パシニャン首相がロシアとCSTOに支援を要請したが拒否された。同年11月のCSTO首脳会議で、パシニャンはCSTOの機能不全を強く非難しており、旧ソ連域内におけるロシアの主導的地位の低下を印象付けた。最終的に、2023年9月の戦闘でアルメニア側が降伏し、ナゴルノ・カラバフをアゼルバイジャンの一部であることを認め、この領土紛争

は終焉を迎えた。

この紛争の結果、南コーカサスの地政学的状況はロシアにとって大きく悪化した。第一に、アルメニアのロシア離れが加速している。パシニャンは CSTO からの脱退に言及し、軍事演習など同機構での活動を事実上停止し、新欧米路線への方向転換を図ろうとしている⁴⁶。2023年10月には、アルメニア議会がプーチンに逮捕状を出した国際司法裁判所（ICC）のローマ規定を批准し、翌年2月に正式加盟を果たした。これに対してクレムリンのドミトリー・ペスコフ報道官は、二国間関係の観点からこの決定は誤りだと述べ、さらにアルメニア国民にとって CSTO は代わりが効かない手段だとも指摘し、アルメニアのロシア離れに不快感を表した⁴⁷。第二に、アゼルバイジャンの勝利は、同国を支援したトルコがこの地域でプレゼンスを高める道を開いたことを意味する。ロシアが軍事リソースの大部分をウクライナに投入している最中に再燃したこの紛争は、南コーカサスでのロシアの軍事的地位に不利な変更を突きつけている。

この他にも、クルグズスタンとタジキスタンの国境地域では2021年5月と2022年9月に大規模な武力衝突が発生している。後者は SCO 首脳会議のために指導者らがサマルカンドに集まっている際に起きた。同地での首脳会談で、一旦は停戦に合意したとされたが、直後に戦闘が再開された。ウクライナ戦争下での旧ソ連圏での紛争の頻発は、南コーカサス、中央アジア諸国の自立的な動きが加速していることを示している。仲介国としてのロシアの役割の低下は、SCO、CSTO などの国際機構の役割や地域秩序のあり方に変更を迫るかもしれない。

おわりに

SCO はどのような地域秩序を追求してきたのか。本稿の分析からは、テロリズム、過激主義、分離主義という「三悪」を権威主義体制への脅威とみなすユーラシア国家を中心に、その体制の維持と、域内諸国の対立が深刻な紛争に発展するのを管理することを目的とし、SCO の加盟基準を満たしていれば欧米主導の国際経済体制から疎外された国家でも経済統合過程に参加可能な空間を形成する地域秩序、ということになる。

第一節では、アフガニスタン問題をめぐる二つの転機を経て、ロシア／SCO とアメリカ／NATO との関係は協力から独自路線へと変化したことを明らかにした。また、「カラー革命」による体制変更を脅威とみなす SCO 加盟国が、自国の体制や域内の治安、友好関係を維持するために国際機構を活用するようになったことも指摘した。

第一の転機は、2005年7月の SCO 首脳会議で発表された中央アジアからの米軍の撤退要求である。これはテロに対する共闘路線からの部分的転換であった。第

二の転機は、2009年に始まったロシアによる SCO、CSTO を活用した独自の地域安全保障メカニズムの模索である。これらは SCO がアメリカ主導の安全保障秩序とは異なる独自路線を取り始めたことを示している。2018年以降の SCO 首脳宣言に使われている「新型国際関係の確立」という表現には対抗意識の高まりが見られるが、そもそも集団的自衛権を行使する法的基盤を持たない SCO は、安全保障面では多国間対話プラットフォームとしての性格が強い。

第二節では、原加盟国の域内協力を支える国際規範と、新たな加盟国を引きつける求心力としての地域構想について考察した。SCO 規範の特徴として、国家に焦点が当てられた主権規範や内政不干渉原則が公式文書に採用され共有されており、これらが民主主義的な価値や行動基準の流入の妨げとなっていることが挙げられる。また、一見民主主義的なレトリックが使用されている「国際関係の民主化」などの秩序観も、ロシアと中国による一極世界秩序への対抗概念を SCO に反映させ、域内で共有して拡散するという構図となっている。このように、SCO を通じて中ロがアメリカへの対抗を「制度化」して来たことも、権威主義諸国を引きつけている。さらに大きな問題として、「三悪」との戦いを名目として、一つの加盟国がテロ容疑をかけた人物を他の加盟国でもテロリストとして相互承認し、拘束することが可能となっており、SCO 域内で深刻な人権侵害が起きていることを指摘した。

一方で、インド、パキスタン、イラン、ベラルーシなどの新規加盟国にとっては、アメリカ主導の国際秩序への不満や対抗意識への共鳴のみならず、中ロが提唱する地域構想や、SCO の域内市場や輸送インフラの統合などの経済的要因が求心力になっていることにも言及した。

本稿の分析から、SCO は国際政治においてどのような役割を果たしていると言えるだろうか。SCO 加盟国の中でも政治的に脆弱なアクターであるウズベキスタンやクルグズスタンが、SCO を通じて米軍の撤退を求めたように、政治体制を維持するための協力関係が見られる。また、体制を維持するために有効な規範が、SCO を通じて域内諸国に拡散され、権威主義体制の存続に利用されている。この意味で、SCO は権威主義諸国による地域秩序形成を支える国際機構であると言える。第三節で述べたように、ウクライナ侵略に関して、SCO はこれまでの方針を踏襲して、ロシアを直接非難していない。しかし、旧ソ連圏内で頻発する軍事紛争では、ロシアも SCO、CSTO も対話や調停機能を発揮できておらず、アルメニアのロシア離れや、トルコの影響力拡大が懸念されている。地政学的状況がロシアに不利な方向へ傾きつつあることから、今後は地域秩序の不安定化に注意する必要がある。

注

- ¹ 上海協力機構の公式ウェブサイト参照。https://rus.sectesco.org/20151208/16789.html (最終閲覧日2024年9月25日)
- ² “Democracy Index: Conflict and Polarization Drive a New Low for Global Democracy,” February 15, 2024. https://www.eiu.com/n/democracy-index-conflict-and-polarisation-drive-a-new-low-for-global-democracy/# (最終閲覧日2024年9月25日)
- ³ Stephen Blank, “Making Sense of the Shanghai Cooperation Organization,” *Georgetown Journal of International Affairs*, Summer/Fall 2013, p. 41.; Alexander Lukin, “Shanghai Cooperation Organization: Looking for a New Role,” July 10, 2015. https://eng.globalaffairs.ru/articles/shanghai-cooperation-organization-looking-for-a-new-role/ (最終閲覧日2024年9月25日)
- ⁴ Lukin (2015).
- ⁵ ヘドリー・ブル、白杵英一訳『国際社会論——アナーキカル・ソサイエティ』岩波書店、2000年、9頁。
- ⁶ SCO Secretariat, “Declaration on the Establishment of the Shanghai Cooperation Organization,” June 15, 2001. https://eng.sectesco.org/documents/?year=2001 (最終閲覧日2024年9月25日)
- ⁷ 中国研究者のアレクサンドル・ルキンによると1990年から2001年までの時期だけで、新疆の分離主義に関連するテロ行為は200件以上発生し市民や警察を含む死者は600人以上に上る。Aleksander Lukin, *China and Russia: The New Rapprochement*, Cambridge: Polity Press, 2018, p. 120.
- ⁸ SCO Secretariat, “Declaration on the Establishment…,” (前注6参照)
- ⁹ SCO Secretariat, “Declaration on the Establishment…,” (前注6参照)
- ¹⁰ Lukin (2018), p. 121.
- ¹¹ 岩下明裕「国境問題」木村汎、石井明編『中央アジアの行方——米口中の綱引き』勉誠出版、2003年、96頁。
- ¹² この事件をきっかけに、カリモフ政権は対外的にはロシアとの関係強化に向かい、国内的にはマスメディアやインターネットサーバの監視を強化し、西側の資金によるNGOを取り締まるなど方向転換を決めた。
- ¹³ SCO Secretariat, “Declaration by the Heads of Member States of the Shanghai Cooperation Organization,” July 5, 2005. https://eng.sectesco.org/documents/?year=2005 (最終閲覧日2024年9月25日)
- ¹⁴ Thomas Ambrosio, “Catching the ‘Shanghai Spirit’: How the Shanghai Cooperation Organization Promotes Authoritarian Norms in Central Asia,” *Europe-Asia Studies*, Vol. 60, No. 8, 2008, p. 1325.
- ¹⁵ Junfel Wu, “Will SCO Become Another Warsaw Pact?,” *Economic and Political Weekly*, September 24, 2005, pp. 4205-4207.
- ¹⁶ Frederick W. and Stakelbeck, Jr., “A new Bloc Emerges?,” *American Thinker*, August 5, 2005. https://www.americanthinker.com/articles/2005/08/a_new_bloc_emerges.html (最終閲覧日2024年9月25日)
- ¹⁷ 廣瀬淳子「オバマ政権の国防政策と関連法案の立法動向—2010年度国防授權法—」『外国の立法』、No. 243、2010年、141頁。
- ¹⁸ Ministerstvo inostrannykh del Rossiiskoi Federatsii, “Plan deistvii gosudarstv -chlenov Shankhaiskoi organizatsii sotrudnichestva i Islamskoi Respubliki Afganistan po problemam bor’by s terrorizmom, nezakonnyim oborotom narkotikov i organizovannoi prestupnost’iu,” March 27, 2009. https://archive.mid.ru/web/guest/maps/af/-/asset_publisher/gehUa6O4gSTV/content/id/300590 (最終閲覧日2024年9月25日)
- ¹⁹ Ministerstvo inostrannykh del Rossiiskoi Federatsii, “Zaiavlenie gosudarstv – chlenov Shankhaiskoi

- organizatsii sotrudnichestva i Islamskoi Respubliki Afganistan po problemam bor' by s terrorizmom, nezakonnym oborotom narkotikov i organizovannoi prestupnost'iu," March 27, 2009. https://archive.mid.ru/web/guest/maps/af/-/asset_publisher/gehUa6O4gSTV/content/id/300582 (最終閲覧日2024年9月25日)
- ²⁰ Ministerstvo inostrannykh del Rossiiskoi Federatsii, "Sovmestnoe zaiavlenie ministrov inostrannykh del Rossii, Afganistana i Pakistana, Triest, 26 iunia 2009 goda," June 30, 2009. https://archive.mid.ru/web/guest/maps/af/-/asset_publisher/gehUa6O4gSTV/content/id/287382 (最終閲覧日2024年9月25日)
- ²¹ Ministerstvo inostrannykh del Rossiiskoi Federatsii, "Kommentarii Departmenta informatsii i pechati MID Rossii v sviazi s ob'iaivleniem Prezidentom SSHA B. Obamoi obnovlennoi amerikanskoi strategii po Afganistanu i Pakistanu," December 2, 2009. https://archive.mid.ru/web/guest/maps/af/-/asset_publisher/gehUa6O4gSTV/content/id/271042 (最終閲覧日2024年9月25日)
- ²² Lukin (2018), p. 122.
- ²³ Administratsiia Prezidenta Rossii, "S"ezd partii «Edinaia Rossiia»," August 24, 2021. <http://www.kremlin.ru/events/president/news/66445> (最終閲覧日2024年9月25日)
- ²⁴ SCO Secretariat, "Declaration on the Establishment...", (前注6参照)
- ²⁵ SCO Secretariat, "Charter of the Shanghai Cooperation Organization," 2002. <https://eng.sectsc.org/documents/?year=2002> (最終閲覧日2024年9月25日)
- ²⁶ Administratsiia Prezidenta Rossii, "Moskovskoe sovmestnoe zaiavlenie glav gosudarstv Rossii i Kitaia," July 16, 2001. <http://kremlin.ru/supplement/3417> (最終閲覧日2024年9月25日)
- ²⁷ SCO Secretariat, "Declaration by the Heads of the Member States of the Shanghai Cooperation Organization," June 7, 2002. <https://eng.sectsc.org/documents/?year=2002> (最終閲覧日2024年9月25日)
- ²⁸ Ambrosio, "Catching the 'Shanghai Spirit'...", (前注14参照), p. 1328.
- ²⁹ FIDH, "Shanghai Cooperation Organization: A Vehicle for Human Rights Violation," 2012. https://www.fidh.org/IMG/pdf/sco_report.pdf (最終閲覧日2024年9月25日)
- ³⁰ *Ibid.*, pp. 5-6.
- ³¹ SCO Secretariat, "Convention of the Shanghai Cooperation Organization against Terrorism," 2009. <https://eng.sectsc.org/documents/?year=2009> (最終閲覧日2024年9月25日)
- ³² この他、ウズベキスタン当局がアンディジャン蜂起に関連して5人の難民をテロ容疑で起訴すると、クルグズスタンは彼らを送還したという事例が紹介されている。FIDH, "Shanghai Cooperation Organization...", (前注29参照), pp. 16-18.
- ³³ Ekaterina Mikhailenko, Aigerim Ospanova, and Marina Lagutina, "The SCO and Security Cooperation," Sergey Marochkin and Yury Bezborodov eds., *The Shanghai Cooperation Organization: Exploring New Horizons* (London: Routledge, 2022), p. 43.
- ³⁴ Administratsiia Prezidenta Rossii, "Plenarnoe zasedanie Peterburgskogo mezhdunarodnogo ekonomicheskogo foruma," June 17, 2016. <http://kremlin.ru/events/president/news/52178> (最終閲覧日2024年9月25日)
- ³⁵ Administratsiia Prezidenta Rossii, "Stenogramma zasedaniia Soveta glav gosudarstv – uchastikov Shankhaiskoi organizatsii sotrudnichestva v rasshirennom sostave," June 10, 2015. <http://kremlin.ru/events/president/transcripts/49908> (最終閲覧日2024年9月25日)
- ³⁶ *Ibid.*
- ³⁷ Chellaney, Brahma, "India Is Losing Interests in the Shanghai Cooperation Organization," *Nikkei Asia*, June 28, 2024. <https://asia.nikkei.com/Opinion/India-is-losing-interest-in-the-Shanghai-Cooperation-Organization> (最終閲覧日2024年9月25日)

- ³⁸ SCO Secretariat, “Tsindaoskaia deklaratsiia Soveta glav gosudarstv-chlenov Shankhaiskoi organizatsii sotrudnichestva,” 2018. <https://rus.sectesco.org/politics/?year=2018> (最終閲覧日2024年9月25日)
- ³⁹ Honrada, Gabriel Joel P. and Ranjbar, Daniyal, “Iran’s Membership in the Shanghai Cooperation Organization: A SWOT Analysis,” *Asia & Africa Today*, (3), 2023, pp. 30-36.
- ⁴⁰ Iarmolinskii, Iurii “Belarus’ v ShOS: strategicheskaia perspectiva i razumnyi vybor v dukhe vremeni,” July 5, 2024. <https://bistr.gov.by/mneniya/belarus-v-shos-strategicheskaya-perspektiva-i-razumnyy-vybor-v-dukhe-vremeni> (2024年9月25日閲覧)
- ⁴¹ SCO Secretariat, “The Samarkand Declaration of the Heads of State Council of the Shanghai Cooperation Organization,” September 16, 2022. <https://eng.sectesco.org/documents/?year=2022> (最終閲覧日2024年9月25日)
- ⁴² Ščepanovic, Janko, “The Shanghai Cooperation Organization and Russia,” *PONARS Eurasia Policy Memo*, No. 845, 2023. <https://www.ponarseurasia.org/the-shanghai-cooperation-organization-and-russia/> (最終閲覧日2024年9月25日)
- ⁴³ SCO Secretariat, “Dushanbe Declaration by the heads of the member States of the Shanghai Cooperation Organization,” September 12, 2014. <https://eng.sectesco.org/documents/?year=2014> (最終閲覧日2024年9月25日)
- ⁴⁴ 湯浅剛 「ウクライナ戦争開始後のロシアによる中央アジアへのアプローチ——変質する「旧宗主国」の役割とリソース」『国際問題』No. 717、2024年、37頁。
- ⁴⁵ Administratsiia Prezidenta Rossii, “Interv’iu telekanalu «Rossiia»,” October 7, 2020. <http://kremlin.ru/events/president/news/64171> (最終閲覧日2024年9月25日)
- ⁴⁶ Wojciech Górecki, “Armenia: a Non-Binding Pledge to Leave the CSTO,” June 13, 2024. <https://www.osw.waw.pl/en/publikacje/analyses/2024-06-13/armenia-a-non-binding-pledge-to-leave-csto> (最終閲覧日2024年9月25日)
- ⁴⁷ “Armenian Lawmakers Vote to Join ICC Despite Moscow’s Protests,” *The Moscow Times*, October 3, 2023. <https://www.themoscowtimes.com/2023/10/03/armenian-lawmakers-vote-to-join-icc-despite-moscows-protests-a82644> (最終閲覧日2024年9月25日)

独立論文

民族自決権へ変容した人民の自決権
——民族マイノリティ保護の平和論復活の軌跡吉川 元
広島市立大学名誉教授

はじめに

ウクライナ戦争の展開を観測しているうちに、ひとつの奇妙な言い回しに気づかされ、その使用法に疑問を持つようになった。「人民の自決」に関するロシア流の解釈と、その使用法である。ウクライナ戦争の先駆けとなったロシアによるクリミア併合の際に、2014年3月16日、ロシアへの編入の是非を問う住民投票がクリミアで行われた。その前日、住民投票の正当性について審議した国連安全保障理事会の席上、ロシアのチュルキン国連大使は、その正当性について次のように説明している。クリミアの独立は「国連憲章第1条に規定され、その後、ヘルシンキ宣言などで確認されている人民の自決権の行使の帰結」である。人民の自決権とは、「国内で共生が不可能になった際に人民が分離独立を求めて行使することができる特別な権利であり、中央政府の同意なしに行使できる権利である」¹⁾。

ロシア側の人民の自決の解釈とその使用法は、国連憲章のいかなる関連規定とも、国連を中心に確立されてきたいかなる人民の自決の規定とも、また欧州安全保障協力会議（CSCE）のヘルシンキ宣言で謳われた国際関係10原則の一つ、人民の自決の原則とも、ずいぶんとかげ離れたものである。はたして、人民の自決は民族の分離・独立の権利であったのだろうか。いったい、いつから人民の自決が人民や民族の分離独立の権利に変容していったのだろうか。

本稿の目的は、人民の自決で言う、「人民」とは誰か、「自決」とは何か、という二つの鍵概念を軸に、人民の自決が民族の自決へと変容し、そしてロシア・プーチン政権の手によって領土拡張の根拠として援用されるようになる過程を分析することにある。第1節では、国連憲章の起草過程に遡り、当初、想定された人民の自決の原形をたどる。加えて、国連憲章以降、国連は人民の自決が民族の自決に発展しないように「人民」には「民族マイノリティ」が含まれないことを確認し、民族マイノリティの定義づけすらタブー視し、植民地独立付与宣言、国際人権規約共通1条、国連友好関係原則宣言において、人民の自決が民族の自決の政治原則の復活にならないように努めてきた、国連の苦悩の軌跡を振り返る。第2節では、ヘルシンキ宣言において、欧州の国際関係10原則の一つに人民の自決原

則が規定されたが、そこで合意された人民の自決とはどのようなものであったのかについて検証する。さらに、その後の欧州の多国間協力プロセス（CSCE プロセス）において「人民」と「自決」がどのように変容していったのか、特に第3回 CSCE ウィーン再検討会議で CSCE はそれまでのタブーを破り、民族マイノリティ定義と民族マイノリティ保護に取り組むようになり、その後の人民の自決解釈の分岐点となったことを検証する。第3節では、多民族社会主義連邦制国家のソ連とユーゴスラビアが崩壊する過程で、人民の自決の鍵概念である「人民」に民族マイノリティを含めるか否かが新たな争点となった経緯を明らかにする。同時に、連邦制国家の分裂と分離独立が先行し、独立の承認問題に直面した欧州国際社会が、人民の自決の解釈を変容させ、いかに人民の自決権を独立承認の正当性根拠に援用するようになったかについて論じる。最後の第4節では、欧州安全保障協力機構（OSCE）を舞台に展開された OSCE 共同体のガバナンス基準をめぐる規範対立と、それがロシアにとってなぜ安全保障上の脅威となったかについて検討する。同時に「コンボの先例」がロシア側の人民の自決に関する独自の解釈変更にもどのような影響を与え、ついには民族自決と領土併合の論理に発展させていったのか、そのロシア流の人民の自決の解釈変容過程を考察する。

1 国連と人民の自決

(1) 国連憲章

国連の創設目的の一つが「人民の同権および自決の原則の尊重に基礎を置く諸国間の友好関係を発展させること」である（国連憲章第1条第2項）。国連の目的に掲げられている「人民の自決」の「人民」とはいったい誰を指すのか。「人民」は民族マイノリティが含まれるのか。もし、人民に民族マイノリティが含まれるとするならば、人民の自決と民族の自決とは何が違うのか。また「自決」とはいったい誰が何をどのように決めることなのか。こうした点について国連憲章には何も明示的な説明がなされていない。

国連憲章の草案作成のために開催されたダンバートン・オークス会議（1944年8月～10月）では国連憲章の原案に「人民の自決」は見当たらない。国連憲章が最終的に採択されたサンフランシスコ会議（1945年4月～6月）で、ソ連の要求に基づいて人民の自決について審議されたが、その審議は紛糾した。欧州諸国は植民地を失うのを恐れて自決権の規定に反対し、米国や中南米の移民国家は民族マイノリティ保護が同化政策や国民統合の妨げになるとの理由で、人民の自決の規定に反対した（Simma 2012：107-120；Cassese 1995：37-38）。

結果的には、人民の自決とは外国の占領下または支配下にある人々の「自治政府」（self-government）を意味するという点で基本的な了解が成立した。それ以外

にも人民の自決とは次の四つの点については決して意味しないとの「消極的な合意」があった。すなわち、①民族マイノリティやエスニック集団が国家から分離独立する権利、②植民地下の住民が政治的独立を達成する権利、③主権国家の人民が定期的、民主的、かつ自由選挙を通して自分たちの指導者を選ぶ権利、④二つまたは三つ以上の民族が国際統合を実現する権利、以上の四つの点だけは意味しないという消極的な合意である（Cassese 1977：84；Cassese 1995：41-42）。

「人民の自決」が「自治政府」を意味するとの基本的合意は、英米両国が発した大西洋憲章に由来する。欧州で第二次世界大戦が始まって2年近くたった1941年8月14日、米国のローズヴェルト大統領と英国のチャーチル首相が発表した大西洋憲章において両国首脳は、「すべての人民」に政府の統治形態を選択する権利を保障すること、および強制的に「自治権が剥奪された人民」に「主権」と「自治政府」を復活させることを約束した（第3項）。英米両国首脳が、ナチ・ドイツの占領前の自治政府の復旧を両国の戦後秩序構想の一つに掲げたことから明らかなように、人民の自決とは、ナチ・ドイツから解放された人民が自治政府（self-government）を回復することを意味したのであった。

一方、民族マイノリティやエスニック集団が国家から分離独立する権利を意味しないという合意は、第二次世界大戦の原因の一つである「ミュンヘンの教訓」と深くかかわっている。両大戦間期、欧州列強は民族マイノリティ保護による平和を追求したが、チェコスロヴァキアのドイツ系住民の保護を目的にズデーテン地方の割譲を認めたミュンヘン会議の取り決めがナチ・ドイツの領土拡張主義の道を許したとの教訓である。大戦中、チェコスロヴァキアとポーランド両亡命政府は、機会あるごとにドイツ系住民の追放を「民族国家建設」に向けた必要措置であると主張している。それを受けて英国をはじめとする連合国の指導者は、民族問題を引き起こすような民族混住地をなくすために、民族マイノリティの追放が抜本的かつ恒久的な解決法であると考えようになった（吉川2019：63-64）。チェコスロヴァキアとポーランド両亡命政府の働きかけが奏功し、英米ソ首脳は大戦末期には東中欧各地のドイツ系住民を追放することに同意したのである（Beneš 1954：197-238；Snyder 2011：313-316）。

欧州の戦後処理の基本政策の一環に、将来の民族マイノリティの独立の動きに対する予防措置として、民族混住地問題の解決に向けて民族強制移動や住民交換が行われた。大戦の終結後、チェコスロヴァキアとポーランドのドイツ系住民をはじめ欧州各地のドイツ系住民は追放され、1950年までに西ドイツへ810万人、東ドイツへ410万人、合わせて1220万人に上るドイツ系住民の強制移動が行われた（川喜田 2019：71-74）。住民交換は、ソ連、チェコスロヴァキア、フランス、ベルギー、ドイツ、ルーマニア、ハンガリー、ユーゴスラビアなど、戦勝国と敗戦国とを問わず欧州各国が周辺国との間で住民交換協定を結び、民族同胞の受け入

れと周辺国の民族マイノリティを交換することで、限りなき単一の民族国家の再編に取り組んだのである（Schechtman 1946；Kulischer 1948）。戦後の混乱期に乗じて欧州で地域ぐるみで行われたこうした民族強制移動や住民交換が国連のお墨付きだったという事実は、国連が、戦前の民族自決主義を否定し、民族マイノリティ保護の平和の思想を否定した証左である（吉川 2021）。

(2) 東西対立の中の人民の自決

戦後まもなくして東西イデオロギー対立が始まった。人民の自決の「人民」とは誰を指すのか、「自決」とは何を意味するのかをめぐる対立も東西対立の争点の一つであった。ソ連を中心とした東側陣営は「植民地解放」「民族解放」を軸に人民の自決論を展開した。一方、西側陣営は、後手に回りつつも、人民の中に権威主義体制下で弾圧されている人民も含めるべきだと主張した。そして植民地からの独立までもないアジア・アフリカ諸国が東側陣営に加勢したことから、ソ連を中心にした東側の人民の自決論が次第に国際社会で優勢になっていった。

世界人権宣言の採択後、1950年に国連総会の人権委員会において人権条約の法典化に向けた取り組みが始まる。市民的権利と社会経済文化的権利に関する二つの条約の起草作業が始まると、ソ連は人権尊重の大前提となる人民の自決権をそれぞれの人権条約に含めるよう提案した。一方、西側陣営は当初、いかなる人民の自決の規定にも反対した。1954年に提出された国連事務総長の註解（1955年7月1日付文書A/2929）²には人民の自決の起草過程における国連の苦悩が赤裸々につづられている。争点の一つが「人民」と「自決」の解釈であり、もう一つが民族マイノリティの定義問題であった。

ソ連が、「人民」を植民地住民および民族マイノリティに限定することを主張したのに対して、フランス、英国、ベルギーなど西側の植民地帝国やアジア、中南米の一部の国は、植民地住民に限らず「専制独裁国家」の下で抑圧されている人々も「人民」に含めるよう主張するようになった。自決権には「人民（people）または国民（nation）が独立国家を創設する権利」「自己自身で統治形態を選択する権利」「他の民族または国民から分離し、または結合する権利」等々を含むべきであるとの提案がなされたが、受け入れられなかった（A/2929, Chap.4, para.15）。民族マイノリティの定義に関しては、民族マイノリティが民族学校、図書館、博物館およびその他の文化的・教育的施設を持つ権利といった趣旨の提案がなされたが、これも受け入れられなかった。というのも、こうしたマイノリティ権利が認められようものならば、移住者の「同化過程」を遅らせ、「同質社会」の形成を妨げることになるからとの理由からである。他にも、民族マイノリティ権利を規定することは分離主義や民族統一主義を奨励しかねないとの反対意見があった（A/2929, Chap.4, para.22）。「人民」には民族マイノリティを含めないとのそれま

での暗黙の合意が確認された一方、人民には植民地住民に限らず、非民主的國家において政府によって抑圧されている人民も含まれるとの議論が展開されたのは、西側による人民の自決の主体を拡大しようとする戦略の成果であった（Cassese 1997：51-52）。1954年に起草作業を終え、その後、国際人権規約は国連総会の第3委員会での逐条審議を経て、1966年に国連総会で採択される運びとなった。

その間、「アフリカの年」として知られる1960年12月には、国連総会で植民地の無条件解放および人民の自決に関する「植民地諸国、諸人民に対する独立付与に関する宣言（植民地独立付与宣言）」（A/RES/1514（XV））が採択されている。植民地独立付与宣言は、もともと植民地を含めたすべての非自治地域の解放とすべての人々の国民國家建設の自由に関するソ連提案を基に審議された。ソ連提案では解放されるべき人民を植民地住民に限定したが、審議の過程で、西側、特に英国が、バルト三国など大戦後にソ連の「新植民地主義」によってソ連支配に組み込まれた国や、検閲や思想統制によって自由を奪われ、自治が保証されていない人種や民族を「人民」として解放するよう迫った（Yearbook of the United Nations 1960：44-50）。後々「人民」に新たに抑圧下の人民を含めるきっかけとなる会議であった。

植民地独立付与宣言は、すべての形態の植民地主義を速やかにかつ無条件に終結させると宣言した上で、人民の自決に関して次のように定義している。「すべての人民は、自決の権利を有する。この権利に基づき、すべての人民は、その政治的地位を自由に決定し、並びにその経済的、社会的、および文化的発展を自由に追及する」（第2項）。加えて、「従属下の人民」が「独立を達成する権利」を平和的にかつ自由に行行使するために、彼らに向けられたあらゆる武力行使またはあらゆる種類の抑圧手段を停止し、かつ彼らの領土保全を尊重する（第4項）。これは植民地住民が外国の統治から逃れて独立する権利という意味での外的自決、そして人民が自身で統治の形態を決定するという意味での内的自決、の二つの柱となる初の人民の自決に関する定義である。

その6年後の1966年、すでに起草を終えていた国際人権規約では、国連総会で採択された社会権規約と自由権規約の共通1条として規定された人民の自決権は、植民地独立付与宣言における人民の自決に関する定義とほぼ同様の表現で規定され、経済主権が加えられた点が新しい³。しかしながら、自由権規約において民族マイノリティ定義に関しては新たな動きがあった。自由権規約第27条において「種族的、宗教的または言語的マイノリティが存在する国においては、当該マイノリティに属する者は、…自己の宗教を信仰し、かつ実践し、または自己の言語を使用する権利を否定されない」と規定された（下線、吉川）。これは民族マイノリティに関する初めての定義であるが、「マイノリティが存在する国においては」と免責条項が含まれている点に注意したい。民族マイノリティの存在や不存在の認

定は、各国政府の裁量に委ねられたのである。冷戦期には民族マイノリティ定義はタブー視されていただけに、ここまでが精いっぱい妥協の産物であった。

その後、デタント（緊張緩和）の到来を反映して、1970年には国連友好関係原則宣言が採択されている。同宣言では、友好関係維持のための国際関係7原則の一つに人民の同権と自決の原則が取り入れられた。脱植民地化が進んだことも手伝い、争点は内的自決の程度・範囲に移った。西側陣営は、主権国家のすべての人民に内的自決の権利を保障することを主張したのに対して、東側陣営や開発独裁の途上国は、自決を外的自決に絞り、内的自決の適用対象は可能な限り制限しようとした。内的自決を口実に政治体制に対する民主化圧力が高まるのを危惧したからである（Cassese 1977：108-111）。

最終的に採択された人民の自決の特徴は、第一に、外的自決に関して植民地の無条件独立という原則以外にも、独立国家との自由な連合もしくは統合までも人民の自決権に含めることに合意した点にあり、第二に、外的自決をそれまでのような無条件の植民地独立ではなく、政府は民主的政府でなければならないことが問われるようになった点にある。その背景には、この間、南ローデシアにおける入植者の白人だけで構成されたスミス政権による独立宣言という、想定外の「人民」の独立の試みがあったことが影響している。

2 CSCE プロセスと人民の自決

(1) ヘルシンキ宣言と人民の自決

1970年代前半に欧州の国際関係はデタント期に入る。欧州共通の安全保障について協議するために1973年から開催されたCSCEは、最終合意書のヘルシンキ宣言において欧州共通の安全保障のための国際関係10原則に合意した。その中の一つが人民の自決（第8原則）である。

ソ連は当初、国際関係10原則に人民の自決原則を含めることに反対した。欧州には植民地は存在しないし、欧州諸国はすでに内的自決を達成しているとの理由からであった。しかし、本音は、すでに「人民」の「自決」の意味するところが抑圧体制下の市民の解放という解釈変更の兆しがあっただけに、内的自決の伸長を恐れたからである。一方、西側諸国、中でも西ドイツは将来の東西ドイツの統合のためにも、人民の自決権を支持した。社会主義国の側にも人民の自決原則に期待をかける国があった。自主外交路線をとっていたルーマニアや非同盟主義の盟主ユーゴスラビアは、ソ連の影響力から逃れるために人民の自決原則を欲したのであった（吉川 1994：308-309）。

人民の自決原則に関する審議は、ソ連、フランス、ユーゴスラビア、オランダの4カ国の提案を基に進められた。ソ連案は、「すべての人民は、社会体制を構築

し、自国の経済的、社会的および文化的発展を保証する上で、適切かつ必要とみなされる政府の形態を選ぶ権利を有する」であった（CSCE/Ⅱ/A/1）。そこには植民地独立付与宣言以来の、「政治的地位を自由に決める」との表現は見られない。フランス案は、「すべての人民は、完全に自由かつ外部の干渉なしに、その国内および対外的な政治的地位を決定する権利、並びにその経済的、社会的および文化的発展を追求する権利を有する」というものであった（CSCE/Ⅱ/A, October 19, 1973）。一方、ユーゴスラビア案とオランダ案は、制限主権論を念頭に置き、内的自決に力点を置いた提案であった。例えば、ユーゴスラビア案の一節は、「人民の意思に反するいかなる形の征服または従属」も禁止するというものであった（CSCE/Ⅱ/A/5, September 28, 1973）。オランダ案は、内的自決に関して、「政治的、経済的、社会的、または文化的制度を選択し（choose）、発展させ（develop）、適応させ（adapt）、または変更する（change）ことのできる不可譲の権利を認める」という斬新な提案であった（CSCE/Ⅱ/A/8, October 3, 1973）。

人民の自決というものは、それまではソ連や他の社会主義諸国が繰り返し主張してきたように、人民が一度限り行使することができる権利であり、人民がいったん政府の政体や社会体制を選択すると、自決権はそれで行使されたとする見方が主流であった。しかし、オランダ案は、人民が選択した政治体制、経済体制、社会体制、文化体制など国家の統治体制を人民の意志に基づいて変更することができるというものであった。

人民の同権と自決の原則（第8原則）は最終的に次のように規定されている。

参加国は、常に国連憲章の目的および原則、並びに参加国の領土保全に関する規範を含め国際法の関連諸規範に従って行動し、人民の同権と自決の権利を尊重する。

人民の同権と自決の原則に基づいて、すべての人民はいつでも（always）外部の干渉を受けることなく、完全に自由にその欲するとき、または欲するようにその国内および対外的な政治的地位を決定し、かつその政治的、経済的、社会的および文化的な発展をその望むように追求する権利を有する。…（下線、吉川）

ヘルシンキ宣言で合意された人民の自決の特徴は、自決を内的自決に限定し、しかも「いつでも」継続して行使することができる権利に変容させたことにある。それに加え、内的自決の主体がすべての国民となったことも、その後の人民の自決の再定義のきっかけになった。

それにしても、ソ連が支配していた東欧諸国の統治基盤が不安定であったにもかかわらず、なぜソ連はこうした体制変革への挑戦を認めかねないような人民の自決原則に同意したのだろうか。

こうした謎解きの鍵となるのはソ連のCSCE開催目的にあったと考えられる。

ソ連の CSCE 開催提案の目的は、戦後の領土変更の現状と、東欧諸国の社会主義体制の政治的現状の二つの現状に対する西側承認を取り付けることにあった（吉川 1994：33-41, 297-329；Загорский 2005：75-81）。草案の審議過程で特にソ連とユーゴスラビアの代表が「人民」とは、参加国の「すべての国民」を意味すると繰り返し主張した（Lehne 1991：77）。その結果、「人民」とは主権国家の「全国民」を意味し、「人民」に民族マイノリティを含めないという点で「完全に一致した合意」があった（Cassese 1977：101-102；Cassese 1995：283；Sadigbayli 2013：405-408）。ソ連は、人民の自決原則への合意によって東側の社会主義体制の正当性が承認されたと考えた。しかも本規定の第一パラグラフ「領土保全に関する規範を含め国際法の関連諸規範に従って行動する」で合意を取り付けたことで、また国境不可侵原則（第3原則）と領土保全原則（第4原則）への合意によって、戦後の領土変更の現状が承認され、その結果、当初のソ連の CSCE 開催目的が達成された、と考えたからである（吉川1994：70-72, 308-312）。

(2) ペレストロイカと民族マイノリティ

脱植民地化が進んだことから、ヘルシンキ宣言を機に人民の自決権は国際干渉を受けずに国民が自由に国家体制を選択する権利と解されるようになる。もっとも、冷戦が終結するまでの間、CSCE 地域で人民の自決原則違反が問題化したのはソ連のアフガニスタン侵攻とポーランドの自主労組「連帯」事件の二度だけである⁴。ソ連のアフガニスタン侵攻を機に東西関係は再び冷え込み、「新冷戦」に突入する。ところが1985年3月、ミハイル・ゴルバチョフがソ連の政権の座に就いたのを機に、冷え込んでいた東西関係に再び緊張緩和の兆しが見え、CSCE プロセスは活性化していく。ゴルバチョフは、「ヘルシンキ精神」に込められている「全欧プロセス」が、自身が呼びかける「欧州共通の家」構想に合致すると理解し、CSCE プロセス、中でもウィーン再検討会議に積極的に参加することを決意した（ゴルバチョフ1995：82-85）。また「新思考外交」の担い手でゴルバチョフの信頼の厚かった外相シェワルナゼは、来るウィーン再検討会議がソ連の国内改革に向けた強い意志を西側諸国に示す上でも、また人権・人道関連の国内法整備に西側の支持を取り付ける上でも、絶好の機会だと考えた（Shevardnadze 1991：86, 112）。

第3回 CSCE ウィーン再検討会議は1986年11月に開催された。会議の開幕早々、ソ連外相シェワルナゼは、ソ連の「欧州共通の家」建設構想を発表し、同時にモスクワで人権専門家会議の開催を提案した。ソ連共産党政治局にゴルバチョフのペレストロイカに反対する者が多数いたことから、ソ連の民主化に向けたゴルバチョフ指導部の本気度を示すためだったという（Shevardnadze 1991：86）。

この会議で民族マイノリティ権利をめぐる対立が CSCE プロセス史上、初めて

顕在化した。最終合意文書で、それまでタブーであった人権としての民族マイノリティに関する権利が規定されたことは特筆に値する。人権の伸長の一環として民族マイノリティ権利が大幅に伸長された。例えば、参加国は、自国領内の民族マイノリティに属する人々の人権と基本的自由の保護を保障するために、必要な立法措置、行政的措置、司法措置、その他、必要なあらゆる措置を講ずる (para.18)。民族マイノリティの、エスニック的、文化的、言語的、宗教的アイデンティティを保護し、かつ涵養する条件を創造する (para.19)。ここでは、自由権規約27条の民族マイノリティ規定のような免責規定はない。こうした民族マイノリティ保護の動きは、それまでの国連の民族問題不関与政策からの逸脱であり、それは国際社会で封印されていた民族問題のパンドラの箱の蓋を開いたことに等しかった。

ウィーン再検討会議で、もう一つ注目される点は、同会議で CSCE は国際安全保障概念を三つに分類し、その一つの「安全保障の人間の次元」の取り決めの履行監視体制を確立したことにある。すなわち、安全保障を「軍事次元」、「経済次元」、そして人権尊重（国際関係第7原則）と人の国際移動の自由および情報普及の自由に関する CSCE の取り決め（第3バスケット）を、安全保障の「人間の次元」(human dimension) と定義し、人間の次元の履行状況に関する国際協議制度として人間の次元メカニズムを確立した。同時に社会主義諸国における人間の次元の取り決めの見直しと、履行状況を検討するために3カ年にわたり人間の次元会議 (CHD) を開催することが取り決められた⁵。

欧州回帰を望むソ連は、直ちにウィーン最終合意の人間の次元基準を満たすために国内法の整備に取り掛かり、各種分野で自由化を進めていった (Zagorski 2005: 48-49, 53)。ソ連の東欧支配体制が緩み、東欧諸国の一部の国でも政治改革が進むと、ウィーン再検討会議の閉幕からわずか半年後の1989年夏から冬にかけて東欧民主革命が発生した。翌年10月には東西ドイツが統一され、続いてソ連とユーゴスラビアが崩壊していった。東欧の社会主義体制が崩壊し、ソ連が崩壊する過程で、CSCE プロセスの主要議題の一つとして民族問題がにわかに重要な課題となる。それと同時に、それまで CSCE プロセスでは俎上に載らなかった外的自決、すなわち国家の分離独立およびその承認問題が CSCE の火急の課題となり、それと同時に「人民」に民族マイノリティを含めるか否か、すなわち人民の自決権の行使主体をめぐる対立が浮上していった。

3 民族マイノリティの分離独立問題

(1) コソボの独立問題

第二次世界大戦後の国際社会は、第1節で論じたように、民族自決主義の復活

を恐れ、民族マイノリティの定義付けはもとより、民族マイノリティ保護の平和主義そのものをタブー視してきた。しかし、1989年の東欧民主革命以降、社会主義体制崩壊の跡地に民族主義が台頭し、それどころか民族自治体を中心に民族の独立を目指す動きが復活したことから、民族紛争の予防や民族マイノリティ保護の問題、さらには民族独立とその承認問題がCSCEの喫緊の課題となる。

東欧民主革命から半年後の1990年6月、コペンハーゲンで開かれた第2回CHDでは民族マイノリティ権利の伸長とガバナンス規範に関して、歴史上、もっとも具体的な取り決めがなされた⁶。実は、それまでの国際社会は民族マイノリティへの帰属の自由を尊重するとは言ってきたものの、実際にはそれを実現する具体的な措置に関する取り決めはなかった。民族アイデンティティの醸成や民族マイノリティへの帰属の自由を妨げてきたのは、各国で実施されてきた同化政策に他ならない。そこでコペンハーゲンCHDでは「同化」の禁止（para.32）および同化禁止の具体的措置として民族母語の使用の自由（para.32.1）、教育、文化、宗教の団体、協会設立の権利（para.32.2）、共通の民族出自、文化、宗教上の信仰を共有する国内・国外の人たちとの接触の自由（para.32.4）、国内で団体・協会の設立の自由、および国際NGO加盟の自由（para.32.6）など、具体的な取り決めに合意した。新たに民族マイノリティ保護のための適切な「地方自治または自治行政制度」の実現に留意することにも合意した（para.35）。集団としての民族マイノリティの権利にまで踏み込んだ画期的な取り決めである。

その後、1990年11月にゴルバチョフ提案に基づき、東欧民主革命後の欧州安全保障体制の在り方を検討するためCSCEパリ首脳会議が開催された。同会議で採択されたパリ憲章において、CSCE諸国の「唯一の統治システム」として「民主制（democracy）」をCSCE地域に広め、強化していくことが宣言された⁷。それは事実上、従来の国家体制選択の自由を意味する内的自決と決別したに等しい。またソ連・東欧圏に民族紛争が各地で見られるようになったことから、パリ会議で急遽、ジュネーブでの民族問題専門家会議の開催を取り決めた。

ソ連とユーゴスラビアが分裂の動きを見せていた1991年7月、ジュネーブでCSCE民族マイノリティ専門家会議が開催された。集団としての民族マイノリティの権利、および民族マイノリティの分離独立問題が俎上に載り、人民の自決の主体である「人民」に民族マイノリティが含まれるか否かをめぐり対立が始まった。長年、警戒され蓋をされてきた人民の自決の「人民」に民族マイノリティが含まれるとの議論が復活したのである。

同会議では民族マイノリティの権利に関して19件の提案がなされたが、それは主として二つに分類される。第一は、人権としての民族マイノリティ権利の伸長を目指す提案である。特に民族マイノリティの独自性の尊重と民族アイデンティティ醸成の条件の保証、国境を超えた民族マイノリティの交流に関する、オース

トリア、チェコスロヴァキア、ハンガリー、イタリア、ユーゴスラビアのペンタゴナル・グループにポーランドを加えた6カ国提案（CSCE/REMN.2）があり、人権としての民族マイノリティに帰属する権利に関する欧州共同体（EC）12カ国提案（REMN.14）があった。第二は、集団としての民族マイノリティ権利に関する提案である。民族アイデンティティ保護のための適切な地方自治体の創設を奨励するノルウェーなど7カ国提案、（CSCE/REMN.10）、民族アイデンティティ保護と促進に関して国外から経済的、その他の支援を受け取る民族マイノリティの権利に関するカナダ提案である（CSCE/REMN.12）。

同民族問題専門家会議の注目すべき点は、争点が集団の権利に移った点にある。ハンガリーのように隣国ルーマニアに300万人近くの民族同胞（マジャール人）が存在する国は、民族マイノリティ自治体の創設を支持した。ルーマニアは、人権よりも集団の権利に力点を置いたペンタゴナル・グループの提案に対して、集団の権利の審議そのものが、CSCEの民族問題へのアプローチからの「逸脱」であると、強く反対した⁸。アルバニアは、ユーゴスラビアのコソボ自治州のアルバニア系住民の分離独立を認めるようユーゴスラビア代表に迫った。これに対してユーゴスラビア代表は、憲法上、人民の自決権が保証されているのは六つの連邦構成共和国のみであって、「民族マイノリティ」、すなわちコソボのアルバニア系住民には自決権は保障されていない、と抗議した⁹。民族マイノリティの分離独立問題が争点となったのも、これまたCSCEプロセスからの逸脱であった。

最終報告書をまとめる段階でも議論は紛糾した。北大西洋条約機構（NATO）諸国の提案（REMN.20）に基づき最終報告書を取りまとめることになったが、民族マイノリティは人民の自決権を有さないとのユーゴスラビアの主張がNATO案に反映されていないことに、ユーゴスラビア代表は異議を唱えた。ユーゴスラビア代表は、結局、同国の立場を解釈声明で発表すると妥協でその場を取めた（Heraclides 1993: 154; Загорский 2005: 409）。しかしながら、同会議の最終報告書は、従来の国連の民族問題への対応からは大きく逸脱するものとなった。民族マイノリティ問題が「（CSCEの）正当な国際関心事項」であると合意されたからである¹⁰。長年にわたって国際社会で封印されてきた民族問題が、CSCE地域に限定的であるとはいえ、この会議で初めて国際関心事項に位置付けられたのである。

民族問題専門家会議を総括する各国の最終演説では、この会議がCSCEプロセスの分岐点にあったことが異口同音に示唆されている。民族マイノリティの集団としての権利について合意に達しなかったことについて、例えばルーマニア代表T. チェベルは、完全に失敗に終わった戦間期の国際民族マイノリティ保護レジームへの回帰を図ろうとし、集団の権利規定とその保護を目指す一部の国の企てが拒否されたことが大変重要であると、会議の成果を称えた¹¹。米国代表のM. カンペルマンは、自決権と分離独立の権利の違いについて述べ、自決権には「民族マ

イノリティの分離独立の権利」は含まれない。これらはまったく別問題である。そもそもヘルシンキ宣言を起草した人たちは「欧州を不安定化させるような行動を正当化しようとする意図など毛頭なかった」と、人民の自決と民族自決の混同に警鐘を鳴らした¹²。

自国の立場を表明する段取りになっていたユーゴスラビア代表は、解釈声明の中で、自決権は民族マイノリティではなく「国民」に保障されているとの「ヘルシンキ宣言で取り決められた明々白々の原則」がこの会議では確認されなかったことに遺憾の意を表明するとともに、「この危険な前例が明日にでもプーメランとなって他の参加国に跳ね返り、各国の領土保全、安定、平和を脅かすことになるだろう」と将来を見据えた意味深長な警告を発した¹³。

1991年9月10日から10月4日にかけてモスクワで第3回CHDが開催された。このころになると、ユーゴスラビアではスロベニアとクロアチアが独立を宣言し、同じころエストニアとラトヴィアが独立を宣言するなど、ユーゴスラビアとソ連の分裂と崩壊が始まっていた。しかも、モスクワCHD開催の直前にソ連でクーデター未遂が発生し、政情不安の中で開催されたモスクワCHDは人間的次元の伸長どころではなかった。同会議の最終合意文書¹⁴で民族マイノリティ権利に関して具体的な進展は見られなかった。しかし、法の支配、司法の独立 (para.17-24)、軍・治安機関・諜報機関の文民統制 (para.25) など、CSCE地域のガバナンス基準が新たに安全保障の「人間的次元」に含められることになった。しかもこうした人間的次元における取り決めは、参加国の「排他的な内政問題」ではなく、CSCEの「国際関心事項」であると、最終合意文書の前文で強調されている。

(2) 連邦制の分離独立と承認問題

1990年から92年にかけてソ連とユーゴスラビアが崩壊し、両国の連邦構成共和国が人民の自決権を根拠に独立していった。人民の自決権を根拠にした国家の分離独立は、ヘルシンキ宣言の採択時には想定外の事態であった。ソ連では、憲法に制定されていた連邦離脱権（憲法第72条）の行使手続きとして連邦離脱法（住民投票法）が制定され、住民投票による分離独立の手続きが用意されていた（森下1991：292-294）。住民投票法に基づき、ジョージアを皮切りに連邦構成共和国はもとより、チェチェン・イングーシ自治共和国（ロシア共和国）、ナゴルノ・カラバフ自治州（アゼルバイジャン共和国）といった連邦構成共和国内の民族自治体も住民投票を実施し、独立を宣言していった。一方、ユーゴスラビアでは、各連邦構成共和国、連邦構成共和国内の民族自治体のコソボ自治州（セルビア共和国）、それに新たに組織されたクライナ共和国（クロアチアのセルビア人）、スルプスカ共和国（ボスニア・ヘルツェゴビナのセルビア人）など民族マイノリティも住民投票を実施し、人民の自決権を根拠に独立を宣言していった（吉川2015：313-

314)。

EC や CSCE は、当初、領土的一体性、国民的一体性を強調し、国家の分離独立を認めようとはしなかった。ユーゴスラビアの分裂が不可避的だとみた EC の裁定委員会（いわゆる「バダテール委員会」）は、1991年12月16日、「ソ連・東欧の新国家承認に関する EC 指針」¹⁵（以下、「指針」）を発表し、その中で、EC および EC 加盟国は、独立宣言を行ったソ連とユーゴスラビアの各共和国や自治体の独立承認基準として、ヘルシンキ宣言およびパリ憲章における法の支配、民主主義、人権尊重に関する取り決め、民族集団の権利および民族マイノリティ権利に関する CSCE 取り決めの尊重を含む 5 項目を掲げた。

これは独立承認のための内的自決のガバナンス基準に他ならない。先述の通り、植民地独立付与宣言では植民地の無条件独立を謳ったが、その後、国連友好関係原則宣言では植民地の独立承認には独立を宣言する主体が人民の民主的な政府であることを要件とした。この度は国家の分離独立という外的自決の承認条件に、人間的次元、すなわち CSCE ガバナンス基準を尊重することを掲げたのである。しかも、EC はその「指針」において、独立の承認基準と合わせて、二つの不承認原則を取り決めた。すなわち、第一に、独立承認は連邦構成共和国に限定し、共和国内の民族自治体や民族マイノリティの分離独立は承認しない、との原則である。際限なき分離独立の動きに拍車がかかるのを恐れたからである。第二に、「指針」に述べられているように「武力行使の結果として誕生したエンティティ」は承認しない、との原則である。武力行使による分離独立の動きを牽制するためだった。

EC によるソ連の連邦構成共和国の独立承認は、比較的、順調に進んだ¹⁶。一方、すでに民族紛争に陥っていたユーゴスラビアの独立承認は難航を極めた。EC は、「指針」の発表と同日、「ユーゴスラビアに関する宣言」を発表し、EC 承認を希望する国は1991年12月23日までに承認申請を行うよう呼びかけた¹⁷。応募したコソボ自治州など連邦構成共和国内の民族自治体は承認されず、連邦構成共和国ボスニア・ヘルツェゴビナは住民投票を実施せず、人民の意思が不明である、との理由で承認されなかった（Navari 2014 : 1307-1309）。ボスニア・ヘルツェゴビナは、早速 2月29日から 3月 1日にかけて独立の賛否を問う住民投票を実施し、その結果を受けて EC・EC12カ国および米国とカナダが同国の承認に踏み切った。これを機に、連邦構成共和国の分離独立の承認要件として民意を問うための住民投票の実施が求められるようになる。

ところで独立を宣言したものの承認が叶わなかった民族自治体のその後は、どうなったのであろうか。セルビアのコソボ自治州、アゼルバイジャンのナゴルノ・カラバフ自治州、モルドバの沿ドニエステル共和国など独立を宣言したものの国際社会から承認されなかった自治体は「非承認エンティティ（非承認国家）」として国際法の主権が認められないまま存続した。特にナゴルノ・カラバフにつ

いては、ECは1992年5月、CSCEの領土保全規範に違反するいかなる行為も非難するとの声明を出し¹⁸、翌93年11月、アゼルバイジャンの主権と領土保全を強調し、ナゴルノ・カラバフの独立を認めず、同地からのアルメニア軍の撤退を呼びかけた¹⁹。その結果、2023年12月に消滅するまで、ナゴルノ・カラバフを承認した国は一国たりともなかったのである。

この間、欧州審議会の議員会議は1993年、勧告1201を採択し、その中で自治政府を設立する民族マイノリティの権利について新たに勧告した。しかし、民族マイノリティ自治の権利は上述の欧州審議会の1201勧告をもって、それ以降、下火になる。ソ連とユーゴスラビアから分離独立した国が強く反対したからである。民族マイノリティの自治が認められることにでもなれば、さらなる分離独立に発展しかねないとの「エスカレーション恐怖」から、また他地域に波及することになりかねないとの「波及恐怖」からであった。もちろん、スペイン、ギリシャ、トルコなど国内に相当数の民族マイノリティを有する欧州諸国も、民族マイノリティの権利の伸長に反対した。

ソ連とユーゴスラビアの分裂後、中でもボスニア・ヘルツェゴビナ戦争が終結した後の1990年代後半は、民族独立の波は下火になり、小康状態が続く。その間、欧州回帰を目指した東欧諸国はこぞってOSCE（CSCEから1995年にOSCEへと機構名を改称）の民主化支援を受けたが、ロシアでは、脱共産主義化や民主化は遅々として進まなかった。ロシアの民主化停滞に業を煮やした欧州審議会は、1996年2月のロシアの加盟に際して欧州人権条約、欧州民族マイノリティ枠組み条約の加盟後1年以内の批准を含め37項目に上る条件付きで加盟を承認した²⁰。

ロシアの欧州審議会加盟が認められたことを受け、欧州審議会議員会議は1996年6月、ロシアに対してガバナンス改革を要請する「旧共産主義の全体主義体制解体措置」と題する異例の決議を行っている²¹。「全体主義体制」の制度改革の基本方針として、強制収容所システムや内務省など旧共産主義体制の遺制の改革をはじめ、多様性をさげすむような価値観の改善、極端な民族主義、不寛容、外国人排外主義といった政治文化や精神文化の改革も求めた（para.6）。さらに秘密警察のファイル公開（para.9）、接収された私有財産の返還（para.10）、そして「浄化法」または「脱共産主義法」制定に基づく旧体制を支えた政府高官の公職追放（para.11）など、移行期正義に関する具体的措置の実施についても求めた。最後に、共産主義的全体主義体制の解体と民主化の実現は、確固たる「民主主義の精神」と「政治文化」の形成に裏打ちされねばならないとし、そのためには政治、法律、および経済の各分野の根本的な改革を断行するとともに、欧米の民主主義国に対してロシアへの民主化支援を呼びかけた（para.16）。

民主化への対ロシア圧力が強化される一方、NATOの東方拡大が始まる。NATOの東方拡大に対してロシアはOSCE内に21世紀安全保障モデル委員会の設置を要

請し、この委員会を通じて OSCE 機構強化策として、特に NATO を OSCE の傘下に置く国連安全保障理事会に似た地域安全保障機構の創設を主張するようになった (Gheballi 2002; Илустов 1997: 9)。ロシアはまた西欧の一部の国とともに OSCE を中心に地域紛争の解決に取り組むことを掲げた「OSCE 第一主義」政策を唱えた。しかし、ロシアの OSCE 第一主義政策は、1999年末に決定的敗北をきたすことになる。同年春、NATO は国連安全保障理事会に諮ることなく、また OSCE に諮ることもなく、単独でコソボの人的危機を理由にユーゴスラビア空爆に踏み切ったからである。加えてその半年後の同年11月、OSCE イスタンブール首脳会議で採択された欧州安全保障憲章において OSCE が旧ソ連圏の民主化支援機構を行う中心的機関に位置付けられたことで、OSCE の統制下に NATO を位置付けようとし、OSCE を軸に欧州安全保障体制を建設しようとしたロシアの OSCE 政策は、ここにきて破綻したのである (吉川 2024: 63-65)。

4 人民の自決権と民族領土の併合

(1) OSCE の分断とロシアの焦り

1999年から2000年にかけて OSCE は歴史上、画期をなす時期を迎えた。1999年に、ロシアは事実上、OSCE と袂を分かち、2000年5月、強い指導者待望論が渦巻く中でプーチン政権が誕生した。そしてロシアをはじめ旧ソ連諸国と米国および西欧諸国との間で、OSCE ガバナンス規範をめぐる対立が始まる。OSCE 内で孤立を深めるロシアは他の東欧諸国とは異なり、自由化や民主化の前提となる安全保障部門改革も、また旧体制の政治エリートの「浄化」(公職追放)も実施せず、それどころか元国家保安委員会 (KGB) や、その後継機関の連邦保安庁 (FSB) の将校、あるいは軍の将校経験者を中心とする「シロビキ」と呼ばれる集団がロシア政府の主要ポストに就いたため、ロシアは改革の行く手を自ら阻み、権威主義化、さらには個人独裁体制化へと元来た道をたどった。その結果、安全保障部門改革や浄化を要請する OSCE の安全保障活動は、次第に権威主義化するプーチン体制にとって脅威になっていった (吉川 2023)。しかも、NATO と欧州連合 (EU) の東方拡大は勢いづき、2004年にはワルシャワ条約機構 (WTO) の旧同盟国とバルト三国の NATO 加盟が認められ、またブルガリアとルーマニアを除くすべての WTO 旧同盟国の EU 加盟が認められたことで、欧州国際社会におけるロシアの孤立は深まっていった。

2007年2月10日、毎年恒例のミュンヘン安保政策会議に参加したプーチンは、NATO の東方拡大は、ロシアとの相互信頼関係を損なうような挑発行為であり、そうした挑発はいったい誰に対して向けられているのか、と問うた。続けて「ドイツ領土の域外へ NATO 軍を配備しない」との M.H. ヴェルナー NATO 事務総長

(当時)の発言(1990年5月17日)を引用し、NATOの東方拡大を強く非難したのである。それと同時に軍事、政治経済、人道といった安全を保障するために創設されたOSCEが、今ではそのバランスを欠き、西側の「対外政策の利益」を追求するNATOの「卑劣な道具」になり下がった、とOSCEにも批判の矛先を向けた²²。

ロシアがOSCE内で孤立し、しかもNATOやEUの囲い込みによって窮地に追い込まれる中、NATOのユーゴスラビア空爆からおおよそ9年後の2008年2月17日、コソボ議会は独立を宣言し、米国をはじめ15カ国が直ちにコソボの独立を承認した。コソボの独立承認についてEUは、非承認国家の不承認原則や国連決議1244には抵触しない「特殊な事例」にあたるとの解釈を示した²³。

コソボの独立宣言とその承認に続き、ロシアをさらに刺激する出来事が起こった。2008年4月2日、ブカレストで開催されたNATO首脳会議で米国のブッシュ大統領はウクライナとジョージアのNATO加盟を提案した。これに対してプーチンは次のような意味深長な発言を行っている。ウクライナやジョージアにおける紛争は「エスニック紛争」であり、NATO加盟によって解決できるような問題ではない。これらの国の領土保全の尊重を前提にした上で、対話を続けることでしか解決が見込めない問題である。それ故にロシアは、コソボと同様の立場にあり、しかも長年、ロシアの独立承認を求めてきたモルドバの沿ドニエスタル、ジョージアの南オセチアやアブハジア、あるいはアゼルバイジャンのナゴルノ・カラバフといった「準共和国」(「非承認国家」)をこれまで承認せずにきた。ウクライナの東部と南部の1,700万人のロシア人、クリミアの人口90%を占めているロシア人——このウクライナにNATO加盟問題を持ち込むとなれば、この国が分裂の危機に陥るのは必定だ、と述べたのである²⁴。

NATOブカレスト首脳会議から4カ月後の8月7日から16日にかけて、南オセチアの独立をめぐり、ロシアとジョージアの戦争に発展した。ロシア人の救済目的に「保護する責任」論を援用して、軍事介入を正当化しようとしたのである(Allison 2009; Pupcenoks and Seltzer 2020: 764-765)。ロシアは人民の自決を根拠にアブハジア自治共和国や南オセチア自治州の独立を承認するが、その際、ロシアのメドベージェフ大統領(当時)は、その承認理由について次のように説明している。ソ連から分離独立して以降、ジョージア政府は「ジョージア人のジョージア」を目指し、南オセチアやアブハジアの人々を迫害し、ジェノサイドまで犯した。ロシアは、これまで領土保全を前提に民族共生に向けて交渉を呼びかけてきたが、ジョージア政府はロシアの呼びかけには一顧だにしなかった。一方、ジョージア政府の弾圧や大量殺戮に抵抗するアブハジアや南オセチア両国の人々は、これまで幾度ももわたって住民投票を実施し、独立の意思表示を行うとともに、再三、ロシアに対して独立の承認を求めてきた。こうした経緯から、ロシアは「国連憲章、国連友好関係宣言、およびヘルシンキ宣言、その他の国際合意に

則り両国の独立を承認した」と述べた²⁵。

(2) 「コソボの先例」

コソボの独立宣言から2年後の2010年7月22日、国際司法裁判所は、国連総会の求めに応じてコソボの一方的な独立宣言について勧告的意見を取りまとめている。その要旨は以下の通りである。20世紀後半に外国人の支配下にあった非自治地域の人民の独立を促す方向で発展してきた国連安全保障理事会のこれまでの独立宣言に関する実行から、独立の一方的宣言の一般的禁止を推論することはできない。また一般国際法は独立宣言の禁止に適用可能な法を含まない。よって2008年2月17日の独立宣言は一般国際法に違反しない、との意見であった²⁶。

コソボの独立宣言を違法とは言えないとする国際司法裁判所の勧告的意見は、その後、「コソボの先例」としてプーチンのクリミア併合やウクライナ侵攻の正当化論理の支えとなる。2014年2月、ウクライナのユーロ・マイダン革命前後にウクライナ政治が混乱する中、クリミア自治共和国とセヴァストポリ特別市は同年3月16日にロシアへの編入の賛否を問う住民投票を実施し、翌日の3月17日、クリミアの最高会議がウクライナからの独立を宣言した。さらにその翌日の18日、クリミアはロシアとの間で併合条約を結び、ロシアへ併合された。同日にクレムリンで演説したプーチンはクリミア併合について、次のように説明している。クリミアは、「歴史的にも民族的にもロシアの一部」である。3月16日に実施された住民投票では有権者の82%以上が投票し、その96%以上が独立に賛成した。クリミア最高会議は、住民投票の結果を受けて独立を宣言したが、それは国連憲章に定められている「民族の自決権」に基づく行為に他ならない。かつてウクライナがソ連から分離独立した際にはクリミアも同じように独立の手続きを踏んだが、ウクライナには自決権が認められたものの、クリミアには自決権が認められなかった。この度は、クリミア当局が独立を宣言する際には「西側の同僚」が自身の手で作ったあの有名な「コソボの先例」を参照している。中央政府の許可なく一方的にセルビアからの独立を宣言し、西側諸国が承認したあのコソボの独立承認の先例である。国際司法裁判所は、国連憲章第1章第1条第2項に基づき、「独立宣言に関する安全保障理事会の実行から一般的禁止を推論することはできない」。そして「一般国際法は独立宣言の禁止に適用可能な法を含まない」。これは同勧告的意見で述べられている通りであり、「明白で議論の余地がない」²⁷。このようにプーチンは述べたのである。

その8年後、ロシアはウクライナ侵攻を開始する。2022年4月26日、ウクライナ戦争の仲裁のためにモスクワを訪問したグテーレス国連事務総長との会談で、プーチン大統領は次のように述べている。「コソボの先例」に従ってウクライナ東部のドネツク州とルガンスク州をそれぞれ「ドネツク共和国」と「ルガンスク共

和国」として承認した。独立を志す人々は、「人民の自決権を行使する上で中央政府の許可なく特定領域に住む人々が主権を宣言することができるとの国際司法裁判所（ICJ）決定を、私（＝プーチン）は重々承知している」。西側の多くの国がコソボの独立を承認した。ロシアはこの「コソボの先例」に従ったまでのことである²⁸。その後、ウクライナ東南部の、ドネツク人民共和国、ルガンスク人民共和国、ザポリージャ州、ヘルソン州のウクライナ4州は、ロシアへの併合の賛否を問う住民投票を実施し、ロシアは同上4州の併合を宣言した。

「人道的介入」によって民族同胞を救済し、救済された人々は住民投票を通して民意を表明し、人民の自決権を根拠に独立を宣言し、民族同胞はロシアへ併合される。これが人民の自決権に則ったロシアの領土拡張政策の手法である。

おわりに

第一次世界大戦後、戦勝国は民族紛争の予防策の一環として国際民族マイノリティ保護レジームを構築し、民族マイノリティ保護による平和を希求した。その民族マイノリティ保護を逆手に取ったナチ・ドイツは、民族マイノリティ保護を口実にドイツ系住民が多数派を占めるズデーテン地方（チェコスロヴァキア）の割譲を要求し、さらなる失地回復主義を掲げて第二次世界大戦へ突入した。その結果、本稿で論じた通り、第二次世界大戦後の国際社会は、国連を中心に民族問題には不関与政策を採用し、民族問題を封印したのである。

国連憲章の目的の一つに「人民の同権及び自決の原則の尊重に基礎を置く諸国間の友好関係を発展させること」が掲げられた。しかしながら、過去80年の人民の自決の定義と解釈の歴史を振り返るに、人民の自決の尊重に基礎を置く友好関係が発展してきたとは言えない。それどころか、人民の自決の実践は紛争原因にさえなっている。なんとも難解な原則を連合国は平和と安全保障の原則に掲げたものかと、今さらながら首をかしげざるを得ない。

国連憲章の起草過程において、人民の自決の「人民」とは決して「民族」を意味しないとの合意があったはずである。人民の自決が初めて定義された植民地独立付与宣言では、人民とはもっぱら植民地住民を意味し、自決とは植民地住民の解放、そして植民地住民の社会、経済、文化体制の選択の自由を意味した。それが冷戦期、CSCE プロセスで人民の自決原則が欧州の共通の安全保障のための国際関係原則の一つに組み込まれたとき、その定義をめぐる検討が始まり、人民とは国民を意味し、自決とは国家体制選択の自由、および国家体制変革の自由を意味するようになった。この間、国際社会は、国連憲章採択以降、冷戦が終結するまで人民の自決と民族自決が混同されぬよう、「人民」に民族マイノリティが含まれることがないよう、民族マイノリティ定義の取り組みすら控えてきた。ところ

がソ連とユーゴスラビアの崩壊が始まり、両国の連邦制を構成した共和国の分離・独立が先行したことから、人民の自決は後追いで解釈変更を迫られることになった。その際、人民の意向を確かめるために住民投票を実施することが独立の承認条件となったが、このことが自決権の展開の新たな推進要因となった。独立の是非を問う住民投票を実施すれば、その投票行動は民族自決の原理に導かれることになるのは必至だ。こうしてソ連とユーゴスラビアの崩壊過程で人民の自決は変容していき、東ティモールの独立、エリトリアの独立をはじめ、住民投票を実施し分離独立を試みる慣行が世界各地で起きている。国連憲章の起草過程での人民の自決の解釈に関する「消極的合意」はことごとく反故にされていった。

人民の自決に名を借りた民族の自決が国際社会で認められるとなれば、それは、主権国家、国民国家および領土国家の三つの属性を持つ現代国家の存続にその根本から挑戦することを認める権利と解されるようになるのも不可避的である。多文化主義に陰りが見えるものの、人権と民族マイノリティ規範の伸長、それに加えエスニシティの活性化で同化政策の遂行が困難にもなった今日、それでも民族混住地は世界各地で見られる現象である。一定地域で住民投票を実施し、多数派民族の独立が叶ったとしても、その独立国家内に新たな民族マイノリティが取り残され、少数派はさらに次なる独立に夢を馳せ、好機の到来を待つ。終わりの見えないエスニック政治に入っていくことになりはしないだろうか。

イデオロギー対立の冷戦が終焉し、世界には再びエスニシティが復活し、エスニック政治、さらにはエスニック対立や紛争が頻発する時代が再来し、その結果、国際社会は再び民族マイノリティ保護による平和を希求するようになった。問題は、独立の承認を待つ非承認国家の存在であり、今なお残る民族混住地である。本稿で人民の自決の軌跡をたどるうちに、あらためて西歐的国際政治システム下における国民統合の限界を思い知らされるとともに、エスニシティをどう超克するかが今後の国際社会の重要かつ喫緊の課題となったことを認識せざるを得ない。

【参考文献】

- ・川喜田敦子 (2019) 『東欧からのドイツ人の「追放」——20世紀の住民移動の中で』白水社。
- ・吉川元 (1994) 『ヨーロッパ安全保障協力会議 CSCE——人権の国際化から民主化支援の発展過程の考察』三嶺書房。
- ・吉川元 (2015) 『国際平和とは何か——人間の安全を脅かす平和秩序の逆説』中央公論新社。
- ・吉川元 (2019) 「戦争と民族強制移動——国際平和の処方としての民族強制移動の歴史」 蘭信三・川喜田敦子・松浦雄介編著『ひきあげ・追放・残留——戦後国際民族移動の比較研究』名古屋大学出版会、45-73頁。
- ・吉川元 (2021) 「民族自決と国際平和の相克」日本平和学会編『今、平和にとって「国民」とは何か』早稲田大学出版部、2021年3月、61-77頁。
- ・吉川元 (2023) 「共産主義後の移行期正義と安全保障部門改革、1990-2014年」『広島平和

研究』第10号、2023年3月、155-173頁。

- ・吉川元 (2024) 「『コソボの先例』と人民の自決権——ロシアの領土拡張主義論理の形成過程の考察」『広島平和研究』第11号、2024年3月、57-74頁。
- ・ゴルバチョフ、ミハイル (工藤精一郎・鈴木康雄訳) (1995) 『ゴルバチョフ回想録 下巻』新潮社。
- ・森下敏男 (1991) 『ペレストロイカとソ連の国家構造』西神田編集室。
- ・Allison, Roy (2009) “The Russian Case for Military Intervention in Georgia: International Law, Norms and Political Calculation,” in *European Security*, Vol.18, No.2, June, pp.173-200.
- ・Beneš, Eduard (1954) *Memoirs of Dr Eduard Beneš: From Munich to New War and New Victory*, London: George Allen and Unwin Ltd.
- ・Blood, Arie (1993) *The Conference on Security and Co-operation in Europe: Analysis and Basic Documents, 1972-1993*, Dordrecht: Kluwer Academic Publishers.
- ・Cassese, Antonio (1977) “The Helsinki Declaration and Self-determination,” in Thomas Buergerthal, ed., *Human Rights, International Law and the Helsinki Accord*, New York: Universe Books, pp.83-110.
- ・Cassese, Antonio (1995) *Self-Determination of Peoples: A Legal Reappraisal*, Cambridge: Cambridge University Press.
- ・Ghebali, Victor-Yves (2002) “The Vienna Ministerial Council Meeting and Its Aftermath: Coping with the Russian Malaise,” in *OSCE Yearbook 2001*, Baden-Baden: Nomos Verlagsgesellschaft, pp.29-38.
- ・Heraclides, Alexis (1993) *Security and Cooperation in Europe: The Human Dimension, 1972-1992*, London: Frank Cass.
- ・Kulischer, Eugene (1948) *Europe on the Move: War and Population Changes, 1917-47*, New York: Columbia University Press.
- ・Lehne, Stefan (1991) *The CSCE in the 1990s*, Wien: Austrian Institute of International Affairs.
- ・Navari, Cornelia (2014) “Territoriality, Self-determination and Crimea after Badinter,” in *International Affairs*, Vol.90, No.6, November, pp.1299-1318.
- ・Pupcenoks J, Seltzer EJ. Russian Strategic Narratives on R2P in the ‘Near Abroad.’ *Nationalities Papers*. 2021; 49(4): 757-775. doi:10.1017/nps.2020.54, <http://dx.doi.org/10.1017/nps.2020.54> (last visited, June 12, 2023).
- ・Sadigbayli, Rovshan (2013) “Codification of the Inviolability of Frontiers Principle in the Helsinki Final Act: Its Purpose and Implication for Conflict Resolution,” in *Security and Human Rights*, Vol.24, No.1, pp.392-417.
- ・Schechtman, Joseph B. (1946) *European Population Transfer 1939-1945*, New York: Oxford University Press.
- ・Shevardnadze, Eduard (1991) *The Future Belongs to Freedom*, London: Sinclair-Stevenson, pp.54-59.
- ・Simma, Bruno, Daniel-Erasmus Khan, Georg Nolte, and Andreas Paulus, eds. (2012) *The Charter of the United Nations: A Commentary*, 3rd edition, Vol.1, Oxford: Oxford University Press.
- ・Snyder, Timothy (2011) *Bloodlands: Europe Between Hitler and Stalin*, London: Vintage.
- ・*Yearbook of the United Nations*, 1960 (1961) New York: Columbia University Press.
- ・Zagorski, Andrei (2005) “The Clash between Moscow and the Human Dimension of the CSCE: From Vienna to Copenhagen (1989-1990),” *OSCE Yearbook 2005*, pp.47-60.
- ・Загорский, Андрей (2005) Хельсинкский процесс: переговоры в рамках Совещания по безопасности и сотрудничеству в Европе 1972-1991, Изд-во “Права человека”.

- ・ Шустов, Владимир (1997) “Европейская хартия безопасности” *Международная жизнь*, 1997 (9), pp.7-13.

注

- ¹ United Nations Security Council Sixty-ninth year. S/pv.7138. https://www.securitycouncilreport.org/atf/cf/%7B65BFCF9B-6D27-4E9C-8CD3-CF6E4FF96FF9%7D/s_pv_7138.pdf (last visited, July 1, 2023).
- ² Draft International Covenant of Human Rights, Annotation prepared by the Secretary-General, A/2929, <https://digitallibrary.un.org/record/748971?v=pdf> (last visited, August 1, 2023).
- ³ 人民の自決権は以下のように規定された。1)すべての人民は、自決の権利を有する。この権利に基づき、すべての人民は、その政治的地位を自由に決定し、並びにその経済的、社会的および文化的発展を自由に追求する。2)すべての人民は、互恵の原則に基づく国際的経済協力から生ずる義務および国際法上の義務に違反しない限り、自己のためにその天然の富および資源を自由に処分することができる。人民は、いかなる場合にも、その生存のための手段を奪われることはない。3)この規約の締約国（非自治地域および信託統治地域の施政の責任を有する国を含む）は、国際連合憲章の規定に従い、自決の権利が実現されることを促進しおよび自決の権利を尊重する。邦訳は、松井芳郎・薬師寺公夫・坂元茂樹・小畑郁・徳川信治編（2005）『国際人権条約・宣言集』東信堂、17頁。
- ⁴ 特にマドリッドでの CSCE 再検討会議の開催中に発生したポーランド政府による自主労組「連帯」の非合法化は、ポーランド人民の自決権の侵害として西側諸国や非同盟中立諸国から激しく非難され、再検討会議は1982年3月から半年間、休会に入り、再開が危ぶまれるほど CSCE は分裂の危機に陥った。
- ⁵ “Human Dimension of the CSCE,” Concluding Document of Vienna Follow-Up Meeting 1986, January 1989. <https://www.csce.gov/wp-content/uploads/2016/10/Concluding-Document-of-the-Vienna-Follow-Up-Meeting-1989.pdf> (last visited, September 26, 2023).
- ⁶ Document of the Copenhagen Meeting of the Conference on the Human Dimension, Copenhagen, 29 June 1990, Bloed 1993: pp.439-465.
- ⁷ Charter of Paris for a New Europe, Paris 1990, <https://www.osce.org/files/f/documents/0/6/39516.pdf> (last visited, September 30, 2024).
- ⁸ Statement by Elena Zamfirescu, Romanian delegate. CSCE Meeting of Experts on National Minorities, Geneva, 11 July 1991.
- ⁹ CSCE 91-07-13.Doc.3. CSCE Expert Meeting on National Minorities, Geneva, 15 July 1991; CSCE Expert Meeting on National Minorities, Geneva, 8 July 1991. Right to reply, Ambassador Vladislav Jovanovic.
- ¹⁰ Report of the CSCE Meeting of Experts on National Minorities, Geneva, 19 July 1991, Bloed 1993: pp.593-604.
- ¹¹ Concluding Statement by Ambassador Traian Chebeleu, Head of Delegation, 19 July 1991.
- ¹² Closing Statement by Max Kampelman, Head of the U.S. Delegation to the Geneva Meeting of the Conference on National Minorities Plenary, 19 July 1991.
- ¹³ Journal No.15 (CSCE Meeting of Experts on National Minorities).
- ¹⁴ Document of the Moscow Meeting of the Conference on the Human Dimension of the CSCE, Bloed 1993: pp.605-629.
- ¹⁵ E.C. Declaration on the Guidelines on the Recognition of New States in Eastern Europe and in the Soviet Union, <https://www.dipublico.org/100636/declaration-on-the-guidelines-on-the-recognition->

of-new-states-in-eastern-europe-and-in-the-soviet-union-16-december-1991/ (last visited, July 7, 2023).

- ¹⁶ EC は、1991年12月31日に旧ソ連の8カ国を、92年1月16日にキルギスタンとタジキスタンを、3月23日にジョージアを承認した。
- ¹⁷ E.C. Declaration on Yugoslavia, <https://english.dipublico.org/629/declaration-on-yugoslavia-extraordinary-epc-ministerial-meeting-brussels-16-december-1991/> (last visited, July 7, 2023).
- ¹⁸ Statement on Nagorno-Karabakh, European Political Cooperation (EPC) press release, Brussels, 22 May 1992, 25 October 2013, <http://aei.pitt.edu/36872/1/A2881.pdf> (last visited, August 3, 2024).
- ¹⁹ Statement on Nagorno-Karabakh, European Political Cooperation (EPC) press release, Brussels, 9 November 1993, <http://aei.pitt.edu/36868/1/A2877.pdf> (last visited, August 3, 2024).
- ²⁰ Russia's Request for Membership of the Council of Europe, [https://pace.coe.int/en/files/13932/html%20\(2022](https://pace.coe.int/en/files/13932/html%20(2022) (last visited, May 1, 2022).
- ²¹ Measures to Dismantle the Heritage of Former Communist Totalitarian Systems. Resolution 1096 (1996), 27 June, 1996, <https://assembly.coe.int/nw/xml/XRef/X2H-Xref-ViewHTML.asp?FileID=7506> (last visited, May 7, 2022).
- ²² Speech and the Following Discussion at the Munich Conference on Security Policy. <http://en.kremlin.ru/events/president/transcripts/24034> (last visited, September 1, 2023).
- ²³ Council of the European Union, Council Conclusion on Kosovo (6496/08), 18 February 2008, <https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-6496-2008-INIT/en/pdf> (last visited, June 14, 2022).
- ²⁴ Text of Putin's speech at NATO Summit (Bucharest, April 2, 2008), <https://www.unian.info/world/111033-text-of-putin-s-speech-at-nato-summit-bucharest-april-2-2008.html> (last visited, September 20, 2024).
- ²⁵ Statement by President of Russia Dmitry Medvedev, August 26, 2008. President of Russia, <http://en.kremlin.ru/events/president/transcripts/1222> (last visited, August 19, 2023).
- ²⁶ Accordance with International Law of the Unilateral Declaration of Independence in Respect of Kosovo, Summary of the Advisory Opinion, Summary 2010/2, 22 July 2010, 2010/2, <https://icj-cij.org/sites/default/files/case-related/141/16010.pdf> (last visited, June 30, 2023).
- ²⁷ Address by president of the Russian Federation, March 18, 2014, <http://en.kremlin.ru/events/president/news/20603> (last visited, August 1, 2024).
- ²⁸ "Putin tells UN chief Kosovo set Donbass precedent," <https://www.rt.com/russia/554574-putin-kosovo-un-chief/> (last visited, May 3, 2022).

研究ノート

民主主義の後退と民主化研究の射程 ——1990年代以降の中東欧・旧ソ連の民主化研究を中心に

中條 紘大

広島市立大学大学院平和学研究科博士後期課程

はじめに

近年、民主主義の後退に関する議論が米国を中心に行われている¹。米国のNGO、フリーダムハウスの調査によれば、世界の自由は本稿執筆時点の2024年12月現在、18年連続で減少²しており、先進国、途上国を問わず、全世界的な傾向として、世界の民主主義、自由が後退しているのが現状と言わざるを得ない。

これまで、自由度の低下や、民主主義の後退は、民主化移行期の国々での現象として理解されてきた。民主化は単一方向で直線的に行われるのではなく、度々逆行も繰り返しながら、少しずつ進んでいくと考えられてきたからである。しかし、今日では、これまで民主主義の後退や崩壊とは無縁と思われていた先進民主主義国においても、大きな問題となっている。民主主義の旗振り役であった米国では、2020年の大統領選挙において敗北した共和党候補のトランプが、選挙において、「彼（バイデン）が勝利したのは、選挙が不正だったからだ」などと、選挙自体が不正選挙であったとのツイートを行い³、翌年の1月には、大統領選挙の結果を受け入れないトランプ支持者が、連邦議会を襲撃するといった前代未聞の事件まで発生した。

米国ではこのように比較的軽度な民主主義の後退であるが見えるが、欧州ではより顕著な民主主義の後退が見て取れる。ハンガリーでは、オルバン政権の権威主義化が大きな問題となっており、選挙制度においては、政権与党のフィデスが、野党候補の選挙への出馬自体が難しくなるような選挙法へと、法改正などを実施した。また、選挙法に限らず、ハンガリー政府は2020年以降、特別な法制度である「国家危機⁴（state of danger）」を悪用して行政権を拡大し、政令による統治を実施してきた⁵。政府への権力が集中し、民主主義の一つの目安である「政権交代」が同国では事実上不可能な状況に陥っており、民主的な制度は年々崩壊している。

このような民主主義の後退という現象を、我々はどのように理解すべきであろうか。中東欧、旧ソ連諸国の民主化研究という枠組みの中では、これらの現象は、民主化の停滞や逆行といった民主化の失敗として理解されてきた。しかし、旧東側諸国の民主化から30年以上が経過した現在、民主主義が定着したと考えられて

きた国家において、逆行の事例が生じている。これらの新たな事象に対し、民主化研究の立場からどのように解釈すべきであろうか。本稿では、1990年代以降の中東欧、旧ソ連諸国での民主化に関する研究をまず整理した上で、今日における民主主義の後退を検討し、今後これらの事象をどのように研究すべきかという問題を提起したい。なお、本稿は、既存の民主化研究に関する今日的な研究課題を明らかにすることを目的としている。このため、理論における類型化の説明で具体例には言及するものの、個々の民主化事例の成否を取り上げて扱う段階にまでは及ばない。

1. これまでの民主化に関する研究

(1) 代表的な研究と民主化の指標

「民主化」に関する研究は、主に冷戦後の1990年代以降、盛んに行われてきた。この時代は、冷戦構造の崩壊により、共産党政権崩壊後、最も早く自由選挙を実施したポーランドを皮切りに、旧東側諸国の民主化「第三の波」が発生し、旧共産圏諸国の民主化の事例が数多く研究された⁶。そのうえ、同時進行的に、民主化という現象そのものの研究もされるようになってきた。

ここで、「民主化」という言葉について定義をしておきたい。一般的な理解としては、共産党政権など、非民主的な体制が崩壊し、様々な過程を経て、自由選挙が実施され、民主国家となることを民主化と呼ぶのが一般的であろう。また、民主化は自由化を伴うが、より広範な政治的概念⁷であり、市民の政治参加などの自由化を含む民主的な制度設計を民主化と捉え、不自由で非民主的な体制から自由民主主義体制への移行の過程を民主化と定義し、議論を進めたい。そして民主化の評価基準は、フリーダムハウスの「民主主義スコア」を参考にする。この指標では、中東欧・旧ソ連諸国の政治体制について、「国家の民主的な統治」、「選挙プロセス」、「市民社会」、「独立したメディア」、「地方自治」、「司法の独立」、「汚職」の7つを点数化し、評価している⁸。本稿でもフリーダムハウスの評価に基づき、民主化の指標としたい。

民主化研究の古典的研究の代表として、J. リンスと A. ステパンによる『民主化の理論』が挙げられる。同研究では、民主主義への「移行」と「定着」に焦点を当て、その文言の定義付けと「定着」への必要な変数を論じている。リンスは、民主主義の定着を、自由選挙による政府の樹立が「街で唯一のゲーム」になることと、その前提として国家の存在と国家の正当性を挙げている⁹。さらに、この国家の中に、「市民社会」、「政治社会」、「法の支配」、「国家機構」、「経済社会」の5つの要素を挙げ、これらが相互に関連し合い確立していることで、民主主義が定着するとしている¹⁰。

もう一つの代表的な研究として、サミュエル・ハンチントンの研究が存在する。ハンチントンは、民主化を国際的な事象と捉え、民主化を3つの波に分類し、それぞれの波の特徴を説明している。第一の波（1828年-1926年）では、アメリカ革命とフランス革命をルーツに、民主的な政治体制が徐々に確立され、アメリカ、フランス、イギリスなどで民主的な政治制度が定着し、第二の波（1943年-1962年）では、第二次世界大戦後の連合国による占領により、ドイツ、イタリア、日本などにおいて民主的な制度の発足を促し、西欧諸国による植民地支配の終焉により、インドやスリランカ、フィリピンなどで民主化が果たされたとしている。そして民主化「第三の波」（1974年～）は、ポルトガルのリスボンで始まり、その後、ギリシャやスペインなど南ヨーロッパへ民主化の波が押し寄せ、ラテンアメリカやアジア、そして旧東側諸国の中東欧やソ連にまで波が及んだとしている。また、ハンチントンは、それぞれの波に「揺り戻しの波」も存在すると指摘しており、民主化は逆行も伴う現象であると説明している¹¹。ハンチントンの研究では、これらの「民主化の波」がなぜ生じたのか、どのように体制移行が行われたかに焦点を当てながら分析を行っている。民主化という現象を、個別事例だけではなく、世界的な潮流として、体系的に理解しようとした研究である。

(2) 民主化の3つの地点

上記の二つの研究事例に始まり、現在までに民主化に関する研究は数多く蓄積されてきた。これらの研究はいずれも、主に「移行」と「定着」に焦点を当てており、それに付随して、民主化に影響を及ぼすアクターを変数として取り上げ、民主化に与える影響などを議論している。これまでの民主化研究を筆者なりに図式化すると以下のようなになる。

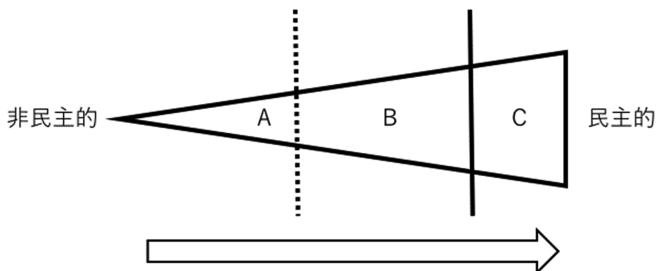


図1 民主化のイメージ¹²

出典：筆者作成

とである。この一連の現象をどのように理解し、民主化の要因を分析するのが民主化研究の研究領域であった。民主化の出発点は図中の A 地点であり、ここから始まる。A 地点の最も左側は、以前の政治体制である。中東欧・旧ソ連諸国での旧体制は、典型例としては共産党の一党独裁体制である。この体制は、極めて閉鎖的であり、市民の政治的な権利も、自由も存在しない体制である。共産党政権崩壊後の移行した政治体制では、便宜上フリーダムハウスの定義する「統合された権威主義体制 (Consolidated Authoritarian Regimes)」としたい。この体制では、権威主義的な権力者が政治的競争と多元主義を妨げ、基本的な政治権利は権力者が占有しており、市民的権利や人権の侵害が多発している閉鎖的な社会である。権力は独裁者に集中しており、選挙を実施したとしても、野党の出馬が事実上不可能であるなど、選挙自体に不正が横行し、政権交代は事実上不可能となっている¹³。

B 地点は、民主化が始まり、部分的に政治権力が国民に解放され、段階としてはまだ序盤であるが、民主化へ向けて政治体制が変革し始めた時期と捉えることができる。ロバート・ダールは、民主化の道筋を、著書『ポリアーキー』にて説明した¹⁴。ダールは、民主化が始まる前の最初の地点を閉鎖的抑圧体制とし、そこから公的異議申し立ての可能性がより大きくなり自由化が先に進む競争的寡頭体制への移行、より広い政治参加が可能となる包括的抑圧体制への移行、そして自由化と政治への参加が両方行われる「ポリアーキー」への移行の3つの民主化への移行順序を説明している¹⁵。民主化は徐々に進む体制移行であり、このような過程を経て実施されるとしている。また、フリーダムハウスの定義から、この B 地点を説明すれば、権威主義と民主主義の「ハイブリッド体制¹⁶」と表すこともできる。これらの体制では、国政選挙は定期的に行われ、競争も存在するが不正行為により自由で公正な選挙が実施されない可能性が残っている。民主主義制度の全般が脆弱であり、政治的権利と市民の自由に対する大きな課題が存在する¹⁷。ラリー・ダイヤモンドの定義によれば、ハイブリット体制とは、「選挙民主主義の最低限の条件（すなわち、政治権力のすべての主要な地位が、定期的で意味のある自由で公正な選挙によって決定されること）は満たしているが、選挙だけでなく、強固な法の支配のもとで市民的自由の保護などを含めた、実質的な自由民主主義の本質的な属性を欠いているか、深刻な欠陥を抱えている国家¹⁸」である。ハイブリット体制の中身は、A 地点に近い権威主義の傾向が強い体制もあれば、C 地点に近く、いくつかの問題点を改善すれば A 地点に到達する体制も混在していると言える。

最後に C 地点は、民主主義が定着した国家である。民主主義の定着はその定義が研究者の間でも議論が行われており、一つの定義で表すことは困難であるが、リンスの先の研究に従えば、自由選挙による政府の樹立が「街で唯一のゲーム」になり、クーデターなどの暴力的な手段による政府の転覆の恐れがない状態

のことを言う¹⁹。フリーダムハウスの定義では、「統合された民主主義体制 (Consolidated Democracies)」と形容され、この体制では、政府の権威は定期的には実施される自由で公正な選挙に依拠しており、選挙は競争的で、様々な政党間で政権交代が起きる。市民の自由も保障されており、集会や結社、表現などの基本的人権が保障されている²⁰。

上記の図1の構図を当てはめると、これまでの民主化研究は、A地点から始まって様々な移行パターンを見せる事例についての研究が展開されてきた。次節では、これまでの民主化のパターンを類型化し、それぞれの地点への移行に際しどのような研究が行われてきたのかを概説したい。

(3) パターン1 A → B → C (民主化の成功)

パターン1は、民主化の成功である。前政権が崩壊し、民主制度の構築から自由選挙の実施まで、様々な民主化の必要条件を満たし、民主主義が定着する事例である。この事例に当てはまるのが、旧東側諸国のバルト三国やチェコ、ポーランド²¹のような事例である。これらの国々では、民主主義はすでに定着し、再び権威主義的な国家になる可能性は低いと思われる。

冷戦の終結後、いち早く民主化を進めたのがポーランドである。共産党政権崩壊後、自由選挙を実施し、国内の諸制度を民主的な制度に変革し、民主化を果たした。バルト三国も同様に、ソ連の崩壊に伴い、民主的な路線へ舵を切り、民主化の道を歩み始めた。フリーダムハウスの評価によれば、1990年からバルト三国の数値は年々改善しており、1990年代半ばには、民主主義が定着したと考えられる。

これらの国々の民主化の成功に関して、川原彰は、ポーランドの民主化移行の経緯を、順を追って分析している²²。同研究では、ポーランドにおける自主管理労組「連帯」が民主化に及ぼした影響に主に着目し、民主化がどのようにして行われたかを明らかにしている。焦点は国内の制度改革が中心であり、その中心的アクターとして連帯が重要な役割を果たしたと位置付けている。一方、エストニアを分析したマルト・ラールは、憲法の制定から自由選挙の実施などの政治的な改革から、為替レートなどの金融政策を含めた経済改革まで、様々な国内制度の改革を詳述している。さらに、この地域での民主化を強く推し進めた要因として、民主的な改革が成功した中東欧諸国が欧州連合 (EU) と北大西洋条約機構 (NATO) への正式加盟を果たすことで、より一層民主化が促進されると分析している²³。

これらの研究を概括すると、主に民主化の過程に着目し、民主主義の定着に至る経緯が詳細に論述されている。国内のアクターを中心に、主要な役割を果たしたアクターを主に対象として取り上げ、民主主義定着の要因を明らかにしている。

(4) パターン 2 A → A (民主化の失敗 1)

2つ目のパターンは、民主化が全く、もしくはほとんど行われず、以前の体制のまま変化がない状態である。これらは旧ソ連の中央アジア諸国にみられる傾向である。中央アジア諸国は、制度的には民主制度を導入しており、形式的には選挙を実施し、民主国家の装いをしているが、実態としては権威主義的な国家となっている。この地域で数多くみられるのが、選挙の不正である。同地域にて長年選挙監視活動を行っている欧州安全保障協力機構（OSCE）の民主制度・人権事務所（ODIHR）は、度々選挙の不正を指摘している。例えば、カザフスタンの選挙監視では、1994年3月に実施された議会選挙において、欧州安全保障協力会議（CSCE）参加国から100名以上のオブザーバーが選挙監視に参加したが、その報告書で、「事実上すべての投票所で違反や不正があった。これらの問題は過去数十年にわたる共産主義的な投票方法と地元の伝統によって染みついた習慣に起因している²⁴」と厳しく評価した。

これらの選挙報告から、選挙という過程は経ているが、法の支配もなく、政権が恣意的に法律を選択する権威主義的な国家となっている実態が見て取れる。これらの国家は、民主主義への移行ではなく、以前の政治体制からそのまま権力が移行され、看板のみを変えただけであり、実質的な体制変更はなされていない。

カザフスタンの議会選挙を研究した岡奈津子は、1999年時点でのカザフスタンにおける「民主主義」は見せかけのものに過ぎないとし、大統領は憲法や選挙法を一部改正し政党活動の活性化を図るなど、表面的には政治改革に着手してきたが、大統領の意向に沿って制定・改正されてきた憲法と法律、国家機関を利用することで、反対派の活動は巧妙に封じ込められていると指摘している²⁵。

(5) パターン 3 A → B (民主化の失敗 2)

3つ目のパターンは、民主化に向かったが、その傾向が停滞している国家である。これらの国々は、具体的にはバルト三国と中央アジアを除く旧ソ連諸国が挙げられる。前述のパターン2の国々と比較すると、制度的にはより民主主義に近い形になっているが、実際のところ、選挙での買収や野党候補への妨害など、自由で公正な選挙になっているとは言い難い。メディアも政権寄りの報道がなされており、独立したメディアとはなっていない。これらの国々は部分的に改善しながらも、全体としては民主国家とはなっていない。

旧ソ連諸国の体制移行に関する研究では、湯浅剛の論文が挙げられる。同論文は、旧ソ連諸国の体制移行は、各国独自の内部要因とともに、周辺国とりわけ旧ソ連諸国同士の関係といった外的要因によっても大きく左右されるとしており、その中でもロシアとそれ以外の旧ソ連諸国との関係を重視しなければならないと指摘している²⁶。これらの地域では、民主化は欧州回帰への路線か、ロシアとの

関係維持の路線か、二者択一的な性格を帯びており、その結果、民主化が停滞してしまふと考えられる。

(6) パターン4 A→B→A (民主化の失敗3)

4つ目のパターンは、一度民主的な国家への移行がなされたように見えても、再び権威主義化へ逆行してしまった状態である。具体的な事例として、ロシアが挙げられる。冷戦が終結する以前からゴルバチョフは、「欧州共通の家」構想を発表していた。この構想は、まず、欧州の安全の確保は体制を超えた欧州共通の問題であり、こうした安全保障が欧州共通の家構築の基礎であるとし、その物質的な土台として経済をはじめとして様々な協力関係が必要であるとしたものである²⁷。ゴルバチョフの登場から様々な改革が進み、ソ連崩壊前後にかけては多少の混乱は生じながらも、ソ連・ロシアは民主化へ少しずつ進んでいった。1993年12月に実施されたロシアの議会選挙では、ODIHRの選挙監視団は興味深い報告を行っている。当該選挙では、選挙当日に投票用紙の問題や、投票の秘密など、いくつかの問題点を指摘しながらも、選挙自体は公正なものであったとの認識を示し、ロシアの有権者に議員の選出に関して有権者の意思を示す機会を提供したと報告している²⁸。報告書では続けて、「ロシアにおける複数政党制の発展は、ロシアの過去から考えても驚くべきことである²⁹」としており、ロシアの民主化が進歩したとの評価が読み取れる。このように1990年代序盤は、ロシアの民主化は少しずつではあるが進んでいるように見えた。しかし、これ以降、ロシアの民主化は下降線を辿り、これまで民主主義が定着することはなかった。同国の民主化が成功しなかった原因として、マリア・スネゴバヤは、ソ連崩壊後のロシアの支配者に着目し、旧共産党政権の人間が政権中枢に居座り続けることにより、ロシアが権威主義的な体制に戻ることは時間の問題であったとしており、結局のところロシアは、旧共産主義体制はそのまま、「新しい服を着た古いソビエトの狼という外見が変わるだけであった」と指摘している³⁰。

この様な事例は、一度民主化へ歩みだし、閉鎖された権威主義的な国家から民主主義へと踏み出したにも関わらず、結果的に以前の体制に逆戻りしてしまった事例である。ロシアだけに限らず、ハンチントンの言う「揺り戻しの波」に含まれる国家が、この部類に当てはまるであろう。このパターン4に含まれる事例も、その揺り戻しの原因や、一度民主化に向かったにも関わらず、逆戻りしてしまったその要因の分析に焦点が当てられている。これまで提示した4つのパターンを図式化すると次ページの通りである。

民主化の成功はパターン1の分類のみであり、2から4は失敗の部類に分けることができる。国内政治、国際政治など、様々な視点からそれぞれの要因についての分析、研究がなされてきた。前述した分類で、パターン2から4に関しては、

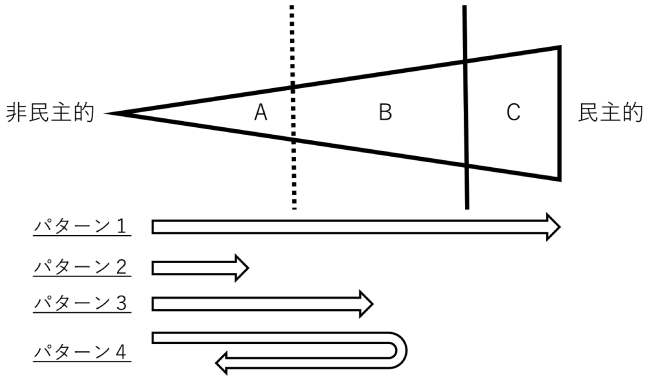


図2 民主化研究の部類分け（成功と失敗）
出典：筆者作成

やや重なる部分もあり、必ずしもこのような部類分けのみで全てが説明可能ではないかもしれないが、民主化の複雑性を鑑みた場合、こうした分け方が理解の上で適切だと考える。このような研究の事例を概観すると、民主化の「定着後」にはさほど関心が持たれてこなかったようである。どの事例研究も、民主化の成否要因とその過程に焦点が当てられ、様々な視点から民主化の成否を分析したものになっている。パターン1に関しては、EUへの加盟動機などの国際的な要因に焦点が当てられ、研究がされてきた。パターン2から4に関しては、前政権のエリートが引き続き政権の中核に居座ることが原因という国内の体制に問題を見出す研究が多いように見受けられる。以上のように、これまでの民主化研究は、まず民主主義が定着するかしないかという問題設定をした上で、定着した事例に関しては、定着に至る道筋を詳細に分析し、その要因を明らかにし、定着しなかった事例に関しては、その過程や逆行をした要因を分析してきた研究が多いと言える。

2. 今日における問題

前節までの議論を踏まえたうえで、今日の事象として特に注目されるのが、民主主義の後退である。これは、図1中のC地点からB地点への移行であり、これまでの民主化研究の範囲から外れた分野であった。

では、実際に問題となっている民主主義の後退とは、どのような現象であろうか。川中豪は民主主義の後退に関する近年の潮流を4つに部類分けした。

第一の枠組みは、民主主義における権力者の権力強化（民主主義の侵食）である。この枠組みは、政治体制としては民主主義でありながらも、権力者が徐々に

その権力を強化し、制度的枠組みを大枠で保持しながらもその裁量を拡大させるものである。この権力強化が続くと、法の支配が脅かされ、三権分立といった民主制度の根幹が揺るぎ、次第に民主的な統治が困難になっていくものである³¹。本稿において議論している民主主義の後退は、この第一の枠組みが最も近い。次節にて詳述するが、現在の東欧で生じているハンガリーやポーランドの権威主義化は、民主主義の侵食に該当すると考えられる。

第二の枠組みは、民主主義制度からの離脱（崩壊パターン）である。この枠組みの典型的な例として川中は軍事クーデターを挙げており、その中には権力者を軍事手段により追放する場合と、軍事的手段により独裁的立場を確立する場合が含まれる。この場合、それまでの民主的な政治制度は停止され、民主主義が後退した結果、新たな非民主的体制の樹立につながる³²。

第三の枠組みは、権威主義における権力者の権力強化（権威主義の強化）である。これは、民主化したとみられていた状態が、実際には権威主義体制が一時的に弱まっただけであり、外部・内部の要因により弱まっていた国家がその統治能力を回復させると、政治的な競争性が低下し、権威主義が強化されるものである³³。この枠組みは本稿では図2中のパターン4に分類できる。部分的には民主的な政治制度に移行しながらも、実際には民主主義は定着しておらず、途中で権威主義に逆戻りしてしまった場合である。

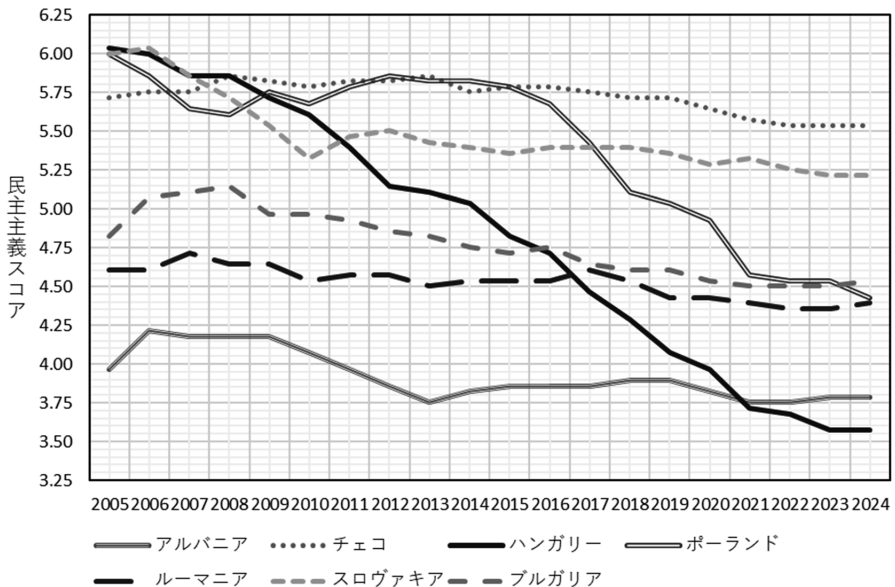
第四の枠組みは、民主主義と権威主義の共存である。この体制はそもそも民主化が不完全であり、いわゆるハイブリット体制の様な状態に置かれ、民主主義の進展と後退が起きやすい状況である³⁴。この事例も、図2中のパターン3、もしくはパターン4に部類分けできると考えられる。

本稿では、これまでの民主化研究においてあまり触れられてこなかった事例に焦点を当てているため、前述の第一の枠組み（民主主義の侵食）を中心に民主主義の後退の事例をもう少し詳しく検討したい。ラリー・ダイヤモンドは、今日における民主主義の侵食は、一般的に徐々に推し進められ、選挙で選ばれた指導者たちが、各国で相次いで裁判所やメディア、市民社会などの民主主義の深部組織を攻撃してきたとし³⁵、さらに忍び寄る権威主義は絶え間なく進行し、それには一般的な台本があり、それを「専制の十二段階プログラム³⁶」と呼んでいる。この現象は、新興民主主義国より先進民主主義国において問題となっている事例であり、いわば民主主義が定着した国家における問題点である。この様な先進民主主義国で問題となっている現象は、民主化から30年以上が経過した現在、中東欧諸国においても同様な問題となりつつある。したがって、新興民主主義国、先進民主主義国の両者に共通する普遍的な現象を分析する必要がある。次節では、実際に東欧においてみられる権威主義化の傾向について検討したい。

(1) ハンガリー、ポーランドにおける民主主義の後退

欧州において特にこの民主主義の後退が顕著であるのがハンガリーである。フリーダムハウスの評価によれば、ハンガリーは本稿執筆時点の2024年12月現在、「ハイブリット体制」との評価をされており、権威主義的な傾向が強まっている³⁷。以下のグラフは、フリーダムハウスの「民主主義スコア」の2005年から2024年にかけての変遷である。フリーダムハウスでは、中東欧・旧ソ連諸国の政治体制に関して、選挙プロセスや独立したメディア、司法の枠組みと独立性などを数値化し、7.00を最も民主的な国家、1.00を最も権威主義的な国家として評価している。

表1 中東欧諸国の民主主義スコアの変遷（2005年から2024年）



出典：Freedom House : Nations in Transit のデータ³⁸より筆者作成

ハンガリーは、2005年から数値の減少が見て取れるが、とりわけ2010年からその下落幅は大きくなっている。この年、ハンガリーではオルバンが政権を取り首相に就任した。ここ20年間で数値は下降の一途をたどり、2005年に6.04あった数値は、2024年には3.57まで減少している³⁹。ポーランドは2015年まで増減を繰り返しているが、2015年以降は下降を続けており、この傾向が続いていくのか注視が必要であろう。他の国においては、大幅な数値の悪化が起きているわけではないが、少なくとも改善しているとは言い難い。ハンガリーとポーランドは大幅に、ほかの東欧諸国全体としては若干の減少が起きていると言うことができる。

ここで問題を提起したいのが、ハンガリーは冷戦後の民主化で、フリーダムハウスにより「統合された民主主義体制」との評価を受けていたにも関わらず、近年、「移行中またはハイブリット体制」へ後退してしまった点である。ポーランドは現在のところ、ハイブリット体制まで数値は悪化していないが、両国とも少なくとも2005年時点では「統合された民主主義体制」との評価を受けていた。いわゆる「民主主義が定着した」国家における民主主義の後退という現象が起きている。これまでの民主化研究は、概して民主主義への「移行」と「定着」に関心が払われてきた。民主化（democratization）という言葉の概念上、民主国家への移行が最大の焦点となり、その要因や背景を分析するのが中心であるため、「定着後」に関しては、さほど研究がされてこなかった。

では、我々はこのような民主主義が定着した国家が、再び権威主義的な体制に後退する事例をどのように理解すべきであろうか。この点が本稿の最大の論点である。これまで見てきたように、民主化研究は、成功と失敗の要因、民主化のプロセスや定着の条件に着目してきた。現在問題となっている民主主義の後退は、二通りの解釈が考えられる。一つ目は、パターン4の一部と認識、すなわち、民主化の過程において、民主主義が定着せず（したように見え）、再び権威主義に逆戻りしたと理解する方法である。二つ目は、民主主義が定着したが、定着後に崩壊が始まるという新たな類型（仮にパターン5としたい）と理解する方法である。パターン5は、表1にて使用したフリーダムハウスの基準のうち、民主主義スコアが5.01から7.00の「統合された民主主義体制」と判断されたものを民主主義の定着とし、そこから数値が5.00を下回った場合に、定着した民主主義が後退したとする。このパターン5を図に示すと以下ようになる。

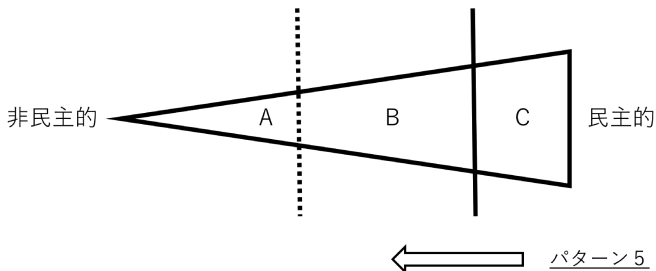


図3 民主主義の後退の理解（パターン5）

出典：筆者作成

このような新しい部類に分けると、パターン5の事例は、民主化研究の一部になり得るのだろうか。ハンガリーとポーランドの両国とも、2006年時点では民主主義スコアが5.00を上回っており、民主主義が定着した国家であったが、現在は5.00を大きく下回っている。両国で垣間見える権威主義化は、定着後の民主主義の後退という新しい現象であると考えられ、我々はこれらの事象をどのように分析すべきであろうか。このような事例をさらに研究し、説明する必要があるように思われる。

おわりに

本稿において検討してきたように、民主主義の危機に直面する今、我々は民主主義を問い直さなければならない。パターン5とされた事例が民主化の失敗の一事例にすぎないならば、丁寧にその「逆行」を始めた時期を特定し、その原因を解き明かさなければならない。パターン5が新たな事例として認識されるのであれば、我々は民主化研究を「定着後」にも視野を広げ、民主主義の「深化⁴⁰」にも研究領域の幅を広げる必要があるだろう。民主主義が定着した国家における民主主義の後退を、各国の個別の地域研究にとどめるのではなく、「民主化」という現象の一部として捉える必要があるように思われる。定着した民主主義が更なる深化するにはどのような方法が考えられるのか。定着した民主主義が権威主義へ逆行を始めたのはなぜか。そして逆行させないためにはどのようにすべきか。今後の民主化研究の課題とすべき領域であると考えられる。また、本稿では、主に政治制度の側面に焦点を当て、議論してきた。一つの国家を考える場合、その国の経済状況や社会、関係国との外交関係など、様々な変数が存在する。全てを網羅的に理解することは難しいが、重要な変数を見落とししては、正確な原因を明らかにすることはできない。民主化の後退が生じた事例国の政治状況を中心に、原因として考えられる変数を丁寧に整理し、分析の枠組みに組み込む必要性も考えなければならない。

そして今日の民主主義の後退は、冷戦後の欧州が目指した「民主国家共同体」の観点からも重要な問題である。冷戦が終結し、分断が解消された欧州では、民主的平和論をもとに、欧州を民主国家による共同体とすることで欧州地域全体の平和と安全を実現しようとした。しかし現在ではOSCEを中心とする民主化支援は行き詰まり、民主化の限界が見て取れる。その上民主化が成功したと考えられてきた東欧諸国においても、民主主義の後退という現象が生じており、欧州の平和の手段としての民主化をさらに検討する必要がある。

注

- ¹ 民主主義の「後退」に関する議論として例えば、Marc F. Plattner (2015) “Is Democracy in Decline?,” *Journal of Democracy* Vol.26, No.1, pp5-10、川中豪編 (2018) 『後退する民主主義、強化される権威主義——最良の政治制度とは何か』 ミネルヴァ書房などが挙げられる。
- ² Freedom House, “Freedom in the world 2024,” https://freedomhouse.org/sites/default/files/2024-02/FIW_2024_DigitalBooklet.pdf (最終アクセス2024年11月29日)。
- ³ 「トランプ氏『彼が勝利』米大統領選初言及『不正だったから』」『朝日新聞』、2021年11月16日、朝刊、1頁。
- ⁴ 「国家危機」は既存の法律を無効化し、政府が政令によって統治が可能となる特別な法制度であり、2020年からこの状況が続いている。2022年以降ハンガリー政府は、ロシア・ウクライナ戦争を利用して継続的な「国家危機」を正当化している。
- ⁵ Freedom House, “Nations in Transit 2024 : Hungary,” <https://freedomhouse.org/country/hungary/nations-transit/2024> (最終アクセス2024年11月29日)。
- ⁶ 東欧の民主化に関して、例えば以下を参照。Larry Diamond, Marc F. Plattner (2002), *Democracy after Communism*, Baltimore and London: Johns Hopkins University Press.
- ⁷ Juan J. Linz and Alfred Stepan (1996) *Problems of Democratic Transition and Consolidation: Southern Europe, South America, and Post-Communist Europe*, Baltimore: Johns Hopkins University Press、J. リンス/A. ステパン著、荒井祐介/五十嵐誠一/上田太郎訳 (2005) 『民主化の理論——民主主義への意向と定着の課題』一藝社、22頁。
- ⁸ Freedom House, “Nations in Transit Methodology,” <https://freedomhouse.org/reports/nations-transit/nations-transit-methodology> (最終アクセス2024年11月28日)
- ⁹ Linz and Stepan, *Problems of Democratic Transition and Consolidation*、リンス/ステパン『民主化の理論』。
- ¹⁰ リンスは、これらの5つの領域が相互に関連しあいながら存在することが民主主義の定着に必要であると指摘している。詳しくは、前掲書、26-36頁を参照。
- ¹¹ Samuel P. Huntington (1993) *The Third Wave: Democratization in the Late Twentieth Century*, Norman (Oklahoma): University of Oklahoma Press、S.P. ハンチントン著、坪郷實/中道寿一/藪野祐三訳 (1995) 『第三の波——20世紀後半の民主化』三嶺書房、15-25頁。
- ¹² Amichai Magen (2009) “Evaluating External Influence on Democratic Development: Transition,” *CDDRL Working Papers*, Stanford: Center on Democracy, Development, and the Rule of Law (CDDRL)、およびフリーダムハウス「移行中の国々 (Nation in Transit)」の指標から筆者作成。メーガンによれば、民主体制の度合いはグラデーションで捉えるべきとしており、フリーダムハウスの評価も、5つの評価に分かれている。本稿ではこれらを踏まえ、A地点、B地点、C地点と部類分けした。A地点とB地点の境界は不明確なため点線に、B地点とC地点の境界は不明確ながらも、便宜上「民主主義の定着」と区別するために実線とした。
- ¹³ Freedom House, “Nations in Transit Methodology.”
- ¹⁴ Robert A. Dahl (1972) *Polyarchy Participation and Opposition*, New Haven: Yale University Press、ロバート・ダール著、高島通敏/前田脩訳 (2014) 『ポリアーキー』岩波書店。
- ¹⁵ 同上、14-15頁。
- ¹⁶ Freedom House, “Nations in Transit Methodology.”
- ¹⁷ 同上。
- ¹⁸ Larry Diamond (2002) “Elections Without Democracy: Thinking About Hybrid Regimes,” *Journal of Democracy*, p.25.
- ¹⁹ Linz and Stepan, *Problems of Democratic Transition And Consolidation*, p.24.

- ²⁰ Freedom House, “Nations in Transit Methodology.”
- ²¹ ポーランドに関しては、これまで民主化の成功事例として研究がされてきたが、本研究ノートでは民主主義の後退の事例として第二節で取り上げるため、ここでは矛盾するように見える。したがって、ポーランドに関しては「民主主義が定着した事例とされてきた」と表現する方がより適当である。
- ²² 川原彰 (1993) 『東中欧の民主化の構造——1989年革命と比較政治研究の新展開』有信堂高文社。
- ²³ Mart Laar (2002) “Estonia’s Success Story,” *Democracy after Communism*, Baltimore and London: Johns Hopkins University Press, pp.78–83.
- ²⁴ CSCE ODIHR *Bulletin*, Vol.2, No.2.
- ²⁵ 岡奈津子 (2000) 「1999年カザフスタン議会選挙——『民主化』の演出と投票結果の改ざん」『ロシア研究』第30号、73頁。
- ²⁶ 湯浅剛 (2000) 「旧ソ連諸国における秩序維持ファクターとしての『民主主義』——『移行支援機構』との関係を中心に」『国際政治』第125号、98頁。
- ²⁷ 小泉直美 (1990) 「ゴルバチョフの『欧州共通の家』構想」『外交時報』1990年4月号、18頁。
- ²⁸ CSCE *BULLETIN*, 1994, Vol.2, No.1, p.21.
- ²⁹ CSCE *BULLETIN*, 1994, Vol.2, No.1, p.22.
- ³⁰ Maria Snegovaya (2023) “Why Russia’s Democracy Never Began,” *Journal of Democracy*, Vol.34, p.106.
- ³¹ 川中豪『後退する民主主義、強化される権威主義』30–32頁。
- ³² 同上、29–30頁。
- ³³ 同上、9頁。
- ³⁴ 同上、33–35頁。
- ³⁵ Larry Diamond (2019) *ILL WINDS Saving Democracy from Russian Rage, Chinese Ambition, and American Complacency*, London: Penguin Books、ラリー・ダイヤモンド著、市原麻衣子監訳 (2022) 『侵食される民主主義——内部からの崩壊と専制国家の攻撃』勁草書房。
- ³⁶ ダイアモンドの「専制の十二段階プログラム」は以下の通りである。①反体制派を正統でも愛国的でもない悪者と扱う。②裁判所（特に憲法裁判所）の独立を損なう。③メディアの独立性を攻撃する。④あらゆる公共の放送を掌握する。⑤インターネットへのより厳格な統制を導入する。⑥市民社会におけるその他の要素（市民団体、大学、そしてとりわけ反汚職や人権保護分野の団体）を抑圧する。⑦経済界を脅す。⑧支配者とその一派の家族や友人、同盟者など、新たな取り巻きの資本家を豊かにする。⑨公務員や治安機関への政治的統制を強く主張する。⑩選挙区割りで行い、検挙規則を改悪する。⑪選挙を管理する機関を掌握する。⑫①から⑪までの段階を繰り返し、新しい政治秩序に反対したり批判したりすることへの市民の恐怖心を深め、あらゆる形態の抵抗を封じる。同上、82–84頁。
- ³⁷ Freedom House “Nation in transit.”
- ³⁸ フリーダムハウスは、冷戦後民主化した旧東側諸国の民主主義の度合いを毎年評価しており、それぞれの国の国家の民主的な統治、選挙プロセス、市民社会、独立したメディア、地方の民主的な統治、司法の枠組みと独立性、汚職の7項目をそれぞれ評価・数値化し、1.00から7.00までの段階で点数化している。5.01から7.00までを「統合された民主主義体制 (Consolidated Democracies)」、4.01から5.00までを「準統合型民主主義体制 (Semi-Consolidated Democracies)」、3.01から4.00までを「移行中またはハイブリッド体制 (Transitional or Hybrid Regimes)」、2.01から3.00までを「準統合型権威主義体制 (Semi-Consolidated Authorit-

arian Regimes)」、1.00から2.00までを「統合された権威主義体制 (Consolidated Authoritarian Regimes)」とし、5つの体制に部類分けしている。表1は、2005年から2024年までのデータ、All Data Nations in Transit NIT 2005-2024, (https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Ffreedomhouse.org%2Fsites%2Fdefault%2Ffiles%2F2024-05%2FAI_Data_Nations_in_Transit_NIT_2005-2024_For_website.xlsx&wdOrigin=BROWSELINK) (最終アクセス2024年12月1日)内の Democracy Score を取り上げ、グラフを作成した。

³⁹ Freedom House “Nation in transit.”

⁴⁰ 民主主義の「深化」に関して例えば、以下を参照。Robert A. Dahl (1998) *On Democracy*, New Heaven and London: Yale University Press、ロバート・ダール著、中村孝文訳 (2001) 『デモクラシーとは何か』岩波書店。

文献・資料解説

小林直樹「武力と平和」

河上 暁弘

広島市立大学広島平和研究所教授

1. はじめに

今回紹介する未公開論文「武力と平和」の著者である小林直樹（1921–2020年）は、戦後日本を代表する憲法学者である。長らく東京大学法学部等の教授を務め、戦後日本における憲法学の権威者の一人であり、憲法擁護運動でもその理論において指導的な役割を果たしたことでも知られる。

私は、先に、憲法学者・小林直樹の平和・民主主義・自治論について考察した単著の研究書として『戦後日本の平和・民主主義・自治の論点——小林直樹憲法学との「対話」に向けて』¹（以下「拙著」）を2022年に公刊している（また私自身、所属先の広島市立大学のプロジェクト研究として、2010年から2013年にかけて、合計14回にわたる聴き取りを行っており、同書はその研究成果でもある）。この拙著でも一応の紹介をした未公開論文「武力と平和」であるが、今回は、その全文を本誌で公開する機会が得られた²。

また、本誌のみで同論文に触れる読者の便宜を考えて、同論文の著者と論文「武力と平和」について、若干の解説を付記しておきたい（以下の文章は、上掲拙著に書いた文章に加筆・修正・圧縮等を施したものである）。

2. 小林直樹の経歴と憲法平和主義理論

(1) 小林直樹の経歴

小林は、1921年10月3日に長野県滋野村（現小諸市）で誕生した。長野県の滋野尋常小学校、旧制上田中学校を卒業後、旧制水戸高校（茨城県）を経て、1942年4月には東京帝国大学文学部に入学している。同年9月に法学部政治学科に再受験の上で転籍したが、1943年11月より学徒動員により約2年間、帝国陸軍にて軍務につき、1945年10月に大学に復学し、1946年9月に法学部を卒業した。卒業後は、東京帝国大学大学院特別研究生として、尾高朝雄の下で法哲学の研究を行った。処女論文は、「生存権理念の展望」（1949年）³である。1951年から東京大学教養学部講師（法学担当）となる。1952年より同助教授となり、1954年10月から56年8月まで法哲学研究のため西ドイツへ留学した⁴。この時期の小林は法哲学の研

究者として研究業績を積み上げてきたわけである。この頃、小林は、法哲学に関する論文としては、「カントからヘーゲルへ——独逸観念論における『法と自由』」⁵、「法における平均人の考察」⁶、「悪法の理論」⁷、「利益法学」⁸を書いている。今回紹介した論文も同様だが、戦後まもなくの時期の小林にはドイツ哲学への言及が多い。

小林の研究者としての進路に大きな変更があったと思われるのは、1956年5月15日に指導教授の尾高朝雄が急逝したことに加えて、小林が1959年4月より東京大学法学部助教授となり、宮沢俊義の後を継ぐ形で、憲法第一講座担当となったことであろう。

この直後の1961年に小林は、『憲法の構成原理』（東京大学出版会）を刊行し、憲法学者として確固たる地位を獲得し、以後、日本を代表する憲法学者として活躍することとなる⁹。

1961年には東京大学法学部教授、1962年3月には法学博士（提出論文「憲法の構成原理」）となり、1982年3月には定年退官する。同年4月からは、東京大学名誉教授、専修大学法学部教授となった。1991年3月専修大学を定年退職し、1992年から北海学園大学法学部教授・同大学院法学研究科教授も務めている。

また、大学教員を退いてもなお、2006年には、総合人間学会を立ち上げ（前身は2002年結成の「総合人間学研究会」）、初代会長を務め、人間の尊厳性や生命倫理にも関心を持ち、『法の人間学的考察』¹⁰等の人間学に関する著書も刊行し、2020年2月8日に98歳で逝去するまで、学界において活躍をした。

小林の研究業績は多岐にわたる、単著だけでも、『法理学 上巻』から『欲望の人間学』まで、（教科書の2度の改訂版を含めて）実に28冊にも及ぶ¹¹。いずれも学界で高く評価される著書である。

(2) 小林直樹の憲法平和主義論

小林の1945年段階の未公刊論文「武力と平和」の解説を行う前に、小林の平和論（憲法平和主義論）の概要について説明しておきたい（後述の論文「武力と平和」の平和論の見解とは大きな相違が見られる）。

小林は、憲法9条が規定する非武装・非軍事の平和方式を、単なる人類的理想であるとか、あるいは敗戦を経験した日本国民が二度と戦争に巻き込まれたくないという厭戦感情を表明したものとして片づけることなく、核時代・地球時代の現代において、軍事的安全保障方式と比較して、国民の生命を守り人類共滅を回避する上で、相対的優位性を持った「現実的」な平和政策・安全保障政策として評価してきた。小林が、戦後日本の憲法学や平和主義論等を語る上で必ず言及すべき憲法学者の一人であることは異論がないであろう。

小林の憲法平和主義論においては、特に、「憲法第九条の総合的検討」（1973年）¹²

および「憲法九条の政策論」(1975年)¹³の2つの論文が最重要の文献と思われ、そうした内容をコンパクトにまとめた岩波新書の『憲法第九条』(岩波書店、1982年)はベストセラーともなった。また、その後、自身の憲法平和主義論を体系化した700頁を超える大著『平和憲法と共生六十年——憲法九条の総合的研究に向けて』(慈学社出版、2006年)を刊行している。

小林は、論文「憲法第九条の総合的検討」において、実定法であり、最高法規である憲法に平和主義が詳細に盛り込まれたことの法的意味、とくに、前文・第九条の平和主義条項の意味だけではなく、それらと、国民主権、基本的人権(とくに13条・25条)、あるいは国会・内閣・裁判所・地方自治体等の「制度機構」との関係などといった日本国憲法体系の中における平和主義の意味について意識的に考察をすることを試みた。これはまさに憲法の平和主義の「総合的検討」と評すべき重要な研究である¹⁴。

また、小林の平和論が学界の内外において高い評価を受けたのは、憲法の規範論・解釈論だけにとどまらず、上掲論文「憲法九条の政策論」等において、政策論についても詳細かつ本質的な考察と具体的な提言を行ったことによるものである。

小林は、「現在世界では100パーセント確実な安全保障の方式は存在しない」¹⁵という前提から出発しつつ、非武装の平和方式の相対的な優位性として、次の点をあげている。

「第一に、仮想敵を作らないから、原則的にはどこの国をも刺激せず、善隣友好を通じて、紛争の原因を解決して行くことができること。／[原文改行、以下同様] 第二に、この方式を通じて日本は、アジア地域に安全空間を拡げ、ひいては世界の非核化と軍縮への道を実現して行く足がかりをもつくりうるだろうこと。／第三に、非武装方式は軍事費という巨大な不生産的費用を不要にし、その分だけ平和教育や国際協力など積極的な文化施策に投じることになり、平和の拡大再生産を可能にすること。／第四に、同じ理由で軍事費よりも国民の福祉と教育に力を注ぐことによって豊かな民主社会を建設すれば、いわゆる間接侵略なども憂慮する必要はなくなるだろうこと。／第五に、軍国主義化から生ずるあらゆるマイナス——軍人による盲目的文化弾圧、自由・人権の蹂躪、軍産複合体の形成、軍事クーデタの危険等——が消滅し、真に文化国家の名に値する国家の形成が可能になること。／第六に、非武装体制をとることによって、侵略の可能性を著しく減少でき、最悪の場合においても、核戦争への巻きこまれを防ぎ、民族としての壊滅を避けることができること。』¹⁶

また、自衛隊裁判として有名な長沼ナイキ訴訟第一審札幌地裁(1972年11月17

日)¹⁷や百里基地訴訟第二審東京高裁（1980年9月16日）¹⁸でも学者証人として証言し、裁判・判決に大きな影響を与えた。

そして、憲法学者の和田英夫、深瀬忠一、古川純と共同編者となり、憲法平和主義に関する政策論をまとめた『平和憲法の創造的展開』¹⁹を刊行し、自らは、総論ないし構想の中核部分に当たる「平和的安全保障政策——憲法九条に即した平和策」（序章・第二）、「新しい世界システムの構想」（終章・第一）を執筆している。

さらに、小林の名前を政治の世界においてまで知らしめたのは、自衛隊「違憲・合法論」である。これは、小林によって提起された自衛隊の法的地位に関する理論である（初出は『ジュリスト』1975年5月15日号）。憲法学界の通説では、自衛隊は憲法9条に違反する違憲の存在であるとされてきたが、違憲状態は解消するどころか、法律により合法と見なされ整備・強化されてきた。これに対して、自衛隊をただ違憲無効だと言うだけでは、今後、法律にさえ違反する活動や装備の拡大を批判して法律の枠内に統制することも困難となる可能性がある。そこで同論では、自衛隊が「違憲」かつ「合法（正確には合法律）」という矛盾状態にあることを法理論上も直視しつつ、違憲の現状をいかに少しずつ理念に近づけるかという観点に立つ憲法政策論を提示することの必要性を提起したものである。しかし、1984年1月に日本社会党の石橋政嗣委員長が「違憲の自衛隊が合法的に存在している」として現状の自衛隊を肯定する点に力点を置いた運動方針を採用しようとしたことで、同論は注目と（誤解を含む）批判を浴びることとなった。

また、小林は、核・環境・資源・エネルギー・人口問題等の「世界問題」の重要性を指摘し、その視点からの憲法9条理念の現実性を明らかにするとともに、こうした「世界問題」に対処するために、「新しい世界システム」としての世界連邦構想も提起していることも付記しておきたい²⁰。

なお、時系列的に言うならば、小林が、日本の平和問題について、直接論文で考察したのは、（オットー・フォン・ギールケの核兵器論を紹介した論稿「自然法は、原水爆兵器をどうみるか」²¹を除けば）砂川事件に関する「砂川判決と日本国憲法」²²が最初であった。これは、日米安保条約に基づいて駐留している米軍を違憲と判示した東京地裁判決（伊達判決）の法理を評価するものであり、この小林論文は、憲法学界における日米安保条約の憲法適合性をめぐる議論に大きな影響を与えるものであった。砂川事件をめぐる東京地裁と最高裁の二つの判決とそれをめぐる小林直樹らの学説の提示により、憲法学界において、従来は合憲説が有力であったが、違憲説が有力になる契機ともなったのである²³。

なお、小林は、砂川事件、60年安保改定、さらには、冷戦終結後、日米安保共同宣言、新ガイドライン等の「日米同盟のグローバル化」についても一貫して批判の論陣を張ることになった²⁴。小林は、日米安保体制下の日本の軍事化・軍拡・

同盟強化については、①どんなに重武装しても、防衛は不可能であり、むしろ戦争の惨禍は比例的に増大する、②安保下の従属性は脱却できず、逆に日本に関わりのない戦争に巻き込まれる惧れが激増する、③軍事国家の下で国民が失うもの（自由・福祉・文化等）は絶大であるといった点から批判を加えてきたことも付記しておきたい²⁵。

しかし、今回紹介する未公刊論文「武力と平和」は、以上見てきた小林の徹底的な非軍事平和主義とは異なる見解を明らかにしたものとして注目される。以下、同論文をさらに紹介し、若干の解説を加えてみたいと思う。

3. 小林直樹「武力と平和」（未公刊論稿）における平和論

（1）論稿「武力と平和」の問題意識——武力なき平和の成立可能性考察のための三つの問い

小林は、復員直後の1945年11月27日付²⁶で、論稿「武力と平和」を「試論」として執筆している。本文は縦書きの200字詰め原稿用紙（コクヨ10行20字詰）26枚の手書き原稿である。

同論稿について、結論的に言えば、この段階では小林は、軍隊必要論に傾いていた。その見解が変わるのは、大学に復学後、イマヌエル・カントの『永遠平和のために』を用いた尾高朝雄のゼミで学んだ後のことであるとされる²⁷。しかし、事実上、小林の戦後初とも言える論稿であり、未公刊文献として資料的にも重要なものでもあると思われるので、その内容を紹介しておきたいと思う。同論稿は、次のような問題意識から執筆されたものとされている。

「小論に於て恒久平和に関する武力の問題的在り方を引き出さうとして極めて恣意的な提題をしてみました。問題提出である限り、純粋に提題さるべきものとして観念形態的及至吾界観念的色彩から隔離した立場をとり、その解決への答へ及至意見には触れないやうに務めたが、問題自体の本質上それには限度がありました。尚、この問題が成立するや否やが根本問題とせられ更に戦争の本質等に関し言及すべき必要を感じたのに不拘敢て割愛して別に取り上げることになりました。バラバラな内容ですがプロブレマティークとして御批評を得たいと存じます。」（まえがきより）

さらに、同論稿の書き出しは以下のとおりである。

「闘争なき永遠の平和は、人間——神と獣との間に喘ぐ矛盾的存在——にとって遂に、哲學者の空想を出でない『山の彼方（ウルトラ モンターン）』のものであらうか。／理性（ratio）と愛（amore）の一瞬の喪失が齎す恐るべき文化破壊の自滅的

惨禍に脅えながら、常に爪牙を磨いて明日の戦争に備へないでは居られない人間の性情は、長き淘汰の歴史に養はれた除き難い習性なのであろうか、それとも原罪の時以来永劫に“運命の烙印”として負はされた苦惱の標（しるし）であろうか。— /とまれ武力の問題は恒久平和を論ずる者にとって正しく希望の岬峰（カップホルン）である、と共に躓きの石たるべき根本的問題である。/其處に於いて理想と実際、當為（Sollen）と存在（Sein）は越え難い峻嶮をなしてわれわれを阻止し、次々に表れる超驗的問題はわれわれの到達の努力を放擲せしめんとしてゐるかの如く感ぜられる。/併し此處では其等の諸問題の解決（Auflösung）をでなく、問題が、如何に伏在し人間の本质と具体的な現実性に如何に触れて来るかを、むしろ問題の提起（Fragestellung）と言う形で考究して見たい。/解決の鍵は永遠に神の御手にあるかも知れない、或ひは無限に迄遠い未来に人間がそれを授かる時を持つかも知れない。だが其れはわれわれの思考乃至想像の限りではない。」

書き出しからしてかなり難解ではあるが、要は、「闘争なき永遠の平和」（ないし武力なき平和）の成立可能性について考察するということのようなのである。

そして、小林は、次の三つの問いを立ててそれに応答しようとしている。それは、第一に、「武力及至軍備ノ撤廃ハ恒久平和ノ絶対要件ナリヤ」という問いであり、第二に、「軍備廃止ハ果シテ可能ナリヤ」という問いであり、第三に、「武力完廢不可能トセバ恒久平和ノ為ニ何ガ為サルベキヤ」という問いである。

(2) 第一の問い：軍備撤廃は恒久平和の絶対要件であるか

「武力及至軍備ノ撤廃ハ恒久平和ノ絶対要件ナリヤ」という第一の問いに対しては、「歴史は曾て武力なき國家・闘争なき時代を示して居ない。寧ろ其れは隴を得て蜀を望む、飽くなき人間の欲望（ベギールデ）を醸した戦ひと闘争が、生きた人類の止揚できない本質的生活様態であるかの如く教へる」として否定的に答える。

また、「歴史は闘争のシュプール（Spur）を画くことに依て、軍備ある所戦争の避け難きを教へ、理想は又武力を止揚せねばならぬを主張する。しかし現實は常に『來らざる明日』ではない。『必ずしも軍部撤廃は平和の絶対要件ではない、或ひは、武力は必要悪として存在すべきで其れによって戦争は不可避と断ずべきでない、従つて武力の下に於る協調に依る平和方策を考案すべきだ』と言ふ、實際的解答はこの理想を現実に調和妥協せしめんとする、いはゞ此岸の打開案として常に表れて來た所である」として、ここでは理想論と現実論の意見の対立を描き出す。

この点では、一部に、トルストイの『イワンの馬鹿』など軍備なき平和論もなくもない。しかし、「理想國家」を唱える思想家たち（プラトン、トマス・モア、

カンパネッラ、アウグスティヌスなど)でさえも、「多くはむしろ直接戦争には触れず此の問題を昇華」するか、「或ひは外的交渉なき絶海の孤島に、或ひは堅固な城壁に國境せしめた孤立絶縁の吾界にその平和なる営みを画いてゐる」にとどまり、現実世界が封鎖的世界でない以上、当然または必要悪として軍備を認めたものであるということを描いている。さらに、「尤も多くのユートピア文學は社会批判として、むしろ国家的社会生活内部の批判に力点をおき戦争とか武力とかについてはすでに『理想国』の名前に於てアウフヘーベンされたものと考へられてゐるため参考としては当を失してゐるかも知れぬ」と整理した上で、「問題かくて解答の断定を越えて直ちに次の問題を接續的に提起する」として、次の論点に話を移している。

(3) 第二の問い：軍備撤廃は可能か

第二の論点「軍備廃止ハ果シテ可能ナリヤ」についても、小林は次のように否定的な応答を続ける。

「歴史はこゝに於ても否定的である。現代の國家対立鬭争時代に於て、其れは殆んど絶望的な『現実の拒否』に逢うであらう。カントが恒久平和の予備條項 (Präliminarartikel) の中に於て、一方に於て軍備を否定し乍ら、他方に於ては国防軍の相対的存置を認め、且戦争に於て守るべき事項を記してゐる自己矛盾的論議に力を盡すが如きは、實に此の人間本質の“理念と實際”の調和と云ふアポリヤの解決の苦心を示すものと云ひ得るのであらう。その意味に於て恒久平和論は相対性、不徹底性の域を出でぬ限度を持つ。」

ただし、一方で戦争・軍備の撤廃の可能性について次のような留保をつけてはいる。

「國際政治にコペルニクスの転回を余儀なくせしめるであらうと云はれる原子エネルギーの利用、即ち原子時代 (atom age) の驚異的科學の進歩は、人類滅亡を思はせる破壊力への恐怖として惨苦と悲劇に対する良心に訴へ、軍備・戦争の断念に至らしめる可能性は否定できない。否むしろその促進の努力に全力を傾注し、阿鼻地獄の出現を絶対防止しなくてはならぬ。」

あるいは、「『現代』を私は『国家』と云う特殊人間社会構造をもった、そして人はその上に人間生存の原理を反映せしめ、それに自ら投入し、制約せられてゐる歴史の一過程と見る。これは将来の『吾界国家』の予想に於て止揚せらるべき相対概念」であるとしている。この部分は、後になって小林が主唱する核兵器の出現の意味(戦争の手段性の喪失)や「世界国家」²⁸(世界連邦)出現の不可避性についての示唆をしてはいる。

しかし、同論稿において小林は、核兵器についても、「ノーベルが爆薬に対して期待し希念した平和的意圖が、正に全く逆な殺戮と破壊の悲惨に依て酬いられた

様な、歴史の皮肉が更に徹底した規模に於て繰返されぬとは、遺憾乍ら断言できない」ともしている。また、「かの寓話の鼠（ねずみ）が猫の首に鈴を着けて自己防衛を完からしめんとしたエピソードと同じ困難に蓬着する。“軍備撤廃せば戦争熄まん”、とは三才の童子も知らう。而も尚、此のタウ・トロギー的命題を何時の日か、誰が実現し得たであらうか」と指摘して、「絶望的であるかの如く見える此問題を、一應こゝに括弧づけて先に進んで考へよう」として、第三の論点に移る。

(4) 第三の問い：もし軍備撤廃が不可能ならば恒久平和のために何をなすべきか

第三の論点は、「武力完廢不可能トセバ恒久平和ノ為ニ何ガ為サルベキヤ」である。この論点は、「軍備を、如何なる程度にもせよ、又如何なる理由にせよ承認し存置するとき、恒久平和は可能であるか。その条件が何であり、努力の方向は何處に指向すべきか」とも言いかえられているが、ここで小林は、武力の廃絶（軍備撤廃）ではない方法による恒久平和の実現について考察を行っているのである。

小林は、「現実と理想の調和・妥協」の観点から、恒久平和実現の条件として、「国際間の規律乃至契約の締結履行」を「眼目」として提示する²⁹。

ここで、小林が、あえて「国際」という言葉を使うのも、「現代の国家対立時代に於る“平和”の根本前提である『対立性止揚』の現代的表現」として使うのであって、そのことを踏まえて次のように指摘している。

「人が人でありその自己否定的矛盾の生存原理を基盤にもった現代国家が、ゾーン・ポリティコン（Zoon politikon）〔政治的動物——引用者〕としての人間が純粋止揚に於て未来に獲得する『一体的吾界』に至る過程として必然不可避な闘争を、いわゆる武器の戦ひとせぬ協調性を表すときは『国際』法とならざるをえぬ。その限りに於て『妥協』の限度が存し『技術』が問題となる。」

そして、「国際間（international）の規律乃至契約の締結履行」については、「其れが單なる勢力均衡（Balance of power）の域を脱しないゲゼルシャフト的存在たるに止まり、パクタ・スント・セルヴァンダ（Pacta sunt servanda）〔合意は拘束する・合意は守られなければならない——引用者〕が題目化する限りに於て、『永遠』の平和は希み難い運命にある」としている。その上で、「如何にして其れを血の通った共同体（Gemeinschaft）的高みに引上ぐべきかに就て精神的技術的問題は多く存する。『吾界が真に吾界となる』には尚、極めて困難な嶮道を開拓せねばならぬし、“時”の力も借りなくてはならぬであらう。従って技術的問題は実に之から限りなく提起され、現在組織整備せられつゝある国際聯合、前大戦後の国際聯盟等に対する批判もなされなくてはならない」と提起している。ただし、そこから、国際平和機構論を具体的に展開してはいない。

(5) 論稿「武力と平和」の結語

論稿の最終節において、小林は、現実から遊離した理想論で平和を論じることの限界を強調して、「とくに現実を遊離した、いはゞ彼岸的理想としての『永遠の平和』(ewigen Frieden) は遠く輝くイデアの星であり、それ自体は人間が人間自らを止揚した神の国(civitas Dei)に於てのみ獲得し享受し得る『明日』の問題である、としたならば、その超経験的乃至超此岸的課題(Transzendente oder diesseitige Aufgabe)は生きたわれわれに具体的解決を與へるであらうか、と云ふ疑問が根強く纏って来る」と述べる。

また、次のようにも述べている。「現象の吾界に満ちる醜と悪は剋服せらるべく存するならば、力と戦ひはむしろ人間にとってなくてはならぬ劔である。かくては武力が肯定され、平和と理想の為の戦争は“輝かしき者”となる。醜き野心や征服慾が、『正義』の名を借りて『聖戦』の殘虐を惹起しても、或ひは“平和”の假面を蓋(かむり)“自由”の虚飾(はい)を翻した獨善的イデオロギーが、武力の駆使の下に飽くなき暴威を恣(ほしいまま)にすることがあっても、そして其等の事象が、結局『権力は正義(マイトイズライト)である』ことを如実に示してゐても、われわれは已むを得ぬと嘆息する外ないであらう。悪との闘争乃其克服の為に認められる。而してその為にのみこそ許される武力は、現実界に於ては正に逆の効果を遺憾なく發揮し、文化も正義もその破壊と蹂躪のなすに委せるが如き結果に至る。それは又常に他の武力を予想し、相剋は連続的に次の闘争を必然ならしめ、『平和とは次の戦ひの準備期間に過ぎぬ』ものとなる。かくて人間にとって必然であり不可避である武力と、本質的に神を予想する永遠、平和との乖離は、前述した諸問題の成立を否定するであらう」。そして、最後に次のことを指摘している。

「平和は『戦争と武力に対する戦ひ』である限りに於て自己矛盾であり、武力は善悪の彼岸に於ては止揚すべからざる必然である限りわれわれは、解決なき問題の回りをめぐってゐるであらう。少くも現在の現実、『妥協』と云ふ中途半端な代用品(スロウガット イミテーション)をしか與へない。従つて永久平和(ewigen Frieden)に関する如何なる問題も解答も、理想國にのみ通用する定理であるか、来るか来ないかすら断言し得ぬ『明日』の臆説でしかないやうに思はれる。しかし、理想がわれわれのものであり、理性(ratio)と愛(amore)が希望の小虫となってパンドラの箱に残る以上、判断中止(エポケー)をしてはならない。よりよきものの實現に於て、理想に無限に近づくことを神は我々に許し且つ期待してゐるであらう。問題はかくて、その自己矛盾的性格に拘らず意義あるものとして、われわれに出発点を與へるであらう。われわれは其處に無限の困難と絶望的な拒否に逢ひながらも、立たなくてはならない。解決は遠い道程にある、しかしより善きものの建設は許されるに違ひないから」そして次の言葉で論稿を締めく

くる。「次に吾々は、此等の諸問題の具体的な鍵を求めなくてはならない」。

(6) 論稿「武力と平和」の考察内容とその後の小林の研究

さて、軍服を脱いだばかりの小林は、この論稿を通じて何を考察し、何を伝えようとしたのであろうか。

哲学の専門用語がちりばめられ、最初から最後まで難解な論稿である。私の読解力・理解力不足からなのか、結論も今一つはっきりとしたものが伝わってこない。ただ、そうではあっても、当時の小林のいくつかの思いが伝わってくる。

第一に、この論稿は、平和実現の途を考察するにあたって、ユートピア的な「理想」論を一つ一つ批判することに力点が置かれているように見える。これは、ある平和思想を「理想」論と位置づけ、「彼岸的課題」とか「神の国」でのみ実現可能なものとする限り、このような扱えないし整理になることはある意味で必然的にも思える。「理想」論とされるものが、どういった条件が与えられた場合に、現実と切り結ぶかということ、あるいは「現実」(的)とされるものがいかにして(いかなる歴史的背景において、また国内的・国際的ないかなる力関係の中で)その地位を現在占めているか、いかなる動的な構造の上で存在し、いかなる変化の途上にそれが置かれているか、また平和という理念(目的)を達成するための手段・方策をとることが目的適合的かは、後の小林の研究では重視されてきたように思われるが、これらの点については、この段階ではあまり(具体的には)検討されてはいないように思われる。

第二に、人間存在への悲観的な位置づけがどちらかと言えば強調されているようにも見える。論稿の中では、武力を「人間にとって必然であり不可避である」と位置づけ、また、「生は闘争である」とか、「力は正義なり(マイトイズライト)」といった言葉さえも、もちろん全面的に肯定しているわけではないが、しかし人間の欲望・闘争本能などに照らして一定の理由があるものとして検討の俎上に載せている。自ら学徒動員されて、戦争に行き、不条理な軍隊経験をして、人間の醜い面を見てきた小林の人間観は、この段階では、悲観論(現実論?)に傾き、そのことが、この論稿にも影響を与えた可能性は否定できない³⁰。

第三に、結局のところ、依然として力が支配し、「國家対立闘争時代」の「現代」においては、「現実と理想の調和・妥協」が必要であるとしていることが特徴的である。具体的には、戦争や軍備の廃絶ではなく、闘争を武器の闘いとしないためにも「国際」法の発展、「国際間の規律乃至契約の締結履行」が必要であり、『妥協』の限度が存し『技術』が問題となる」としている。ある意味で、穏当な(あるいは穏当に過ぎる)結論に落ち着いている。

第四に、そうした中でも、核兵器の出現の意味(戦争の手段性の喪失)や「世界国家」(世界連邦)出現の不可避性(「現代」を「世界国家」成立までの過渡期

的段階と認識)について示唆していることは特筆すべきことである。この論稿の時点では、その重要性を相対化して論じてはいるが、そうした点への着目は後の小林の平和論にとって重要であるように思われる。

小林は、後にこうした軍備肯定論を否認するに至る。その重要な契機は、前述のとおり、大学に復学後、カントの『永遠平和のために』を用いた尾高朝雄のゼミで学んで以後のことであるとされる。

なお、その時期に小林が書いた1946年3月24日付の論稿である「人間と吾界政治」³¹では、今回紹介する「武力と平和」の続編とも言うべき考察が繰り返されている。今回はごく一部のみ紹介するが、まず戦争については、「戦争が齎す害悪は……勝ふ可からざるものであり、今日の兵器等の異常な破壊力に依る悲惨は、中世的騎士主義のロマンティズムに支えられた戦争賛美の如きを微塵に破碎し、特に今次大戦の惨禍を眼のあたりに痛感せる人々に“戦争あるべからず”と叫ばしむるには充分であらう」とも指摘している³²。そして、「吾界政治は、恒久平和の政治でなくてはならず、又恐らくは未来への希望であらうが、しかあるであらう」、「むしろ、絶望感にすら感ぜしめる人類鬪争史は、徐々にではあるが戦争自体破壊残虐の増加と共に、道義性と人道性を高めつゝあり、恒久平和秩序への具体的努力に迄至ってある所に、アンドレ・ジークフリードの表現を借りるならば“吾界は青年期に達した”」と指摘して、未成熟な「青年期」段階の「国際政治」から「吾界政治」への転換の必要性について指摘している。

それを受けて、小林は現段階の「国際政治」の不完全性・不十分性について考察する。それは、現在の国際関係が国家という閉鎖性を持つ主体によって成立しているものであり、未だ共同体的世界に到達しておらず、国際法秩序も未熟な段階にとどまっている。だからこそ、国際秩序が原始的社会と同様に秩序の中心点を有せず強力な統制力を持たないアトミスティッシュな闘争的秩序にとどまっていることを問題とする。だから、そうした段階を脱して、「國家は政治の吾界的理念に法る立場に於て構成員を統制」し、「吾界政治の中核の機能を強力に執行し吾界司法及行政を遂行する組織が、各國家の統制に当たらなくてはならぬ」とし、「そこでは國家の排他的最高絶対権力が揚棄され、政治機關としては世界政治体系内に於る一種の特別権力關係的立場に至らなくてはならぬ」と指摘している³³。

先にも述べたとおり、小林は、後に世界連邦論を提唱するようになるが、主権國家の離合集散と権力闘争からなる「国際政治」から恒久平和実現のための「吾界政治」への転換の必要性を説いたこの論稿は、小林の「平和のための世界システム」論の「原点」と言うべきものであった。

なお、同論稿では、日本の敗戦は、膨大な損害にもかかわらず、多くの貴重な「収穫」を得た部分もあったことを指摘している。それは、軍国主義の狂乱の下で失っていた自由と人格を回復したことであり、日本資本主義の特異な跋行的発展

の下で解放されないでいた封建的遺制が打破されたことであり、協調と理解を無視した不合理や無反省と無智に基づく自尊の横道が最終的に破滅以外の何物ももたらさないことを知ったことである。そして、何よりも、「体験を通じて知った最も重要なものの一つは、“戦争は避くべきである”と言ふことである」とし、日本の軍部の消滅は「国民は充分に嘉さなくてはならぬ」としている³⁴。

ただし、この1946年3月の時点では、「眞の恒久平和は、無武装下に於て保証せられることを望むで已まない」としつつも、「吾界政治」段階に至っていない。現在の国際社会においては、その実現の困難性を指摘して、「敗戦日本の所謂民主々義憲法が、武力廃止と戦争放棄を唱する意義は極めて大なるも、こゝに限界が存することも明認せねばならぬ」と指摘していることも付記しておきたいと思う³⁵。小林が憲法9条を高く評価するようになるのは、もう少し後のことである。

4. おわりに

戦後そして大学復学後、どのようにして小林の考え方が変化するのは興味深いところであるが、その後の経過をあらかじめ述べておかなければ、小林が、戦後、軍隊での残務整理を終えて復学し、大学で本格的な学修・学問研究を行い、社会科学的な知見を得たことが重要である（尾高朝雄以外にも、宮沢俊義、南原繁、丸山眞男等の影響を受けたとされる³⁶）。また、新憲法が制定され、あらためて平和、人権、民主主義の重要性を認識したこと、さらに、それが1950年代以降、再軍備や「逆コース」「国家の復権」が推し進められ、かつ明治憲法に回帰するような復古的な改憲論が台頭し、それらと対峙する中で、憲法の基本理念の重要性を再認識したこと、これらが小林の平和認識に大きな変化をもたらしたようである。

このように、時代とともに、小林は、その問題意識も見解も変化を見せることとなる。そのあたりの過程や背景等については、前掲拙著でも論じたところではあるが、今後とも、さらなる研究を積み上げていきたいと思う。

註

¹ 河上曉弘『戦後日本の平和・民主主義・自治の論点——小林直樹憲法学との「対話」に向けて』敬文堂、2022年。

² この「武力と平和」の公開については、当初、小林直樹名誉教授から2011年2月28日にこの論稿のコピーを託された時のメモには、「仲間の3人以外には見せないように願います」とされた。（仲間の3人とは、そのうち2人は聴き取り調査の副査を務めた安藤博氏、大賀英二氏であろう。3人目はわからないが、私を含めて3人と表現したのではないかと思われる。）「軍隊ボケ」の最中ゆえ、敗戦直後には、こんな貧しい状態だったという例になるかと思うが、コピーをせず『回し読み』にしてもらう方がよいかもしれませんね」との

記載があった。しかし、資料の重要性に鑑みて、研究上の必要があれば、今後、適切な形で公開することを同年3月18日の研究会の際に了承して頂いた。また、聴き取りの最終回である2013年3月4日にも、資料の一切の取り扱いについて私に委ねる旨をご了承頂いた。ただし、その際、今後、資料等を公開・紹介する場合には、可能な限り適切な解説等を付することなどを依頼されていた。

- 3 小林直樹「生存権理念の展望」『法哲学四季報』第4号、1949年（同『憲法の構成原理』東京大学出版会、1961年、所収）。
- 4 小林は、1954年10月から1956年7月に西ドイツ留学をしている。これは、小林によると、世界的に有名なドイツのアレクサンダー・フォン・フンボルト財団が戦後最初のドイツへの研究留学生を募った際に応募して、1年10か月程度の留学の機会を得たものであった。医学、工学、経済などの研究者とともに法学からは小林1人が選ばれたとされ、約1年余りはチュービンゲン（南ドイツ）に、残りの約半年はミュンヘンに滞在し、主として法哲学の研究を行ったとされる（以上につき、小林直樹「来し方の記」第37回『信濃毎日新聞』1988年6月3日夕刊5面）。
- 5 小林直樹「カントからヘーゲルへ——独逸観念論における『法と自由』」『法哲学四季報（「法思想の潮流」）』第7・8号、1951年。
- 6 小林直樹「法における平均人の考察」（上中下）『法学教会雑誌』第69巻3号、第69巻4号、第70巻1号、1951-53年（同『法、道徳、抵抗権』日本評論社、1988年所収）。
- 7 小林直樹「悪法の理論」（上下）『法学協会雑誌』第71巻3、4号、1953年（同前掲『法・道徳・抵抗権』所収）。
- 8 小林直樹「利益法学——現代法思想の一断面の分析」『法哲学講座第4巻 法思想の歴史的展開Ⅲ』有斐閣、1957年。
- 9 憲法学者としての小林の評価について、たとえば、「憲法学者として学界をリード」（松井茂記「小林直樹」朝日新聞社、1990年、679頁）、「戦後憲法学のリーダー」（「対論 小林直樹・樋口陽一」〔樋口発言部分〕樋口陽一編『講座憲法学1 憲法と憲法学』日本評論社、1995年）、「文字通り東大憲法の看板教授として活躍」（石川健治「追悼・小林直樹先生のご逝去を悼む」『東京大学大学院法学政治学研究所・法学部ニューズレター』No.26、2020年8月）等の評価がある。
- 10 小林直樹『法の人間学的考察』岩波書店、2003年。同書のもととなったのは、『法学協会雑誌』第115巻11号（1998年12月）から第119巻4号（2002年4月）まで8回に分けて掲載された同名の論文である。また、それに先立って「人間の科学と哲学」と題したさらに大きなテーマの論文が同誌（第112巻1号・1995年1月から第114巻7号・1997年7月のうち8回）に掲載されていた（未完に終わった）ことも付言しておきたい。
- 11 小林の単著は次の28冊である。
 - ①『法理学 上巻』岩波書店、1960年、②『憲法の構成原理』東京大学出版会、1961年、③『日本における憲法動態の分析』岩波書店、1963年、④『日本国憲法の問題状況』岩波書店、1964年、⑤『憲法を読む』岩波新書、1966年、⑥『憲法講義』上、東京大学出版会、1967年、⑦『憲法講義』下、東京大学出版会、1968年、⑧『憲法講義』改訂版、上、東京大学出版会、1975年、⑨『憲法講義』改訂版、下、東京大学出版会、1975年、⑩『現代基本権の展開』岩波書店、1976年、⑪『憲法判断の原理』上巻、日本評論社、1977年、⑫『憲法判断の原理』下巻、日本評論社、1978年、⑬『国家緊急権』学陽書房、1979年、⑭『新版憲法講義』上、東京大学出版会、1980年、⑮『新版憲法講義』下、東京大学出版会、1981年、⑯『憲法第九条』岩波新書、1982年、⑰『現代教育の条件——その再生をねがって』有斐閣、1983年、⑱『立法学研究——理論と動態』三省堂、1984年、⑲『憲法秩序の理論』東京大学出版会、1986年、⑳『憲法と日本人』東京大学出版会、1987年、㉑『法・道徳・抵抗権』

日本評論社、1988年、②『憲法政治の転換——民主政の再建を求めて』東京大学出版会、1990年、③『憲法政策論』日本評論社、1991年、④『憲法学の基本問題』有斐閣、2000年、⑤『平和憲法と共生六十年』慈学社出版、2006年、⑥『法の人間学的考察』岩波書店、2003年、⑦『暴力の人間学的考察』岩波書店、2011年、⑧『欲望の人間学』慈学社出版、2012年。

小林の論文・著作（一覧）については、1949年から1982年までは、現代憲法学会編『現代国家と憲法の原理』有斐閣、1983年、678-690頁、1982年から1991年までは、樋口陽一・野中俊彦編集代表『憲法学の展望 小林直樹先生古稀祝賀』有斐閣、1991年、847-851頁、参照。

- ¹² 小林直樹「憲法第九条の総合的検討」『法律時報』第45巻10号・1973年8月号。
- ¹³ 小林直樹「憲法九条の政策論」『法律時報』第47巻12号・1975年10月号。
- ¹⁴ 「憲法第九条の総合的検討」の内容を要約した記述として、深瀬忠一『戦争放棄と平和的生存権』岩波書店、1987年、176-178頁。そこで、深瀬は、この小林の立論を「小林直樹等全国憲法研究会共同研究説（九条一切戦争・戦力否認、核時代実現可能、平和憲法体制総合的解釈、違憲状態漸進的発展的解消平和保障説）」と名づけ、また「小林説は、憲法制定直後の上記・宮沢『註解』説＝旧通説の基本線の継承・発展としての今日的多数説を代表」したものと位置づけている（176頁および178頁）。また、日本国憲法が要請する安全保障構想をめぐる憲法・政治学・国際政治学等の研究者による研究成果の筆頭に小林の研究をあげている（437頁）。
- ¹⁵ 小林前掲「憲法九条の政策論」150頁。
- ¹⁶ 小林前掲『憲法九条』213-214頁。
- ¹⁷ 永井靖二『司法と憲法9条—自衛隊違憲判決と安全保障』日本評論社、2017年、190頁、参照。
- ¹⁸ 百里弁護団『百里裁判 証言記録』第4集、1980年10月20日、295頁。
- ¹⁹ 和田英夫・小林直樹・深瀬忠一・古川純『平和憲法の創造的展開』学陽書房、1987年。同書は、もともと共同研究「総合的平和保障の憲法学的研究」（文部省科学研究費補助金・総合研究(A)、研究代表者：和田英夫、1982-84年度）の研究成果をまとめたものである（同書・495頁）。
- ²⁰ 小林直樹「新しい世界システムの構想」和田ほか編前掲『平和憲法の創造的展開』等、参照。
- ²¹ 小林直樹「自然法は、原水爆兵器をどうみるか」『法学セミナー』第19号・1957年10月号。
- ²² 小林直樹「砂川判決と日本国憲法」『世界』第162号・1959年6月。
- ²³ 山内敏弘『平和憲法の理論』日本評論社、1992年、109-114頁、参照。山内は、砂川事件以降の安保条約についての憲法学説の状況を分析し、「砂川事件をめぐる二つの判決は、学界に対しても大きなインパクトを与えたのであり、これらの判決を契機として、学界の動向は、従来とは異なったものへと変わっていったのである。すなわち、横田喜三郎や宮沢俊義などの〔世代より〕次の世代の学者の多くはむしろ一審判決を支持し、最高裁判決に対しては批判的な見解を採ることとなった」（同書・109頁）と指摘して、そうした学説として、小林直樹、長谷川正安、有倉遼吉、黒田了一、杉村敏正、小林孝輔、星野安三郎、渡辺洋三、一円一億などの見解をあげている（同書・110-111頁）。また、「このような状況は、その後新安保条約の固定期間（1970年）が切れて以降も基本的には変わることなく、というよりも、その後はより多角的な観点からする問題指摘をも生み出しつつ、今日まで存続してきたと言ってよい」（同書・111頁）とも指摘して、和田英夫、深瀬忠一、針生誠吉、清水陸、杉原泰雄、樋口陽一、新井章、影山日出弥、大須賀明、浦田賢治、隅野隆徳、吉田善明、太田一男、横田耕一、野中俊彦、森英樹、浦部法穂などの見解をあげている（同書・114頁）。

- ²⁴ 小林直樹「安保条約と駐留軍」『ジュリスト』第300号・1964年6月15日、同「防衛制度Ⅱ・安保条約——その体制の問題について」『ジュリスト』第361号・1967年1月1日、同「新・安保状況の展望——日本安保体制の今日的検討」『法律時報』第61巻3号・1989年3月1日、同「『安保再定義』を見直す—日米安保拡大の批判的考察」『地歴・公民資料』（実教出版）第43号、1996年、同「新ガイドラインは“絶望への道”——日米安保の根本的転換を」『軍縮問題資料』1997年11月号等参照。
- ²⁵ 小林直樹『憲法政治の転換——民主政の再建を求めて』東京大学出版会、1990年、228頁。
- ²⁶ 原文では、本文の最後（欄外）に「昭和二十年十一月二十六日 戦陣より帰りて直後」とのメモ書きがあり、原稿用紙群の最後に「昭和二十年十一月二十七日／法學部十七年十月入學／小林直樹」との署名がある。
- ²⁷ この小林のカントの文献を用いた尾高ゼミの逸話については、小林直樹「めぐりあい」『毎日新聞』1981年6月26日夕刊3面、小林直樹「来し方の記」第34回『信濃毎日新聞』1988年5月23日夕刊4面、小林直樹「憲法と私」杉原泰雄・樋口陽一編『日本国憲法50年と私』岩波書店、1997年、58頁等、参照（なお、小林によれば、カントの書はドイツ語のものであったという〔小林直樹聴き取り第2回研究会2011年1月31日での発言〕）。尾高の同時期の平和論として、尾高朝雄「非武装平和国家の誕生」『世界文化』第1巻4号・1946年5月号、参照。
- ²⁸ なお、小林は、同論稿において、「世界国家」について、「私は吾界國家の理念をすでに持った。それについては別に述べる機会をもつであらう。ここでは、理想國家論者達の営んだ閉鎖的孤立的國家が全的に拡充され『吾界』に於て『閉鎖』された—その故に無限に開放された—『一体吾界』が現代のものではないことだけを強調したのである」とも述べている。
- ²⁹ 小林のこの文章においては「國」と「国」が併用されている。
- ³⁰ 小林の軍隊体験については、前掲拙著第1章、参照。
- ³¹ 小林の論稿「人間と吾界政治」は、専修大学大学院法学研究科（大学院生）の紀要である『専修法研論集』第1号（1987年9月）に「特別寄稿論文」として寄稿されている。この論稿が書かれたのは、原稿の末尾に書かれた日付を見ると「一九四六年三月二四日」（139頁）と記載され、また、小林名誉教授から頂いた同論文のコピーでは、手書きでこうした原稿を紀要に掲載した経緯について次のように書いてある。
「この拙論は、八七年専修大『法研論集』（大学院生の発表誌）第一号を出した折に、偶々、小生が大学院『主任』の役を負わされており、発行第一号に『序文』的なものを要請され、本旧稿を寄稿したものである。」
- ³² 小林前掲「人間と吾界政治」126頁。
- ³³ 小林前掲「人間と吾界政治」130-134頁。ここで一部「世界」が新漢字になっているのは原文のママである。
- ³⁴ 小林前掲「人間と吾界政治」136-137頁。
- ³⁵ 小林前掲「人間と吾界政治」132頁。
- ³⁶ 前掲拙著第3章、参照。

Probearbeit
Macht und Frieden
武力と平和
Nicht Auflösung
nur als Fragestellung
In Bezug auf Kant: Zum
ewigen Frieden, „Präliminarartikel“

小論に於て恒久平和に関する武力の問題的在り方を引き出さうとして極めて恣意的な提題をしてみました。

問題提出である限り、純粹に提題さるべきものとして觀念形態的及至吾界觀念的色彩から隔離した立場をとり、その解決への答へ及至意見には触れないやうに務めたが、問題自体の本质上それには限度がありました。

尚、この問題が成立するや否やが根本問題とせられ更に戦争の本質等に関し言及すべき必要を感じたのに不拘敢て割愛して別に取り上げることにしました。

バラバラな内容ですがプロブレマティークとして御批評を得たいと存じます。

1945年

[後記 尾高先生のカント平和論のゼミに加わる前の拙文である。]

試論 als eine Probearbeit

Streitmacht und Frieden
武力 と 平和
nur als eine Problematik

In Bezug auf Kant : Zum ewigen Frieden, „Präliminarartikel“

鬪争なき永遠の平和は、人間——神と獣との間に喘ぐ矛盾的存在——にとって遂に、哲學者の空想を出でない「山の彼方（ウルトラモンターン）」のものであらうか。

理性（ratio）と愛（amore）の一瞬の喪失が齎す恐るべき文化破壊の自滅的慘禍に脅えながら、常に爪牙を磨いて明日の戦争に備へないでは居られない人間の性情は、長き淘汰の歴史に養はれた除き難い習性なのであらうか、それとも原罪の時以来永劫に“運命の烙印”として負はされた苦惱しるしの標しるしであらうか。——

とまれ武力の問題は恒久平和を論ずる者にとって正しく希望の岬峰（カップホルン）である、と共に躓きの石たるべき根本的問題である。

其處に於いて理想と實際、當為 (Sollen) と存在 (Sein) は越え難い峻嶮をなしてわれわれを阻止し、次々に表れる超驗的問題はわれわれの到達の努力を放擲せしめんとしてゐるかの如く感ぜられる。

併し此處では其等の諸問題の解決 (Auflösung) をでなく、問題が、如何に伏在し人間の本质と具体的な現実性に如何に触れて来るかを、むしろ問題の提起 (Fragestellung) という形で考究して見たい。

解決の鍵は永遠に神の御手にあるかも知れない、或ひは無限に迄遠い未来に人間がそれを授かる時を持つかも知れない。だが其れはわれわれの思考乃至想像の限りではない。

—

第一に「武力及至軍備ノ撤廢ハ恒久平和ノ絶対要件ナリヤ」、換言すれば武力乃至軍備 (以下單に何れか一語のみを以て表す) の撤廢なくしては平和の確立は絶対に希み得ないものであらうか。

歴史は曾て武力なき國家・鬭争なき時代を示して居ない。寧ろ其れは隴を得て蜀を望む、飽くなき人間の欲望 (ベギールデ) を醸した戦ひと鬭争が、生きた人類の止揚できない本質的生活様態であるかの如く教へる。かくてわれわれは、國家主義軍國主義者達の好んで引用した、モルトケの*1¹言葉を想起する。

“生は鬭争である”、と云ふドグマにとっては此の第一の問題は凡そ無意義な愚問であらう。零^{ゼロ}に何乗しても零である以上、問題にならない論議をするより戦車のリベットを一つでも打った方が手取早いからである。

かゝるイデオロギーは他のイデオロギー乃至力^{ちから}によって打倒され目覚める時を待たう。今は之が人間理想の目指す方向と現実^{じつじ}に於いて、如何に答えられるべきか、又如何なる問題に展開せられるかを考へなくてはならぬ。

歴史は鬭争のシュプール (Spur) を画くことに依て、軍備ある所戦争の避け難きを教へ、理想は又武力を止揚せねばならぬを主張する。しかし現實は常に「來らざる明日」ではない。「必ずしも軍部撤廢は平和の絶対要件ではない、或ひは、武力は必要悪として存在すべきで其れによって戦争は不可避と断すべきでない、従つて武力の下に於る協調に依る平和方策を考案すべきだ」と言ふ、實際的解答はこの理想を現實に調和妥協せしめんとする、いはゞ此岸的打開案として常に表れて來た所である。

理想國家 (Idealen Staat = Utopia) を構想した多くの天才達も、この点に関し全く戦争、従つて軍備を否定したものもないではないが*2 多くはむしろ直接戦争には触れず此の問題を昇華せしめて、或ひは外的交渉なき絶海の孤島に*3、或ひは堅固な城壁に國境せしめた孤立絶縁の青界にその平和なる営みを画いてゐる。*4

併し他方では、同じく封鎖の吾界に於る永遠の平和を唱へ乍ら、尚且外的社會との戦争の為に、或ひは当然に*5、或ひは必要悪として*6軍備の充実乃至必要を論じてゐる。

註*2 トルストイ イワンの馬鹿（スウィフトのガリバー旅行記に於る馬の国なども之に類するであらうか）

註*3 モーア（Thomas More） ユートピア（Utopia） 戦争軍備に触れぬ点に於てベラミーの回顧録、ベーコンの新アトランティス、モリスのNowhereもこれに類するものと云へる

註4 カンパネラ（Campanella） 太陽の都（The City of the Sun） 尤も多くのユートピア文學は社会批判として、むしろ国家的社会生活内部の批判に力点をおき戦争とか武力とかについてはすでに「理想国」の名前に於てアウフヘーベンされたものと考へられてゐるため参考としては当を失してゐるかも知れぬ。

註5 プラトン（Platon） 理想国（Politeia）（護国者クラスの論）

註6 アウグスティヌス（Augustinus） 神国論（Civitas Dei）

問題かくて解答的断定を越えて直ちに次の問題を接續的に提起する。

二

「軍備廃止ハ果シテ可能ナリヤ」即ち具体的實際問題として不可避の軍備撤廃と云ふ鉄の壁の突破を許すや否やをわれわれに迫る。

歴史はこゝに於ても否定的である。現代の國家対立闘争時代*に於て、其れは殆んど絶望的な「現実の拒否」に逢うであらう。

カントが恒久平和の予備條項（Präliminarartikel）の中に於て、一方に於て軍備を否定し乍ら、他方に於ては国防軍の相對的存置を認め、且戦争に於て守るべき事項を記してゐる自己矛盾的論議に力を盡すが如きは、實に此の人間本質の“理念と實際”の調和と云ふアポリヤの解決の苦心を示すものと云ひ得るのであらう。

その意味に於て恒久平和論は相對性、不徹底性の域を出でぬ限度を持つ。

それは“我的自覚”を超え、更なる自己否定に於て、向上した“無我的自覚”のときを、第二のルネッサンスと呼ぶならば、正にそのジンテーゼ（Synthesis）的止揚—それが人類史に何時訪れるか神のみぞ知る—の、換言すれば神への際極点に近づいた自覚のときのみ期待されるであらうか。

國際政治にコペルニクスの転回を余儀なくせしめるであらうと云はれる原子エネルギーの利用、即ち原子時代（atom age）の驚異的科學の進歩は、人類滅亡を思はせる破壊力への恐怖として惨苦と悲劇に対する良心に訴へ、軍備・戦争の断

念に至らしめる可能性は否定できない。否むしろその促進の努力に全力を傾注し、阿鼻地獄の出現を絶対防止しなくてはならぬ。

併し、ノーベルが爆薬に対して期待し希念した平和的意圖が、正に全く逆な殺戮と破壊の悲惨に依て酬いられた様な、歴史の皮肉が更に徹底した規模に於て繰返されぬとは、遺憾乍ら断言できない。

平和の理想的條件たる軍備の撤廢は、「如何ニシテ可能ナリヤ」の問題に於て、かの寓話の鼠（ねずみ）が猫の首に鈴を着けて自己防衛を完からしめんとしたエピソードと同じ困難に蓬着する。“軍備撤廢せば戦争熄まん”、とは三才の童子も知らう。而も尚、此のタウ・トロギー的命題を何時の日か、誰が実現し得たであらうか。

絶望的であるかの如く見える此問題を、一應こゝに括弧づけて先に進んで考へよう。

*註 「現代」を私は「国家」と云う特殊人間社会構造をもった、そして人はその上に人間生存の原理を反映せしめ、それに自ら投入し、制約せられてゐる歴史の一過程と見る。これは将来の「吾界国家」の予想に於て止揚せらるべき相対概念であり、その未来に於る平和と武力に関しては尚のちに触れる所があるであらう。

三

「武力完廢不可能トセバ恒久平和ノ為ニ何ガ為サルベキヤ」 軍備を、如何なる程度にもせよ、又如何なる理由にせよ承認し存置するとき、恒久平和は可能であるか。その條件が何であり、努力の方向は何處に指向すべきか。

之は“現在”の一現実と理想の調和・妥協の一問題として「國際」*1 平和の具体的實現の努力の前に根本的解決の要求を以て現れるてゐる。

イデオロギー的議論は避けよう。しかし現実について一言だけするならば、畢竟するに國際間（international）の規律乃至契約の締結履行が夫の眼目である。

其れが單なる勢力均衡（Balance of power）の域を脱しないゲゼルシャフト的存在たるに止まり、パクタ・スント・セルヴァンダ（Pacta sunt servanda）が題目化する限りに於て、「永遠」の平和は希み難い運命にあるであらう。

如何にして其れを血の通った共同体（Gemeinschaft）的高みに引上ぐべきか、に就て精神的技術的問題は多く存する。「吾界が眞に吾界となる」*2 には尚、極めて困難な嶮道を開拓せねばならぬし、“時”の力も借りなくてはならぬであらう。

従つて技術的問題は實に之から限りなく提起され、現在組織整備せられつゝある國際聯合、前大戦後の國際聯盟等に対する批判もなされなくてはならない*3。

併し之に関しても今は敢て論を進める限りでもなく、又不可能——現在の私に於ては——でもある。それは別に機会を得べきを期し武力と平和に関する提題の筆は一先づ擱く。

其に於てわれわれは戦争の本質に関して考へて見なくてはならぬ。ホッブスの闘争説ルソー的原始平和説の二つの流れに添って根本的な批判を始めてかゝる必要がある。

しかし、それも又一応割愛しなくてはならない。

*1 此処に「国際」ととくに云うのは前節の註に述べられた如く、現代の国家対立時代に於る“平和”の根本前提である、「対立性止揚」の現代的表現である。人が人でありその自己否定的矛盾の生存原理を基盤にもった現代国家が、ゾーン・ポリティコン (Zoon politicon) としての人間が純粹止揚に於て未来に獲得する「一体的吾界」に至る過程として必然不可避な闘争を、いわゆる武器の戦ひとせぬ協調性を表すときは「国際」法とならざるをえぬ。その限りに於て「妥協」の限度が存し「技術」が問題となる。

*2 1にも述べた如く私は吾界國家の理念をすでに持った。それについては別に述べる機会をもつであらう。ここでは、理想國家論者達の営んだ閉鎖的孤立的國家が全的に拡充され「吾界」に於て「閉鎖」された——その故に無限に開放された——「一体吾界」が現代のものではないことだけを強調したのである。

*3 之については全く別に構想され、研究されるものとして、こゝに触れなかった。

四

最後に、曾て歴史の示さない、否むしろ決定的“否定”を與へてゐる如き、此の「問題」の性質に就て考へねばならぬ。

とくに現實を遊離した、いはゞ彼岸的理想としての「永遠の平和」(ewigen Frieden) は遠く輝くイデアの星であり、それ自体は人間が人間自らを止揚した神の国 (Civitas Dei) に於てのみ獲得し享受し得る「明日」の問題である、としたならば、その超經驗的乃至超此岸的課題 (Transzendente oder diesseitige Aufgabe) は生きたわれわれに具体的解決を與へるであらうか、と云ふ疑問が根強く纏つて来る。

精神と肉体、理想と現実、当為 (ゾルレン) と存在 (ザイン) の人間本質の原罪的相剋は、「業」として因縁づけられた久遠の悲劇の山であり、何時になつても盡くるとも分らぬ「涙の谷」に人類は傷つき疲れた足を引き摺らなくてはならないのではなからうか。現象の吾界に満ちる醜と悪は剋服せらるべく存する*1ならば、力と戦ひはむしろ人間にとってなくてはならぬ劔である。

かくては武力が肯定され、平和と理想の為の戦争は“輝かしき者”となる。醜き野心や征服慾が、「正義」の名を借りて「聖戦」の殘虐を惹起しても、或ひは“平和”の假面を蓋り“自由”の虚旆を翻した獨善的イデオロギーが、武力の駆使の下に飽くなき暴威を恣にする^{ほしいまま}ことがあっても、そして其等の事象が、結局「権力は正義（マイトイズライト）である」ことを如実に示してゐても、われわれは已むを得ぬと嘆息する外ないであらう。

悪との闘争及其克服の為に認められる。而してその為のみにみこぞ許される武力は、現実界に於ては正に逆の効果を遺憾なく發揮し、文化も正義もその破壊と蹂躪のなすに委せるが如き結果に至る。それは又常に他の武力を予想し、相剋は連続的に次の闘争を必然ならしめ、「平和とは次の戦ひの準備期間に過ぎぬ」*ものとなる。——

かくて人間にとって必然であり不可避である武力と、本質的に神を予想する永遠平和との乖離は、前述した諸問題の成立を否定するであらう。それは“現実を直視せよ”と云ふ法句を繰返すりヤリスト達にとっては“丸イ四角”を作らうと無駄な努力を苦しむでゐるカリカチュアに過ぎぬであらう。

成程、平和は「戦争と武力に対する戦ひ」である限りに於て自己矛盾であり、武力は善悪の批岸に於ては止揚すべからざる必然である限りわれわれは、解決なき問題の回りをめぐつてゐるであらう。少くも現在の現実は、「妥協」と云ふ中途半端な代用品（スロウガット イミテーション）をししか與へない。

従つて永久平和（ewigen Frieden）に関する如何なる問題も解答も、理想國にのみ通用する定理であるか、来るか来ないかすら断言し得ぬ「明日」の臆説でしかないやうに思はれる。*2

しかし、理想がわれわれのものであり、理性（ratio）と愛（amore）が希望の小虫となつてパンドラの箱に残る以上、判断中止（エポケー）をしてはならない。

よりよきものの實現に於て、理想に無限に近づくことを神は我々に許し且つ期待してゐるであらう。

問題はかくて、その自己矛盾的性格に拘らず意義あるものとして、われわれに出発点を與へるであらう。われわれは其處に無限の困難と絶望的な拒否に逢ひながらも、立たなくてはならない。解決は遠い道程にある、しかしより善きものの建設は許されるに違ひないから。——

註*1 現象吾界に関するかゝる素朴なしかし根本的な考へ方について、すでに問題に対する吾界觀が必然に表はれる、問題提起に當つていはゞ超イデオロギー的純粹さに於てしやうとした試みは各所に於て色彩を持ったものとなる。

併し、それはこれから解決への緒を求める努力の基盤として許されるであらう。

*2 超經驗的な諸問題への解答は、自ら無数の條件——実はそれが如何に具体

的化されるか、問題であるのだが——の積重なりとなるであらう、又将来の希望乃至吾界観的な当為となって表はれるであらう、しかしそれらはあくまで意見でありフィロドクシーである限りに於て、現実に対する課題としては限度を有する。

唯、之は極めてこの恣意的且、非系統的問題提出に関する、私の弁解のやうにもなる。導きえぬ解答を樹立する恣意への自弁ともなる。注意せねばならない。

次に吾々は、此等の諸問題の具体的な鍵を求めなくてはならない。——

未完

1945 昭和二十年十一月二十六日

戦陣より帰りて直後

[余りに未熟な——よし、あの杜さん極まりない空疎な軍服を抜いだ許りとはいえ——問題の提出の仕方と、その解答の不徹底極まりない仕方を一年有余の今日偶々筐底よりとり出して見るとき、われ乍ら驚きあきれる外ない。

それは第一問題の出し方に於て正しくない。少くも眞にプロブレマティシユーではない。この様な幼稚さを笑う今日に於ても未だ模索している自己をなさげなく思ひつゝ、——幾分かのなつかしさを以て、過去の道程をふりかえる——

昭22]

昭和二十年十一月二十七日

法學部十七年十月入學

小林直樹

〈編者による凡例および注意〉

・原文は縦書きの原稿用紙に書かれたものだが、行と行との間にある余白に記された文字のうち、漢字の読み仮名（日本語での読み仮名）はルビとして記す。余白に記された外国語訳や外国語の表記は、アルファベット・片仮名を問わず、その語の後にカッコ（ ）で記した。

例：恣ほしいまま の右横の余白に「ほしいまま」とのふり仮名がある場合 → 恣
 當為 の右横の余白に「Sollen」 → 當為 (Sollen)
 欲望 の右横の余白に「ベギールデ」 欲望 (ベギールデ)

- ・傍点は原文では文字の右側に「、」が使われているがここでは文字の上にルビの「・」を付ける形で記した。
- ・著者（小林直樹）が脱稿後に「後記」として記したものは〔 〕で記した。
- ・私自身、なるべく著者（小林直樹）が書いたとおりに、そして慎重を期して文字起こし作業を行うよう努めたが、とくに外国語（英語、ドイツ語、ラテン語）について、手書きの筆記体の文字（しかもそのほとんどは行と行との間にある狭い余白に小さく書かれたもの）を判読して筆記したこともあり、スペルミス等の誤りが生じる可能性がある。この場合、小林自身のスペル等の筆記ミスという可能性がないわけではないが、おそらく文字起こしを行った私自身の判読等の誤りである可能性が高い。

註

- ¹ *1 とあるが原文には註 1 に当たる文章は存在しない。
 ※これは本誌141頁にある *1 のことである。

文献・資料解説

日本で出版された「戦争を描いた絵本」——1946～2024年

竹迫 祐子

広島市立大学大学院平和学研究科博士前期課程

はじめに

2022年2月24日、ロシアによるウクライナ侵攻が始まり、同年のうちに「緊急出版」と銘打って、ウクライナの作家による絵本が日本で翻訳出版された¹。

今日、日本は年間1500冊を超える絵本が出版され²、400回を超える絵本の展覧会が開催される³「絵本大国」と言われる。そうした日本における絵本の出版状況の中で、戦争のない世界を願って戦争を描いた絵本は少なくない。

本稿では、「広島原爆を描いた絵本研究」の一環として、現時点で、1946年から2024年までに日本で出版された「戦争を描いた絵本⁴」のリスト（520冊）を作成し、時代を追って主要な絵本を取り上げる。

「絵本」の概念規定について、本稿では、バーバラ・ベイダーによる定義、「ピクチャブック（絵本）は、テキストとイラストレーションがトータルにデザインされたものであり、マニファクチュアの産物、すなわち、生産品であり、コマーシャル・プロダクト、すなわち、商品であり、また社会的、文化的、歴史的ドキュメント（記録）であるが、なによりも第一に、子どもにとって一つの経験となるものである。芸術の形態としては、絵本は、絵とことばの相互依存、向かい合う二つのページの同時提示、ページめくりのドラマをかなめとしている。そして、絵本は、それ自体として、無限の可能性をもつ⁵」を踏まえて議論を進めたい。なお、読者対象は、子どもだけでなく大人も含めて考えたい。

本稿・リストの作成にあたっては、『1800冊の「戦争」子どもの本を検証する⁶』、『子どもの本から「戦争とアジア」がみえる おとなに読んでほしい300冊 教科書に書かれなかった戦争 part 18⁷』、『子どもたちへ原爆を語りつぐ本 総集版・2015⁸』、『絵本学講座3 絵本と社会⁹』、『明日の平和をさがす本 戦争と平和を考える絵本からYAまで300¹⁰』、『戦争と平和 子どもと読みたい絵本ガイド¹¹』、『平和の種が見つかる絵本55冊¹²』、『おすすめ！子どもの本 新しい時代を作る350冊¹³』、『絵本とは何か 起源から表現の可能性まで¹⁴』等の文献を、また、村上美奈子の「広島・長崎を語り継ぐ原爆絵本—『心のケア』とどう折り合いをつけるか¹⁵」、原爆絵本リスト作成の歩み—広島・長崎の原爆を伝える絵本教材¹⁶」、尾関はゆみの「原爆体験を語り継ぐ絵本の内容分析¹⁷」、五島優の「戦争を考える絵本—自らの

制作に向けて¹⁸⁾等の論文を、先行研究として参考にした。

リストの書誌事項は、国立国会図書館（NDL）の書誌に準じた。

1. 「戦争を描いた絵本」の概要

本稿のリストにある520冊のうち、日本で創作されたものは404冊（78%）、日本以外の国で創作され翻訳出版されたものは116冊（22%）を数える。翻訳絵本は2000年代に増加し、2010年以降さらに増えつつある。

本稿では、520冊のテーマを、「広島原爆」「長崎原爆」「東京大空襲」「沖縄戦」、「それら以外のアジア・太平洋戦争」「日本の侵略戦争・植民地支配」「欧米に見る世界大戦」「ナチスのホロコースト」「戦争と難民」「1945年以降の様々な国や地域の戦争・紛争」「核・核戦争」、戦争の実相や戦争が起こる原因、背景を語る「戦争とは」等に分類した。各テーマの比率は、表-1の通りである¹⁹⁾。

出版数の推移は、表-2の通りである。日本で出版された「新刊絵本出版数」²⁰⁾と「戦争を描いた絵本」の出版数は、概ね平行に推移しているが、1982～1983

表-1 日本で出版された戦争を描いた絵本のテーマ

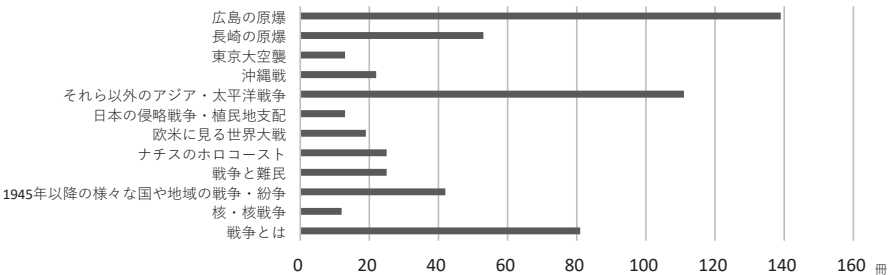
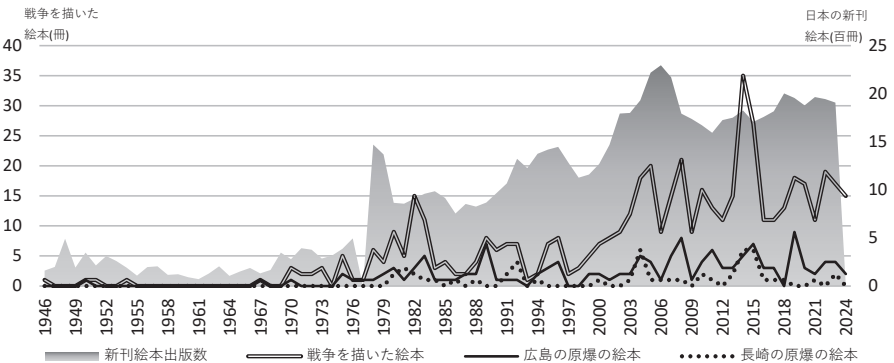


表-2 日本の絵本、戦争を描いた絵本の出版数の推移



年、2014～2015年には両者を比しても「戦争を描いた絵本」は多い。

以下、各時代で注目された絵本を取り上げ、時代を追って概要を整理する。

2. 終戦直後から1960年代まで

(1) 『山のもの山のもの』と『ピカドン』

鳥越信は、終戦直後の子どもの本の状況を、「日本軍国主義の敗北による第二次世界大戦の終結で、それまで息の根を止められていた児童文学は、平和、自由、民主主義という新しい価値観とともに新しい歴史を踏み出した。紙やインク等の資材もとほしく、印刷事情も最悪の状況で戦時下の経済統制が残っていた時期だが、割当ての用紙だけでなくヤミ市で入手した資材も使って作られた雑誌や単行本は、羽が生えて飛ぶように売れていった²¹」と伝えている。一般書も同様で、「人びとは活字に飢えていたので、出版物であればなんでも売れるといわれるような状況が生まれた²²」と言われる。

一方、1945年9月に連合国軍最高司令官総司令部（GHQ/SCAP）による占領政策が開始されると出版物の検閲が始まり、1949年10月まで続けられた。この時期、検閲に提出された資料は約11万3670点が確認されており、そのうち、児童書はメリーランド大学の「ゴードン・W・プランゲ文庫」（以下、「プランゲ文庫」）に保存され、その数は約8000タイトル、9000冊に及ぶ²³。

「プランゲ文庫」の中に、1946年4月刊行の初山滋の『山のもの山のもの²⁴』がある。山の動物たちが戦争で荒廃した都会の暮らしを気遣って食べ物を届けにいき、使役され疲弊していた馬と出会って一緒に山に戻るといいう物語で、戦後の食糧難や生活苦を軽妙な線画で描いた。初山は冒頭で、動物と人間の関係に擬えて、異なる者が互いに「本当の良い心と心で生きていくこと考えてみよう」と語っている。本書はアジア・太平洋戦争に触れた初期の絵本と言ってよい。戦時下に努めて戦争ものは描かず、子どもの本の表舞台から遠ざけられた初山による本書は、旧日本軍への批判と判断されたと推測される。

丸木位里・赤松俊子（後の丸木俊）の『ピカドン』は、検閲終了後の1950年に刊行されたが、「政令325号（占領目的阻害行為処罰令）」違反として、再販時に発行禁止となり、原画も本も回収されたと伝えられる²⁵。本書は、当時、報道が規制されていた原爆を伝える稀少な絵入り本（冊子）である。8月6日に広島に原爆が投下された後、位里の家族の安否を気遣い、前後して広島に入った位里と俊が、目の当たりにした被爆の惨憺を戯画化し、母のスマが語る「ピカは人が落とさにか落ちてこん」という言葉とともに伝えた。描かれた原爆という兵器の残虐性は、占領軍にとっては極めて不都合なものであった。

1950年に朝鮮戦争が勃発、GHQの占領政策は大きく転換し、日本は「逆コー

ス」と呼ばれる時期を迎えた。

『ピカドン』以降、戦争、原爆を描いた絵本は、1967年の『わたしがちいさかったときに 長田新編〈原爆の子〉他より』まで、待たねばならない。児童文学に比べ、絵本が戦争を描く時期が遅れた理由としては、何より戦争の惨状をビジュアルに表現することの難しさが考えられる。さらには、1950年代から1960年代初頭にかけての日本の絵本の主流が、幼児向けの「絵雑誌」にあったことも大きいと考えられる。『ひかりのくに』や『よいこのくに』等の絵雑誌は、基本的に一見開きごとに絵と物語や童謡をあわせて構成した20ページ前後の月刊誌で、幼児という読者対象からも、その形態からも、戦争をテーマにした内容は表現しにくいものであった。また、一冊で一話を描いた絵本もありはしたが、名作物語のダイジェストが主流で、新たな創作絵本はまだ少なく、まして絵本が「戦争等の社会的な問題を描き得る」という認識は、この時期、作家や画家、編集者、そして読者にもほとんどなかったと思われる。

(2) 『わたしがちいさかったときに 原爆の子より』

1950～1953年の朝鮮戦争は、米軍の後方補給基地の役割を担った日本に予想を超える特需をもたらし、その後の高度経済成長期につながった。

1964年のトンキン湾事件をきっかけに、ベトナム戦争は米ソの対決構造を背景にして本格化していく。この時期、日本の茶の間では第二次世界大戦下での米陸軍歩兵連隊を描いたテレビドラマ『コンバット²⁶』が人気となり、「子ども向け雑誌は、忍者と戦争もので、一種特別のにぎわいかた²⁷」を見せていた。1968年に、小学館の『少年サンデー』（3月24日号）で「『あかつき戦闘隊』大懸賞」と題した企画が行われ、その賞品が「旧日本海軍兵学校生徒正装一式」や米軍やドイツ軍の「軍用ピストル」、旧ナチスの「鉄十字章」等のモデルであることが発表されると、子どもの本の関係者は抗議の声を上げた²⁸。日本の再軍備化も危惧される中、「戦争の記憶の風化」をくい止めねばという思いは子どもの本の世界で強くなる。『わたしがちいさかったときに』は、そうした風潮の中で1967年に出版された。広島で被爆した子どもの詩文集『原爆の子』と『原子雲の下より』²⁹から26編を選んで、いわさきちひろが絵を描いた。その絵は被爆の実相に対して甘いと批判されたが、他方、読者にとっては受け入れやすいものであったとも考えられる³⁰。

3. 1970年代の「絵本ブーム」

(1) 『かわいそうなぞう』の功罪

1970年代、絵本は飛躍的に質的变化を遂げる。この時期は「絵本ブーム」と呼ばれた。経済成長に支えられて購買層が広がり、1971年から1974年にかけての第

二次ベビーブームが市場を拡大して児童書の出版を後押しした。絵本を扱う出版社や児童書専門出版社の増加ともあいまって、絵本の出版数も増えていく。

1970年に、「戦争を描いた絵本」として、今日、最も普及している『かわいそうなぞう』が出版された³¹。1951年に児童文学として発表された土家由岐雄のこの作品は、戦時下に命を奪われた上野動物園の3頭の象の最期を描いて、読者の心を動かした。小学校の国語の教科書にも掲載されたが、本書は内容的に史実と異なる問題を含んでいた。象を含めた猛獣の殺害は、実際には東京で本格的な空襲が始まる1944年11月以前の1943年に行われたものだったが、土家は「空襲による猛獣の脱走を危惧して国民の安全のために殺した」と描いた。作家の野坂昭如が、1975年の自作「干からびた象と象使いの話」で猛獣の殺害の経緯を著し³²、それを読んだ児童文学研究者の長谷川潮は調査を行い、1981年、土家が史実を偽り、加えて、「虐殺の指示者を人道的であるかのように描き出し、かつその責任者を『そこで』という一個の接続詞であいまいにすりぬけているという本文上の問題などを指摘し」、批判した。それに対し土家は、「文学性を高め感動を深めるために、背景を空襲激化のときに置き換えて書きました」と認め、絵本のテキストを一部書き直した³³。

この出来事は、絵本に限らず、史実を伝えることの重要性を示すとともに、文学性を高め感動を深めたい作り手と、涙する感動の物語を求める受け手との双方が陥りかねない落とし穴を示唆していると思われる。

(2) 1973年刊行の2冊の絵本

「絵本ブーム」と呼ばれる状況の中で、絵本の読者は幼い子どもだけでなく大人にも広がった。他方、子どもという読者を意識しながらも、自己の表現形態として絵本を捉え、創作する作家や画家たちが登場する。絵本における戦争のビジュアル表現という課題は、「画家の自己表現」という発想から開かれたと言えよう。

泥沼化したベトナム戦争を背景に、1973年、『猫は生きている』と『戦火のなかの子どもたち』という、戦争を描いてその後に影響を与えた2冊の絵本が登場する。当時、日本にある米軍基地からは、日々、ベトナムに向け米軍機が飛び立っていた。

前者の『猫は生きている』は、東京大空襲の記録に取り組む作家の早乙女勝元による物語に、田島征三が絵を描いたもので、荒々しい筆致に抵抗を感じる読者もいたが、空襲の猛火の中を逃げまどう臨場感のある絵は、絵本が戦争を描く可能性を広げたとと言える。後者の『戦火のなかの子どもたち』は、いわさきちひろが、つぶやくような短い言葉とともにオムニバス形式で異なる子どもの情景を描き、個々のイメージが重なり合って戦禍に生きる子どもの内面を捉えて、戦争の本質を伝えた。

その一方で、この2冊へは「子どもにはわからない」「大人のための絵本だ」という批判も少なくなかった。児童文学者で評論家の砂田弘は『猫は生きている』に対して、「作家と画家との緊密な協力によって、戦争のおそろしさ、むごたらしさがひしひしと胸に伝わってくる。しかし、ここでも戦後の『戦争絵本』のパターンは踏襲されていて、戦争の元凶については語られていない」と評した。砂田はまた、『戦火のなかの子どもたち』を、「絵を主体とした、戦後の『戦争絵本』にあって唯一」の作品と位置づけたが、「この絵本から『反戦』の熱い思いを感じ取ることができるのは、戦争の元凶を知っているほくらおとただけ」で、「子どもたちが『反戦』思想を読み取ることは到底不可能」であり、子どもには「同情の対象として受け取られるにちがいない」と評している³⁴。

戦争を子どもにどう伝えるか、「子どもたちが『反戦』思想を読み取る絵本」とはどういうものか、この時期、子どもの本の世界では活発に意見が交わされた。その問いに応える絵本は、今日も模索され続けている。

この時代には、児童文学作品を絵本にしたものも多い。今西祐行の『一つの花』、また、広島の前爆児童文学からは、被爆の惨状を知る広島の作家・大野允子の『かあさんのうた』や山口勇子の『おこりじぞう』等の絵本が生まれた。一方、各地の民話を採集して新しい創作児童文学に取り組んでいた松谷みよ子による絵本『まちんと』が出版された。『まちんと』は、被爆した少女が熱症に苦しみトマトを欲しがりながら亡くなったことを綴った『原子雲の下より』所収の佐藤智子の詩の内容とも重なる。本書の絵を描いた画家の司修は、松谷と広島を訪れた後、一度描いていた絵を全て描き直したが、さらに5年後、ほとんどの場面に筆を入れ、3点の絵を描き加えている。「原爆」をどう描くか、画家としての格闘が窺える。

1975年には、デビッド・マッキーの『六人の男たちなぜ戦争をするのか?』が翻訳出版され、戦争というものが生まれる経緯を明確に語った。

1974年と1975年に、NHK 広島放送局の呼びかけで、「市民が描く被爆の絵」が募集された。寄せられた絵は、原爆を体験した人の視覚的記憶が、自身の言葉とともに「その時」を生々しく伝えた。それは、絵本とは異なり、被爆証言としての性格を持っている。

4. 1980年～1990年代

(1) 『ひろしまのピカ』

1980年、丸木俊が『ひろしまのピカ』を出版する。俊は、位里とともに1972年に「原爆の図」の「第十四部 からす」までを完成させ、その後「第十五部 ながさき」に取り組む。本書は、「原爆の図」の要素や表現技法も盛り込みながら、俊が孫の世代に原爆を伝える遺言という思いで手がけた絵本で、北海道での「原爆の

図」展で出会った老被爆女性の話や入市被爆者である自身の体験をもとに、被爆した一家族の凄惨な物語が綴られた。放射線を浴びた影響で7歳のまま体が大きくならない「みいちゃん」を描き、無理に日本に連れてこられた朝鮮人や原爆を落とした国のアメリカ人、さらに中国人、ロシア人、インドネシア人の被爆にも触れ、絵には被爆した動物や鳥も描いている。本書は、世界15カ国と1つの地域で翻訳出版された³⁵。

丸木俊は、続いて1984年に位里と『おきなわ島のこえ—ヌチドゥタカラ（いのちこそたから）』で沖縄戦を描き、1985年には松谷みよ子による『とうろうながし』で、再度、広島原爆を描いた。1972年の沖縄返還を経て、沖縄戦はこの時期ようやく絵本のテーマとなり得て、『マブニのアンマー—おきなわの母』、『りゅう子の白い旗—沖縄いくさものがたり』等が出版された。

1980年代はバブル経済を背景に、「軽薄短小」「サブカルチャー全盛の時代」とも言われ、出版では「雑誌の時代」とも言われた³⁶。国際的には、中曽根康弘首相の「不沈空母」発言や靖国神社公式参拝等で中国や韓国から抗議の声が上がった。

世界の核兵器保有数が増え続ける1982年、核保有国イギリスの作家レイモンド・ブリッグズが『風が吹くとき』を出版、同年の内に日本でも翻訳出版された。本書は、老夫婦の日常生活に突然訪れる核戦争の脅威をリアルに伝え、世界的に衝撃を与えた。1998年に、翻訳者、出版社を変えて、改訂版が出版された。

1986年に世界の核兵器保有数がピークを迎えたこの時期、1987年に米ソ間で中距離核戦力（INF）全廃条約が結ばれ、核軍拡競争の鎮静化が期待された。

1980年代にはまた、原爆の絵本のシリーズが登場した。長崎出身の子どもの本専門店代表の荒木正夫は、長崎原爆を伝える絵本が少ないことを思い「長崎原爆シリーズ」等を出版し、また、作品を公募して『石のひとりごと』を出版した。また、汐文社からは被爆地の作家、画家が手掛ける絵本シリーズ、広島「原爆絵本シリーズ」、長崎平和絵本シリーズ」が刊行され、被爆体験が伝えられた。

(2) 『絵で読む広島原爆』

1989年にベルリンの壁が壊され、1991年12月にソビエト連邦が崩壊すると、世界のパワーバランスが崩れ、東欧や中東、アフリカ等で戦争や紛争が広がった。そうした中、いつもナチスの旗を振っていた少女が、ナチスの強制収容所に飢えたユダヤ人の子どもたちがいることを知り、金網越しに食べ物を届けるといふ物語の絵本『ローズ・ブランチュ』や、戦争が終わっても続く窮乏の中で懸命に生きる母娘と周囲の人びとを描いた『アンナの赤いオーバー』等が翻訳出版された。

1995年5月、「かがくのほん」として『絵で読む 広島原爆』が刊行される。3歳のとき広島で被爆した児童文学者の那須正幹は、個人の体験にとどまらず原

爆を客観的に伝えたいという意図で本書を企画した。広島に所縁のない、戦後生まれの画家の西村繁男は、広島に9カ月間暮らして被爆者から戦前の広島町の記憶や被爆体験を丹念に聞き取り、併せて資料調査を行った。本書は、メインストーリーで軍都時代の1940年から1945年8月6日の原爆投下とその後の混乱、さらに復興までをたどり、広島町の「復元図」を作るという姿勢で取り組まれたという。原爆投下時の地獄絵図、直後の似島での救護活動や己斐国民学校での遺体処理の様子が、絵巻物を思わせる俯瞰の構図で細かく描き出された。また、解説頁が豊富に挿入され、マンハッタン計画やヤルタ会談、原子爆弾の構造と威力、人体への影響等が図解入りで説明されている。科学的知見に基づいて、原子爆弾の非人道性や次世代に及ぶ放射線被害を伝え、原爆を総合的に知る従来にない一冊となった。

広島市は1996年から「ものいわぬ証人」として被爆樹木保護の活動を始め、絵本にも『アオギリのねがいー被爆アオギリ二世物語』等が見られるようになる。

5. 2000年以降

(1) 「子ども読書年」と絵本出版の隆盛

出版界の2000年は「子ども読書年」で幕開けした。バブル経済の崩壊以降、出版業界低迷の中でも比較的堅調であった児童書は、重要なジャンルに位置づけられ、1999年に衆参両院で、「2000年を『子ども読書年』とする決議」が採択されて、出版界は総力を挙げて取り組んだ。「大手出版社独自の読書推進キャラバン」が展開され、小中高校での「朝の読書」は全国5000校に広がった。また、「ブックスタート」のプロジェクトが始動し、2000年5月5日には、東京・上野に国立国会図書館の分館として国際子ども図書館も開館する³⁷。「子ども読書年」の成果は、2006年の新刊絵本出版数2296冊にも表れた³⁸。

2003年、おぼまことの『ひでちゃんとよばないで』が出版される。本書は、父の任地、台湾で1937年に生まれ終戦まで同地で育った「日本人」の作家の体験から創られた。日本による植民統治時代、台湾人の父と日本人の母を持つ少女「ひでこ」が、日本の敗戦でそれまで使っていた日本名を名乗ることをやめ、「ホアン・ショラウン」という台湾名を名乗ることになる。少年に日本名で呼ばないでくれと告げる少女の困惑と憤り、彼女との友情を失う少年の困惑と悲しみを描いて、植民地の「支配」と「被支配」を伝える先駆的な一冊となった。

この時期に、特筆すべき動きとして「日中韓平和の絵本プロジェクト」がある。2006年に田島征三が、「東アジアの作家と平和絵本を作ろう」と提唱したことをきっかけに動き出し、田畑精一や和歌山静子、浜田桂子を加えた日本の絵本作家と、韓国、中国各4名の総勢12人、そして、各国の出版社による共同プロジェク

トである。中国の姚紅は『京劇の消えた日』で、日本の横暴な支配とそれと闘う京劇役者を描き、『春姫という名前の赤ちゃん』では、在日朝鮮人作家のピョン・キジャが朝鮮人胎内被爆児を綴った児童文学に、韓国の画家のチョン・スンガクが絵を描いた。また、和歌山は軍靴を主人公にした『くつがいく』で、日本が朝鮮や中国を蹂躪していく様相を描き、田畑は『さくら』で軍国少年の視点から戦時下の日本を活写し、敗戦時の行き場のない憤りを描いた。

日本の絵本が加害の立場をより深く認識するようになるきっかけには、1991年の韓国のキム・ヘクスンら元「従軍慰安婦」による日本政府に対する提訴、その前後の元徴用工による日本の国や企業に対する訴訟等があったことが考えられる。

この時期、日本の絵本にとって「戦争」は重要なテーマであり、人権、差別、貧困、ジェンダーは、これからの社会を考える上で不可欠なテーマとなっていく。

(2) 東日本大震災の影響

2011年3月11日、日本は巨大地震と、それに伴う大津波という未曾有の自然災害に見舞われた。その影響で福島第一原子力発電所の冷却装置が停止し、メルトダウンと水素爆発という「想定外」の事故が起きる。自然災害が多くの人命を奪い、原発事故という「人災」が未来に及ぶ放射線被害を生命あるすべてのものにもたらした。絵本編集者の筒井大輔は、東日本大震災を経た日本の絵本の変化について、「あの日以降、出る絵本の傾向も変わったと感じるようになった。生命力にあふれたもの、逆に死をテーマにしたものも増え、以前なら『怖い』といって避けられたようなインパクトのある絵や物語を描く作家も多くなった。と同時に些細な日常を慈しむ平穏な物語への感じ方も変わったように思う」と書いている³⁹。その一方で、「死」や「戦争」等をテーマとする「インパクトのある絵本」が、幼い読者に与える「二次受傷」を惹起する懸念も論議されるようになった⁴⁰。

2012年、被爆者の高齢化に伴い、被爆体験の風化が危惧される中、詩人のアサー・ビナードが『さがしています』を出版した。本書は、広島平和記念資料館の被爆資料という「もの」が語る形で、瞬時に、あるいは被爆後間もなく命を奪われて語ることができなかった被爆者の物語を、詩と写真で紡いだ。それは、ビナードの、被爆体験の風化を危惧するだけで、「被爆者のみなさんに依存するのではなく、一緒に語る。それが必要なのだ⁴¹」、という問題意識から生まれている。「もの」たちの語りは、持ち主の手柄や暮らしぶりと、被爆時の状況を伝え、その日の広島で捕虜となっていたアメリカ兵も同様に被爆したことや、さらには、長く続く放射線被害の問題にも触れている。『さがしています』は、福島第一原発事故後、より顕著になった原発の問題も視野に入れ、過去と現在と未来をつないで、「核」という人類の課題を問う絵本となった。

戦後70年を迎える2014～2015年は、戦争を描いた絵本の出版数が最多となる。

その背景には、戦争や紛争の拡大が考えられよう。シリーズには、図鑑的な内容の絵本も含まれ、写真と解説でアジア・太平洋戦争の体験を伝えるもの、広島、長崎の原爆や国内各地の戦跡を紹介するもの等、多様な内容が見られた。

2014年に、韓国のキム・ジュンギによる『少女の物語 日本軍「慰安婦」被害者』が翻訳出版された。また、2018年には、韓国のコン・ユンドクが日中韓平和の絵本プロジェクトの一環として取り組み、元「従軍慰安婦」の女性に取材して12年の歳月をかけて制作した『花ばあば』も出版された。

2010年代以降の翻訳絵本には、さらに世界に広がり続ける戦禍を背景に、『ガザ戦争しか知らない子どもたち』『これから戦場に向かいます』等、作家自身が戦地を取材した写真絵本や、『なんみんってよばないで。』『せんそうがやってきた日』『モナのとり』等、難民を主題とする絵本も増えてきている。

今日、インターネットの普及で翻訳出版のスピードはかつてないほど早くなった。2022年に翻訳出版されたウクライナの絵本作家による『戦争日記』や『イエローバタフライ』等にも見られる通り、様々な国で起こる出来事を描いた絵本は、短期間で日本にも届けられる。そうした動きは、日本の作家、画家を触発し新たな創作を促すことにもつながる。その中で、例えば、『ひとのなみだ』のように、他人事として見ていた戦争を我が事として受け止めることを描いた絵本も生まれてきている。

おわりに

戦争を描いた絵本は、戦争の記録、記憶を伝え、その背景や戦争が生まれる構造を示唆し、戦争のない世界を考えようとする。

かつて、児童文学研究者の宮川健郎は、戦争児童文学について「ファンタジーやSFの手法等も使いながら」、戦争体験のない読者に「戦争というものの本質」に出会わせようと、「模索しながら、戦争を語ることを積み上げて」きたと論じた。そして、1980年代以降は、そうした蓄積を「踏襲する時代に入ってしまったのではないかと振り返り、過去の作品を踏襲してきたことによって、『戦争児童文学』は疲弊し、形骸化」して、「一つの飽和状態にいたった」と指摘した。

さらに、「戦争児童文学を書きつづけるということで作家は、戦争児童文学を読みつづけることで、私たちは安心しきっているのではないのか」と、鋭く問題提起している⁴²。この指摘は、絵本でも同様に考えるべき問いと言えよう。

宮川の指摘から40年を経て、世界は大きく変化し、「戦争」は過去のものではなく「今」の「私たちの」問題となっている。そうした変化の中で、戦争を描いた絵本は、過去の戦争だけでなく、今現在の戦争を描くようになってきた。

読者は絵本を通して、今何が起り、これからをどうするか、を考えるきっかけ

けを与えられている。そして、過去と現代を往還しつつ問いを投げかけ、読者の心に届くような絵本こそが、今、求められているのではないだろうか。

注

- ¹ 竹迫祐子「戦時下 ウクライナで生まれた絵本」『HIROSHIMA RESEARCH NEWS』第27巻第1号、2024年9月、5頁。
- ² 『出版指標年報2023』全国出版協会出版科学研究所、2023年、149頁。
- ³ 竹迫祐子「2023年絵本原画展ならびに絵本に関連する展覧会リスト（2023年1月～12月）」『絵本学』26、絵本学会、2024年、97-108頁。
- ⁴ 『児童文学事典』（日本児童文学学会編、東京書籍、1977年）において、関口康夫は「戦争児童文学」という名称は1960年代に生まれたもので、その概念は「反戦平和の願いを託した児童文学」であると規定している。本論では、それに準じて「戦争を描いた絵本」を「反戦平和の願いを託した絵本」と位置づける。
- ⁵ Bader Barbara, *American picturebooks from Noah's ark to the Beast within*. New York: Macmillan, 1976. 本定義を訳した吉田新一は、『絵本／物語るイラストレーション』（日本エディタースクール出版部、1999年）で、ペイダーのこの定義を「簡潔で、なかなか示唆に富んだ内容を含んでいる」と紹介した。
- ⁶ 読書研究会編『1800冊の「戦争」—子どもの本を検証する』かがわ出版、1991年。
- ⁷ 長谷川潮・きどのりこ編著『教科書に書かれなかった戦争 Part 18. 子どもの本から「戦争とアジア」がみえる おとなに読んでほしい300冊（日本編）』梨の木舎、1994年。
- ⁸ 『子どもたちへ原爆を語りつぐ本—総集版・2015』広島市こども図書館、2015年。
- ⁹ 竹迫祐子「戦争と絵本」松本猛編『絵本学講座3 絵本と社会』朝倉書店、2015年、33-43頁。
- ¹⁰ 宇野和美・さくまゆみこ他編著『明日の平和をさがす本 戦争と平和を考える 絵本からYAまで300』岩崎書店、2016年。
- ¹¹ 草谷桂子編『戦争と平和 子どもと読みたい絵本ガイド』子どもの未来社、2023年。
- ¹² 中本晶子編『平和の種が見つかる絵本55冊』高文研、2023年。
- ¹³ 日本国際児童図書評議会編『おすすめ！子どもの本 新しい時代を作る350冊』小学館、2024年。
- ¹⁴ 松本猛『絵本とは何か 起源から表現の可能性まで』岩波書店、2025年。
- ¹⁵ 村上美奈子「広島・長崎を語り継ぐ原爆絵本—「心のケア」とどう折り合いをつけるか」『人間の福祉 立正大学社会福祉学部紀要』（31）、2017年、207-222頁。
- ¹⁶ 村上美奈子「原爆絵本リスト作成の歩み—広島・長崎の原爆を伝える教材」『人間の福祉 立正大学社会福祉学部紀要』（32）、2018年、183-196頁。
- ¹⁷ 尾関はゆみ「原爆体験を語り継ぐ絵本のうち容分析1—小学校外国語科における地球市民性を育む教材開発を視野に」『論叢』玉川大学教育学部紀要第22号、2022年、87-98頁。
- ¹⁸ 五島優「戦争を考える絵本—自らの制作に向けて」『芸術学学報』15、金沢美術工芸大学芸術学研究室編、2008年、36(21)-20(37)頁。
- ¹⁹ 520冊の絵本の中には、複数のテーマを持つ絵本がある。その場合は、該当するテーマを重複して拾った。
- ²⁰ 日本の絵本の新刊出版数は、1946～1947年は『日本出版年鑑』（日本出版協同）、1947～1976年までは『全日本出版総目録』（国立国会図書館）、1978～2023年は『出版指標年報』（全国出版協会出版科学研究所）によった。なお、各発行団体によって計量方法が異なるが1980年以降は新刊絵本数で特定されている。2024年は、1500冊程度と推定される。

- ²¹ 鳥越信編『はじめて学ぶ日本の絵本史Ⅲ 戦後絵本の歩みと展望』ミネルヴァ書房、2002年、1-2頁。
- ²² 「時代と出版」『日本雑誌協会 日本書籍出版協会50年史 web版』16-17頁。 <https://www.jbpa.or.jp/nenshi/pdf/p16-34.pdf> (2024年11月1日閲覧)。
- ²³ 谷瑛子『占領下の児童出版物とGHQの検閲—ゴードン・W・ブランゲ文庫に探る』共同文化社、2016年、3-7頁。
- ²⁴ 同前、221-222頁。谷による国立公文書館所蔵CIE(民間情報教育局)文書調査で、『山のもの山のもの』(白鷗社)が1946年4月15日刊行で1万部発行されたことが判明した。
- ²⁵ 鳥羽耕史『「ピカドン」という出版物の流通と変遷について』原爆の凶丸木美術館他編『「ピカドン」とその時代』琥珀書房、2023年、21頁。
- ²⁶ テレビドラマ『コンバット』は、1962年から1967年にTBS系列で放映された。
- ²⁷ 早乙女勝元「あがき」『火の瞳』講談社、1964年。
- ²⁸ 古田足日「『あかつき戦闘隊 大懸賞』問題」『児童文学の旗』理論社、1970年、231-258頁。西山利佳「第二次世界大戦後の児童文学Ⅱ 1960年～1980年」鳥越信・長谷川潮編『はじめて学ぶ日本の戦争児童文学史』ミネルヴァ書房、2012年、118-120頁。
- ²⁹ 長田新編『原爆の子 広島の子 少年少女のうたえ』岩波書店、1951年。峠三吉・山代巴編『詩集 原子雲の下より』青木書店、1952年。
- ³⁰ 宮下美沙子『いわさきちひろと戦後日本の母親像—画業の全貌とイメージの形成』世織書房、2021年、199頁。「原爆体験者である子どもによって書かれた文章と、悲しくも美しさが保たれたいわさきの絵とが相俟って涙を誘い、特に母親たちの心に響いた」と評した。
- ³¹ 「ミリオンぶっく2024」(全国書店ネットワーク)による。『かわいそうなぞう』は戦争を描いた絵本の唯一のミリオンセラーで、発行から54年間で累計144万部に達している。<https://www.l.e-hon.ne.jp/content/cam/2022/millionbook.html> (2024年11月10日閲覧)。
- ³² 野坂昭如「干からびた象と象使いの話」『戦争童話集』中央公論社、1975年。野坂は、この作品で、「昭和18年というと、まだ日本人は、戦争に勝っていると信じ込んでいました。いくら、軍部が空襲をいい立てても、そう本気では考えず、また軍部にしても、それまで『醜敵一機だに侵入を許さず』と太鼓判押していましたから、実は敗戦が続いている実情を、今更説明しにくい。／そこで動物を、それほどの必要もないのに犠牲にしようと考えたのです」と書いている。
- ³³ 長谷川潮「ぞうもかわいそう 猛獣虐殺神話批判」『季刊児童文学批評』創刊号、児童文学批評の会、1981年。長谷川潮「ぞうもかわいそう」『日本の戦争児童文学 戦前・戦中・戦後』久山社、1995年、103-107頁。
- ³⁴ 砂田弘「戦争絵本論—絵本で戦争は描けるか」『月刊絵本』すばる書房盛光社、1975年、25-26頁。
- ³⁵ 原爆の凶丸木美術館、丸木ひさ子氏、小峰書店による確認。(2013年10月現在)
- ³⁶ 前掲、「時代と出版」25-27頁。
- ³⁷ 同前、27-28頁。
- ³⁸ 『出版指標年報2010』公益社団法人全国出版協会出版科学研究所、2010年、145頁。
- ³⁹ 筒井大輔『あの日からの或る日の絵とことば』創元社、2019年、5頁。
- ⁴⁰ 前掲、村上美奈子「広島・長崎を語り継ぐ原爆絵本」。
- ⁴¹ 「今月の注目 作者のアーサー・ビナードさんに一問一答」『この本読んで!』2012年冬号(45)、出版文化産業振興財団、2012年。
- ⁴² 宮川健郎「第二次世界大戦後の児童文学Ⅲ 1980年～現在」前掲、鳥越、長谷川『はじめて学ぶ日本の戦争児童文学史』128頁。

資料 日本で出版された「戦争を描いた絵本」リスト

凡例

- ・本リストは、1946年から2024年までの間に日本で出版された「反戦平和を願って」戦争を描いた絵本を、刊行年月順に掲載したものである。
- ・本リストには、先行研究を参考にしながら、国立国会図書館 NDL search で確認できたものを記載した。

なお、「広島原爆を描いた絵本」に関しては、国立国会図書館 NDL search に記載がないが、筆者が公共図書館等で存在を確認し得た個人出版（私家版）についても記載し、当該書籍の末尾に Sp (Self-publishing) と特記した。

- ・本リストに記載した出版年月は国立国会図書館 NDL search の記載に拠った。但し、刊行月は初版刊行年のみ記載した。初版刊行月が不明のものは、そのままブランクとした。

なお、書籍で確認できた初版出版年が国立国会図書館 NDL search の記載より早い場合は、それを記載した。

- ・刊行後に、邦題、翻訳者、出版者等を変えて改訂出版された場合は、「初版出版年月／改訂出版年」、「初版の邦題／改訂版の邦題」、「初版の翻訳者／改訂版の翻訳者」、「(初版出版者／改訂版出版者)」を表記した。

なお、1950年刊行の丸木位里、赤松俊子の『ピカドン』等、いくつかの絵本は、改訂版で、書名、出版社、版型やサイズ、解説等を変えて刊行されているものがある。また、画家を変えて改訂出版されたものもある。それらは、各版を掲載した。

- ・著者の表記については、テキストは「著」「文」「作」、イラストは「絵」「画」「イラスト」、和訳は「訳」「翻訳」、同じ作家がテキストとイラストレーションを手がけた場合は「作」「文・絵」などと、同じ役割でありながら表紙や奥付等に異なる記載がされている場合がある。本リストでは、テキストは「文」、イラストレーションは「絵」、テキストとイラストレーションの場合は「作」、訳は「訳」と表記した。

なお、「詩」、「構成」、「写真」、「英訳」等は、国立国会図書館 NDL search の表記に従った。

- ・シリーズ出版については、シリーズの最初の1冊にシリーズ名、その後ろにシリーズの番号と刊行順番号を（S0-1～）のように記載した。

なお、シリーズに監修者がいる場合は、シリーズの最初の1冊に記載し、2冊目以降は省略した。

- ・翻訳出版された絵本については当該書籍の書名の直後にアスタリスク*を付した。
- ・本リストは、2024年12月20日現在の情報である。

- 1946年 4月 『山のもの山のもの』 初山滋：作（白鷗社）
- 1950年 8月 『ピカドン』 丸木位里、赤松俊子：作 平和を守る会：編（ポツダム書店）
- 1951年／1954年 『はなのすきなうし*』 マンロー・リーフ：文 ロバート・ローソン：絵 岩波書店／光吉夏弥：訳（岩波書店）
- 1954年12月 『どうぶつ会議*』 エーリヒ・ケストナー：文 ヴァルター・トリアー：絵 岩波書店／光吉夏弥：訳（岩波書店）
- 1967年 7月 『わたしがちいさかったときに 長田新編〈原爆の子〉他より』 岩崎ちひろ：絵（童心社）
- 1970年 『黒いちょう』 松谷みよ子：文 遠藤てるよ：絵（ポプラ社）
- 1970年 8月 『ピカドン 絵物語』 丸木位里、丸木俊：作（原水爆禁止日本国会会議）
- 1970年 8月 『かわいそうなぞう』 土家由岐雄：文 武部本一郎：絵（金の星社）
- 1971年 8月 『絵本 糸井ちゃんせんそうのお話してあげる』 八木義之介：作（蒼海出版）
- 1971年12月 『村いちばんのさくらの木』 来栖良夫：文 斎藤博之：絵（岩崎書店）
- 1972年 6月 『へんですねえ、へんですねえ』 今江祥智：文 長新太：絵（ベトナムの子供を支援する会）
- 1972年 8月 『チヌロップのきつね』 たかはしひろゆき：作（金の星社）
- 1973年 1月 『猫は生きている』 早乙女勝元：文 田島征三：絵（理論社）
- 1973年 8月 『ばんざいじっさま』 さねとうあきら：文 井上洋介：絵（ベトナムの子供を支援する会）
- 1973年 9月 『戦火のなかの子どもたち』 岩崎ちひろ：作（岩崎書店）
- 1975年 8月 『一つの花』 今西祐行：文 鈴木義治：絵（ポプラ社）
- 1975年 8月 『千羽づるのねがい』 山下夕美子：文 沢井一三郎：絵（小学館）
- 1975年 8月 『ひろしまの子 愛のうた』 深川宗俊：詩 四国五郎：絵（春陽社出版）
- 1975年 9月 『六にんの男たち なぜ戦争をするのか?*』 デビッド・マッキー：作 中村浩三：訳（偕成社）
- 1975年10月 『おかあさんの紙びな』 長崎源之助：文 山中冬児：絵（岩崎書店）
- 1976年 8月 『ピカドン 新版』 丸木位里、丸木俊：作（ろばのみみ編集

- 部)
- 1977年5月 『かあさんのうた』 大野允子：文 山中冬児：絵（ポプラ社）
- 1978年2月 『かえってきた茂十』 さねとうあきら：文 梅田俊作：絵（偕成社）
- 1978年2月／1983年 『まちんと』 松谷みよ子：文 司修：絵（偕成社）
- 1978年4月 『せんそうとへいわ*』 マイケル・フォアマン：作 せたていじ：訳（評論社）
- 1978年6月 『絵本 東京大空襲 お父さんのカレンダー』 早乙女勝元：文 おのざわ・さんいち：絵（理論社）
- 1978年7月 『ほのおの町の白い花』 さねとうあきら：文 桜井誠：絵（偕成社）
- 1978年9月 『大もりいっちょう』 長崎源之助：文 鈴木義治：絵（偕成社）
- 1978年11月 『ぼうさまになったからす』 松谷みよ子：文 司修：絵（偕成社）
- 1979年7月 『バイオリンの村』 赤座憲久：文 鈴木義治：絵（小峰書店）
- 1979年7月 『ビキニ島のかめ』 土家由岐雄：文 池田仙三郎：絵（コーキ出版）
- 1979年10月 『ピカドン 改訂新版』 丸木位里、丸木俊：作（ろばのみみ舎）
- 1979年11月 『絵本 おこりじぞう』 山口勇子：原作 沼田曜一：語り・文 四国五郎：絵（金の星社）
- 1980年6月 『ひろしまのピカ』 丸木俊：作（小峰書店）
- 1980年7月 『むかえじぞう』 吉本直志郎：文 遠藤てるよ：絵（ポプラ社）
- 1980年8月 『南の島の白い花（絵本・語りつぐ戦争 S0-1）』 みずかみかずよ：文 久富正美：絵（葦書房）
- 1980年8月 『小さなポケット（S0-2）』 菊畑茂久馬：文 働正：絵（葦書房）
- 1980年8月／2013年 『絵本 はだしのゲン』 中沢啓治：作（汐文社／DINO BOX）
- 1980年8月 『原子雲を見た子どもたち（長崎の原爆シリーズ S1-1）』 坂口便：文 村上新一郎：絵（あらき書店）
- 1980年8月 『とうさんとこえた海（S0-3）』 門司秀子：文 長野ヒデ子：絵（葦書房）
- 1980年9月 『見えないほうがよかった（S1-2）』 坂口便：文 村上新一郎：絵（あらき書店）

- 1980年11月／1984年 『くらやみのキジムナー』 とくだきよ：文 さいとうひろゆき：絵（西日本図書館コンサルタント協会／偕成社）
- 1981年 8月 『石のひとりごと』 大石千枝子、門口ゆかり、草野ミチ子：文 富永佳宏：絵（あらき書店）
- 1981年 8月 『げんばくとハマユウの花』 桜井信夫：文 鈴木義治：絵（ほるぶ出版）
- 1981年 8月 『いえなかったありがとう（S0-4）』 徳永和子：文 吉田郁子：絵（葦書房）
- 1981年 8月 『世界でいちばん悲しいクラス（S1-3）』 坂口便：文 村上新一郎：絵（あらき書店）
- 1981年 8月 『なぐさめの天使（S1-4）』 坂口便：文 村上新一郎：絵（あらき書店）
- 1982年 『戦争にでかけたおしらさま』 さねとうあきら：文 福田庄助：絵（サンリード）
- 1982年 5月 『アサガオ 1945年8月6日ひろしま』 むらはしこまち：作（らくだ出版）
- 1982年 7月／2018年 『じゃがいもかあさん／かあちゃんのジャガイモばたけ*』 アニタ・ローベル：作 今江祥智／まつかわまゆみ：訳（偕成社／評論社）
- 1982年 7月／1998年 『風が吹くとき*』 レイモンド・ブリッグズ：作 小林忠夫／さくまゆみこ：訳（篠崎書林／あすなろ書房）
- 1982年 7月 『トビウオのぼうやはびょうきです』 いぬいとみこ：文 津田櫓冬：絵（金の星社）
- 1982年 7月 『ほたる』 山本真理子：文 佐伯和子：絵（岩崎書店）
- 1982年 8月／2015年 『せんそうごっこ』 谷川俊太郎：文 三輪滋：絵（ばるん社／いそっぷ社）
- 1982年 8月 『ピカドン』 丸木位里、丸木俊：作 上笙一郎：解説（東邦出版）
- 1982年 8月 『ちいちゃんのかげおくり』 あまんきみこ：文 上野紀子：絵（あかね書房）
- 1982年 8月／2016年 『夏のおわり』 長谷川集平：作（理論社）
- 1982年 8月 『ぼく生きたかった』 名越謙蔵、操：文 矢野洋子：絵（労働教育センター）
- 1982年 8月 『土のなかの顔（S1-5）』 坂口便：文 村上新一郎：絵（あらき書店）
- 1982年 8月 『あの子らの碑（S1-6）』 坂口便：文 村上新一郎：絵（あら

- き書店)
- 1982年10月 『トミーが三歳になった日 ユダヤ人収容所の壁にかくされたベジュリフ・フリッタのスケッチブックから*』 ミース・バウハウス：文 ベジュリフ・フリッタ：絵 横山和子：訳 (ほるぷ出版)
- 1982年11月 『そして、トンキーもしんだ』 たなべまもる：文 かじあゆた：絵 (国土社)
- 1983年2月 『ぞうれっしゃがやってきた』 小出隆司：文 箕田源二郎：絵 (岩崎書店)
- 1983年2月 『ルミちゃんの赤いリボン 一つだけとまったらかえってくるといったのに』 奥田貞子：文 宮本忠夫：絵 (ポプラ社)
- 1983年2月 『小さな赤いてぶくろ』 西野綾子：文 渡辺俊明：絵 (ひのくま出版)
- 1983年5月 『やさしい木曾馬』 庄野英二：文 斎藤博之：絵 (偕成社)
- 1983年5月 『長崎のふしぎな女の子』 大川悦生：文 宮崎耕平：絵 (ポプラ社)
- 1983年5月 『ケイコちゃんごめんね』 奥田貞子：文 宮本忠夫：絵 (ポプラ社)
- 1983年7月 『ピカドンたけやぶ』 はらみちを：作 (岩崎書店)
- 1983年7月 『絵本 ヒロシマのおとうさん ヒロシマの心を子どもたちに』 高橋昭博：文 四国五郎：絵 (汐文社)
- 1983年7月 『星砂がくる海』 下嶋哲朗：作 (新日本出版社)
- 1983年11月 『おとなになれなかった弟たちに・・・』 米倉斉加年：作 (偕成社)
- 1983年11月 『チロヌップのにじ』 たかはしひろゆき：作 (金の星社)
- 1984年2月 『おきなわ島のこえ スチドゥタカラ (いのちこそたから)』 丸木俊、丸木位里：作 (小峰書店)
- 1984年2月 『えんぴつびな』 長崎源之助：文 長谷川知子：絵 (金の星社)
- 1984年8月 『ピカ ケイとタックン核の旅』 西本伸：作 (あゆみ出版)
- 1985年1月 『スマレのせんそう』 下嶋哲朗：文 ヘンリー杉本：絵 (ほるぷ出版)
- 1985年3月／2005年 『マブニのアンマー おきなわの母』 赤座憲久：文 北島新平：絵 (ほるぷ出版)
- 1985年5月 『とうろうながし』 松谷みよ子：文 丸木俊：絵 (偕成社)
- 1985年8月／2011年 『りゅう子の白い旗 沖縄いくさものがたり』 新川明：文

儀間比呂志：絵（築地書館／出版舎 Mugen）

- 1986年7月 『げんさん』 大野允子：文 上野紀子：絵（あすなろ書房）
- 1986年8月 『原子野の汽笛（続・長崎の原爆シリーズ S2-中巻）』 坂口便：文 榎田八郎：絵（あらしき書店）
- 1987年7月 『ピカドン 復刻新版』 丸木位里、赤松俊子：作 ナンシー・H・ツニソン、石川保夫：訳（小峰書店）
- 1987年12月 『まめたんばあさん』 大野允子：文 上野紀子：絵（あすなろ書房）
- 1988年6月 『ひろしまのエノキ』 長崎源之助：文 二俣英五郎：絵（童心社）
- 1988年8月／2004年／2010年 『わたしのヒロシマ／MY HIROSHIMA／MY HIROSHIMA わたしのヒロシマ』 森本順子：作（金の星社／ブッキング／HPS 国際ボランティア）
- 1988年8月 『原子爆弾「でぶっちょ」(S2-上巻)』 坂口便：文 平野伸人：絵（あらしき書店）
- 1988年8月／2003年 『さばくのきょうりゅう』 田島伸二：文 康禹鉉：絵（講談社）
- 1989年3月 『わすれないで 第五福竜丸ものがたり』 赤坂三好：作（金の星社）
- 1989年4月 『ヒロくんとエンコウさん（原爆絵本シリーズ S3-1）』 四国五郎：作（汐文社）
- 1989年4月 『もえたじゃがいも（S3-2）』 入野忠芳：作（汐文社）
- 1989年4月 『原爆の少女ちどり（S3-3）』 山下まさと：作（汐文社）
- 1989年4月 『とうちゃんの涙（S3-4）』 下村仁一：作（汐文社）
- 1989年4月 『ミヨちゃんの笛（S3-5）』 白井史朗：作（汐文社）
- 1989年4月 『金魚がきえた（S3-6）』 吉野和子：文 山本美次：絵（汐文社）
- 1989年4月 『天に焼かれる（S3-7）』 金崎是：作（汐文社）
- 1990年2月 『せんそうの足おと ある北の町の100年のおはなし2』 井上正治：作（リブリオ出版）
- 1990年3月／2000年 『ローズ・ブランチュ（世界・平和の絵本シリーズ S4-1 アメリカ）／白バラはどこに*』 クリストフ・ガッラス、ロベルト・イノセンティ：文 ロベルト・イノセンティ：絵 ロニー・アレキサンダー、岩倉務：共訳（平和のアトリエ）
- 1990年3月／2002年 『大砲のなかのアヒル（S4-2 ニューージーランド）*』 ジョイ・コウレイ：文 ロビン・ベルトン：絵 ロニー・アレ

- キサンダー、岩倉務：共訳（平和のアトリエ）
- 1990年6月／2016年 『爆弾と将軍／爆弾のすきな将軍*』 ウンベルト・エーコ：文 エウジェニオ・カルミ：絵 海都洋子：訳（六耀社）
- 1990年7月／2011年 『クロがいた夏』 中沢啓治：作（汐文社／DINO BOX）
- 1990年12月 『アンナの赤いオーバー*』 ハリエット・ジューフェールト：文 アニタ・ローベル：絵 松川真弓：訳（評論社）
- 1991年1月／1996年 『サルビルサ』 スズキコージ：作（ほるぷ出版／架空社）
- 1991年5月 『ベトちゃんドクちゃんからのてがみ』 松谷みよ子：文 井口文秀：絵（童心社）
- 1991年7月 『むかえじぞう』 吉本直志郎：文 飯原一夫：絵（佼成出版）
- 1991年8月 『ピカドン（長崎平和絵本シリーズ S5-1）』 小崎侃：作（汐文社）
- 1991年11月 『悲しい顔のマリア（S5-2）』 原之夫：作（汐文社）
- 1991年11月 『おもいででのクリスマスツリー*』 グロリア・ヒューストン：文 バーバラ・クーニー：絵 吉田新一：訳（ほるぷ出版）
- 1991年12月 『すみれ島』 今西祐行：文 松永禎郎：絵（偕成社）
- 1992年1月 『それから（S5-3）』 榎田伸子：作（汐文社）
- 1992年2月 『ぼくは生きている（S5-4）』 尾崎正義：作（汐文社）
- 1992年2月 『ゆめくい雲とアッコちゃん（S5-5）』 黒崎美千子：作（汐文社）
- 1992年2月 『ふりそでの少女（S5-6）』 松添博：作（汐文社）
- 1992年9月 『仲ちゃんのさんりんしゃ』 児玉辰春：文 おぼまこと：絵（童心社）
- 1992年12月 『とうちゃんの凧』 長崎源之助：文 村上豊：絵（ポプラ社）
- 1992年12月 『ねんどの神さま』 那須正幹：文 武田美穂：絵（ポプラ社）
- 1993年8月／2024年 『ぺこぺこ』 佐野洋子：作（文化出版局／講談社）
- 1994年8月 『さだ子と千羽づる』 SHANTI：作（オーロラ自由アトリエ）
- 1994年8月 『写真物語 あの日、広島と長崎で』 平和博物館を創る会：編（平和のアトリエ）
- 1995年／2010年／2012年 『三発目の原爆 二又トンネル爆発体験』 佐々木盛弘：作（佐々木盛弘／福岡県人権研究所／久留米市立中央図書館）
- 1995年3月 『絵で読む 広島原爆』 那須正幹：文 西村繁男：絵（福音館書店）

- 1995年4月 『絵本 まっ黒なおべんとう』 児玉辰春：文 長沢靖：絵（新日本出版社）
- 1995年6月 『おじいちゃんの銀時計』 はらみちを：作（らくだ出版）
- 1995年7月／2014年 『麦畑になれなかった屋根たち』 藤田のぼる：文 永島慎二：絵（童心社／てらいんぐ）
- 1995年8月／2001年 『わすれないあの日』 三代沢史子：作（草の根出版会／日本図書センター）
- 1995年12月 『せかいいちうつくしいぼくの村』 小林豊：作（ポプラ社）
- 1996年2月 『雲のむこうに』 毛利まさみち：作（汐文社）
- 1996年6月 『てっぼうをもったキジムナー』 田島征彦：作（童心社）
- 1996年7月 『絵本 よっちゃんのビー玉』 児玉辰春：文 北島新平：絵（新日本出版社）
- 1996年7月 『かえってきたつりがね』 児玉辰春：文 長沢靖：絵（鈴木出版）
- 1996年9月 『地雷ではなく花をください サニーのおねがい』 柳瀬房子：文 葉祥明：絵（自由国民社）
- 1996年11月 『ぼくの村にサーカスがきた』 小林豊：作（ポプラ社）
- 1996年11月 『アンネの日記（アニメ絵本）』 アンネ・フランク：原作 大石好文：文（理論社）
- 1996年12月／1999年／2003年 『アオギリのねがい 被爆アオギリ二世物語』 被爆アオギリ二世の絵本をつくる会：作（広島平和教育研究所）
- 1997年2月 『はらっぱ 戦争・大空襲・戦後・・・いま』 神戸光男：構成・文 西村繁男：絵（童心社）
- 1997年12月／2001年 『戦争で死んだ兵士のこと』 小泉吉宏：作（ベネッセコーポレーション／メディアファクトリー）
- 1998年3月 『いきていたキジムナー』 島袋あさこ：文 野原マキ：絵（汐文社）
- 1998年3月 『バラのぜんゆうさん ゆめ追う反戦地主』 芝憲子：文 大城節子：絵（汐文社）
- 1998年4月 『土のふえ』 今西祐行：文 沢田としき：絵（岩崎書店）
- 1999年4月 『友よねむれ シベリア鎮魂歌』 久永強：作（福音館書店）
- 1999年5月 『絵本 音が消えた時』 森本マリア：作 小泉直子、ジム・ロナルド：英訳（吉備人出版）
- 1999年7月 『はとよひろしまの空を アニメ版』 大川悦生：原作 大川弘子、大川富美：文（ポプラ社）
- 1999年7月 『むらさき花だいこん』 大門高子：文 松永禎郎：絵（新日

- 本出版社)
- 1999年12月 『おはじきの木』 あまんきみこ：文 上野紀子：絵（あかね書房）
- 2000年2月 『桜物語』 大西伝一朗：文 たちようこ：絵（文溪堂）
- 2000年3月 『たったひとりの戦い*』 アナイス・ヴォージュラード：作 平岡敬：訳（徳間書店）
- 2000年6月／2018年／2020年 『わすれていてごめんね 夾竹桃物語』 緒方俊平：作（ガリバープロダクツ／緒方俊平）
- 2000年7月 『なぜあらそうの?*』 ニコライ・ポポフ：作（BL出版）
- 2000年7月 『あの夏の日』 葉祥明：作 長崎市：英訳（自由国民社）
- 2000年7月 『なぜ、おきたのか? ホロコーストのはなし*』 クライブ・A・ロートン：作 大塚信、石岡史子：訳（岩崎書店）
- 2000年8月 『原爆の火』 岩崎京子：文 毛利まさみち：絵（新日本出版社）
- 2001年1月 『Oじいさんのチェロ*』 ジェーン・カトラー：文 グレック・コーチ：絵 タケカワユキヒデ：訳（あかね書房）
- 2001年3月 『わたしからのメッセージ はばたけ未来へサダコの折り鶴（漫画）』 広島市立幟町中学校「この世界に平和を！」委員会：作（広島市立幟町中学校）
- 2001年3月 『ジュゴンのくる海』 宮里きみよ：文 ふりやかよこ：絵（新日本出版社）
- 2001年5月 『彼の手は語りつぐ*』 パトリシア・ポラッコ：作 千葉茂樹：訳（あすなろ書房）
- 2001年6月 『ウミガメと少年 野坂昭如戦争童話集沖縄篇』 野坂昭如：文 黒田征太郎：絵（講談社）
- 2001年8月 『国境を越えて 戦禍を生きのびたユダヤ人家族の物語*』 ウィリアム・カプラン、シェリー・タナカ：文 シュテファン・テイラー：絵 千葉茂樹：訳（BL出版）
- 2001年8月 『シークレット・カメラ ユダヤ人隔離居住区ルージ・ゲットーの記録*』 フランク・ダバ・スミス：文 メンデル・グロスマン：写真 落合恵子：訳（BL出版）
- 2001年10月 『七本の焼けイチョウ』 日野多香子：文 さいとうりな：絵（くもん出版）
- 2002年2月 『あしたのやくそく 1945年3月9日』 吉村勲二、吉村ミエ：文 遠藤てるよ：絵（新日本出版社）
- 2002年2月 『桃源郷ものがたり』 松居直：文 蔡皋：絵（福音館書店）

- 2002年 4月 『くろいちょうちょ 地雷で足をなくした男の子の話*』 シルビア・フォルツァーニ：作 辻田希世子：訳（講談社）
- 2002年 5月 『ぼくは弟とあるいた』 小林豊：作（岩崎書店）
- 2002年 7月／2022年 『ふじおくんのハーモニカ』 被爆体験伝承者鳥越グループ：文 山口香織：絵 松下富美：英訳（Shift Project）
- 2002年 7月 『ヒロシマに原爆がおとされたとき』 大道あや：作（ポプラ社）
- 2002年 7月 『くれのれきし つぼのうちのせんそうのあと』 今朝丸千里：作（今朝丸千里）
- 2002年12月 『いつもだれかが・・・*』 ユッタ・バウアー：作 上田真而子：訳（徳間書店）
- 2002年12月 『人はなぜ争うの？』 岩川直樹：文 森雅之：絵（大月書店）
- 2003年 1月 『地雷のあしあと ボスニア・ヘルツェゴビナの子どもの叫び』 こやま峰子：詩 ボスニア・ヘルツェゴビナの子どものたち：絵（小学館）
- 2003年 3月 『助けてあげられなくてごめんね』 広島市立段原小学校・平和教育推進委員会：編（広島市立段原小学校）
- 2003年 6月／2023年 『せんそう*』 エリック・バトゥー：作 石津ちひろ：訳（ほるぷ出版／好学社）
- 2003年 6月 『ななしのごんべさん』 田島征彦、吉村敬子：作（童心社）
- 2003年 7月 『長崎原爆絵巻 崎陽のあらし』 深水経孝：作 人吉高校英語研究会：編（草の根出版会）
- 2003年 7月 『おしっこぼうや せんそうにおしっこをひっかけたぼうやのはなし*』 ウラジーミル・ラドゥンスキー：作 木坂涼：訳（セーラー出版）
- 2003年 7月 『おひさまとおつきさまのけんか』 せなけいこ：作（ポプラ社）
- 2003年 8月 『せかいいちうつくしい村へかえる』 小林豊：作（ポプラ社）
- 2003年 8月 『おりづるの旅 さだこの祈りをのせて』 うみのしほ：文 狩野富貴子：絵（PHP 研究所）
- 2003年11月 『ひでちゃんとよばないで』 おほまこと：作（小峰書店）
- 2003年11月 『もっとおおきなたいほうを』 二見正直：作（福音館書店）
- 2003年12月 『ぼくの見た戦争 2003年イラク』 高橋邦典：写真・文（ポプラ社）
- 2004年 2月 『おにいちゃん、死んじゃった イラクの子どもたちとせんそう』 谷川俊太郎：詩 イラクの子どもたち：絵（教育画劇）
- 2004年 2月／2020年 『アフガニスタン勇気と笑顔 写真絵本』 内堀たけし：作（国

- 土社)
- 2004年3月 『ペドロの作文*』 アントニオ・スカルメタ：文 アルフォンソ・ルアーノ：絵 宇野和美：訳（アリス館）
- 2004年4月 『絵本 いのちの音』 愛敬恭子：作（愛敬恭子）
- 2004年7月 『広島平和記念資料館と戦跡めぐり（平和博物館・戦跡ガイドビジュアル版 S6-1）』 佐藤広基、本地桃子：作（汐文社）
- 2004年7月 『エリカ奇跡のいのち*』 ルース・バンダー・ジー：文 ロベルト・インノチェンティ：絵 柳田邦男：訳（講談社）
- 2004年7月 『世界中の息子たちへ 世界中がやさしいまなざしでいっばいになれば』 堤江実：詩 高橋邦典：写真（ポプラ社）
- 2004年8月 『ピアノは知っている 月光の夏』 毛利恒之：原作・文 山本静護：絵（自由国民社）
- 2004年8月 『わらってお母さん』 たからさき：文 たからさやか：絵（クリエティブ21）
- 2004年10月 『夕風の街 桜の国』 こうの史代：作（双葉社）
- 2004年10月 『あの日、家族が消えた！ 広島への原爆投下（語り伝えるヒロシマ・ナガサキ ビジュアルブック S7-1）』 安斎育郎：文・監修（新日本出版社）
- 2004年10月 『天主堂も友達も消えた！ 長崎への原爆投下（S7-2）』 安斎育郎：文（新日本出版社）
- 2004年11月 『原爆はなぜ落とされたのか？（S7-3）』 安斎育郎：文（新日本出版社）
- 2004年12月 『あの日を忘れない 被爆体験を語り伝える 広島編（S7-4）』 安斎育郎：文（新日本出版社）
- 2004年12月 『平和をひろげよう 被爆体験を語り伝える 長崎編（S7-5）』 安斎育郎：文（新日本出版社）
- 2004年12月 『長崎原爆資料館と戦跡めぐり（S6-2）』 佐藤広基、本地桃子：作（汐文社）
- 2004年12月 『沖縄県平和祈念資料館と戦跡めぐり（S6-3）』 佐藤広基、本地桃子：作（汐文社）
- 2004年12月 『オットー 戦火をくぐったテディベア*』 トミー・ウンゲラー：作 鏡哲生：訳（評論社）
- 2005年4月 『絵本 アンネ・フランク*』 ジョゼフィーン・プール：文 アンジェラ・バレット：絵 片岡しのぶ：訳（あすなる書房）
- 2005年4月 『ぼくの家から海がみえた』 小林豊：作（岩崎書店）
- 2005年4月 『朗読絵本 ガラスのうさぎ』 高木敏子：文 山中冬児：絵

(日本放送出版協会)

- 2005年4月 『せかいでいちばんつよい国*』 デビッド・マッキー：作
なかがわちひろ：訳 (光村教育図書)
- 2005年6月 『ぼくの犬*』 ジョン・ヘファナン：文 アンドリュー・マ
クレーン：絵 福本友美子：訳 (日本図書センター)
- 2005年6月 『国境なき医師団とは (国境なき医師団 写真絵本 S8-1)』 梅
津ちお：文 (大月書店)
- 2005年6月 『つる サダコの願い*』 エリナー・コア：文 エド・ヤン
グ：絵 こだまともこ：訳 (日本図書センター)
- 2005年7月 『被爆者60年目のことば』 会田法行：写真・文 (ポプラ社)
- 2005年7月 『水の海に8時間 ある兵士の死とのたたかい』 高橋宏幸：
作 (PHP 研究所)
- 2005年7月 『戦争で傷ついた人びと (S8-2)』 菊池好江：文 (大月書店)
- 2005年7月 『戦争が終わっても ぼくの出会ったりベリアの子どもた
ち』 高橋邦典：写真・文 (ポプラ社)
- 2005年8月 『こぎゃんことがあってよかとか 1945.8.9ナガサキのあの時
原爆絵本』 寺山忠好：作 (ウインかもがわ)
- 2005年8月 『クラシンスキ広場のねこ*』 カレン・ヘス：文 ウェン
ディ・ワトソン：絵 菊池京子：訳 (柏艸舎)
- 2005年8月 『昭ちゃんの紙芝居 (「百番目のサル」シリーズ)』 山口昭
治：作 (木戸出版)
- 2005年8月 『ここにいることおかあさんにしらせて 原爆の子からメッ
セージ』 上野さかる：文 藤わかな：絵 (BOC 出版部)
- 2005年9月 『難民となった人びと (S8-3)』 菊池好江：文 (大月書店)
- 2005年9月 『紅玉』 後藤竜二：文 高田三郎：絵 (新日本出版社)
- 2005年10月 『ニャンコ、戦争へ』 菊地秀行：文 平松尚樹：絵 (小学館)
- 2005年11月 『世界で一番の贈りもの*』 マイケル・モーパゴ：文 マ
イケル・フォアマン：絵 佐藤見果夢：訳 (評論社)
- 2005年11月 『タタはさばくのロバ』 小林豊：作 (童心社)
- 2006年2月／2008年 『ようすけ君の夢 平和への思いをこめて被爆者と学生たち
がつくった絵本』 上村吉、眞柳タケ子：語り 佛教大学黒
岩ゼミ：文 田中愛、越智裕希美：絵 (佛教大学社会学
部・佛教大学福祉教育開発センター／クリエイツかもがわ)
- 2006年3月 『おばあちゃん ひとり せんそうごっこ』 谷川俊太郎：文
三輪滋：絵 (プラネットジアース)
- 2006年4月 『パスラの図書館員 イラクで本当にあった話*』 ジャネッ

- ト・ウィンター：作 長田弘：訳（晶文社）
- 2006年5月 『平和の種をまく ポスニアの少女エミナ』 大塚敦子：写真・文（岩崎書店）
- 2006年7月 『戦争をくぐりぬけたおさるのジョージ 作者レイ夫妻の長い旅*』 ルイズ・ボーデン：文 アラン・ドラモンド：絵 福本友美子：訳（岩波書店）
- 2006年8月 『いわたくんちのおばあちゃん』 天野夏美：文 はまのゆか：絵（主婦の友社）
- 2006年8月 『おじいちゃん 満州事変（語り継ぐ戦争絵本シリーズ S9-1）』 神津良子：文 北野美子：絵（郷土出版社）
- 2006年9月 『ここが家だ ベン・シャーンの第五福竜丸』 アーサー・ピナード：構成・文 ベン・シャーン：絵（集英社）
- 2006年10月 『すずらん燈 金属供出（S9-2）』 神津良子：文 池田勝子：絵（郷土出版社）
- 2007年2月 『塩むすび 勤労働員（S9-3）』 高田充也：文 柳沢廣：絵（郷土出版社）
- 2007年2月 『生活（せんそうってなんだったの？語りつぎお話絵本 S10-1）』 光丘真理、すとうあさえ：文 荒井良二、おほまこと、藤本四郎：絵 田代脩、NPO「昭和の記憶」：監修（学習研究社）
- 2007年2月 『遊び（S10-2）』 金治直美、佐々木有子：文 荒井良二、篠崎三朗、夏目尚吾：絵（学習研究社）
- 2007年2月 『家族（S10-3）』 西川夏代、井上こみち：文 荒井良二、尾崎曜子、あいのやゆき：絵（学習研究社）
- 2007年2月 『学校（S10-4）』 山本省三、井上こみち：文 荒井良二、山本省三、かべやふよう：絵（学習研究社）
- 2007年2月 『戦場（S10-5）』 深田幸太郎、金治直美：文 荒井良二、岡本順、伊東美貴：絵（学習研究社）
- 2007年2月 『空襲（S10-6）』 山本省三、戸田和代：文 荒井良二、山本省三、曾根悦子：絵（学習研究社）
- 2007年2月 『原爆・沖縄（S10-7）』 井上こみち、藤崎康夫：文 荒井良二、BOOSUKA、中沢正人：絵（学習研究社）
- 2007年2月 『戦後（S10-8）』 藤崎康夫、正岡慧子：文 荒井良二、倉石琢也、山口みねやす：絵（学習研究社）
- 2007年3月 『つるのいのり』 佐治麻希：作 佐々木雅弘：編（日蓮宗新聞社）

- 2007年 7月 『ヒロシマのピアノ』 指田和子：文 坪谷令子：絵（文研出版）
- 2007年 7月 『ミサコの被爆ピアノ』 松谷みよ子：文 木内達朗：絵（講談社）
- 2007年 7月 『ぼくがラーメンたべてるとき』 長谷川義史：作（教育画劇）
- 2007年 8月 『もくれんの花 千人針（S9-4）』 神津良子：文 池田勝子：絵（郷土出版社）
- 2007年 8月 『ピンク色の雲 おばあちゃんのヒロシマ』 宇留賀佳代子：文 稲田善樹：絵（てらいんく）
- 2008年 『サダコの祈り』 フォージア・ミナラ：作 うねぎまきこ：訳（ANT-Hiroshima）
- 2008年 1月 『ピカドンの恐ろしさを体験して』 土屋圭示：作（土屋圭示）
- 2008年 2月 『ジュノー 絵本版』 津谷静子：文 enjin production、Union Cho：絵（ありがとう出版）
- 2008年 2月 『走れひばく電車』 まさきかずみ：文 しげとうさちよ：絵（ひろしま女性学研究所）
- 2008年 4月 『ウミガメと少年 野坂昭如戦争童話集 沖縄篇』 野坂昭如：文 男鹿和雄：絵（スタジオジブリ）
- 2008年 4月 『10万人が殺された日 東京大空襲と北海道・東北の空襲（語り伝える空襲 ビジュアルブック S11-1）』 安斎育郎：文・監修（新日本出版社）
- 2008年 5月 『日本が戦場になった日 那覇空襲と関東の空襲（S11-2）』 安斎育郎：文（新日本出版社）
- 2008年 5月 『テニアンの子 南洋いくさ物語』 儀間比呂志：作（海風社）
- 2008年 5月 『ながいながい旅 エストニアからのがれた少女*』 ローゼ・ラーゲルクラント：文 イロン・ヴィークランド：絵 石井登志子：訳（岩波書店）
- 2008年 6月 『ふりそそぐ爆弾の雨 愛知空襲と東海・北陸甲信越の空襲（S11-3）』 安斎育郎：文（新日本出版社）
- 2008年 6月 『さくらとモモ 軍馬徴発（S9-5）』 神津良子：文 百瀬郷志：絵（郷土出版社）
- 2008年 7月 『クラウディアのいのり』 村尾靖子：文 小林豊：絵（ポプラ社）
- 2008年 7月 『逃げまどう市民たち 大阪大空襲と近畿・四国の空襲（S11-4）』 安斎育郎：文（新日本出版社）

- 2008年7月 『人類初の核攻撃 広島・長崎の原爆と中国・九州の空襲 (S11-5)』安斎育郎：文（新日本出版社）
- 2008年8月 『あの日を、ぼくは忘れない ヒロシマ原爆の絵日記』名柄堯：作 名柄敏子：付属手記（勉誠出版）
- 2008年8月 『あの日を、わたしは忘れない ヒロシマ原爆の絵日記』河野きよみ：作（勉誠出版）
- 2008年10月 『アンジェラのおねがい』こやま峰子：文 藤本将：絵（教育画劇）
- 2008年10月 『はしれ、きかんしゃちからあし』小風さち：文 藍澤ミミ子：絵（福音館書店）
- 2008年12月 『ボクの穴、彼の穴。*』デヴィッド・カリ、セルジュ・ブロック：作 松尾スズキ：訳（千倉書房）
- 2008年12月 『なぜ戦争はよくないか*』アリス・ウォーカー：文 ステファーン・ヴィタール：絵 長田弘：訳（偕成社）
- 2009年4月 『東洋おじさんのカメラ 写真家・宮武東洋と戦時下の在米日系人たち』すずきじゅんいち、榊原るみ：文 秋山泉：絵（小学館）
- 2009年5月 『おとうさんのちず*』ユリ・シュルヴィッツ：作 さくまゆみこ：訳（あすなろ書房）
- 2009年5月 『ヒロシマのいのちの水』指田和：文 野村たかあき：絵（文研出版）
- 2009年7月 『地雷のない世界へ はたらく地雷探知犬』大塚敦子：写真・文（講談社）
- 2009年8月 『ちいさなへいたい*』パウル・ヴェルレプト：作 野坂悦子：訳（朔北社）
- 2009年9月 『少年の木 希望のものがたり*』マイケル・フォアマン：作 柳田邦男：訳（岩崎書店）
- 2009年11月 『やめて!*』デイビッド・マクフェイル：作 柳田邦男：訳（徳間書店）
- 2009年11月 『ブルンディパール*』トニー・クシュナー：再話 モーリス・センダック：絵 さくまゆみこ：訳（徳間書店）
- 2009年11月 『かあさんをまつふゆ*』ジャクリーン・ウッドソン：文 E.B. ルイス：絵 さくまゆみこ：訳（光村教育図書）
- 2010年2月 『わたしはひろがる』岸武雄：文 長谷川知子：絵（子どもの未来社）
- 2010年4月 『麦ほめに帰ります』一色悦子：文 国井節：絵（新日本出

- 版社)
- 2010年5月 『石のラジオ 戦争童話集沖繩篇』野坂昭如：文 黒田征太郎：絵（講談社）
- 2010年6月 『あおいくも*』トミー・ウンゲラー：作 今江祥智：訳（ブロンズ新社）
- 2010年7月 『ピカッ!ドン!!はもうやめて!!! 世界中を平和な笑顔でいっぱいになりたい』久野登久子：文 佐藤八重子：絵（フレーベル館）
- 2010年7月 『バリのモスク ユダヤ人を助けたイスラム教徒*』カレン・グレイ・ルエル、デボラ・ダーランド・デセイ：作 池田真里：訳（彩流社）
- 2010年7月 『モーツァルトはおことわり*』マイケル・モーパーゴ：文 マイケル・フォアマン：絵 さくまゆみこ：訳（岩崎書店）
- 2010年7月 『海をわたった折り鶴』石倉欣二：作（小峰書店）
- 2010年8月 『おりづるにのって サダコと子どもたちの物語』中村里美：文 吉田しんこ：絵 立花志瑞雄：英語訳（ミュージズの里）
- 2010年8月 『鬼風の伝説 戦災孤児（S9-6）』藤牧久美子：文 池田勝子：絵（郷土出版社）
- 2010年8月 『キンコンカンせんそう*』ジャンニ・ロダーリ：文 ペフ：絵 アーサー・ビナード：訳（講談社）
- 2010年9月 『やくそくのどんぐり』大門高子：文 松永禎郎：絵（新日本出版社）
- 2010年9月 『アフガニスタンの少女マジャミン』長倉洋海：写真・文（新日本出版社）
- 2010年11月 『かべ 鉄のカーテンのむこうに育って*』ピーター・シス：作 福本友美子：訳（BL出版）
- 2010年12月 『アンネの木*』イレーヌ・コーエン=ジャンカ：文 マウリツィオ・A.C.クウアレロ：絵 石津ちひろ：訳（くもん出版）
- 2010年12月 『氷海のクロ シベリア抑留（S9-7）』神津良子：文 北野美子：絵（郷土出版社）
- 2011年1月 『コルチャック先生 子どもの権利条約の父*』トメク・ボガツキ：作 柳田邦男：訳（講談社）
- 2011年2月 『だっこの木』宮川ひろ：文 渡辺洋二：絵（文溪堂）
- 2011年4月 『へいわってどんなこと？（日・中・韓平和絵本S12-1）』浜田桂子：作（童心社）

- 2011年4月 『京劇がきえた日 秦淮河・一九三七 (S12-2)*』 姚紅：作
姚月蔭：原案 中由美子：訳 (童心社)
- 2011年4月 『非武装地帯に春がくると (S12-3)*』 イ・オクベ：作 お
おたけきよみ：訳 (童心社)
- 2011年5月 『青い空』 柳生研太郎：作 (風詠社)
- 2011年6月 『海をわたったヒロシマの人形』 指田和：文 牧野鈴子：絵
(文研出版)
- 2011年7月 『昭和二十年八さいの日記』 佐木隆三：文 黒田征太郎：絵
(石風社)
- 2011年7月 『8月6日のこと』 中川ひろたか：文 長谷川義史：絵 (ハ
モニカブックス)
- 2011年8月 『翼のヒロシマ』 町田樹生：作 (飛鳥出版室)
- 2011年8月 『ピアニストの兵隊さん 新任教師 (S9-8)』 古畑博子：文
野中秀司：絵 (郷土出版社)
- 2011年11月 『ピートのスケートレース 第二次世界大戦下のオランダで*』
ルイズ・ボーデン：文 ニキ・ダリー：絵 ふなとよし
子：訳 (福音館書店)
- 2011年12月 『火の話』 黒田征太郎：作 (石風社)
- 2012年8月 『ちいさなおはか』 おおたそら：文 鈴木康治：絵 (文芸
社)
- 2012年6月 『よしこがもえた』 たかとう匡子、田島征彦：作 (新日本出
版社)
- 2012年6月 『ぼくのこえがきこえますか (S12-4)』 田島征三：作 (童心
社)
- 2012年6月 『うわさごと』 梅田俊作：作 (汐文社)
- 2012年7月 『ちえちゃんのおはじき』 山口節子：文 大畑いくの：絵 (俊
成出版社)
- 2012年7月 『さがしています』 アーサー・ピナード：文 岡倉禎志：写真
(童心社)
- 2012年7月 『怒る犬』 黒田征太郎、日暮真三、長友啓典：作 (岩波書
店)
- 2012年10月 『お手玉のうた 学童疎開 (S9-9)』 神津良子：文 池田勝
子：絵 (郷土出版社)
- 2012年11月 『ブルムカの日記 コルチャック先生と12人の子どもたち*』
イヴォナ・フミエレフスカ：作 田村和子、松方路子：訳
(石風社)

- 2012年12月 『おとむらいに行った上田のカラス 白木の箱 (S9-10)』 滝沢きわこ：文 小林ふみと：絵 (郷土出版社)
- 2012年12月 『3万冊の本を救ったアリーヤさんの大作戦 図書館員の本当のお話*』 マーク・アラン・スタマティー：作 徳永里砂：訳 (国書刊行会)
- 2013年 2月 『イラクから日本のおともだちへ 小さな画家たちが描いた戦争の10年』 佐藤真紀、堀切りエ：文 (子どもの未来社)
- 2013年 2月 『かあさんはどこ?*』 クロード・K・デュボワ：作 落合恵子：訳 (ブロンズ新社)
- 2013年 3月 『くつがいく (S12-5)』 和歌山静子：作 (童心社)
- 2013年 3月 『さくら (S12-6)』 田畑精一：作 (童心社)
- 2013年 6月 『じいじ、ばあば』 よねやまひろこ：文 りお：絵 (くらしき絵本館)
- 2013年 6月 『子どもたちと戦争 (平和を考える戦争遺物 S13-1)』 岩脇彰：編 (汐文社)
- 2013年 7月 『ノーモア・ヒバクシャ 谷口稜嘩さん、山口仙二さんの被爆体験 (学習絵本・長崎の証言 S14-1)』 末永浩：文 井上幸雄：絵 (長崎文献社)
- 2013年 9月 『ピカドン きのご雲の下で見つけた宝物』 佐藤廣枝：文 南有田秋徳：絵 (HPS 国際ボランティア)
- 2013年10月 『ある兵士の歩み (S13-2)』 東海林次男：編 (汐文社)
- 2013年10月 『母と戦とコスモスと 銃後の守り (S9-11)』 小林しげる：文 佐藤すずな：絵 (郷土出版社)
- 2013年10月 『げんばくとげんばつ』 増山麗奈：作 (子どもの未来社)
- 2013年11月 『ワニのお嫁さんとハチドリのお嫁さん』 清水たま子：文 竹田鎮三郎：絵 (福音館書店)
- 2013年11月 『ラズビアのねがい アフガニスタンの少女*』 エリザベス・サナビエラ：文 スアナ・ヴェレルスト：絵 もりうちすみこ：訳 (汐文社)
- 2013年12月 『女たちの戦争 (S13-3)』 本庄豊：編 (汐文社)
- 2013年12月 『白いマフラー 特攻隊 (S9-12)』 神津良子：文 百瀬郷志：絵 (郷土出版社)
- 2014年 1月 『原爆廃墟から生きぬいた少女 下平作江さんの証言 (S14-2)』 下平作江：証言 井上幸雄：絵 (長崎文献社)
- 2014年 1月 『いのちの物語 病院船 (S9-13)』 仁科惇：文 多田尚令：絵 (郷土出版社)

- 2014年2月 『満州を描いたよ 87才の絵本』 田辺満枝、岩見隆夫：作（原書房）
- 2014年2月 『桜の花の散る頃に 学徒出陣（S9-14）』 竹本祐子：文 ますだちあき：絵（郷土出版社）
- 2014年2月 『海に消えた小さな晴れ着 台湾からの引きあげ（せんそうってなんだったの？語りつぎお話絵本 第2期 S15-1）』 岡信子：文 まるやまあやこ：絵 田代脩：監修（学研教育出版）
- 2014年2月 『父が守りぬいた命 戦争中の北海道のできごと（S15-2）』 井上こみち：文 ミヤハラヨウコ：絵（学研教育出版）
- 2014年2月 『松なみ木はもどらない 疎開を受け入れた東北の農村（S15-3）』 堀米薫：文 水野ぶりん：絵（学研教育出版）
- 2014年2月 『あずかった希望 海軍少年航空兵の見た戦場（S15-4）』 山本省三：文 篠崎三朗：絵（学研教育出版）
- 2014年2月 『五百人のお母さん 東京大空襲と戦災孤児（S15-5）』 高橋うらら：文 ひだかのり子：絵（学研教育出版）
- 2014年2月 『やんばるの戦場をにげのびて 沖縄戦、人々の苦しみ（S15-6）』 真鍋和子：文 中沢正人：絵（学研教育出版）
- 2014年2月 『ほのおに消えた命 静岡大空襲がもたらした悲しみ（S15-7）』 山本省三：作（学研教育出版）
- 2014年2月 『少年たちのとっこうたい 特攻隊員が迎えた終戦（S15-8）』 竹野栄：文 ひらのてつお：絵（学研教育出版）
- 2014年2月 『8月6日モリオの見た空 広島原爆 少年の死（S15-9）』 井上こみち：文 すがわらけいこ：絵（学研教育出版）
- 2014年2月 『それでも星はかがやいていた 長崎原爆 生死を分けた運命（S15-10）』 光丘真理：文 藤本四郎：絵（学研教育出版）
- 2014年2月 『ほりよになった中学生たち 満州に押し寄せるソ連軍（S15-11）』 高橋うらら：文 岡本順：絵（学研教育出版）
- 2014年2月 『父ののこした絵日記 戦争の中で見た人間の姿（S15-12）』 ささきあり：文 夏日尚吾：絵（学研教育出版）
- 2014年3月 『せんそう 昭和20年3月10日東京大空襲のこと』 塚本千恵子：文 塚本やすし：絵（東京書籍）
- 2014年3月 『沖縄戦と米軍占領（S13-4）』 平井美津子：編（汐文社）
- 2014年3月 『広島・長崎・空襲（S13-5）』 是恒高志：編（汐文社）
- 2014年4月 『ノーモア・ヒバクシャ 山口仙二さんの叫び（S14-3）』 末永浩：文 井上幸雄：絵（長崎文献社）

- 2014年 6月 『へいわってすてきだね』 安里有生：詩 長谷川義史：絵
(プロンズ新社)
- 2014年 7月 『おかえり！ユキ 犬の献納 (S9-15)』 櫻井いと：文 上
原ゆう子：絵 (郷土出版社)
- 2014年 7月 『ヒロシマ・ナガサキ二重被爆 山口彊さんの叫び (S14-4)』
末永浩：文 松添博：絵 (長崎文献社)
- 2014年 8月 『少女の物語 日本軍「慰安婦」被害者*』 キム・ジュン
ギ：作 韓国挺身隊問題対策協議会：訳 (日本機関紙出版
センター)
- 2014年 9月 『きらきら姫のねがい 美しき農村 (S9-16)』 いざきとき
え：文 こばやしひろえ：絵 (郷土出版社)
- 2014年 9月 『新・戦争のつくりかた』 りぼん・ぷろじえくと：文 井上
ヤスミチ：絵 りぼん山本：原案・監修 (マガジンハウス)
- 2014年10月 『こわくない』 谷川俊太郎：文 井上洋介：絵 (絵本塾出版)
- 2014年10月 『ウサギ国平和憲法 憲法発布 (S9-17)』 神津良子：文 佐
藤鈴代：絵 (郷土出版社)
- 2014年11月 『天からふってきた悪魔 (語りつごうヒロシマ・ナガサキ
シリーズ戦争 S16-1)』 安斎育郎：文・監修 (新日本出版社)
- 2014年11月 『二番目の悪者』 林木林：文 庄野ナホコ：絵 (小さい書房)
- 2014年11月 『地雷をふんだゾウ』 藤原幸一：写真・文 (岩崎書店)
- 2014年12月 『鳥よめ』 あまんきみこ：文 山内ふじ江：絵 (ポプラ社)
- 2014年12月 『火城 燃える町—1938 (S12-7)*』 蔡阜：文 蔡阜、翔子：
絵 中由美子：訳 (童心社)
- 2014年12月 『手作りのランドセル 敗戦 (S9-18)』 小林しげる：文 佐
藤鈴代：絵 (郷土出版社)
- 2014年12月 『ゆきおばあちゃん』 おおたけけいこ：文 稲田善樹：絵
(てらいんく)
- 2015年 2月 『まいづるへの旅 引揚線 (S9-19)』 神津良子：文 佐藤
鈴代：絵 (郷土出版社)
- 2015年 2月 『わすれたって、いいんだよ』 上條さなえ：文 たるいしま
こ：絵 (光村教育図書)
- 2015年 3月 『キノコ雲の下で起きたこと (S16-2)』 安斎育郎：文 (新
日本出版社)
- 2015年 3月 『歴史を未来にいかす (S16-3)』 安斎育郎：文 (新日本出版
社)
- 2015年 3月 『核兵器とはどういうものか (S16-4)』 安斎育郎：文 (新日

- 本出版社)
- 2015年3月 『平和についてかんがえる (S16-5)』安齋育郎：文 (新日本出版社)
- 2015年3月 『マララとイクバル パキスタンのゆうかんな子どもたち*』ジャネット・ウィンター：作 道傳愛子：訳 (岩崎書店)
- 2015年4月 『赤い背中 谷口さんの原爆 (S14-5)』谷口稜暉：証言 末永浩：文 井上幸雄：絵 (長崎文献社)
- 2015年5月 『ぼくは、チューズデー 介助犬チューズデーのいちにち*』ルイス・カルロス・モンタルバン、ブレット・ウィッター：文 ダン・ディオーン：写真 おびかゆうこ：訳 (ほるぷ出版)
- 2015年5月 『わたしが外人だったころ』鶴見俊輔：文 佐々木マキ：絵 (福音館書店)
- 2015年5月 『ガザ 戦争しか知らないこどもたち』清田明宏：作 (ポプラ社)
- 2015年6月 『いのりの石 ヒロシマ・平和へのいのり』こやま峰子：文 塚本やすし：絵 (フレーベル館)
- 2015年7月 『被爆者 続 70年目の出会い』会田法行：写真・文 (ポプラ社)
- 2015年7月 『杉原千畝と命のビザ 自由への道』ケン・モチヅキ：文 ドム・リー：絵 中家多恵子：訳 (汐文社)
- 2015年7月 『おねだりゾウさん 動物園 (S9-20)』神津良子：文 ももせあずさ：絵 (郷土出版社)
- 2015年7月 『三月十日の朝』最上一平：文 花村えい子：絵 (今人舎)
- 2015年7月 『せんそうしない』たにかわしゅんたろう：文 えがしらみちこ：絵 (講談社)
- 2015年8月 『Message ヒロシマ・ナガサキそしてフクシマからあなたに届けます。』広島あおむしグループ、長崎北部ゆりの会：作 (梨の木舎)
- 2015年8月 『空にさく戦争の花火』高橋秀雄：文 森田拳次：絵 (今人舎)
- 2015年8月 『太一さんの戦争』丘修三：文 ウノカマキリ：絵 (今人舎)
- 2015年8月 『タケノコごはん』大島渚：文 伊藤秀男：絵 (ポプラ社)
- 2015年8月 『のぶちゃんの戦争体験 富山大空襲』瀬川恵：文 石黒しろう：絵 (文芸社)

- 2015年 8月 『そらいろ男爵*』 ジル・ボム：文 ティエリー・デデュー：
絵 中島さおり：訳（主婦の友社）
- 2015年 8月 『彼岸花はきつねのかんざし』 朽木祥：作 ささめやゆき：
絵（学習研究社）
- 2015年 9月 『わたしの「やめて」 戦争と平和を見つめる絵本』 自由と
平和のための京大有志の会：文 塚本やすし：絵（朝日新
聞出版）
- 2015年 9月 『レッツ・ジャズ！ 戦後の街角（S9-21）』 神津良子：文
ますだちあき：絵（郷土出版社）
- 2015年11月 『赤松は忘れない 松脂燃料（S9-22）』 かがいえみこ：文
堀内稔：絵（郷土出版社）
- 2015年12月 『火星にいった3人の宇宙飛行士*』 ウンベルト・エーコ：
文 エウジェニオ・カルミ：絵 海都洋子：訳（六耀社）
- 2016年 1月 『かよさんの母ちゃん 灯火管制（S9-23）』 神津良子：文
上原ゆう子：絵（郷土出版社）
- 2016年 1月 『生きていてよかった 被爆者・片岡ツヨさんの証言（S14-
6）』 船井サナミ：構成 西岡由香：絵（長崎文献社）
- 2016年 3月 『父さんたちが生きた日々（S12-8）*』 岑龍：作 中由美子：
訳（童心社）
- 2016年 4月 『ひろったらっぱ』 新美南吉：作 鈴木靖将：絵（新樹社）
- 2016年 5月 『シュモーおじさん』 とがわこういちろう：作（シュモーに
学ぶ会）
- 2016年 6月 『とうきび（S12-9）*』 クォン・ジョンセン：詩 キム・ファン
ヨン：絵 おおたけきよみ：訳（童心社）
- 2016年 6月 『庭のマロニエ アンネ・フランクを見つめた木*』 ジェフ・
ゴッテスフェルド：文 ビーター・マッカーティ：絵 松川
真弓：訳（評論社）
- 2016年 7月 『これから戦場に向かいます』 山本美香：写真：文（ポプラ
社）
- 2016年 7月 『原爆被爆70年 原爆の怖さの物語』 児玉智江：作（デザイ
ン・コダマ）
- 2016年 8月 『ヒロシマの少年じろうちゃん』 やまだみどり：文 みなみ
ななみ：絵（リブロス）
- 2016年 8月 『ぼくが見た戦争 1945年夏』 しまだゆきお：文 秋元なお
と：絵（文芸社）
- 2017年 3月 『春姫という名前の赤ちゃん（S12-9）*』 ピョン・キジャ：文

- 2017年3月 チョン・スングク：絵（童心社）
『ドームがたり』アーサー・ピナード：文 スズキコージ：
絵（玉川大学出版部）
- 2017年4月 『だれのこどももころさせない』西郷南海子：文 浜田桂
子：絵（かもがわ出版）
- 2017年6月 『あざみの花』古川豊子：文 西沢昌子：絵（長周新聞社）
- 2017年6月 『この本をかくして*』マーガレット・ワイルド：文 フレヤ・
ブラックウッド：絵 アーサー・ピナード：訳（岩崎書店）
- 2017年7月 『ベッキィちゃんの戦争と平和 青い目の人形物語』椎窓猛：
作 内田麟太郎：監修 長野ヒデ子：協力（梓書院）
- 2017年10月 『争いと戦争（今、世界はあぶないのか？S17-1）*』ルイー
ズ・スピルズベリー：文 ハナネ・カイ：絵 大山泉：訳
（評論社）
- 2017年10月 『難民と移民（S17-2）*』セリ・ロバーツ：文 ハナネ・カ
イ：絵 大山泉：訳（評論社）
- 2017年10月 『ながさきアンジェラスのかね 1945年のクリスマス』中井
俊巳：文 おむらまりこ：絵（ドン・ポスコ社）
- 2017年12月 『貧困と飢餓（S17-3）*』ルイーズ・スピルズベリー：文 ハ
ナネ・カイ：絵 大山泉：訳（評論社）
- 2017年12月 『差別と偏見（S17-4）*』ルイーズ・スピルズベリー：文 ハ
ナネ・カイ：絵 大山泉：訳（評論社）
- 2018年4月 『花ばあば*』クォン・ユンドク：作 桑畑優香：訳（ころ
から）
- 2018年4月 『アヤンダ おおきくなりたくなかったおんなのこ*』ヴェロ
ニク・タジョ：文 ベルトラン・デュボワ：絵 村田はる
せ：訳（風濤社）
- 2018年5月 『そうべえときじむな一』たじまゆきひこ：作（童心社）
- 2018年6月 『母が作ってくれたすごろく ジャワ島日本軍抑留所での子
ども時代*』アネ＝ルト・ウェルトハイム：作 長山さき：
訳（徳間書店）
- 2018年6月 『出発 から草もようが行く』小泉るみ子：作（新日本出版
社）
- 2018年6月 『せんそうをはしりぬけた「かば」でんしゃ』間瀬なおかた：
作（ひさかたチャイルド）
- 2018年6月 『この計画はひみつです*』ジョナ・ウィンター：文 ジャ
ネット・ウィンター：絵 さくまゆみこ：訳（鈴木出版）

- 2018年 6月 『私はどこで生きていけばいいの？（世界に生きる子どもたち）*』 ローズマリー・マカーニー：作 西田佳子：訳（西村書店東京出版編集部）
- 2018年 8月 『難民になったねこクンケーシュ*』 マイン・ヴェンチュラ：文 ベディ・グオ：絵 中井はるの：訳（かもがわ出版）
- 2018年 8月 『石たちの声がきこえる*』 マーグリート・ルアーズ：文 ニザール・アリー・バドル：絵 前田君江：訳（新日本出版社）
- 2018年 9月 『ジャーニー 国境をこえて*』 フランチェスカ・サンナ：作 青山真知子：訳（きじとら出版）
- 2018年10月 『ごっそう*』 ロアルド・ホフマン：原作 吉澤みか：絵 きむらゆういち：構成・訳（今人舎）
- 2018年11月 『アンネのこと、すべて アンネの人生のこと、これまで寄せられたたくさんの質問とその答えを、ここにお伝えします*』 メノー・メツェラー、ピット・ファン・レダン：文 ハック・スキヤリー：絵 アンネ・フランク・ハウス：編 小林エリカ：訳（ポプラ社）
- 2019年 2月 『ルプナとこいし*』 ウェンディ・メデュワ：文 ダニエル・イヌユ：絵 木坂涼：訳（BL出版）
- 2019年 2月 『春ちゃん』 森本マリア：文 彩瀬ひよ子：絵 ナンシー・H・ロス：訳（吉備人出版）
- 2019年 2月 『またあしたあそぼうね』 山下ますみ：文 ささきみお：絵（新日本出版社）
- 2019年 3月 『へいわとせんそう』 谷川俊太郎：文 Noritake：絵（プロンズ新社）
- 2019年 5月 『字のないはがき』 向田邦子：原作 角田光代：文 西加奈子：絵（小学館）
- 2019年 5月 『やんばるの少年』 たじまゆきひこ：作（童心社）
- 2019年 5月／2020年 『きっときこえるよ Tree voices』 藤原美香、村本美香：文 瀧川裕恵：絵（ダブルミカ）
- 2019年 7月 『忘れないで8月6日 広島 母の2週間の学生生活』 佐々木和子：作（佐々木眞）
- 2019年 7月 『焼けあとのちかい』 半藤一利：文 塚本やすし：絵（大月書店）
- 2019年 7月 『独裁政治とは？*』 プランテルグループ：文 ミケル・カサル：絵 宇野和美：訳（あかね書房）

- 2019年7月 『ヒロシマ 消えたかぞく』 指田和：文 鈴木六郎：写真 (ポプラ社)
- 2019年7月 『父さんはどうしてヒトラーに投票したの？*』 ディディエ・デニクス：文 PEF：絵 湯川順夫、戦争ホーキの会：訳 (解放出版社)
- 2019年8月 『オマール王子の旅 広島で原爆に遭った南方特別留学生』 古田博一：文 藤原飛鳥：絵 (あいり出版)
- 2019年9月 『広島の少年飯田くん』 平和の大切さを伝える日本語教材をつくる会：文 土井理絵子：絵 (大修館書店)
- 2019年9月 『アオギリのいのち 被爆樹木二世と歩んだ学校の軌跡』 藤井健太郎：文 秦さやか：絵 (三恵社)
- 2019年9月 『なんみんってよばないで。*』 ケイト・ミルナー：作 こでらあつこ：訳 (合同出版)
- 2019年10月 『ふうちゃんのそら』 中峠房江：原案 よこみちけいこ：作 (ニコモ)
- 2019年10月 『あやちゃんのひばくたいけん あやちゃんの涙を忘れないで』 西純子：文 鎌倉麻衣：絵 Sean Perez：英訳 (竹林館)
- 2020年 『圭子ちゃん 広島の子の話／けんいち 本当の話』 小野久仁子：話 中越尚美：文 土井紀子：絵／マツトリン 喜佐：作 (平和の大切さを伝える日本語教材を作る会)
- 2020年1月 『地政学でわかるわたしたちの世界 12の地図が語る国際情勢*』 ティム・マーシャル：文 グレース・イーストン、ジェシカ・スミス：絵 大山泉：訳 (評論社)
- 2020年1月 『ふたりの約束 アウシュヴィッツの3つの金貨*』 プニーナ・ツヴィ、マーギー・ウォルフ：文 イザベル・カーディナル：絵 金原瑞人：訳 (西村書店東京出版編集部)
- 2020年2月 『焼けあとのおにぎり』 うるしばらともよし：文 よしだるみ：絵 (国土社)
- 2020年4月 『えくぼのかよちゃん』 海老名香葉子：文 林家しん平：絵 (金の星社)
- 2020年6月 『せんそうがやってきた日*』 ニコラ・デイビス：文 レベッカ・コップ：絵 長友恵子：訳 (鈴木出版)
- 2020年6月 『7年目のランドセル ランドセルは海を越えて、アフガニスタンで始まる新学期』 内堀タケシ：写真・文 (国土社)
- 2020年6月 『わたしに手紙を書いて 日系アメリカ人強制収容所の子ど

- もたちから図書館の先生へ*』 シンシア・グレイディ：文
アミコ・ヒラオ：絵 松川真弓：訳（評論社）
- 2020年7月 『あるひあるとき』 あまんきみこ：文 ささめやゆき：絵（のら書店）
- 2020年8月 『パンフルートになった木』 巢山ひろみ：文 こがしわかおり：絵（少年写真新聞社）
- 2020年8月 『旅するピカドンピアノ 調律師矢川光則さんと広島の被爆ピアノとの出会いが平和をつなぐ』 まほろば遊：文 姿陽炎：絵（三恵社）
- 2020年10月 『しあわせなときの地図*』 フラン・ヌニョ：文 ズザンナ・セレイ：絵 宇野和美：訳（ほるぷ出版）
- 2020年10月 『アネモネ戦争』 上村亮太：作（BL出版）
- 2020年11月 『せきれい丸』 たじまゆきひこ、きどうちよしみ：作（くもん出版）
- 2020年11月 『あの湖のあの家におきたこと*』 トーマス・ハーディング：文 ブリッタ・テッケントラップ：絵 落合恵子：訳（クレヨンハウス）
- 2020年12月 『ルールと責任（S17-5）*』 ルイーズ・スピルズベリー：文 ハナネ・カイ：絵 大山泉：訳（評論社）
- 2020年12月 『権利と平等（S17-6）*』 マリー・マーレイ：文 ハナネ・カイ：絵 大山泉：訳（評論社）
- 2021年 『昭和20年8月6日 可部に舞い降りた落下傘』 いくまさ鉄平：作（可部まち物語つたえたい）
- 2021年1月 『ウサギ*』 ジョン・マーズデン：文 ショーン・タン：絵 岸本佐知子：訳（河出書房新社）
- 2021年5月 『アレッポのキャットマン*』 アイリーン・レイサム、カリーム・シャムシ・バシャ：文 清水裕子：絵 安田葉津紀：訳（あかね書房）
- 2021年5月 『ヒロシマにいた友だち』 檜山純子：文 アイナ・ヒヤマ・ザブリ：絵（平和の大切さを伝える日本語教材を作る会）
- 2021年5月 『ぼくのお父さんはドクちゃん』 こじまえみこ：文 えはらみほこ：絵（メディセレ教育出版）
- 2021年7月 『かずさんの手』 佐和みずえ：文 かわいちひろ：絵（小峰書店）
- 2021年7月 『秋』 かこさとし：作（講談社）
- 2021年7月 『子どもの本で平和をつくる イエラ・レップマンの目ざし

- たこと*』 キャシー・ステインソン：文 マリー・ラフランス：絵 さくまゆみこ：訳（小学館）
- 2021年 8月 『母と子 戦後の再生（S9-番外編）』 神津良子：文 こばやしひろえ：絵（郷土文化社）
- 2021年 8月 『ヒナゲシの野原で 戦火をくぐりぬけたある家族の物語*』 マイケル・モーバーゴ：文 マイケル・フォアマン：絵 佐藤見香夢：訳（評論社）
- 2021年11月 『黄色い星 ユダヤ人を守った国王とデンマークの人たちの物語*』 カーメン・アグラ・ディーディ：文 ヘンリー・ソレンセン：絵 那須田淳：訳（BL出版）
- 2022年 『8月のウサギ 被服支廠物語』 佐藤優：文 いくまさ鉄平：絵（ヒロシマ・ヤング・ピース・ビルダーズ）
- 2022年 2月 『アフガニスタンのひみつの学校 ほんとうにあったおはなし*』 ジャネット・ウィンター：作 福本友美子：訳（さ・え・ら書房）
- 2022年 3月 『ニッキーとヴィエラ ホロコーストの静かな英雄と救われた少女*』 ピーター・シス：作 福本友美子：訳（BL出版）
- 2022年 4月 『なきむしせいとく 沖繩戦にまきこまれた少年の物語』 たじまゆきひこ：作（童心社）
- 2022年 4月 『すずばあちゃんのおくりもの』 最上一平：文 黒井健：絵（新日本出版社）
- 2022年 5月 『光にむかって サーロー節子ノーベル平和賞のスピーチ』 サーロー節子：述 くさばよしみ：編 やまなかももこ：絵（汐文社）
- 2022年 5月 『戦争をやめた人たち 1914年のクリスマス休戦』 鈴木まもる：作（あすなろ書房）
- 2022年 6月 『戦争が町にやってくる*』 ロマナ・ロマニーシン、アンドリー・レシヴ：作 金原瑞人：訳（ブロンズ新社）
- 2022年 6月 『モナのとり*』 サンドラ・ボワロ＝シェリフ：作 水橋はな：訳（新日本出版社）
- 2022年 7月 『核兵器をなくすと世界が決めた日』 高橋真樹、岩崎由美子：文 TOTO：絵 川崎哲：解説（大月書店）
- 2022年 8月 『本川をつたえて 爆心地 350 m で被爆した小学6年生の女の子』 田中八重子：原案 黒原救吾：文 奥原救喜：絵（日本電子書籍技術普及協会）
- 2022年 8月 『旅のネコと神社のクスノキ』 池澤夏樹：文 黒田征太郎：

絵（スイッチ・パブリッシング）

- 2022年 8月 『こはるさんのこもりうた』 清水まなぶ：文 さなつ：絵（回想プロジェクト）
- 2022年 8月 『キーウの月*』 ジャンニ・ロダーリ：文 ベアトリーチェ・アレマーニャ：絵 内田洋子：訳（講談社）
- 2022年 9月 『戦争日記 鉛筆1本で描いたウクライナのある家族の日々*』 オリガ・グレベンニク：作 奈倉有里：ロシア語監修 渡辺麻土香、チョン・ソウン：訳（河出書房新社）
- 2022年10月 『ハナミズキ A Hundred Years』 一青窈：詩 ねっこかなこ：絵（今人舎）
- 2022年10月 『チャンス はてしない戦争をのがれて*』 ユリ・シュルヴィッツ：作 原田勝：訳（小学館）
- 2022年12月 『難民と祖国（わたしたちの権利の物語1）*』 ルイーズ・スピルズベリー：文 トビー・ニューサム：絵 くまがいじゅんこ：訳（文研出版）
- 2022年12月 『ブラディとトマ ふたりのおとこのこふたつの国それぞれの目にうつるもの*』 シャルロット・ベリエール：文 フィリップ・ド・ケメテール：絵 ふしみみさを：訳（BL出版）
- 2023年 2月 『きょうせんそうがはじまると*』 藤代勇人：文 塚本やすし：絵（ニコモ）
- 2023年 4月 『せんそうがおわるまで、あと2分*』 ジャック・ゴールドスティン：作 長友恵子：訳（合同出版）
- 2023年 5月 『ピースフル・プラネット なぜ戦争が起きるの？ 平和な世界を作るためにできること*』 アンナ・クレイボーン：作 大山泉：訳（評論社）
- 2023年 5月 『シッカとマルガレータ 戦争の国からきたきょうだい*』 ウルフ・スタルク：文 スティーナ・ヴィルセン：絵 きただいりこ：訳（子どもの未来社）
- 2023年 6月 『火のトンネル』 岡本央：写真・文（大月書店）
- 2023年 6月 『ヤギと少年、洞窟の中へ』 池澤夏樹：文 黒田征太郎：絵（スイッチ・パブリッシング）
- 2023年 7月 『トットちゃんの15つぶのだいず』 黒柳徹子：原案 柏葉幸子：文 松本春野：絵（講談社）
- 2023年 7月 『あの日のこと 戦争を読む・平和を考える19450809』 山口美代子：文 吉澤みか：絵（今人舎）
- 2023年 7月 『星は見ている 戦争を読む・平和を考える19450806』 藤野

- としえ：文 広田郁世：絵（今人舎）
- 2023年 8月 『ひろしまの小さなおうちのものがたり』中山昌子：談
IZOOMI：絵（Art Project at Hiroshima）Sp
- 2023年 8月 『ピカドン 初版オリジナル復刻版』丸木位里、赤松俊子：
作（琥珀書房）
- 2023年 8月 『ヨシちゃんの沖縄戦 13歳少女の体験より』中地フキコ：
作（かもがわ出版）
- 2023年 9月 『イエローバタフライ*』オレクサンドル・シャトヒン：作
（講談社）
- 2023年 9月 『いえ あるひせんそうがはじまった*』カテナ・ティホ
ゾーラ：文 オレクサンドル・プロードン：絵 すぎもと
えみ：訳（汐文社）
- 2023年 9月 『戦いと平和のうずまき』中川素子：企画・文 スタシス・
エイドリゲーヴィチユス：絵・写真（解放出版社）
- 2023年 9月 『母さんをたのんだぞ！ むっちゃんの戦争と原爆』被爆者
体験伝承者瀬越グループ：文 沖本直子：絵 露無絵美、
ライアン・ベンサレク：英訳（Shift Project）
- 2023年12月 『ぼくのとってふつうのおうち 「ふつう」のくらしをう
ばわれたなんみんのはなし*』コンスタンチン・ザテューポ：
作 藤原潤子：訳（かけはし出版）
- 2024年 1月 『芥川龍之介の桃太郎』芥川龍之介：文 寺門孝之：絵（河
出書房新社）
- 2024年 2月 『きみは、ぼうけんか*』シャフルザード・シャフルジェル
ディー：文 ガザル・ファットラヒー：絵 愛甲恵子：訳
（プロンズ新社）
- 2024年 3月 『ぺんぎんせんそう』すえひろかずま：作（つくじか出版）
- 2024年 4月 『戦争は、*』ジョゼ・ジョルジュ・レトリア：文 アンド
レ・レトリア：絵 木下真穂：訳（岩波書店）
- 2024年 6月 『ひとのなみだ』内田麟太郎：文 nakaban：絵（童心社）
- 2024年 6月 『ぼくたちのことをわすれないで ロビングヤの男の子ハー
ルンのものがたり』由美村嬉々：文 鈴木まもる：絵（俊
成出版社）
- 2024年 7月 『ぼくが子どものころ戦争があった 「いくさの少年期」より』
田中幹夫：原作 寮美千子：文 真野正美：絵（ロクリン社）
- 2024年 8月 『対馬丸とボーフィン』池澤夏樹：文 黒田征太郎：絵（ス
イッチ・パブリッシング）

- 2024年 8月 『赤い日傘』水江顕子：文 ももせいずみ：絵（次世代に伝えるヒロシマの記憶）Sp
- 2024年 8月 『原子爆弾の中を生き延びる*』ペドロ・アルペ、フーベルト・チースリク：文 おがた・もとこ：絵 緒形隆之：訳（教友社）
- 2024年 9月 『野ばら』小川未明：文 あべ弘士：絵（金の星社）
- 2024年 9月 『おばあちゃんの白い鳥 ガザのものがたり*』マラク・マタール：作 さくまゆみこ：訳（講談社）
- 2024年10月 『緑の葉っぱのパン』最上一平：文 北見葉胡：絵（新日本出版社）
- 2024年11月 『このほしのこども』吉田尚令：作（あかね書房）
- 2024年12月 『いまは、ここがぼくたちの家 ウクライナから戦争を逃れてきた子ども*』バルバラ・ガヴリルク：文 マチエイ・シマノヴィチ：絵 田村和子：訳（彩流社）

以上、520冊

紀要『広島平和研究』（第13号）投稿の募集について

『広島平和研究』編集委員会では、2026年3月に発行予定の『広島平和研究』第13号に掲載する原稿を募集いたします。

募集する原稿は、特集論文、独立論文、研究ノートです。特集論文は、「戦後80年を超えて」に関連するテーマについて、また独立論文と研究ノートは、「平和」に関するものであれば、自由に設定していただいて構いません。原稿は「投稿規程」に従って執筆、投稿してください。

投稿をご検討の方は、可能な限り2025年8月31日までに事前連絡をお願いいたします。投稿の締め切りは、2025年9月30日です。

事前連絡、投稿原稿は電子メールで『広島平和研究所 事務室』に送付してください。
E-mail: office-peace@m.hiroshima-cu.ac.jp

Call for Papers: Hiroshima Peace Research Journal, Vol.13

We invite articles for the *Hiroshima Peace Research Journal*, Vol. 13, scheduled to be published in March 2026. Those who are interested in contributing should indicate the category appropriate to their submission from among: “special features,” “research article,” and “research note.”

The theme for this special issue is “Eighty years since the end of the World War II and beyond”
Research articles and research notes should be related to “peace.”

If you are considering submitting an article, please contact us in advance by August 31st, 2025, as early as possible.

Please follow the “Submission Guidelines” on our website when preparing your submission.

The deadline is September 30th, 2025.

Prior contact and submissions should be made via e-mail to the address of the Hiroshima Peace Institute office below:

E-mail: office-peace@m.hiroshima-cu.ac.jp

『広島平和研究』投稿規程

広島市立大学広島平和研究所の紀要『広島平和研究』の執筆に際しては、本投稿規程によるものとする。投稿された論文は匿名の査読者（レフリー）による査読に付される。

1. 使用言語

- (1) 日本語または英語で、オリジナルの、書き下ろしのものであること。
- (2) 邦文原稿の場合には、提出時に英文表記による表題と執筆者名を別記すること。

2. 原稿と文字数

- (1) 原稿は、原則として Microsoft Word で作成すること。
- (2) 特集論文、独立論文は、邦文16,000～25,000文字、英文8,000～10,000ワードとする。
- (3) 研究ノートは、邦文14,000～20,000文字、英文3,000～5,000ワードとする。
- (4) 書評（招待原稿のみ）は、邦文4,000～5,000文字、英文600～1,000ワードとする。
- (5) 注、および図表等は制限字数内に含めること。
- (6) 邦文原稿内での半角英数字は1/2文字としてカウントする。（A＝「文字数（スペースを含めない）」、B＝「全角＋半角カタカナ」とした場合、「A+B」÷2で換算する）

3. 原稿の書式

- (1) 邦文原稿の書式はA4横書き、36字×36行とすること。英文原稿の場合は、英語の投稿規程を参照すること。
- (2) 審査の都合上、論文には投稿者の氏名を掲載しないこと。論文とは別に、氏名、論文タイトル、所属と職名、Eメールアドレス、住所を記した文書を別ファイルとしてメールに添付して提出すること。

4. 文章、および章、節、項

- (1) 邦文原稿の文章は、新字体、新仮名づかいによるものとする。また、本文と注における句読点は点（、）と丸（。）とし、原則としてコンマ（,）ピリオド（.）は用いない。
- (2) 章、節、項の見出しの数字は、以下のように統一する。なお、序章（はじめに・序論など）と終章（おわりに・結論など）には数字を振らない。
章 1. 2. 3. / 節 (1) (2) (3) / 項 (a) (b) (c)

5. 注と図表

- (1) 注は原則として論文末に一括すること。
- (2) 注番号は本文の該当箇所の上右付きに1、2、3のように通し番号で入れること。末尾の注の一覧にも1、2、3の番号を付すこと。
- (3) 注における参考文献の示し方は、原則として、著者、書名、発行所、発行年（もしくは著者、論文タイトル、掲載誌、巻・号、発行年月）、頁数とすること。
- (4) 図表、写真等には、通し番号を付し、本文中に挿入位置を明示して提出すること。

6. 提出先

投稿原稿は電子メールで office-peace@m.hiroshima-cu.ac.jp に送付すること。

Hiroshima Peace Research Journal Submission Guidelines

This guideline details the format and the style for manuscript submissions to ensure consistency and clarity in editing and publication. Manuscript citations should follow the Chicago Manual of Style. All papers are subject to anonymous peer review.

1. Language

All papers must be written in English or Japanese and must be original scholarship.

2. Manuscript and the Length

- (1) Manuscripts should be prepared using Microsoft Word.
- (2) Article length should be between 8,000 and 10,000 words, including notes, statistics, photographs, etc.
- (3) Research notes and review essays should be between 3,000 and 5,000 words, including notes, statistics, photographs, etc.
- (4) Book reviews are by invitation only and should be between 600 and 1,000 words.

3. Manuscript Format

- (1) The manuscript should be submitted digitally and should use a double-spaced 12-point font and A4 page formatting.
- (2) To facilitate the blind review process, your name should not appear on any page of the submitted article. Please submit a separate cover sheet that includes your name, article title, position, institution, e-mail address and a mailing address.

4. Numbering of Sections

Headings and sub-headings should be numbered according to the following system: Major headings: 1. 2. 3; First sub-headings: (1) (2) (3); Second sub-headings: (a) (b) (c).

5. Notes, Tables, Figures, etc.

- (1) Notes should be numbered sequentially throughout the text and inserted at the end of the text, rather than at the bottom of each page.
- (2) Notes should be indicated in the text by superscript figures and collected at the end of the article in numerical number.
- (3) Notes should follow this basic format:

Book: Author's given name or initial(s), author's family name, title of book [italic] (city of publication: publisher, year of publication), page numbers.

Journal article: Author's given name or initial(s), author's family name, "title of article," name of journal [italic], volume number (year of publication): page numbers.

Article in book: Author's given name or initial(s), author's family name, "title of article," in title of book [italic] editor(s) of book (city of publication: publisher, year of publication), page numbers.

- (4) Tables, figures, images, etc. should be numbered and have brief titles. Indicate locations in the text to insert tables and figures. Submit tables, figures and images on separate sheets.
- (5) A list of references in alphabetical order should be provided at the end of the article with family names appearing first.

6. Submission

Submission should be made via e-mail to: office-peace@m.hiroshima-cu.ac.jp

『広島平和研究』掲載原稿に係る審査規程

第1条 目的

『広島平和研究』に投稿される原稿に関する審査の公平性及び透明性を確保し、並びに査読手続を明確にするため、この規程を定める。

第2条 原稿の種類と審査対象

- (1) この規程に基づく審査の対象は、「論文」、「研究ノート」、「書評」に該当する原稿とする。
- (2) 「巻頭言」、「活動報告」及びその他原稿については、この規程に基づく審査の対象としないものの、編集委員会の裁量により編集上の修正を行うことができる。

第3条 審査及び掲載

- (1) 前条第1項に掲げる審査は、原則として、2名の匿名査読者による査読により行い、その結果に基づき、編集委員会が原稿の掲載の可否を決定する。
- (2) 査読者による査読の依頼に際しては、以下の点を考慮した上で査読者を選定する。
なお、外部査読者については、依頼条件を満たす場合には謝金を支払うこととする。
 - (a) 当該分野の専門乃至その分野に近い人を査読者候補とする。
 - (b) 原則として1名は学内から、他の1名は学外から選定する。
 - (c) 投稿者を指導した経験のある者は、原則として除外する。
- (3) 査読手続のための評価方法（評価シートの書式を含む）については別途編集委員会にて定める。

第4条 編集委員会による依頼原稿の審査

編集委員会が依頼する原稿については、査読者による査読を省略することができる。

第5条 改正

この規程の改正については、編集委員会が発議し、教授会による承認により決定する。

附則

この規程は、教授会の承認を得た日から起算して1箇月を経過した時点から施行する。なお、同規程が施行されるまでの期間は、これまでの編集において確立された慣行に則った査読手続を適用する。

(2016年9月29日教授会承認。同年10月29日施行)

Regulations for the Evaluation of Manuscripts Submitted for Publication in Hiroshima Peace Research Journal

I. Objectives

Article 1. This Regulation provides for the purpose of ensuring fairness and transparency in evaluating the articles submitted to the Hiroshima Peace Research Journal (HPRJ), as well as to clarify the peer review procedures.

II. Article Types and Areas of Evaluation

Article 2.

- (1) Types of articles to be evaluated based on the Regulation shall be “research paper,” “research note” and “book review.”
- (2) “Foreword,” “activity report” and other types of manuscripts are not subject to review based on the Regulation, but they can be edited at the discretion of the HPI Editorial Committee.

III. Evaluation and Publication

Article 3.

- (1) When carrying out evaluations mentioned in paragraph 1 of the preceding Article, the submitted articles are normally peer-reviewed by two anonymous reviewers, and the Editorial Committee shall decide if the articles should be accepted in accordance with the peer review results.
- (2) Upon request of peer review, reviewers shall be selected in consideration of the following criteria:
 - (a) Experts in the concerned field and/or reviewers whose area of expertise is close to the field.
 - (b) As a general rule, one reviewer will be selected from Hiroshima City University, and the other from outside the University.
 - (c) In principle, those who have supervised the author shall be excluded.
It is to be noted that an honorarium will be paid to the external reviewers, in the case that the request condition is satisfied.
- (3) The Editorial Committee shall decide the evaluation method for the peer review procedures including the form of the evaluation sheet.

IV. Exemption from Evaluation

Article 4. Articles that the HPI Editorial Committee request to submit shall not be subject to peer review by reviewers.

V. Amendments

Article 5. Amendments of this Regulation shall be proposed by the Editorial Committee and be approved by the HPI Research Staff Meeting (RSM).

Supplementary Rule: This Regulation is deemed to be in effect from the time that has elapsed one month from the date of the approval of the RSM. It should be noted that the peer review procedures in line with the established practice in the editing shall be applied until the Regulation enters into force.

(Approved by the Research Staff Meeting on the 29 September 2016 and in effect 29 October 2016)

編集後記

『広島平和研究』第12号をお届けします。今号は、国際法、特に国際組織に関する研究を続けてきた佐藤哲夫特任教授と、グローバルな核被害の歴史を追ってきたロバート・ジェイコブズ教授というお二人が広島平和研究所をご退職されるタイミングでの刊行となり、前号に続いてのダブル退職記念号です。それ以外の論文についても、練達した筆者による積み重ねを反映した論文と同時に、現役大学院生による新たなチャレンジも複数提出され、いわば二つの流れの相乗効果が感じられるような構成となりました。恒例の巻頭エッセイ「平和研究の窓」欄で坂元茂樹・神戸大名誉教授が指摘されたように、「戦争の時代」に突入しているかのように見える世界情勢の中で、今こそ平和をどのように考えるべきか、どの論文も貴重な視点を提示するものだと考えます。ご投稿いただいた執筆者の方々に改めて感謝申し上げます。

なお、前号では特集テーマを「平和への接近」と設定して特集論文投稿も受け付けていましたが、非常に広いテーマだったことがかえってハードルを上げてしまったのか、査読付き研究ジャーナルとしての質を担保できるだけの投稿が十分に集まらなかったことから、編集委員会の判断として、特集論文掲載は今号については見送りました。一方、研究論文ではないが、重要な資料の存在や文献の動向に関して、活字として残すことで広く共有したいというアーカイブ的な観点からの投稿が2件あったため、「文献・資料解説」カテゴリーで掲載いたしました。

掲載内容の質を維持しつつ、新しい息吹も感じられるような形で多様性に配慮していくことは、これからも広島平和研究所の紀要として求められる要件だと考えます。次号に向けては、査読プロセスの円滑化をはかるべく、投稿規程なども一部、微修正を施しました。特集論文のテーマは「戦後80年を超えて」です。歴史的視座を踏まえつつ、今後を見通すような意欲的な投稿をお待ちしています。

(梅原季哉)

広島平和研究 第12号
Hiroshima Peace Research Journal, Vol. 12

2025年3月12日 発行

発行：広島市立大学 広島平和研究所
所長 大芝 亮
〒731-3194
広島市安佐南区大塚東3-4-1
電話 082-830-1811
ファックス 082-830-1812

編集：広島平和研究所 編集委員会
梅原季哉、ロバート・ジェイコブズ、
竹本真希子

Visit HPI's website at <https://www.peace.hiroshima-cu.ac.jp/publications/journal/>